

高田短期大学紀要

第 26 号

平成20年 3 月

研究論文

ネット・オークションにおける購買行動

ーニーズ・強化子分析の試みー 中 野 美 雅 (1)

キャリア・コンサルティング技法に関する考察

ー若年者キャリア・コンサルティングにおける課題を中心にー 手 嶋 慎 介 (15)

障害者自立支援法と「格差」・「貧困」・「不平等」の構造 武 川 眞 固 (27)

高校福祉科の設置と高校生が福祉を学ぶ意味 佐 藤 完 (37)

老いのよそおい Vol. 1 佐 藤 完 (51)

織田 紀代子
長岡 さとみ

子どもの育ちと母親の育児姿勢 (1) 橋 本 景 子 (61)

乳児保育におけるベビーマッサージの可能性に関する一考察 梶 美 保 (73)

フレーベル主義幼稚園教師養成カリキュラムの検討

ー幼児学校指導者との比較を通してー 豊 田 和 子 (83)

子育て意識に関する調査

ー保育所を利用する母親に対するアンケートからー 植 木 存 (99)

中 野 美 雅

教育実習生の教育力向上に関する研究 望 木 郁 代 (111)

ワードプロセッサ科目の教授法について 大 西 眞 純 (119)

川喜田 多佳子

短期大学におけるキャリアガイダンスプログラムの構築 畠 山 義 啓 (133)

手嶋 慎
真弓 徳
倉 田 光
充

女子短大生の被服行動と衣服管理 鷺 見 裕 子 (143)

発話行為が他者にもたらす影響に関する研究 平 田 祐 子 (151)

実践報告

保育者養成校における「乳幼児の事故予防」に関する指導

ー基礎技能科目「幼児体育」の取り組みー 柳 原 尉 津子 (161)

付 録

研究活動の一覧表 (167)

高 田 短 期 大 学

ネット・オークションにおける購買行動 — ニーズ・強化子分析の試み —

Purchasing Behaviors in Net-Auction

- Needs & Reinforcer -

中 野 美 雅

Yoshimasa Nakano

(要約)

ネット・オークションの購買行動に関するアンケートを行い、その結果、参加者の強化随伴性に関し一義的ではなく、幾つかの異なった要因の存在が観察された。参加者のニーズは「安く商品を落札する」事であるが、それ以外にも「落札そのもの」、「ライバルに勝利する」、「オークションに参加すること自体」などが強化子として機能している人々も存在した。また、今後のネット・オークション参加希望者の行動を予測する基本的な傾向も確認され、今後の潜在的な購買者となる可能性が示唆された。

(キーワード)

ネット・オークション、購買行動、行動分析

はじめに

ここ20年、ITの発達によりパソコンやインターネットが普及し、また、携帯電話も飛躍的に普及し、我々の日常生活に浸透してきている。メールも日常的に使用され、様々な生活様式も様変わりするようになった。総務省内閣府（消費動向調査2007年3月¹）の調べでは、図1のごとくパソコンの世帯普及率は80%近くになり、またインターネット利用率も図2のごとく、1995年から急激に増加し、80%ほどになっている。そして、それ以上に、図3に示すごとく携帯電話の普及も著しく、携帯使用年齢（15歳～65歳）の約95%が携帯を使用している²。そして、携帯は、電話のみならず、メール、インターネット閲覧等に利用されている。このような機器の普及に連れて、我々の日常生活の中で、パソコンやインターネットはもはやコミュニケーション・ツールとして溶け込み、生活必需品としての役割を果たした。それらは道具として使用され、様々な用途に利用され始めている。情報流通はすさま

パソコン世帯普及率

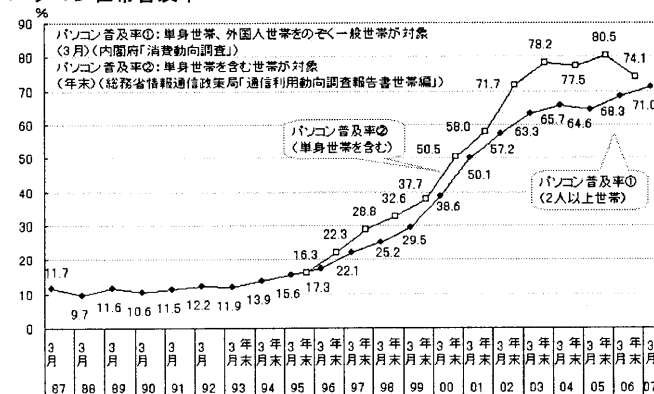
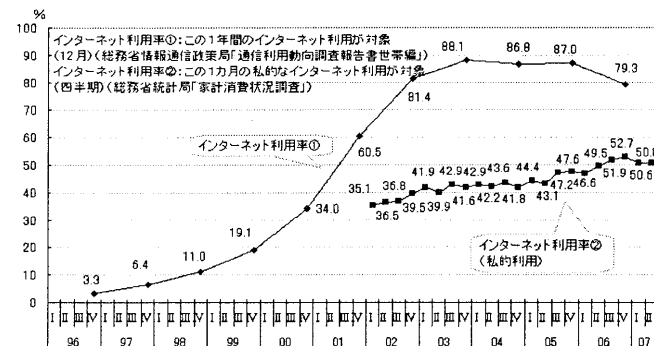


図1. パソコンの普及率（総務省統計2007）

(<http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/6200.html>)



じい勢いで変革を遂げている。多くの学生は、辞書を引く代わりにインターネットを検索し、論文もインターネット参照が増えてきている。そのような中で、新しい形態のネットビジネスが注目され、物品の購買行動も、インターネットを介在する状況が盛んになり、ネットショップやインターネット・オークション（以下「ネット・オークション」とする）等が隆盛を極めている。江下（2007）³の報告によると、ネット・オークションの市場規模は、2005年には1兆3千億円を超え、既に1兆円規模を超える急成長産業となっていると言う。

ネット・ショップは一般の店舗をインターネット上に構築し、そこで商品を購入する形式であり、通常の店舗と販売形式はさほど変わりはない。しかしながら、ネット・オークションは、自らが値段を決定するため、一般のネット・ショップと形態が違い、ゲーム的感覚もあり、個人でも気軽に出品できるため、最近急速に普及してきている。その事実、江下の報告にも有り、「ネット・オークション参加者として、ヤフーオークションでは、2005年時点で、670万人おり、全てを合わせると1千万人を超す状況となっている。」としている。

オークションそのものの歴史は古く、<http://www.geocities.jp/boy3339jp/newpage10>⁴によると、「オークションの歴史は紀元前の古代バビロンにまでさかのぼり、最古の文献『ヘロドトス』の歴史の中で、紀元前500年頃にバビロニア人の間で結婚相手を得るためのオークションがどの村でも1年に1度行われていた。」という記述があり、「その後、ローマ時代に戦利品や捕虜、不動産などがオークションにかけられ、ついにはローマ帝国の王位までもがオークションにかけられた。」と言われている。またネット・オークションについては、「1995年アメリカのエール・オミジャー氏がキャンディーケースを収集している妻の為にオークションサイトを自分のサイトに作ったのが始まりと言われている。以来、収集家、マニア、骨董品の参加者が増加し今ではアメリカの最大オークションサイト『イーベイ』になった。日本でのネット・オークションの始まりは1998年7月に楽天スーパーオークションで店舗を中心としたオークションが最初で、1999年9月には個人でも気軽に落札、出品を考えたYahooオークションが開始され、その気軽さゆえ現段階では1200万人（2004年）以上が利用している。」と記されている。

取り扱い記事も膨大に増えている。ヤフーサイトで「ネット・オークション」を検索すると、約1440万件、「インターネット・オークション」で検索すると約58万件がヒットし、グーグルではそれぞれ265万件、約38万件がヒットする。

黎明期のネット・オークションでは、様々なトラブルが発生し問題が多かったが、ここ数年トラブルを回避するための様々な方策が講じられており、現在でも、それらを回避するための研究がなされている。様々な分野での研究論文も多数発表され始めている。研究論文サイトの国立情報学研究所の検索エンジンでは、「ネット・オークション」で、143件、「インターネット・オークション」で54件ヒットし

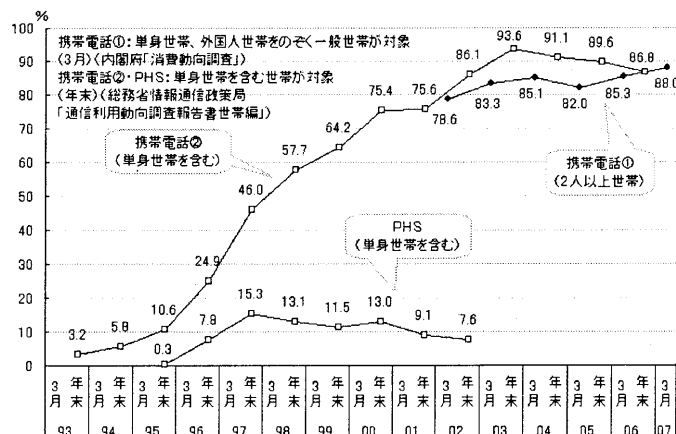


図3. 携帯の普及率（総務省通信利用調査 2007）
(<http://www.passmail.ne.jp/New/keitai.htm>)

ネット・オークションにおける購買行動

ている。

研究内容は、法的な問題、戦略（ゲーム理論・行動）、システム関係、或いは、詐欺、品質問題、評価等に関する呼びかけ等、多くの分野からの研究発表がある。

オークションの形態は、大きく分けて、4種類あり、英国型、オランダ型、第1価格入札、第二価格入札に分けられる。

英国型とは、入札者が価格を吊り上げ、最も高い価格を提示した買い手に販売する方式であり、主に骨董品・美術品などに用いられる。これは一般のオークションと考えてよいだろう。多くのネット・オークションの場合、これを踏襲しているが、若干の変更が加えられている。その多くは、ネットの都合上、締め切り時間と、価格設定システムが変えられている。一般の会場オークションでは、買い手が宣言した価格で、その最高額が落札価格となるが、多くのネット・オークションの場合、価格設定は非公開であり自分の予定最高価格を入力した場合、その価格が落札価格になる訳ではない。ネット上で公開されている最高値段が、落札予定価格になる。そして、それよりも高い金額をつけた買い手が出現した場合、その価格と、自分の最高予定価格を比較し、高い方の価格が公開されるのである。価格の上昇は、サイトによってまちまちであるが、1～99円までは1円、101円～999円までは10円、1000円～4999円までは250円ステップで上昇する。そして例えば、5000円で、終了時間が到来した場合、他者がそれ以上値段を吊り上げなければ、たとえ自分の最高予算設定を10万円としておいても、5000円で落札となる。これが、一般会場のオークションとは異なる。

オランダ型とは、最初に高値が設定されており、徐々に値段が下げられ、最初にその下がってきた値段に応答すれば、その者が落札者となる。言ってみれば、叩き売り形式であり、オランダで花の取引に用いられたのが起源である。これにより取引のスピード化が図られる。

次いで、第一価格入札とは、非公開で最終的に最も高い価格を入札した者に最も高い価格で販売する形式である。現在取りざたされている談合問題の入札形式ではあるが、談合問題の入札は、より安い値段を提示したものが落札する違いである。

第二価格入札は、最終的に最も高い価格を入札したものが落札するが、支払額は2番目の価格とする。これにより不正入札防止が可能となる。現在のネット・オークションは、イギリス型の変形がほとんどと言えよう。

また、財（オークションに出品される物）に関しては、「私的価値」、「共通価値」、そして、「相関価値」の3つに分類されている。「私的価値」とは、財の価値が人により異なり、その価値観によって決められる。記念品、形見、マニア商品、骨董品などがそれである。「共通価値」は、全ての人で価値が共通なもの、或いは、その値段が知れ渡っているような商品を言う。I-Podや、メモリ等、市販されている諸々の商品を言う。これらは大体の値段を参加者が知っている。「相関価値」とは、「私的価値」と「共通価値」の中間の商品を言い、現実のオークションに出品されるほとんどの商品がこれに当てはまる。

最後に、入札者 (bidder) のタイプに関して、菅原・松田 (2005)⁵ は「Early Bidder」、「Cheep Early Bidder」、「Sniper」、そして、「Sniper By Continuation」の4つのタイプに分類している。彼らの報告

の中で、「『Early Bidder』とは、オークション初心者に多い入札行動で、入札したい意欲は高いが戦略がまずく、落札確率が低い入札者タイプである。『Cheap Early Bidder』は、落札したい意欲は低く、商品の価格の安さに価値を置いており、価格の上昇により、入札意欲も下がり、落札できないことが多い入札者タイプである。『Sniper』は、日ごろオークション経験が多く、落札意欲が高いため、オークション中盤以前の無駄な行動を省略し、オークション終了間際に出現し、他の札者に落札されないような高めの金額を1回のみ入札する。そして、『Sniper By Continuation』は、『Sniper』に似ており、オークション経験が多く、落札意欲も高い。オークションの終了間際に現れ、入札金額を何度も更新し、落札するタイプである。」としている。

このような状況を行動分析の立場から考えれば、そこに「ニーズ」があり、行動を起こすことにより、その結果がポジティブであれば、それが何らかの強化として機能し、その行動の出現率が上昇する。ネット・オークションの参加者が急増していると言うことは、そこに参加者にとってのニーズがあり、何らかの条件性強化刺激が存在し、それによって、参加行動を行い、強化がなされるため参加行動の出現率が上昇していると考ええる。そして、それらのニーズは一律なものではなく、個々によって、強化子が異なると考えられる。石山（2005）⁶の「インターネット・オークションの現状と今後」の中で、㈱イプシ・マーケティング研究所のアンケート調査から、「インターネット・オークションの利用実態として、インターネット・オークションの利用経験者は回答者の55%にのぼる。」としている。このアンケートの総数は2714名である。「それらのユーザの中には、生活者のツールとして浸透している層と、『一度オークションを体験してみたい。』というライト・ユーザ層が混在している。」と述べている。そして、その割合は「ヘビーユーザが、11.1%でライト・ユーザが29.6%存在している。」としている。これらのユーザの中でも、商品を安く手に入れるためのユーザのみではなくゲーム感覚として参加しているユーザも存在していると考ええる。また、コミュニケーションのために、落札自体をそれ程気にしないユーザも存在するであろう。強化子となっているものが何であり、その割合がどの程度になっているかを明確にすることにより、何がユーザにとっての強化子となっているかを明確にする必要がある。行動分析を行った論文としては、黒澤・前川（2001）⁷の「インターネット・オークションにおける入札者の行動分析」がある。これは、オークション参加者の入札行動に関するデータを集積し、財（商品）が入札者にとっての価値の違いにより、入札行動に差異があるとする研究結果を報告している。その中で、特定の行動パターンとして、Roth等（2000）⁸が述べている「Last Minutes Bidding」の存在を確認している。これは、「私的価値」の商品の場合、終了時間間際に急速な価格変動が生じ、これを「Deadline Effect」と読んでおり、一般の商取引にも見られる。としている。図4は、黒澤等の報告から、「全ての入札値（価格）から時間及び価格の両方を正規化し、その平均値を示したものである。」とした結果を示す。この説明に関しては、江下（2007）の中で、「骨董的価値

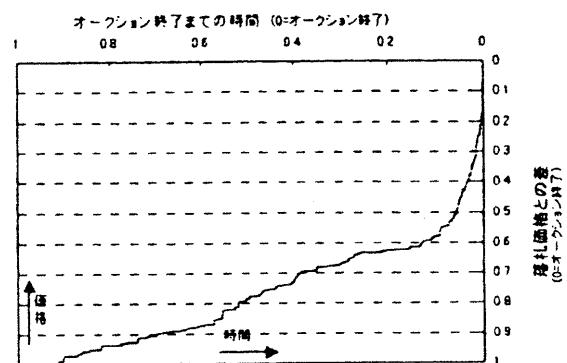


図-2 データ処理結果（「野球チケット」の場合）

図4. 正規化された Deadline Effect
黒澤（2001）より転載

ネット・オークションにおける購買行動

（私的価値）を有し、且つ、絶対数が少ない商品に対しは、それを他者に獲得されることを避ける『損失回避の心理』が作用し、また、終了を待っていた入札者に対し、直前の入札者は『自分を傷つけた者』と言う心理が働き延長時間の終了間際に今度は相手を傷つけるための報復的な入札を行うと言う非合理的な行動を選択することが十分に考えられる。そしてこの行動が相手にとっては敵対行動と解釈され、結果的に報復合戦の形で取引が高騰する可能性がある。」と説明している。これらは、説明概念としては理解できるが、その何が強化子となり、何が罰となって機能しているのか明確ではない。この強化随伴性のメカニズムを明確にすれば、それぞれの参加者の行動特性が明確になるはずである。勿論これは多大な労力が伴い、全てを精査することは困難であるが、それらの一般的傾向がつかめれば、初心者からの購買行動から、熟練に至るまでの経緯を如実に知ることが可能となる。

目的

ネット・オークションに参加している人々の条件性強化刺激はどのようなものか、ニーズが何であるか、何によって強化されているか個々の状況を把握することは重要であり、今までの行動傾向の結果から考察するのではなく、個々の行動の生起はどのようなものによって制御されているかを探る必要がある。今回は、アンケートによってそれらの分析を行ない、どのような条件性強化刺激が存在しているか理解しようとするものである。

手続き・方法

ネット・オークションに対して、どのようなニーズの下に参加しているか、強化刺激は何であることを確認するために、アンケートを行った（付録参照）。最近、個人情報の問題がかなり厳しくなっているため、氏名等は設問せず、また職業等の設問も行わなかった。年齢、性別のみを問うた。設問は34問設定した。質問1、2は被験者のバックグラウンドを確認し、質問3、4は経験の有無、質問5は、未経験の理由、そして未経験者は終了となる。ここでは、未経験、つまり、ネット・オークションに関して、まだ強化されていない状況であり、その理由を問うものである。質問6～10は被験者の状況を確認する。質問11～13は背景確認、質問12に関しては、ギャンブル性の行動傾向があるかの確認である。質問14は知識確認、質問15～17はキャラクタ及び強化子の確認、質問15は、落札で興奮する場合、落札自体が強化子として機能すると考えられる。質問16は、対抗意識を燃やすと言うことは、相手に勝つことが強化となりうる。質問18～26は行動傾向確認、質問18は、安く購入できているかの確認であり、質問20～24は、質問15～17と関連して、何が強化となっているかの確認である。質問27は戦略の有無の確認、質問28は質問15～27までの確認として強化子の確認、質問29は手段の確認、質問30～32は消去及び罰の確認、質問33は行動傾向の確認、質問34は、購買相手の確認である。

結果及び考察

アンケートに関しては、300部印刷し、4年制女子大学および、ネット・オークションに興味を持っている人々に配布した。また、ネット上に同様のアンケートを設定し、入力してもらった。採取地域は

名古屋地区である。

回収は、印刷・ネット上からの収集を含め、291件であった。性別は男性、59名 女性232名であった。年代に関しては、20代未満が121名、30代未満が119名、40代未満が20名、50代未満が11名、60代未満が11名であった。被験者の多くが学生であるため、このような偏りが生じたと考える。ネット・オークションの未経験者は、男子14名、女子106名計120名であった。約4割の人たちが未経験であった。これは、石山の結果と近似しており、標本数は少ないものの、経験・未経験に関しては、平均的母集団である可能性が高い。

未経験の理由に関して質した問5の回答は、「不安だから」が62件、次いで、「参加方法が分からない」26件、「興味無く装置が無い」22件、「興味はあるが、装置が無い」8件、その他で「全く興味ない」が2件となった。図5は、それらの結果を%

で示したものである。「不安」、「参加方法が分からない」、「興味があるが、装置が無い」をあわせれば、110件となり、9割を超える。これらの被験者は、潜在的には参加したいが、まだ参加することによって強化を受けていない者たちであり、参加して強化が与えられれば、ネット・オークション行動を行う可能性が高い、潜在的ネット・オークション・ビッダーと考えられる。

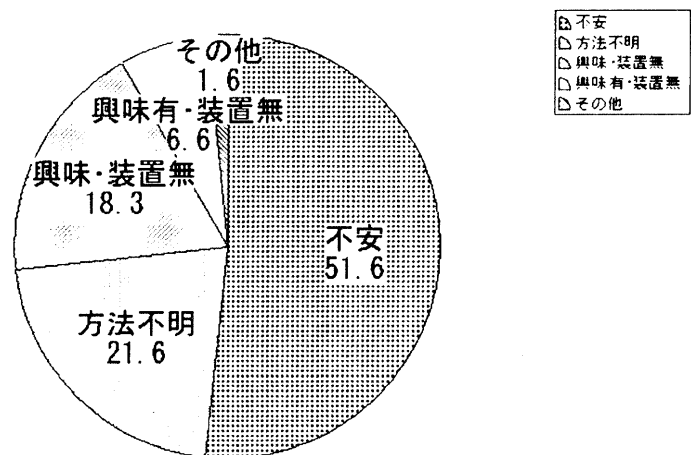


図5. 質問5：今までなぜ参加しなかったか (%)

「全く興味を持っていない」と答えた2名はオペラントに自らネット・オークションに参加する可能性は低い。「興味が無く、装置も無い」と答えた22名も装置が手に入れば、参加する可能性も無くはない。このような結果から、まだまだネット・オークションの参加人口は増加する潜在性を持っていると言える。

それ以外の被験者、171名は、何らかのかたちで、ネット・オークションに参加している。質問3・4に関しては、「あまりしていない」、「たまにしている」がほぼ半々で、9割以上を占めた。積極的なマニアは5%以下であった。質問6の経験年数は、3年未満が108名で半数を超えている。最長歴で「6年」であり、2000年に入ってから始めた人たちである。黎明期からの被験者は存在しなかった。ネット・オークションの様々な問題がかなり整備されてから参加した人々である。また、質問7の「年間何回くらい参加するか」に対しては、ほとんどの被験者が、年数回の参加であり、月1回以上、つまり年間12回以上の被験者は、30名ほどであった。質問8の「売の方が多いか、買う方が多いか」の質問に対しては、「半々」と回答した者は18名で、それ以外は、「買う方が多い」が、45名、「買うだけ」と回答したのが90名であった。残りは無回答であった。今回の結果では、ほとんどが購入を目的としてオークション行動を行っているようであった。

質問9の「落札の割合はどのくらいか」に対しては、図6のごとく、約7割がかなり落札をしている。興味深いのは、「ほとんど落札していない」が約25%存在している。これは、落札が強化子ではなく、

ネット・オークションにおける購買行動

別のものが強化子になっている可能性が高い。もし、落札することが、強化子（落札して手に入る商品も含め）であるならば、落札「できない」、或いは「しない」事象は消去であり、通常はその行動は出現しなくなるはずである。おそらく、別の何かが強化子として働いている可能性がある。参加し、キーを叩いたり、時間つぶしの行動が強化となっているのかもしれない。また、「ほとんど落札」とした被験者は、も

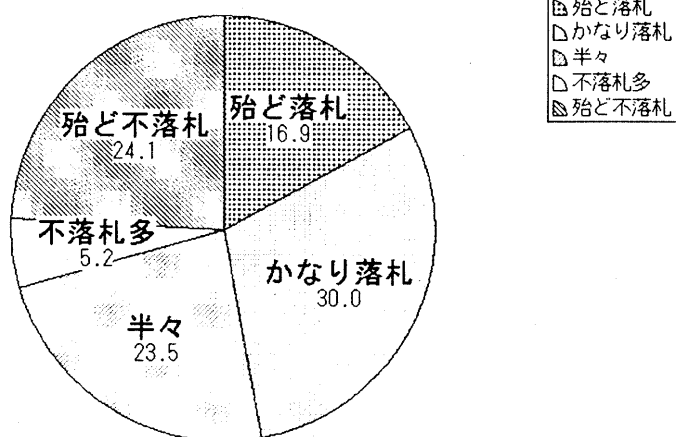


図6. 質問9：落札の割合はどのくらいか (%)

しかしたら、「商品を手に入れる」事態より、「落札すること」が強化となっている可能性が高い。これは、他の設問と総合的に考える必要がある。ニーズも「商品を手に入れる」以外の何かが存在すると考えられる。

質問10に関する回答は、「趣味関係」と「生活必需品小物」が95%を占め、残り5%が「その他」であり、「生活必需品大物」、「贈答品」はなかった。質問11、「経済的状況」に関しては、「非常にしんどい」が7.6%、「やや不足気味」29.4%、「普通」41.1%、「やや余裕」11.7%であり、「非常に余裕」はゼロであった。質問12の設問「バーゲンや福袋に興味があるか」の質問に対し、「全く無い」が27名、「あまりない」56名、「少しある」32名、「非常に興味がある」38名と割れた。ギャンブル感覚・ゲーム感覚の強いキャラクタは、「興味がある」と回答するであろう。ほぼ半数が何らかのギャンブル性を持っていると考えられる。時間に関する質問13では、90名が「時間が不足している」と答えており、22名が「全く時間が無い」と答えている。「全く暇」は18名、「やや暇」が38名であった。ネット・オークションは終了期限までかなり時間がかかり、時間の無い人たちはネット・ショッピングの方が便利であろうが、今回の結果からは、時間が足りなくても参加している人たちがかなり存在している事実が明らかになった。質問14では、ネット・ショップとネット・オークションの違いについての質問であるが、「全く出来ない」、「余り出来ない」を回答したのは、23名であり2割弱の被験者が余り理解できていないようであるが、8割以上が違いを理解して

いた。質問15～17は相手に対する対抗意識を問うたものである。これらを纏めて集計した。質問15～17のそれぞれの回答番号をポイント化し、その合計を調査した。結果を図7に示す。数値は「%」である。理論的最低ポイントは、「3」（全てに「1」を選択した場合）となり、最高ポイントは「12」（全てに「4」を選択した場合）となる。ポイントの低い人

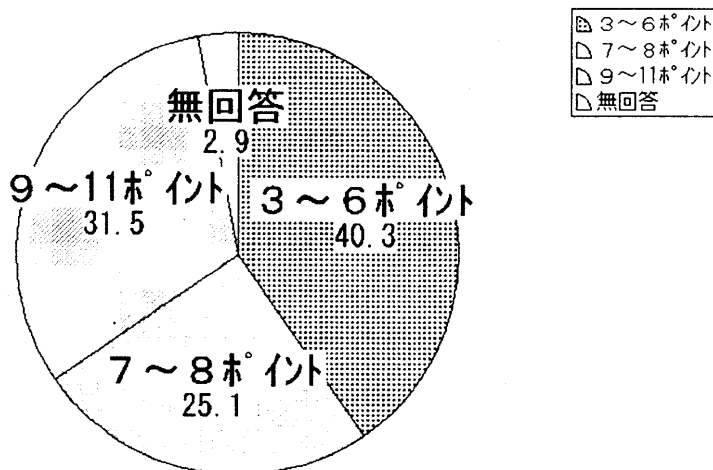


図7. 質問15-17の得点ポイント (%)

は、対抗者の行動に対し、自分の行動はほとんど影響されない人達である。ポイントの高い人は、対抗者の行動にかなり影響される人と考えられる。結果は、最高得点者が11ポイントであり、6名存在し、対抗者の行動に対し何らかの影響を受ける9ポイント以上が48名存在した。また、最低点の3ポイントが10名、4ポイントが22名、5ポイントが3名、6ポイントが34名存在し、7ポイントの人が31名、8ポイントの人は12名存在した。無回答者（質問15～17まで、一つでも解答してなかった場合は「無回答者」とした）6名。1～6ポイントの比較的冷静な判断をする人たちは40%を超えた。しかし、対抗者に影響を受けやすい被験者も30%以上存在している事実が確認された。おそらく、対抗者の行動に対してそれ程影響を受けない被験者は、純粋に商品を自分の定めた金額で購入しようとしている人たちで、目標もしっかりしていると考えられる。このような人々の行動は、商品が手に入ることによって強化され、落札できる・できない、の結果はそれ程影響されないと考えられるが、対抗者に対して影響を受けやすい人々は、「商品を手に入れる」以前に、対抗者に「勝利する」事自体がかなり強い強化となっているであろう。

質問18は、一般的に「市場価格より安く手に入る。」と言われる事実を、被験者はどのようなイメージで接しているかを確認するために設定した。回答者の23%が「全く思わない」、「あまり思わない」、つまり、「安くない」と答えており、75%の回答者が「やや思う」、「非常に思う」と回答している。この事実も興味深い。オークションは、自分で値段を設定できるが、対抗者により必ずしも自分が設定した値段通りに購入できる保証はない。「安いと思わない」と回答した人々は、対抗意識を燃やし、勝利することが本人の強化となり、自ら値を吊り上げてしまっている可能性が高い。石塚等（2006）⁹の「ネット・オークションにおける商品取引の特性分析」の中では、大体において、定価より安く落札している結果を示している。筆者の調査でも同様の結果を示している。2007年夏にブームとなった「ビリーズ・ブート・キャンプ」と言う、ダイエット用トレーニングビデオとゴムバンドが収納されているセットである。オーク・ローン社が日本の代理店となり、ショップ・チャンネルで4月頃から宣伝を開始し、9月頃まで500万本販売した（らしい）製品である。これは、4900円の3回払いで、トレーニングをして、1週間の体重を計りその記入した表を送り返すと、5000円のキャッシュバックがなされるというものである。販売会社の要求通りに行えば、送料は別であるが9700円で手に入る。これらは、ネット・オークションでも非常に沢山取り上げられており、時系列的に落札金額をプロットしたものが、図8である。5月～9月までの落札価格である。時系列は正確ではないが、大体の時間系列は理解できるであろう。グラフの上から2番目の横軸は、10000円のラインであり、その少し下が定価と考えればよい。大部分は定

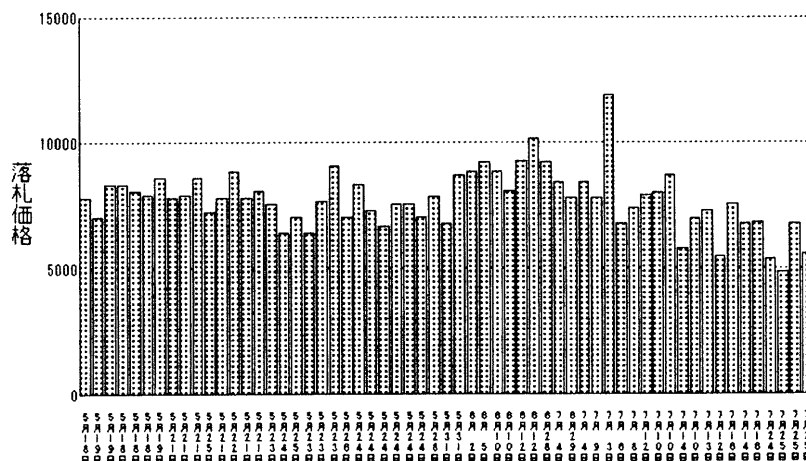


図8. ビリーズ・ブートキャンプの落札価格

ネット・オークションにおける購買行動

価より安く落札されている。2例のみ落札価格が10000円を超えている。これらは、対抗者に対する意識を燃やした落札者が居たのではないだろうか？ 質問19は、最高落札価格を聞いたものであるが、今回の調査では、最大30000円であった。質問20～24は、購入者の行動特性の内容であり、質問15～17と同様の集計方法を行った。ただし、質問23、24、の番号を入れ替えてポイント化を行った。つまり、質問23、24は、「1」を回答した者を4ポイント、2を回答した者を3ポイント、以下同様に処理を行った。理論的最低ポイントは、5ポイントであり、最高ポイントは20ポイントである。0～8ポイントの人は、戦略も無く、対抗者の行動に左右されやすく、また、商品が直接的な強化子とはならず、参加、若しくは落札行動が強化されている人たちであると考えられる。15～20ポイントの人たちは、オークション本来の目的を踏襲し、堅実な戦略に従って確実に安い商品が強化刺激となっていると考えられる。今回の結果は0～8ポイントが8名、9～14ポイントが103名、15～20ポイントが36名、そして無回答が24名となった。結果を図9に示す。この結果

では、堅実派と考えられる被験者が20%強存在し、オークション以外のものが強化刺激となっている可能性のある人たちが、5%ほど存在する事実が確認された。質問25ではほとんどの被験者がヤフーを使用しており、8名ほどがモバオクを使用していた。楽天、その他は、今回の調査では観察されなかった。質問26では、「必要なものが出たとき」が8割を超え、「恒常的に中毒の

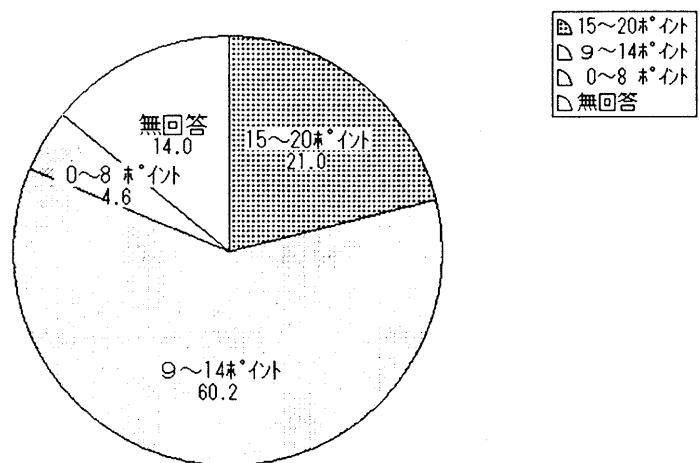


図9. 質問20～24の集計ポイント

ように」が数名存在した。また、「退屈なとき」が1割ほどであった。質問27の「送料に関して考慮するか」つまり、同梱（他の製品も購入し、同一送料の中に入れると送料の単価当たりの送料金額が引き下げられる。）を考慮するかに関しては、「全く考慮しない」、「ほとんど考慮しない」が95%を超え、落札商品に対しての送料と考えている。質問28は複数回答可の「オークションの魅力は何か」を確認するものであり、「魅力」＝強化刺激と考えてよいであろう。複数回答が可能であるため、総件数は253件となり、その結果を図10に示す。件

数の多い順に整列した。「商品を安く購入できる」、108件、次いで、「自分で値段を決められる」63件、「参加が楽しい」30件、「種々の製品が分かる」27件、「落札の興奮」15件、「落札の競争」8件、最後に「その他」で、「レア物が手に入る」2件となった。この中で、注目すべきは、「参加することが楽しい」、

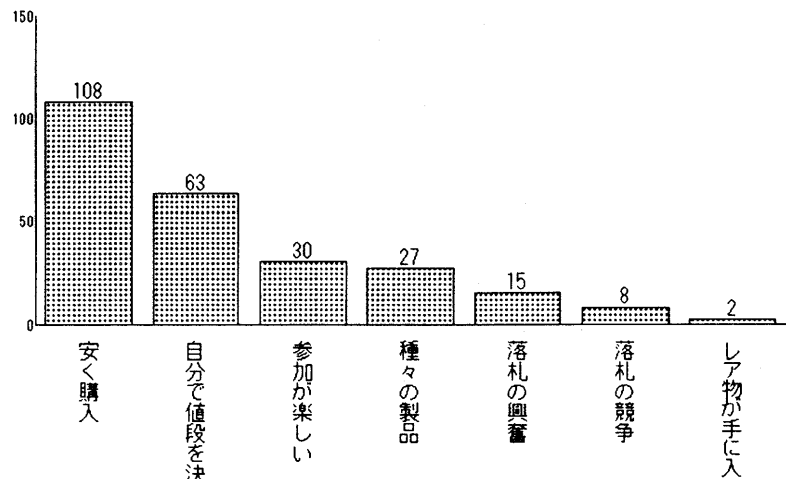


図10. ネット・オークションの魅力は何か

「落札の興奮」、「落札の競争」と回答した被験者が、50件以上存在することである。約20%の存在である。これらの被験者は、かなりゲーム感覚で強化自体が商品の入手から離れていると考える。

質問29の「オークションへの使用機器」に関しては、ほとんどがパソコンのみを使用しており、携帯も使用してアクセスしている被験者は27%で、携帯のみでアクセスしている被験者は4%であった。質問30の「相手の評価をしているか」に対しては、約6割の被験者が「評価している」と回答している。質問31・32は、「過去にトラブルに巻き込まれたことがあるか」であり、結果は、「全く無い」が8割を超え、1割少々の被験者が「たまにしかない」と回答し、「何回かある」、「しょっちゅうある」に対する回答者は存在しなかった。最近の取引に関する整備の賜物であろう。「たまにしかない」の回答者は質問32で、「製品の問題」、「金銭と品物の授受」、そして「対応の問題」を挙げていた。「週のうちいつ頃オークションに参加するか」の質問33では、ほとんどの被験者が特に決まっていなく、気が向いたときに行っている回答を得た。最後の質問34の「購入先相手は業者か個人か」に対しては、「全て個人」と「かなりの部分が個人」を合わせ118名であり割合から行けば約70%が個人から購入しており、業者からの購入は3割を下回った。

今回の被験者数は経験者171名と一般の調査に比べ、約10分の1のサンプル数であるが、被験者のネット・オークションに関する購買行動に関し、強化子が一義的でなく、少なくとも、4つ以上の要因がある結果を示した。一つは、純粹に商品を安くネット上で購入する。それは、「安い落札商品」が強化子になっている。本来のネット・オークションの目的を踏襲する参加者であり、次いで、「落札」が強化子になっていると考えられる参加者の存在、そして、ライバル（他の入札者）と競う事が強化子となっている参加者、「参加すること」自体が強化子になっている参加者である。詳細に分析すれば、多くのカテゴリに細分化されと考えられるが、ネット・オークションの参加者のニーズは、安く自分の欲しい商品を手に入れるのみならず、他の要因も作用して、ネット・オークションに参加している事実が確認された。このような購買行動の詳細な分析を行い、ニーズを確認し、その行動が何によって強化されているのかを分析することは、購買行動の明確な予測と統制が可能となろう。例えば、文頭で示した、菅原・松田（2005）が行った分類の「Early Bidder」、「Cheep Early Bidder」、「Sniper」、そして、「Sniper By Continuation」の4つのタイプに関しても、「Early Bidder」は「オークション初心者に多い入札行動で、入札したい意欲は高いが戦略がまずく、落札確率が低い入札者タイプである。」としているが、それらがどのような行動を経て、エキスパートになっていくかのプロセスは行動を詳細に分析しなければ説明されにくいであろう。「意欲が高い」と言う事は、ドライブが高く、落札によって商品を手にする行動が条件性強化として機能する。「落札確率は低い」と言うことは、部分強化として機能しており、VRのスケジュールに則っていると考えられる。これは消去抵抗がかなり強く、その行動の持続性が高い。「Cheep Early Bidder」は、「落札して、商品を手に入れる」ことよりも「より安く」手に入れることが強化となっている。従って、商品の値段が上がれば、意欲はなくなるが、より安く手に入れた場合は、かなり強い強化が与えられ、その行動は、より安い商品の探索行動を促進させるであろうし、この行動もVRスケジュールに則っているため、消去抵抗はかなり強く、ビidding行動は維持されると考えられる。「Sniper」も同様であり、多くの消去、強化過程を経て、終了間際に落札可能な金額を入

ネット・オークションにおける購買行動

札し、また別の入札を探索する行動が強化されたと考える。「Sniper By Continuation」と「Sniper」の違いに関しては、もしかしたら、ライバル意識の強い、弱い、の違いではなかろうか、今回のアンケート結果からも見られるように、ライバル意識が強ければ、安く落札する以上に、「相手に勝つ」事が強化となっている可能性が高いのである。また、「Early Bidder」から「Sniper」にどのように移行するかは、それぞれの行動を詳細に調査すれば、何が強化子になり、何を弁別し、どの行動が強化されて変容していくか明確になるであろう。今回、不参加（参加したことが無い）被験者の約90%が、「不安」、「方法が分からない」、「興味はあるが装置が無い」としているが、これらの被験者は、不安を取り除き、落札の強化が与えられれば、オペラントに購買行動を自発すると考える。また、「方法が分からない」被験者も同様で、方法をガイドし、落札の強化を与えればよいし、「興味はあるが装置が無い」被験者などは非常に簡単で、装置を与えれば自ら行動する可能性が高い。但し、どのような参加者になるかはまだ予測がつかない。つまり、ライバルと競い合うようになるか、参加するだけになるか、通常の購買者になるか、それらは、今後どのような強化を受けるかによって決まってくるであろう。

しかしながら、今回のアンケート結果では、強化子自体が持つバリューはそれほど高くないことが判明した。強化子の持つバリューが高ければ、行動が非常に促進されるわけであるが、被験者達はネット・オークション参加の回数もそれほど高まっていない。これは、強化子のバリューはそれ程高くないことを示している。今回のアンケート結果は必ずしも購買者の標準的な母集団からのサンプリングではないが、多くの知見をもたらしていると考ええる。また、この作業をしているうちに、業者（出展社）の行動も興味ある題材と考えるようになった。多くの業者が大企業ではなく、もしかしたら、地域では成り立ち行かなくなった小さな会社が、ネット販売に活路を見出しているのかもしれない。これらは、なかなか調査しにくい内容ではあるが、強化一条件付けから行動を分析すれば興味深い題材であると考ええる。

引用文献（引用順）

- 1 <http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/6200.html>（総務省統計2007）
- 2 <http://www.passmail.ne.jp/New/keitai.htm>（総務省通信利用調査2007）
- 3 江下 雅之 目白大学経営学研究 Vol. 5（2007/3）pp.87～98「ネットオークションにおける入札行動の研究 — 稀少な漫画古書をめぐる争奪戦の実態」
- 4 <http://www.geocities.jp/boy3339.jp/newpage10>
- 5 菅原 梢・松田 聖 国際研究論叢 2005. 3 pp. 3－6「出品者サイドの落札価格最適化を図るネットオークションモデル提案・検証」
- 6 石山 謙 経営情報学論集 第11号2005. 2 pp. 1－14「インターネットオークションの現状と今後」
- 7 黒澤 聡、前川 徹 情報処理学会研究報告, EIP, [電子化知的財産・社会基盤] Vol.2001, No.118（20011130）pp. 7－14「インターネット・オークションにおける入札者の行動分析」
- 8 Alvin E. Roth Axel Ockenfelds (2000) ; Harvard University 2000. 6 “Last Minute Bidding and the Rules for Ending Second-Price Auctions : Theory and Evidence from a Natural Experiment on the Internet (Draft)”

- 9 石塚 美加、松田 和浩、吾妻 晋、佐島 敬眞、石井 啓之 情報処理学会研究報告. DSM, [分散システム/インターネット運用技術] Vol.2006, No.42 (20060511) pp.39-42 2006「ネットオークションにおける商品取引の特性分析 (サービス管理, ビジネス管理, 料金管理, 及び一般)」

参考文献

- B.F.Skinner (1938) 「Behavior of Organism」 New York Century Appreton Inc.
- B.F.Skinner and C.B.Ferster (1957) 「Schedules of Reinforcement」 Appleton Century Crofts
- Hilgard and Marquis (1961) 「Conditioning and Learning」 Appleton Century Crofts
- Honig Staddon (1977) 「Handbook of Operant Behavior」 Appleton Century Crofts
- 浅野俊夫 (1990) 「オペラント心理学入門第9版」サイエンス社
- 韓 尚秀、呉 建銘 国際研究論叢 Vol.20, No. 1 (2006/10) pp. 1～18「インターネット・オークションについての一考察」
- 情報処理48巻3号 (2007-03) pp.236-242「インターネット・オークションとメカニズムデザイン」
- 政財界さいたま Vol.2006年, No. 3月 (2006/03) pp.127～130「ネット・オークションの落とし穴」
- 日経ネットビジネス (2000/06) (通号59) pp.170～173 2001「データ&チャート ネット・オークションの利用状況」
- 平手 勇字、相吉澤 明、翁 松齡、井奥 雄一、木戸 冬子、山名 早人 電子情報通信学会技術研究報告. DE, データ工学 Vol.106, No.150 (20060707) pp.37-42「インターネット・オークションにおける不正行為者の発見支援」
- 平山 貴章、古田 貴久 群馬大学教育学部紀要 芸術・技術・体育・生活科学編 Vol.38 (2003) 2003pp.187～194「ネット・オークションにおける最適戦略の分析」
- 三松 里江 物流情報 Vol. 5, No. 4 (2003/7) 2003 pp.78～80「情報技術と物流 ネット・オークションを支える宅急便エスクローサービス流通に関して」
- 森永 卓郎 エコノミスト Vol.82, No.16 (2004/3/16) (通号 3675) 2004 pp.90～95「特集 ビジネスマンのためのネット・オークション入門」
- 横尾 真 電子情報通信学会技術研究報告KBSE, 知能ソフトウェア工学 Vol.101, No.601 (20020117) 2002 pp.21-28「インターネット・オークションの理論」

付録：アンケートの内容

当てはまるところに「○」を付けてください。アンダーラインのところは、数字を入れてください。
「その他」のところは、もしありましたら、文字を入れてご回答下さい。

1. 性別 1. 男 2. 女
2. 年齢 _____ 歳
3. あなたは、ネットショッピングをしたことがありますか？
1. 全くしていない 2. あまりしていない 3. たまにしている 4. しょっちゅうしている
4. あなたは、ネットオークションに参加したことがありますか。
1. 全くしていない 2. あまりしていない 3. たまにしている 4. しょっちゅうしている
「1」と答えた方は、質問5を答えて頂いて終了になります。ご協力有難うございました。
「1」以外を答えた方は、質問6から順次お答え下さい。
5. 何故、今までしていないのでしょうか？
1. 興味が無いし装置がない 2. 興味はあるが装置がない 3. 参加する方法が分からない
4. 不安だから 5. その他 (_____)
6. ネットオークション歴は何年ですか？ _____ 年
7. 年間、何回くらいネットオークションに参加しますか？ _____ 回
8. 売る方が多いですか、買う方が多いですか？
1. 売るほうが圧倒的に多い 2. 売る方がかなり多い 3. 半々 4. 買う方がかなり多い
5. 買うだけ
9. 落札するのは、参加したオークションの中で、だいたいどのくらいの割合ですか？
1. ほとんど落札する 2. かなり落札する 3. 半々くらい 4. 落札できない方が多い
5. 殆ど落札しない
10. ネットオークションで主に購入するものは何ですか？
1. 趣味関係 2. 生活必需品小物 3. 生活必需品大物 4. 贈答品
5. その他 (_____)
11. あなたの小遣いの経済状況は？
1. 非常にしんどい 2. やや不足気味 3. 普通 4. やや余裕 5. 非常に余裕がある
12. あなたは、バーゲンや福袋などに興味がありますか？
1. 全く無い 2. あまりない 3. 少しある 4. 非常に興味ある
13. あなたは、自分自身の時間について、どう感じていますか？
1. 全く暇 2. やや暇 3. 普通 4. やや時間が足りない 5. 全く時間が無い
14. ネットショッピングとネットオークションの違いを説明できますか？
1. 全く出来ない 2. 余り出来ない 3. ある程度できる 4. ばっちり出来る
15. ネットオークションの落札したときは興奮しますか？
1. 全く興奮しない 2. 余り興奮しない 3. やや興奮する 4. 非常に興奮する
16. ネットオークションでライバルに対抗意識を燃やしたことはありますか？
1. 全く燃やさない 2. あまり燃やさない 3. 多少もやす 4. いつも非常に燃やしている
17. 他のビッダー（オークション参加者）が値段を上げると、頭にきますか？
1. 全く来ない 2. それ程こない 3. すこしくる 4. ひじょうにくる

18. ネットオークションでは、他の方法より欲しいものが格安に購入できていると考えますか？
1. 全く思わない 2. 余り思わない 3. やや思う 4. 非常に思う
19. ネットオークションの今までの最高落札価格を教えてください。 _____ 円
20. ネットオークションで購入したものは、あなたにとって必要なものでしたか？
1. 殆どが必要でない 2. かなりが必要でない 3. かなりが必要である 4. 殆どが必要なもの
21. ネットオークションで購入した後、後悔したりしたことはありますか？
1. いつもしている 2. たまにしている 3. それ程後悔しない 4. 後悔したことは全くない
22. ネットオークションで、落札するためのあなたなりの戦略を持っていますか？
1. 全くない 2. あまりないが少し考える 3. それなりの戦略がある 4. しっかり戦略を立てている
23. ネットオークションで、最後の数分で競争者に対抗して値段を上げることが多いですか？
1. 全くない 2. あまりない 3. たまにある 4. しょっちゅうある
24. 落札したとき、自分の予定価格を上回ることが多いですか？
1. 全くない 2. 余りない 3. たまにある 4. しょっちゅうある
25. ネットオークションは、主にどこのネットを使用していますか？
1. ヤフー 2. 楽天 3. E-bay 4. その他 (_____)
26. どのような時、ネットオークションに参加しますか？
1. 退屈なとき 2. 必要なものが出たとき 3. 友達と騒いでいるとき 4. お金がないとき
5. 恒常的に中毒のように 6. その他 (_____)
27. 送料料は大体1000円くらいですが、それらを低減させるために複数の商品を購入したりしますか？
(同梱を多くしていますか)
1. 全く考慮しない 2. 少し考慮する 3. かなり考慮する 4. 常に考慮する
28. ネットオークションの魅力は何ですか？(複数回答可)
1. 自分で値段を決められる 2. 競争して落札する 3. 安く欲しいものが購入できる
4. 色々な製品情報が手に入る 5. 落札の興奮がある 6. 参加することが楽しい
7. その他 (_____)
29. あなたがネットオークションに参加するときは携帯が主ですかパソコンが主ですか？
1. 携帯のみ 2. 携帯が多い 3. 半々くらい 4. パソコンが多い 5. パソコンのみ
30. あなたは、落札後相手の「評価」を行いますか？
1. 全くしない 2. たまにしかしない 3. わりとする 4. 必ずする
31. あなたは、オークションで、トラブルに見舞われたことがありますか？
1. 全くない 2. ほとんど無い 3. 何回かある 4. しょっちゅうある
32. それらは、どのようなものですか？(複数回答可)
1. 製品の問題 2. 金銭と品物の授受の問題 3. 対応の問題 4. 納入期日等の問題
5. ネット自体の問題 6. その他 (_____)
33. あなたは週の内、いつ頃オークションに参加しますか？
1. 決まっていなく、気の向いたとき 2. 主にウィークデー 3. 主に週末
34. あなたが購入するオークション相手は、個人ですか？業者ですか？
1. 全て個人 2. かなりの部分が個人 3. 半々 4. かなりの部分が業者 5. 全て業者
以上です。ご協力有難うございました。

キャリア・コンサルティング技法に関する考察 －若年者キャリア・コンサルティングにおける課題を中心に－

Consideration on Career Consulting Techniques －Focusing on Problems in the Career Consulting for the Young People－

手 嶋 慎 介
Shinsuke Tejima

(要約)

キャリア・コンサルタント5万人育成の目処が立ったことによるキャリア・コンサルタントの制度化への動向を踏まえ、若年者を対象とするキャリア・コンサルティングの構図を明確にしている。若年者向けキャリア・コンサルティング実施に必要な能力や技法、そして教育機関における支援者の要件について考察した。また「企業が求める人材」を明確にすることが若年者向けキャリア・コンサルティングの要であると考え議論した。

(キーワード)

キャリア・コンサルティング、若年者向けキャリア・コンサルタント、企業が求める人材

1. はじめに

個人のキャリア形成に関する情報提供や相談援助に関する支援は、職業紹介機関、職業能力開発機関、民間相談機関などにより行われており、キャリア・カウンセリング、キャリア・ガイダンス、産業カウンセリング、職業相談、職業指導、能力開発相談などの様々な名称が用いられている。このような現状においてキャリア・コンサルティングとは「従業員と十分な話し合いの上、従業員のキャリアを十分に把握し、それを的確に記述するとともに、その能力を正確に評価した上で、企業や産業界のニーズと従業員の適性・能力・希望等を照合することにより、従業員のキャリア形成の具体的方向と職業能力の開発の方針を決定することを通して従業員のキャリア選択の支援を行うこと」とされてきた。具体的な政策上の位置づけとしては、職業能力開発基本計画（第8次）において、働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成を支援するため、キャリア・コンサルティングの重要性が指摘されるとともに、教育訓練、能力評価、職業に係る情報と並び、労働市場の4つのインフラのうちのひとつとして位置づけられ、官民の連携により構築を進めることが目標とされている。

本稿は以上のようなキャリア・コンサルティングの現状を踏まえながら、若年者向けのキャリア・コンサルティングについての考察を深めようとするものである。若年者層におけるフリーターの増加や高い離職率が深刻な問題となっており、このような状況を放置するわけにはいかない。若年者にとっては、当面の就職困難ばかりか知識・技能の未習得による将来にわたる能力不足等の問題が現実化してきている。社会的にも中・長期的な生産性の低下等による経済の脆弱化などの問題が懸念される。また、キャリア・コンサルティングの対象は、課題・問題を抱える人々に限定されるものではなく、例えば、キャリア教育と連動しながら学生になされる場合のように学生に対してもなされるものである。本稿ではフリーターやニートへの「対応策」ではなく「防止策」としての学生等に対するキャリア・コンサルティングを中心に議論していきたい。

2. キャリア・コンサルティングの現状

2-1. キャリア・コンサルティングの現状

はじめに、キャリア・コンサルティングの現状として「キャリア・コンサルティングに関する実態調査結果報告書¹」（厚生労働省『職業能力開発局報道発表資料』平成19年4月26日）を参照したい。これは、①キャリア・コンサルタントの活動状況、②企業における普及等の状況、③教育機関における普及等の状況、④民間需給調整機関における普及等の状況、という4つの調査となっている。

そもそもキャリア・コンサルタントについては、平成14年から5年間で5万人を目標として各養成機関等で養成が進められ、平成18年度末の養成数は約4万3000人となり、数量的には所期の目標を概ね達成したところとされている。そのためキャリア・コンサルタントの活動状況についての実態調査も行われているわけである。以降では、「②企業における普及等の状況」「③教育機関における普及等の状況²」についての状況を確認していきたい。

まず、企業における普及等の状況であるが、キャリア支援制度の中心であるキャリア・コンサルティングについては、「制度を利用したい」とする労働者の割合が正社員で4割以上、非正社員で3割みられるにもかかわらず、企業内におけるキャリア・コンサルティングの導入は7.8%にすぎない。キャリア・コンサルティングを受けることができる状況にあるとはいいいがたく、産労総合研究所「ホワイトカラーのキャリア開発支援に関する調査」（報道用資料No9、平成19年10月15日）³においても同様に、社内に社員の能力開発やキャリア形成について相談にのるキャリア・カウンセラー（コンサルタント）は、「社内に専任のキャリア・カウンセラーがいる」企業はわずか3.2%で、「社内に兼任のキャリア・カウンセラーがいる」企業（9.6%）や「社外のキャリア・カウンセラーに委託」している企業（3.7%）を加えても体制が備わっているのは約2割の企業にすぎないといえる。

一方、教育機関における普及等の状況であるが、学生に対してキャリア・コンサルティングを実施する人材については、「いる」と回答した教育機関が約6割程度あった。これを大学、短期大学、高等専門学校別にみると、大学及び短期大学については「いる」という回答が5割以上あったが、高等専門学校は4割弱であった。

個人に対する相談・支援を行う専門職として、心理面での問題を抱える人々に対しては、カウンセラーや臨床心理士等のように社会的に定着しているといえる。キャリア・コンサルタントは、これらの職業と共通する面が少なくないものの心理的な課題・問題そのものを対象とするものではなく、職業選択やキャリア、能力開発などの課題・問題の解決等に向けて必要な相談・支援を行うものである。広い意味での雇用対策の一環として行われる支援策としての性格を有すると言われる所以であり、さらなる広がり期待されよう。

なお、教育機関におけるキャリアに関する相談内容については「就職活動の進め方」「面接の受け方」「履歴書の書き方」等といった就職関連のニーズが高い傾向が見られるようである。しかしながら、「キャリア」という言葉が持つ幅広い意味や、大学等教育機関本来の役割との関係も踏まえたうえで若年者へのキャリア・コンサルティングについて考察を深めねばならない。この点については後述したい。

2-2. キャリア・コンサルタント国家資格化への動向

続いて自由記述による回答を企業と教育機関とで比較検討すると「予算上の問題」「資格そのものについて」が主だった内容に思われる。前者について、特に企業においては「キャリア・コンサルタントの具体的な役割や必要性」が明確でなければ費用対効果も不明確となってしまう。したがって、時を経れば積極的な活用がされるとの楽観的な予測は出来ない。その点、大学においてはキャリア支援の重要性は周知されており、実現に向けた組織体制整備に伴って導入されていくであろう。総じて、現在のところ先駆的な企業にはキャリア・コンサルタントがおり、今後の教育機関にはキャリア・コンサルタントの存在が常態となると予想されよう。後者については、資格が並立していることによるさまざまな不安感が垣間見える。例えば「どの資格も同じスキルを持っているのか不明」「資質のばらつきが見られる」「経験によりスキルのレベルに大きな差がある」等である。

これらの現状をうけて具体的に動き始めたのがキャリア・コンサルタント国家資格化である。「キャリア・コンサルタント制度のあり方に関する検討会」報告書（厚生労働省『職業能力開発局報道発表資料』平成19年11月16日）⁴では、キャリア・コンサルタントの水準の向上と資格の並立解消のために、キャリア・コンサルタント試験の統一を技能検定制度によって進めていく案が出されている⁵。キャリア・コンサルタント制度の必要性としては、(1)働く者を取り巻く環境の変化、(2)キャリア支援の必要性、(3)専門的なキャリア・コンサルタント制度の必要性、という3つがあげられている。

特にここで問題としたいのが(3)にかかわる熟練度格差についてである。さらに、熟練度格差自体の問題ではなく、それによって国家資格の最上級レベルがクライアントによって専門化されていく点である。上記の調査でも企業・教育機関・民間需給調整機関と分類されるように、それぞれで求められる技法・能力には違いが出てくる。

技能検定制度における技能水準としては、1級、2級を基本とし、1級の上の管理・監督者の水準として特級、基礎的な水準として3級をおくことができることとなっている。2級レベルについては、1対1の相談・支援が的確にできることに重点が置かれ、基本的能力の判断を中心とする一人前のキャリア・コンサルタントのレベルとされるようである。そして、1級レベルについては、指導者レベルとしての深い専門性が求められるが、一人のキャリア・コンサルタントがすべての活動の場や年代を包括した専門性を有することは困難であり、自ずと選択的方式に重点を置く必要があると指摘されている。

検定制度は、キャリア・コンサルタントの熟練度を明確にするのだが、その格差の原因をひとつに求めることはできないものの、ひとつにはコンサルタント本人の経験等の広さや深さといった点に起因しているといえよう。今後、技能検定1級に求められるレベルが明確になってくるにつれ、2級以下のレベルのキャリア・コンサルタント自身も自らの目指す専門性に合わせた技法・能力の習得が必要となろう。次章では、とくに技法や能力について論じていく。熟練度を問題にしていく場合、どのような技法があり、どのように活用することができるか等を明確にしていく必要がある。また、以上のような動向のなかでも「専門化」についてが本稿における関心事である。すなわちキャリア・コンサルタントの「若年者」専門化についてである。以下では、この点について取り上げたい。

2-3. 若年者キャリア・コンサルティングの構図

ここで、あらためて若年者キャリア・コンサルティングについて明確にしたい。

厚生労働省の各研究会をはじめ一般的にとらえられるキャリア・コンサルティングとは企業内における相談を意味する。すなわち「従業員と十分な話し合いの上、従業員のキャリアを十分に把握し、それを的確に記述するとともに、その能力を正確に評価した上で、企業や産業界のニーズと従業員の適性・能力・希望等を照合することにより、従業員のキャリア形成の具体的方向と職業能力の開発の方針を決定することを通して従業員のキャリア選択の支援を行うこと」である。

職業キャリアを中心とする職業上の課題・問題を解決するために行われる相談・支援であるとするわけである。さらに、その役割・使命を踏まえると「個人が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう個別の希望に応じて実施される相談その他の支援」として定義される。

大山（2006）は、以上のような定義を引用しつつも、「キャリア開発支援（キャリア、キャリア開発）」という言葉を含む概念として「キャリア・コンサルティング」を位置づけている。言葉を厳密に定義し、整理するということではなく、キャリア開発支援活動全体を総称する言葉として捉えている。

筆者も同様の考えであるが、本稿においては上記の定義をふまえ若年者向けについても明確にしたい。「若年者向けキャリア・コンサルティング研究会」報告書（中央職業能力開発協会、厚生労働省『職業能力開発局報道発表資料』平成16年4月28日）⁶においては、若年者向けキャリア・コンサルティングの目的は「若年者を安定的就業に導くために、働く意義の理解を進めることにより就業意欲を喚起し、職業生活設計とそれを踏まえた職業選択を自己決定できるように支援すること」と定義されている。

さきのキャリア・コンサルティングの定義を「個人が、その適性等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう個別の希望に応じて実施される相談その他の支援（職業斡旋を含む広義のキャリア教育）」として若年者に対するキャリア・コンサルティングの定義に読み替えながら議論を展開していきたい。そして、若年者向けキャリア・コンサルティングにおける対象（若年者）

は、自己が未だ確立されておらず社会的に未成熟な状態にあり、この点が社会人向けのキャリア・コンサルティングとは異なる特性であることを踏まえ、支援の対象は、「フリーターや早期離職者、就業経験のない学卒未就職者（中退者を含む。）、学生等」とされているが、主に教育機関にある学生に対するキャリア開発支援活動全体を「若年者キャリア・コンサルティング」とするとき、図1のように示すことができよう。

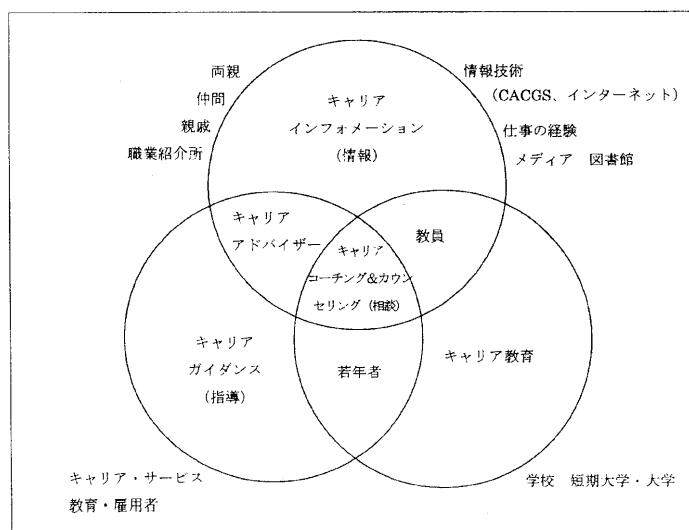


図 1. 若年者キャリア・コンサルティングの構図
(Jayasinghe, M., 2001「図表 3-1 英国における
キャリア・カウンセリングの主要な位置」より作成。)

3. 若年者キャリア・コンサルティングに必要な技法と能力

3-1. 若年者キャリア・コンサルティングの技法

上記調査の「①キャリア・コンサルタントの活動状況」において、キャリア・コンサルティングに関する活動を行っている者がキャリア・コンサルタントとして活動するうえで課題であると感じることについては、「キャリア・コンサルタントとしての自分自身の力量が十分でない」(41.7%)という回答が最も多かったことから、力量としての技法の習得に課題が残されているように思われる。なお、さらに学習したい内容としては、「カウンセリング・スキル」(73.2%)、「メンタルヘルスに関する理解」(65.9%)という回答が7割程度と多く、「自己研鑽」(63.6%)、「指導者(スーパーバイザー)による助言・指導」(58.5%)、「相談過程全体のマネジメント・スキル」(57.8%)といった回答も約6割であった。

キャリア・コンサルティングの技法について、「キャリア・コンサルティング技法等に関する調査研究報告書の概要」(厚生労働省『職業能力開発局報道発表資料』平成13年5月17日)⁷では、キャリア・コンサルティングの実践として、キャリアシートの記入と相談に多くが割かれていた。調査からもわかるようにキャリアシートの記入と相談でコンサルティングが完結するというわけではないことは自明であるが、カウンセリング・スキルをはじめ課題は多いようである。実際に、「若年者向け」としてのセミナーなどの増加が最近の傾向としてみられる。

技法や能力について、若年者に特有のものについてまで言及された「若年者向けキャリア・コンサルティング研究会」報告書において、若年者向けキャリア・コンサルティング実施に必要な能力の特徴と、若年者向けキャリア・コンサルティングを実施する上でのポイントとして示された内容をさらに簡潔にまとめれば以下のとおりである(番号は筆者が付記、順不同)。

- ①職業意識の啓発が重要であり、それが自己・仕事理解、啓発的経験、意思決定の支援等様々な側面からの働きかけの中で進んでいくことの理解
- ②企業の採用行動をはじめとする需要サイドの理解とそれへの対応
- ③悩み多き苦しい時期であり、メンタルヘルス上の問題に陥りやすいことへの理解
- ④学校生活から社会に飛び込むといった大転機に直面しているということの認識と対応
- ⑤グループワークが有効な方法であることの理解とその有効活用
- ⑥簡易な検査結果から短絡的に自分の方向を決定してしまう傾向も見受けられるため、それだけを信ずることは危険であることについて認識させること
- ⑦若年者の自発的な行動を待つだけでなく、一歩踏み込んだ積極的・能動的な働きかけができること

3-2. 若年者キャリア・コンサルティングにおける課題と支援者の要件

それでは、どのような技法や能力が若年者向けといえるのだろうか。

例えば教育機関において、とくに教職員が身に付けたい技法としてあげられるのが図1の中央に示したような「コーチング」や「カウンセリング」であろう。カウンセリングはキャリア・カウンセラーとも称されるように基本的スキルである。ただし、上記の7つを見てもわかるように傾聴からはじまるカ

ウンセリングだけではなく「ティーチング」と「コーチング」の組み合わせがそれぞれを補完しながら有効ではないかと考えられる。ティーチングではクライアントである学生の「弱みの補完」をするものであるしコーチングによって「強みの発見」ができる。

組織としての教育機関におけるキャリア・コンサルティングとは、どのようなものになるであろうか。関連する事項としては、近年、急速に広まってきた「キャリア教育」と「キャリアセンター」等の名称で定着してきた学内支援組織があげられよう。すなわち、「キャリア教育」そのものがキャリア・コンサルティングであるとする広義の捉え方もできようし、キャリアセンター等を中心とした学生との直接対面を主とした狭義の捉え方もできよう。さらに、人材育成という観点を交えると、正課教育としての教育機関における教育そのものもキャリア・コンサルティング的視点から見直すことが最も広義の意味として捉えられよう。

資格の有無ではなく、キャリアコンサルタント（キャリア支援専門家）という立場から対応する者と身近な非専門化（教育機関においては教員）という立場から対応する者が連携する有機的なアプローチが今後の展開として望ましいのである。

上記調査において、キャリア・コンサルティングを実施する人材がいると回答した教育機関でみると、資格を有するキャリア・コンサルタントが「いる」という回答が5割を超えている。この点について、逆に言えば、キャリア・コンサルティングを実施している教育機関の約半数はキャリア・コンサルタントがいないことが示される。

調査においても示された通り、資格未取得者等の非熟練者が若年者キャリア・コンサルティングを行うことになるケースが多々考えられる。この点で、若年者キャリア・コンサルティングにおける課題とは若年者向けキャリア・コンサルタントの課題ともいいかえられる。

さらに、熟練キャリア・コンサルタントのみならず、すべてのキャリア・コンサルタントが注意を払わねばならない、キャリア・コンサルタントとして相応しくない者の態度・関わり方の例についても抜粋して「コーチング」と「ティーチング」を意識しながら考察したい。また「熟練キャリア・コンサルタントと非熟練の境界」⁸ および「不適格なキャリア・コンサルタントの態度」⁹ として示されたものから抜粋して考察したい。

まず、傾聴と共感という基本についてである。コーチングの基本スキルとしても傾聴があり「聞く」ということがすべてのスタートである。気持ちを感じることができても、若年者に対してそれを的確な言葉として返すことはやさしくない。以下のような状況が指摘されている。

- 「相手の言いたいことをきちんと受け止めておらず、相手が聞きたいと思っていることにきちんと答えていない」
 - 「一方的に喋る、人の話を聴こうとしない、話の中身を受け取っていない」
- そして、聞くことができていないということは、自らの持論を振りかざすようなコンサルティングに終始している可能性がある。以下のような状況である。
- 「自分の価値観を押しつけ、謙虚でない」
 - 「情報収集や教えることが得意で好きな場合に、情報や教育に偏った関わりとなってしまう」

キャリア・コンサルティング技法に関する考察

○「クライアントに「役に立ちました」と言われて満足し、そこで留まってしまう」

最後の指摘は、その後に、クライアントが行動レベルで変化しているかどうかを確認する意識がないどころか「もう結構です」という最悪なコンサルティングの結末であったのかもしれない。

○「学生相談において、SPI等を参考に、「この学生はこのタイプだな」と勝手にパターンに当てはめて考えてしまう」

○「意味もなくアセスメントを始める」(道具の位置づけの無自覚)。

タイプ分けによるコーチングは一般的であるが、これと混同すると「この学生は…」という誤謬を犯すこととなろう。多くのアセスメント・ツールがありコンサルティングにおいては意味付けが重要であろう。意味もなくアセスメントを始めることも目の前の学生に真に対応しているとはいえないであろう。

以上までの課題は、教育現場において少なからず見られることではないだろうか。一方向的になりがちなティーチングの延長線上にキャリア・コンサルティングが行われてしまう状況である。もちろん適切なティーチングやアドバイスが必要なのが若年者の特長であるため、難しい課題となろう。

大学において問われるのは、キャリア・コンサルタント資格の有無よりも、資格に相当する能力を持っているのか、すなわち支援者としての要件を満たしているのかが問われよう。実際に、「若年者向けキャリア・コンサルティング研究会」報告書では、若年者に対する主な支援の担い手は、「学校外の若年者就労支援施設等における相談・支援担当者、大学・短大・専門学校等の就職支援担当者、キャリア・コンサルタント（標準レベル）で若年者向けキャリア形成支援分野での活躍を希望する者等」とされている。「若年者向けの専門コンサルタント」＋「現場力のあるコンサルタント」が必要であろう。

さきに述べたように、教育機関におけるキャリアに関する相談内容については当然のことながら卒業後の就職関連のニーズが高い。「就職活動の進め方」という総論に始まり「面接の受け方」「履歴書の書き方」等といった具体的な内容である。また、例えば若年者にはコミュニケーション能力等の社会的スキルが欠如しているといわれる一方で、企業は若年者の採用時にそれらの能力を重視するが多い。すなわち、若年者に必要なキャリア・コンサルティングは個別のテーラーメイドの対応と同様に、ある一定の必要な教育内容がある。キャリア・ガイダンスや実践的なキャリア教育・情報である。以降では、このような観点から「企業が求める人材」を明確にすることが若年者キャリア・コンサルティングの要であると考え議論を展開していきたい。

3-3. 企業が求める人材と若年者キャリア・コンサルティング

若年者に対するキャリア・コンサルティングを行うにあたって「企業はどのような人材を求め、どのような学生を採ろうとしているのか」という点はコンサルティングにおける戦略的課題として考えられる。同様に、学生にとってみれば社会への移行期を過ごす間に、「どのような人材が求められているのか」そして「どのような能力を身につければよいのか」ということがキャリア上の最重要課題のひとつであろう。シャインがいう「自分はいったい何が得意か」「自分は本当のところなにをやりたいのか」「なにをやっている自分に意味や価値が感じられるのか」という問いかけに対する答えであり、またSWOT分析でいう「強み」「弱み」「機会」「脅威」といった分析を行っていく視点である。

「企業が求める人材」について、特に若年者を対象とした、近年の主だった調査としては、「エンプロイアビリティ」¹⁰「YESプログラム」¹¹「社会人基礎力」¹²「経験能力評価基準」¹³等があげられよう。したがって、「企業が求める人材」という視点自体は、特別に真新しいわけではないが、若年者に対するキャリア・コンサルティングの中心として取り上げ実践することは、今後の展開を期待できると考えられる。

例えば経済産業省で提示されている「前に踏み出す力（アクション）」「考え抜く力（シンキング）」「チームで働く力（チームワーク）」という3つの能力¹⁴とされる「社会人基礎力」の養成を中心とした産官学での人材育成は始まったばかりであるが、今後も一層の広がり期待したいものである。とくに、大学において展開される事例は、文部科学省の現代GPにも見られている。また「求める人間力」として活用しようとする企業の事例もある（社会経済生産性本部編2006、2007）。同様にキャリアコンピテンシーという視点もある。

このような人材像を示しながらティーチングあるいはコーチング、カウンセリングを行っていくことが若年者向けのキャリア・コンサルティングに効果的であろう。職業経験の少ない若年者にとって「企業が求める人材」は大きな目標として目指すと同時に自己分析・自己PRといった具体的な就職活動における指標・ツールとしての活用ができるからである。

キャリア・コンサルタントが若年者に求められるスキルや能力の必要性に気づかせることは重要である。ただし、直接的にはそれらを付与するためのキャリア教育等の担当者（トレーナーや教員）としての役割を担うわけではない。

すなわち、キャリア・コンサルタントとキャリア教育担当者の連携が重要になるわけである。広義のキャリア・コンサルティングに包括される重要な点であるともいえる。

4. おわりに

本稿では、図1に示した構図について、総論的に検討するにとどまった。各論としてキャリアインフォメーションについて、具体的には「キャリアマトリックス」¹⁵の有効な活用方法について検討すべきであろうし、IT活用によるキャリア・ガイダンスのツール開発という観点も重要性が増しつつあるといえよう。またキャリア教育についても近年の動向を踏まえながら今後のあり方について考えなければならない。本稿に残された課題は多く今後のキャリア・コンサルティング制度の動向も追っていかねばならない。理論的な課題としては、従来までの要素還元主義的なアプローチに傾倒するばかりでなく、複雑系アプローチなどの新たな動向をふまえながら進めていくことも重要であろう。

またキャリア・コンサルティングそのものも社会の変化に応答した新たな政策的課題、例えばジョブ・カード制度の導入のような状況にも対応しながら労働市場インフラとして機能するものとしていくことが重要であろう。それらに求められるのは実践力あるキャリア・コンサルタントであり、若年者に特化したコンサルタントに最も必要とされるのは「育てるキャリア・コンサルティング」を行うことであるとして本稿を締めくくりたい。様々な技法の習得が課題の解決策ではなく、次世代に対する育成支援にかける想いを秘めた実践力が若年者とのラポール形成を促しさまざまな課題解決の鍵となろう。

キャリア・コンサルティング技法に関する考察

(謝辞)

本研究は、平成17年度～19年度大学教育高度化推進特別経費（教養教育改革推進経費）による、高田短期大学オフィス情報学科研究プロジェクト「キャリア・アップグレードプロジェクト」における「キャリア教育推進のための環境整備：キャリア・カウンセリング」としてご支援いただいた内容を含むものである。ここに記して感謝したい。

註

- 1 <http://www.career-cc.org/cctenquete01.html>（「キャリア・コンサルティング協議会」※キャリア・コンサルティング協議会は、キャリア・コンサルタント能力評価試験の指定を受けた試験機関が中心となり、キャリア・コンサルタントの資質確保活動とキャリア・コンサルティングの普及啓発活動を行うことを目的として、平成18年3月に設立された団体である。）および<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/04/h0426-1.html>（『職業能力開発局報道発表資料』）この調査では、厚生労働省が指定したキャリア・コンサルタント能力評価試験の合格者と、社団法人日本経済団体連合会の講座修了認定試験の合格者、独立行政法人雇用・能力開発機構の講座修了者及び人材開発協会認定キャリア・カウンセラーをあわせて「キャリア・コンサルタント」とされている。
- 2 学生の就職支援やキャリア開発支援を担当する部門（就職部、キャリアセンターまたはキャリア教育担当部門等）の教職員が対象。
- 3 http://www.e-sanro.net/sri/ilibrary/pressrelease/press_files/sanro_p071015.pdf（産労総合研究所情報ライブラリー最新調査一覧）
- 4 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/11/h1116-2.html>（『職業能力開発局報道発表資料』）
- 5 統一した試験制度を考える場合、これまで整理されてきた「導入レベル」、「標準レベル」、「熟練レベル」、「指導レベル」と技能検定の水準との関係を整理する必要が指摘されている。
- 6 <http://www.javada.or.jp/topics/consulting/pdf/cct-jyaku-betten.pdf>（「中央職業能力開発協会」）および <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/04/h0428-2.html>（『職業能力開発局報道発表資料』）
- 7 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/0105/h0517-3.html>（『職業能力開発局報道発表資料』）
- 8 以下、すべてを示された順に列举すれば「相手の言いたいことをきちんと受け止めておらず、相手が聞きたいと思っていることにきちんと答えていない（気持ちを感じていたとしても、それを「とても辛いのですね」、「悲しいのですね」等の的確な言葉として返すことができていない。）。」「キャリア・コンサルタント自身のキャリア形成が「わからない」、「語れない」こと自体に気づいていない。」「フィードバックを受けずに、自分のキャリア・コンサルティングのパターンをつくっている（視野が狭くなり、自己満足に陥っている。）。」「クライアントに「役に立ちました」と言われて満足し、そこで留まってしまう（その先において、クライアントが行動レベルで変化しているかどうかを確認する意識がない。）。」「時間管理が不適切で、クライアントとの信頼関係の構築ができないままに終わってしまう。」「自分の心身の健康状態が良くない場合に、傾聴が甘くなってしまう（自己管理）。」「情報収集や教えることが得意で好きな場合に、情報や教育に偏った関わりとなってしまう。」「学生相談において、SPI等を参考に、「この学生はこのタイプだな」と勝手にパターンに当てはめて考えてしまう（キャリア・コンサルタントとしての誤謬に気づけるかどうか。）。」「キャリア・

コンサルティングの現場での体験に頼ってしまう。あるいはその逆で、知識偏重になる（現場感覚と知識・理論のバランスをとることが肝要。）。」

- 9 以下、すべてを示された順に列挙すれば「一方的に喋る、人の話を聴こうとしない、話の中身を受け取っていない。」「専門知識や教育があっても、説教調で「こうした方が良い」など、自分の意見だけを押し通す。」「自分の価値観を押しつけ、謙虚でない（カウンセリングの場だけでなく、セミナー等でも、「こうあるべき」という一方的な話をする者、話を聴けない者は、キャリア・コンサルタントに向いていない。）。「クライアントあるいはキャリア・コンサルティングに対し、偏った固定観念をもっている。」「意味もなくアセスメントを始める（道具の位置づけの無自覚）。」「自信過剰で、何でもできると思ってキャリア・コンサルティングを行う（全能感）。」
- 10 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/0107/h0712-2.html> 『エンプロイアビリティの判断基準等に関する調査研究』（厚生労働省『職業能力開発局報道発表資料』平成13年7月12日）
- 11 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07/h0723-4.html> 『若年者の就職を支援するYES — プログラムにおいて就職基礎能力を修得するための講座・試験を認定』（厚生労働省『職業能力開発局報道発表資料』平成16年7月23日）
- 12 <http://www.meti.go.jp/press/20070517001/20070517001.html> 『「社会人基礎力」育成のススメについて ～ 社会人基礎力育成プログラムの普及を目指して ～（レファレンスブック）』（『経済産業政策局報道発表資料』平成19年5月17日）
- 13 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/09/h0927-3.html> 『フリーター等の経験能力を適切に評価するための「経験能力評価基準」を初めて作成・公表』（厚生労働省『職業能力開発局報道発表資料』平成19年9月27日）
- 14 社会人基礎力の3つの能力は12の要素とされ以下のようにまとめられている。

分 類	能力要素	内 容
前に踏み出す力 (アクション)	主体性	物事に進んで取り組む力
	働きかけ力	他人に働きかけ巻き込む力
	実行力	目的を設定し確実に行動する力
考え抜く力 (シンキング)	課題発見力	現状を分析し目的や課題を明らかにする力
	計画力	課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力
	創造力	新しい価値を生み出す力
チームで働く力 (チームワーク)	発信力	自分の意見をわかりやすく伝える力
	傾聴力	相手の意見を丁寧に聴く力
	柔軟性	意見の違いや立場の違いを理解する力
	状況把握力	自分と周囲の人々と物事との関係性を理解する力
	規律性	社会のルールや人との約束を守る力
	ストレスコントロール力	ストレスの発生源に対応する力

- 15 <http://cmx.vrsys.net/TOP/>（キャリアマトリックス：職業とキャリアに関する総合情報システム）提供：独立行政法人 労働政策研究・研修機構

引用・参考文献

- 岩脇千裕（2006）「大学新卒者に求める「能力」の構造と変容 — 企業は「即戦力」を求めているのか — 」
『Works Review』Vol. 1。
- 上西充子編著（2007）『大学のキャリア支援 — 実践事例と省察』経営書院。
- 大久保幸夫（2006）『キャリアデザイン入門 [1] 基礎力編』日本経済新聞社。
- 大庭さよ・渡辺三枝子編著（2007）『キャリアの心理学 新版 — キャリア支援への発達的アプローチ』ナカニシヤ出版。
- 大山雅嗣（2006）「キャリア開発支援の展開 ～キャリア・コンサルティング序論～」『専修大学商学研究所報』
38巻1号。
- 榎野潤（2007）「職業相談におけるカウンセリング技法の研究」『労働政策研究報告書』No. 91、独立行政法人労働政策研究・研修機構。
- 木村周（2003）『キャリア・カウンセリング — 理論と実際、その今日的意義 改訂新版』雇用問題研究会。
- 小杉礼子編著（2007）『大学生の就職とキャリア — 「普通」の就活・個別の支援』勁草書房。
- 下村英雄・吉田修・石井徹・菰田孝行（2005）「職業カードソート技法とキャリアガイダンス — カード式職業情報ツールの開発 — 」『JILPT Discussion Paper Series』05-010。
- 社会経済生産性本部編（2007）『企業が求める人間力2』生産性出版。
- 社会経済生産性本部編（2006）『企業が求める人間力』生産性出版。
- 深町珠由（2006）「キャリアシミュレーションの教育的効果に関する実験的検討」『JILPT Discussion Paper Series』
06-06。
- 森清／夏目孝吉／斎藤幸江／岩間夏樹（2007）『新社会人白書07／08 — 採用・就職事情最前線 — 』財団法人社会経済生産性本部生産性労働情報センター。
- Jayasinghe, M. (2001) *Counseling in Careers Guidance*, Open University Press. (小林勝・村上良三訳
『キャリア・ダンスとカウンセリング — 英国にみる理論と実践』同友館、2004年。) Savickas, M. L.
(1999) The Transition From School to Work: A Developmental Perspective, *The Career Development Quarterly*, Vol. 47.
- Shein, E. H. (1978) *Career Dynamics: Matching Individual and Organizational Needs*, Addison-Wesley.
(二村敏子・三善勝代訳『キャリア・ダイナミクス — キャリアとは、生涯を通しての人間の生き方・表現である。』白桃書房、1991年。)
- Shein, E. H. (1990) *Career Anchors: Discovering Your Real Values Revised Edition*, Jossey-Bass/Pfeiffer.
(金井壽宏訳『キャリア・アンカー 自分のほんとうの価値を発見しよう』白桃書房、2003年。)

障害者自立支援法と「格差」・「貧困」・「不平等」の構造

The Act to Support the Independent Living for Disabled People and the Structure of “Divided” “Poor” “Inequality” Society

武 川 眞 固

Masataka Takekawa

(要約)

本稿では、障害者自立支援法施行後の障害者福祉がどう変わったのか。また障害をもつ人々と家族の生活にどのような影響をもたらしたのか。若干明らかにしつつ、「自立支援法」をめぐる諸問題を通して、現代社会の「格差」「貧困」そして「不平等」の構造がどのようなかたちで現れているのか明らかにしている。最後に「自立支援法」の現状及び問題点をどのように改善していくのかを明らかにしている。

(キーワード)

障害者福祉、応益負担原則、格差、貧困、不平等

はじめに

障害者自立支援法は（2005年11月公布、2006年4月施行 一部同年10月施行 以下「自立支援法」と称する）は、新自由主義に基づく構造改革を背景にして、支援費制度の破綻、介護保険制度の5年見直し、そして、2004年の「今後の障害者福祉施策について一改革のグランドデザイン案」に基づいて制定され、そのねらいは、財政の削減などを理由に社会福祉における市場原理の導入と自己責任化するところにあった。

本稿では、第一は、この間の「自立支援法」が制定がもたらしたものは何かをまず明らかにする。第二は、「自立支援法」の論理と「格差」・「貧困」・「不平等」の構造の背景とその特徴について、明らかにする。第三は、そのような現実に対するセフティネットと今後の課題について、若干明らかにしたい。

既に別稿で、「自立支援法」の性格と問題点¹について、障害をもつ人の人権という観点から明らかにしたが、本稿では、障害をもつ人の人権にとって、自立支援法がおよそ自立させ、支援していくという内容に程遠い、生活実態を無視したものになっており、今日の「格差」・「貧困」などの構造を露呈している点に問題の本質があるという歴史認識に立って、検討していきたい。

1. 「自立支援法」制定がもたらしたもの

(1) 「自立支援法」施行後の障害をもつ人々の暮らしの悪化

新自由主義改革が本格的に推進するのは、1990年代後半からであるが、特に日本社会の経済の競争力を回復するための改革が必要であり、それは一方で、改革後の社会のあり方を模索し、他方この改革は、福祉国家型の所得再配分を否定して、一層貧富の格差を生じさせた。二宮厚美によれば、現代日本は「複合的・連動的な格差社会の構造」²を作りだしたことである。

2006年4月施行された「自立支援法」は1年半を経過して何がみえてきたのだろうか。

同年10月一部施行分を含めて、実施されてきたが、幾つかの点で障害をもつ人及び家族の生活に影響がでてきたことである³。

①同法の「応益負担原則」による自己負担増および家族負担増が生活保護水準以下を含めて生活苦が現出し、一家心中40件、生活が苦しくなった世帯9%、②福祉施設利用を辞める世帯の急増という現象である。これについて調査の特徴として施設利用を辞め、もしくは中断希望者も多くでてきているという状況である。③障害をもつ人の授産施設での就労の工賃がその利用料を下まわる現状であるということ、福祉施設を利用するという問題がでてきていることである。④福祉の地域間の格差、すなわち都道府県および市町村間の格差は移動支援費および報酬単価の格差などに如実に現れているのである。

こうした「格差」・「貧困」の現状は、わが国の国民生活の現実に関連していることである。例えば、A.「格差」・「貧困」の現状は、i「生活が苦しい」56%、ii生活保護世帯の急増、2003年まで平均60万世帯、1997年に90万世帯、2005年104万世帯の増加、iii貧困率はOECDで第5位、15.3%という数字に表れている。いわゆるジニ係数が高い程、所得の格差・不平等が拡大している。B.「貧困」の要因は、非正規の収入は正規の64%、非正規は1300万人であり、ワーキングプアは、低賃金で平均13万円、年収150万円の人々が急増しているところにも顕著に示されている。また、母子家庭3万世帯、ホームレス25300人、多重債務者年間平均20万件、国民健康保険滞納者461万件、就学援助世帯134万世帯はいずれも前年度より増えている現状⁴にある。

こうした現状のなかで、「自立支援法」による障害をもつ人および家族などの生活への影響が大きくなっていることは確かである。

日本障害者協議会「障害者調査」によれば、①自立支援医療とその自己負担については、医療負担は、生活保護世帯・低所得層が7割で、全体の6割のうち、1割程度増え、低所得層で5割、中間層で6割一定所得以上で7割というように費用負担増になっている。②障害福祉サービスとその自己負担は、全体で利用している人は68.1%で、低所得1.2.の層で56%利用している。施設利用について、四分之三はいままで通りであるが、1割は利用を辞め、全体で66.6%が費用負担が増えた。③「自立支援法」の施行後の生活の変化という点では、i「応益負担によって増えた利用料は生活に影響したか」では、「預貯金を減らした」「教養娯楽費を減らした」「家族の経済的負担が増えた」「食費を減らした」の順で答えている。ii「応益負担」によって増えた利用料はどのようにまかなわれているのか」では、「家族で相殺する」「預貯金を切り崩す」「家族の経済的負担を増やす」という順になっている。④今後の医療・福祉サービスの利用と社会参加の見通しでは、このままの状態は74.8%、今後社会参加が制約をうけるが、50%ぐらいになると答えている。⑤収入・支出では、「障害年金」が74.6%、48.3%が勤労収入で平均月収は107782円で、「7万円以上9万円未満」「5万円以上7万円未満」の順になっている。いずれも障害種別での格差がみられた。生活費から除いて、手元に残るお金は、「自立支援法」制定以後は、支出が困難になっている状況⁵が示されている。

「自立支援法」への意見の主な内容をみると次のようにまとめることができる。

i 自立支援法に対する批判としては、自立を阻害すること。ノーマライゼーションに反している悪法であること。早急に改正もしくは即刻廃止すべきである。ii 自己負担への批判としては、減免措置があっ

でも実費がかかるので負担増にあること。サービスは減らないので負担増に対応するしかない。親の援助なしではやれない。負担増は家族の生活を圧迫してしまう。iii サービスを受けるに当たっての影響は、必要なサービスの質・量が確保できなくなる。職員の数が減ること。質の低下が心配である。障害程度区分が低い、利用料負担などから退所となる不安がある。通所回数を増やすことになったことが負担である。働くのに利用料を払うのはおかしい。iv 精神的な不安としては、希望がもてない。利用料負担への不安から妄想状態が悪化してしまう。障害をもつ人が親が高齢化していくことに不安である。高齢の親が子への亡き後の不安があるなど。v 経済的な不安として、手元の勤労収入額の分布、5000円未満26.3%がいる一方、15万円7.7%、大きいばらつきがあり、3万円未満は、67%であった。ここに福祉的就労をみる⁶ことができる。

(2)「自立支援法」施行後の様々な影響と問題点

2006年10月31日の東京日比谷公園での15000人のフォーラムが開催され、これまでの障害者団体での最大規模の集会であった。異例ともいうべき国会の審議を経て、12月には「特別対策」とよばれる改善策が厚生労働省から発表されることとなる。そこでは、3年間で1200億円という大規模な予算が組み込まれ、そこでは i 利用者負担の軽減、ii 事業者への激減緩和措置、iii 新体系移行のための緊急経過措置などの施策が組み込まれた。その他にも障害程度区分の見直しも提示された。

この現象はこれまで動かなかった岩がやっと動いたということであるが、「自立支援法」における「応益負担原則」の見直しや「日割り単価」など本質的な問題は解決するところまでは至っていない。

「自立支援法」が描く障害者福祉施策は、①将来、介護保険制度との統合をにらみながら、応益負担原則と食費などの実費負担を取り入れるとともに介護保険に準じたサービス体系を再編成する。②介護は政府の財政支出計画の枠内で機能する準市場下のサービス提供システムにするために、利用抑制を目的とした政府によるコントロール装置を強化する。③訓練は労働市場に包摂することが可能な人に対して期間を定めて重点的に提供することで、政府が支援する「自立」の姿を鮮明にする。④こうした以外の支援に関してはあらたに地域生活支援事業を創設し、そこへわずかばかりの「統合補助金」を交付することを通して、市町村の責任の多くを転嫁するその「改革」に踏み出したのである⁷。

「自立支援法」は、1. 障害者自立支援給付において「応益負担」を導入するとともに、施設での食費などの実費自己負担の徴収を試みたことが大きな生活上の足かせにもなっていることである。従来の非市場の下での福祉施策の費用負担は応能負担でやっていたが、この事情には何ら変更はないが、障害児福祉施設を含めて、準市場に移行した施策から順次、応益負担が導入されていくところに問題がある。2. 障害程度毎に制約を受ける介護サービスの問題がある。「自立支援法」は新たに障害程度区分ごとに利用できるサービスの制約が設けられたことである。障害程度区分認定は介護保険の要介護認定の手法をそのまま利用して行うために、知的障害者や精神障害者などの障害特性と支援の必要度を図る上で、不十分なものになっている。3. 「自立支援法」が提供する訓練などの給付の日中活動は、就労継続支援を除き、標準利用期間が定められ、期間内に必要な訓練効果を挙げることで利用者と事業者に課せられる。事業者への評価はそのまま報酬の加算・減額に反映している。こうした報酬体系は、障害者を訓

練の「効果がある・あがない」で選別しているのである。これは事業者の競争を促し、効果の適否を判断するものになるのであり、障害をもつ人にとってもサービスにつながらない地域支援で孤立することも予想される。4.「自立支援法」は地域支援事業5事業と、地域生活事業にまとめている。政府は補助金総額とその配分方法を定めることを通して、自治体をコントロールすることが可能となったのである。これまで地方自治体は施策の充実を図ってきたが、移動支援の実施だけで国庫補助金分を食いつぶす結果になりかねない。5.重複給付制限と医療・福祉からの締め出しの問題がある。医療から福祉への移動、居住型施設福祉から居宅福祉サービスへの移動と、福祉サービスから溢れる人々の存在が市場化を促進し、容易なものにする。

このように「自立支援法」は構造改革の流れの一契機となっており、この構造改革のもとで、第一は、社会保障の分野を市場と競争に適合するしくみにして、市場の原理を導入し、従来の制度を解体し、新たな契約方式を導入すること。第二は、社会保障の給付の組み換えによって新たな市場を創出し、特に、「介護保険制度」の導入はその特徴を提示しているが、基本的には、給付をしつつ、そのしくみを変えることによって、既存の構造を変質させ、その方向は、障害者福祉分野での公的責任の縮小にもよく提示されている。第三は、社会保障分野の高いコストの構造転換をめざした費用負担構造を再編すること。すなわち、この構造改革の利用料という名による自己負担を強いる構造が示されている。第四は、この分野も例外なく規制緩和策によって市場での自由度を高めて、企業を参入することでもって市民法的原理を正当化するかたちが採用されたこと。この社会保障分野でも営利・非営利区別を調整しつつ、福祉サービス関連評価を導入して、事前規制から事後チェックへの転換を図ったところに特色⁸がある。

新自由主義改革の推進は、福祉・労働分野について、一層深刻化を招いていることである。「福祉国家」という名に乏しい「福死国家」⁹といわれるようにその変質が見られる。第一は、「自立支援法」に関連する障害をもつ人の分野だけでなく、介護や保育分野では、確実にこの新自由主義改革が進行して、その運営がなされている。ここには、弱肉強食ともいえるべき福祉システムが進行している点である。第二は、この分野に民間事業所が参入し、その展開にも営利と福祉サービスを天秤にかける状況のもとで、各利用者と福祉労働者での領域で権利侵害が露呈しているのである。福祉利用者に直接的にかかわるサービスの低下と営利主義の効率化のもとで、悲惨な事件も多数起きている点も示されている。第三は、各事業所では、業績主義や経営の効率化を重視するために、現場の福祉労働がマニュアル化し、福祉労働者の削減などによる利用者へのサービスの低下と福祉労働の質的的な低下を招いている点である。このことは、福祉労働者の労働の権利¹⁰も重大な影響を与えていることである。第四は、地域的に過疎状況にあるところや経営的に成り立たないところに必然的に公的責任に頼ることになるが、現実には、地方自治体の財政悪化によっては、民営化の移行というところも現出し、その結果、公的な社会福祉施設の減少化は、公的責任の一層の後退あるいは縮小となる必然性をもち、地方によっては、福祉の格差、不公平性、不平等性の問題を提起することになった。つまり、「自立支援法」にしても「介護保険制度」にしても、結局は、福祉利用者の負担が増え、買える福祉の人と買えない福祉の人の格差を生み出してしまうことになる。ここに、この改革によって、従来の社会保障分野での社会保障制度の解体や生存権保障の危機が示されているといわざるをえない。

2. 「自立支援法」の論理と「格差」・「貧困」・「不平等」の構造

(1) 「自立支援法」と新自由主義改革が本質的に提起している問題

第一は、「自立支援法」が社会福祉分野における市場原理とその秩序維持が先行しているのである。市場原理という競争主義をもちこむことによって、商品の交換すなわち契約という法的結合が成立する。これは「自立支援法」だけでなく、「介護保険」にも導入した市場原理は、最初から対等なスタンスにないという状況を作りだしている。つまり公平で平等な市民という属性にあってもその条件には制約があるからである。たとえば「自立支援法」にいう障害程度区分認定のシステムではおよそ公平で対等な関係のもとで実質的な選択・選定が保障されていない¹¹。なぜなら、当事者の参加が保障されていないからである。

第二は、契約制度の導入とその背後にあるものは何か。資本主義の原理は商品交換という様式のもとで、法的には契約という観念によって成り立っている。既に先行した「介護保険」ではそこで利用する人々の生存権保障を前提とした仕組みが予定されておらず、専ら市民的な法秩序を維持することで、「福祉サービス」を提供する図式になっていることである。「福祉サービス」を商品化することによって、生存権保障として福祉を低下させ、削減させる内容をもっているからである。つまり個人の自助、自立、個人責任を強調するあまり、実質的な生存を確保することが困難になっている。

第三は、生存権保障の欠落と市民的な法秩序の徹底化の問題である。「自立支援法」が制定された背景には、本来の福祉国家の本質からかけ離れた市場が「社会福祉」の場で設定されており、およそ生存権保障の権利性を前提とする土壌がない中で出てきたというものである。従って、「自立支援法」は、新自由主義改革の推進によって、市民法の秩序が優先される仕組みであり、竹内章郎によれば何も問題なく「日常化」している現象¹²に問題がある。

さて、以上の「自立支援法」が資本主義の枠組みでその論理を包含していることは当然であるが、具体的には、憲法や障害者基本法を前提にして、検討するとそこには様々な派生する問題が提起されているからである。

(2) 「自立支援法」と障害者福祉に表れた「格差」・「貧困」等の問題

①は、「自立支援法」の最大の問題は障害者福祉にかかわるサービスなどの利用者負担の「応益負担」化の問題¹³である。具体的にはサービス費用の1割負担は、自立支援給付のうちの介護給付費などが対象となる障害サービスであり、補装具についても対象となっている。また通所・入所では加えて食費や光熱費が自己負担になっている。同時に障害サービス費の国の負担が義務化されたのである。これまでの医療給付が自立支援給付として自立支援医療に一本化され、1割負担化された。その場合、一定所得以上の人で「重度かつ継続」にあてはまらない人は対象化となる。しかし、この「応益負担」化の導入は、サービスを利用する障害をもつ人と利用しない障害をもつ人の公平の確保を図ることを提示したが、この原則は利用サービスの増大を図る一方、給付費の増大を抑制するねらいがあきらかになったことである。

厚生労働省は、利用者負担の軽減措置を設け、低所得者に配慮していると主張するが、手続きは複雑

で、かなりの準備と労力が必要で知的障害者などにとっては加重の負担になっている。更に、利用者負担上限額は本人でなく、世帯収入に対応して設定されるので、扶養義務者の負担は廃止されたとはいえ、負担軽減を受けるには実質的には負担能力が問われるという問題になる。障害をもつ人を含めてその世帯は低所得該当者は少なく、多くの場合、一般的な上限の対象となる。このように「応益負担原則」の導入は、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に不可欠な福祉サービス利用を抑制することになり、しかもサービスの利用抑制が低所得者や重度の障害をもつ人に集中的に現出するような構造になっており、重大な問題をはらんでいる。

②「自立支援法」で「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に再編¹⁴され、その給付構造が変わったことである。ここでは、「自立支援給付」が障害程度区分や訓練効果などによって対象が制限されることである。

例えば、介護給付の対象となる障害福祉サービスには、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、短所入所などがあるが、この受給は障害程度区分の認定を受ける必要があり、その区分によって決定される。障害程度区分の認定によっては、障害福祉サービスの種別如何によりサービスが受けられない状況を生み出している。

次に訓練等給付の対象となる障害福祉サービスには自立訓練、就労移動支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)があるが、この場合障害程度区分の認定が実施され、利用者の意向を踏まえて、一定期間、暫定支給が行われ、訓練効果が期待できる場合に給付を支給するという仕組みになっている点に特色がある。ここにもサービス利用者への選別がなされているところに問題が残っている。

③「自立支援法」では介護給付などのサービス利用手続きが変わるが、障害程度区分の認定の問題がある。ここで介護給付な支給決定と障害程度区分についてみると、申請を受けた市町村は、障害者への心身の状況、その環境などについて、調査を行い当該障害程度区分を判定し、これに基づいて市町村が決定を行う。訓練等給付にかかわる判定は政省令に定める判定基準に基づいて決定される。

介護給付の障害程度区分の認定については、介護保険の要介護認定と同様に、調査票を用いて、第1次判定し、この判定の結果に主治医意見書などの関係種類を審査会に送付して、審査会が第2次判定を行い、障害程度区分が決定される。しかし、これが当事者の参加を含まないで、その機能が果たすことができるのか。あるいは、十分できるのか未知である。

介護保険における要介護認定の実態で第2次判定の機関である介護認定審査会の判定が形骸化している点からも、本件の障害程度区分の顕在化している点に問題がある。特に、介護保険の認定基準は、障害程度区分による判定にも援用されているために、障害をもつ人が認定で撥ねられ、サービスが受けられなくなったり、ホームヘルプが削られたりしている状況がある¹⁵。

④「自立支援法」のもとで、施設などのサービス整備が不十分なために、多くの障害をもつ人が利用できないという問題である。既に述べたように「自立支援法」は事業者・施設と障害をもつ人が利用契約を結びサービスを利用するようになる。当該の地域に契約すべき事業者・施設が存在がなければ利用する機会が奪われることになる。実質的な事業者・施設が未整備であると、その整備がなければ地域的な格差を生み出すことになる。これは付帯決議に盛り込まれたが、現実はその実現がなされておらず、

障害者自立支援法と格差・貧困・不平等の構造

サービス利用を受けることができない地域が生まれているのが現状である。

市町村が行政の公的責任を果たすべき事項は指針で定められているが、福祉サービスの提供の確保の責任だけであり、直接福祉サービスの提供責任までは及ばないという見解を採っている。

⑤「自立支援法」のもとでの障害福祉サービス利用が契約という法的な形態を採ることを通して出てくる問題がある。障害をもつ人のうち、知的障害者や精神障害者が現実には判断能力が不十分である場合、その人々は、支給決定の申請をはじめ、事業者・施設との契約締結について、支援が必要になる。「自立支援法」はこれを想定して、相談支援や情報提供および説明責任などの規定している。しかし、障害をもつ人が困った場合は、例えば成年後見制度や権利擁護制度もあるが、現実にはこれさえも十分機能していない現状にある。だから判断能力が不十分な障害をもつ人は利用を大きく制限されているといわなければならない。

福祉サービスを受ける内容は不十分である場合、契約の自由の原則が存在していても、事業者・施設による利用への逆選択がなされるおそれも出てくるのである。法律では利用を拒むことは正当な理由なしにはできない規定が存在するが、障害程度区分が低く、報酬単価が低い人は事業者・施設などによって逆選択される可能性が出てくることも考えられる。

⑥事業者と利用する障害をもつ人は、利用契約を締結して、サービスを利用するが、自立支援給付で保障されるサービスの内容は限定された上に、支給量の設定や利用者の応益負担のために必要なサービスを受けられないという問題¹⁶がある。

居宅介護は身体介護と家事援助とされ、移動支援は給付対象から外され、地域生活支援事業に移行し、相談支援は、適切な相談と助言を行うとし、報酬単価は設定されていないのである。

例えば、移動支援は、重度の障害をもつ人にとっては、移動支援と介護を一体的に提供する必要がある場合は、重度訪問介護、行動支援などのサービスのなかに包含されているが、地域生活支援事業のサービスの対象にならない。また多くの障害をもつ人は、移動支援は個別給付では利用できない。地域生活支援事業は、いくつかの支援の形態を用意しているが、同事業では財政的な責任が不明確なため、市町村の財政事情で、福祉サービスが切り下げられたり、市町村間の格差が拡大する可能性がある。

いずれにしても、「自立支援法」に基づく福祉サービスの内容が利用したいものとなっておらず、様々な条件が障害程度区分でも、あるいは支援内容でも抑制されており、法律上の公平性、平等性が否定されるシステムになっているところに、障害者福祉における「格差」「貧困」および「不平等」の姿をみることができる。

(3)「応益負担原則」のもとでの市場原理と累進課税の否定の論理

第一は、福祉サービス利用と対価支払いなどの等価交換を導入したことの問題である。戦後の社会福祉制度は、「措置制度」や「応能負担原則」によって、租税法律主義の観点から公的責任の維持と「公平」「平等」な税負担原則を導入してきた。新自由主義改革のもとで、社会福祉分野で財政基盤を理由に対価支払いを市場の等価交換で障害者福祉に導入したのである。しかし、等価交換を障害者福祉に導入し、一定率というかたちの個人・家族への負担増の強制が存在する。実際に福祉支援という名を借り

て、それが「利益」とした金銭支払いのしくみ¹⁷⁾を作っている。この「利益」については、①障害をもつ人の食事・排泄・移動への支援は、「利益」でないこと。②支援費への1割の負担は、電気・ガス代金とは全く別の生存保障費であること。③障害は不可能、不可逆、普遍的なもので個人の責任とするのは問題である。

第二は、「自立支援法」で導入された「応益負担原則」によって、利用料負担を利用者に強いる根拠として、国の財政的な事情によるもので、等価交換による利用負担を徴収することをねらいとしているところに問題がある。このような背景にあるのは、政府のいう自立と地域的な共生を実現することがその主眼にあり、従来の「応能負担原則」すなわち累進課税を否定して、福祉における地域社会の支援を実現していくことをもくろみとしている。

従って、新たな逆進性の高い個人への負担を求めることを通して自己負担増と社会福祉の社会保険化を目的としている。

「自立支援法」での市場原理に基づく福祉は、等価交換を契機とした利用料負担であり、また就労支援も、自己負担を前提として福祉を買うことであり、およそ社会福祉を受給するという生存権の権利を保障するシステムになっていない。つまり、就労支援の給付金に結びつく一般的市場参入する条件が高い人を優遇し、重度の障害をもつ人の就労支援に伴う給付金などによる「格差」が提示され、施設での重度の障害をもつ人の福祉が軽視される。

(4) 市場の等価交換＝貨幣の循環回路と生存権保障

第一は、私有財産の有無によって、社会福祉の領域でも多大の影響を受ける。元々私有財産での等価交換は、商品交換であり、貨幣の循環は、契約という制度を通して実現される(α)。この市場では、労働能力にせよ、消費活動にせよ、金や財貨の支・収入という貨幣の循環過程も私有財産を形成するのであり、社会福祉という分野にはなじまないものであるにもかかわらず、契約を通して制御される世界が市民的な法秩序である。その意味で「自立支援法」における障害をもつ人の就労の分野でこの契約を通して労働過程の搾取が存在する。その意味での等価交換という実質的な内容は実現できないという問題を顕在化させている¹⁸⁾。

第二は、非市場における累進課税の不等価交換性の問題がある。社会福祉の分野は非市場であり、本来的には不等価交換性の世界である(β)。なぜなら、多額の納税する人にとって、社会福祉サービスを受ける内容は不等価交換であり、課税に対応しない内容であり、その意味で不等価である。だから社会福祉の分野は、公的責任を国が担う上で、国民の税金がそれに使用されるのであり、税金＝福祉サービスの等価性はないのであり、不確実性が高いのが現状である。

第三は、半市場における α と β の中間としての社会保険の問題がある(γ)。i 市場原理を導入した「介護保険」は $\beta \rightarrow \alpha$ という循環であり、等価交換を基礎としたものである。これは社会保険の市場化であり、およそ生存権保障は志向されず、市民的な法秩序にとどまる内容を包含している。しかし、ii $\alpha \rightarrow \gamma \rightarrow \beta$ が本来的には生存権保障を念頭において社会保険化を位置づけていた¹⁹⁾。従って、i の内容が「自立支援法」から提示される「格差」「貧困」そして「不平等」構造の土壌を作ることになる。

結びに代えて — セーフティネットと今後の課題 —

第一は、個人の尊厳原理に立脚した生存権保障の制度と拡充する課題が提起される。

わが国では、社会福祉制度のもとでの生存権保障は憲法25条に基づく法律、特に生活保護法などを中心とした社会保障制度の体系と内容を定めている。セイフティネット²⁰は、生活保護制度によって、「健康的で文化的な最低限度の営む」水準の生活が確保されている。

ここでは、「自立支援法」のもとでは、現実には生活保護以下の世帯が障害をもつ人のなかに現出しているが、セイフティネットとして防貧政策は、障害年金によって生活が保護されている。しかし、人権としての尊厳性と生存権保障が確立されているかといえ、不十分といわなければならない。憲法25条に基づく生存権と生存の自由を保障する手立てを検討する必要がある。

第二は、「自立支援法」についての今後の改革と障害者福祉の課題が提起されていることである。

①は、「自立支援法」に導入された「応益負担原則」を廃止して、10割給付を実現していくことである。基本的には、新自由主義改革のなかで、市場原理が導入され、契約を通して財政的な基盤を形成することであったが、「応能負担原則」に戻すことは不可能ではない。ただし、「介護保険」で「応益負担原則」を一部導入で既成的事実を形成してきたことであるが、それが社会保険化することをねらっているからである。従って、将来的に「自立支援法」について社会保険化することによって、「応益負担原則」が正当性をもっているという合理的理由を見出すことはできない。

②は、「自立支援法」における自立支援給付の利用者制限の問題がある。この利用者制限を緩和することである。特に重度訪問介護、包括支援などの利用者は、障害程度区分の一定の要件以上で限定されていたこと、訓練などの給付で効果がなければ障害をもつ人は排除される宿命でもあった。特に障害程度区分の選別の方法の妥当性に問題があり、この認定方法には疑問がある。廃止をふくめて再検討²¹すべきである。

③福祉サービスの質や利用への制約をやめさせるために、国や地方自治体のサービス利用整備の責任を「自立支援法」に明記し、財政的な基盤を拡充することを提示することである。

④は、「自立支援法」における利用サービスの質の向上と障害をもつ人が十分利用できる条件整備が必要である。そのためには権利擁護制度や支援のしくみを活用できることが必要である。

いずれにしても「格差」・「貧困」・「不平等」構造に対抗し、克服する課題は、憲法25条や14条及び24条などに即した社会保障制度の実体的保障の具体化が必要であり、そのための内実を明らかにすることが課題であろう。

註

- 1 拙稿①「障害者自立支援法と障害者福祉への影響」『高田短期大学人間介護福祉学科年報創刊号』 2006年刊 7頁。同②「『障害者自立支援法』と障害をもつ人の人権」憲法理論研究会編『憲法の変動と改憲問題』所収 敬文堂 2007年刊 145頁。
- 2 二宮厚美『格差社会の克服』山吹書店 2007年刊 37頁参照。
二宮によれば「日本の格差社会は『格差＝不平等』と『貧困＝不自由』という二面をもった社会である」と指摘している。この観点からの生存権保障の把握は重要である（同上 256頁）。
- 3 荒川智・越野和之・全障研研究推進委員会編『障害者の人権と発達』全障研出版部 2007年刊 184頁。
- 4 日本弁護士連合会編『検証 日本の貧困と格差拡大』日本評論社 14頁。
- 5 日本障害者協議会編「障害者自立支援法への影響：J D調査2006 第1回調査結果と第2回調査結果の比較（調査報告書） 2006年3月刊 1頁。
- 6 注 — ⁵「前掲書」 12頁。
- 7 塩見洋介「障害者施策の動向と障害者運動の課題」障害者生活支援システム研究会編『障害者自立支援法と人間らしく生きる権利』かもがわ出版 2002年刊 22頁。
- 8 横山寿一『社会福祉と市場化・営利化』青木書店 2005年刊 38頁。
- 9 武川 注 — ¹「前掲書」 ②147頁。
- 10 西谷敏「労働法制の現段階」『ポリテイク』第2号 旬報社 2002年刊 103頁。
- 11 竹内章郎「障害者自立支援法がもたらす不平等の克服のために」注 — ⁷386頁参照。
- 12 伊藤周平「障害者自立支援法と障害者福祉の応益負担化」岡部伸郎・岩尾裕一郎編『障害者自立支援法時代を行き抜くために』所収 評論社 2005年刊 129頁。
- 13 平野方昭「障害者福祉サービス利用者負担と応益主義導入のねらい」障害者生活支援システム研究会編『障害者自立支援法と応益負担』かもがわ出版 2005年刊 44頁。
- 14 伊藤周平『権利・市場・社会保障』青木書店 2007年刊 300頁。
- 15 峰島厚・白沢仁・多田薫編『障害者自立支援法 — 基本と活用』全障研出版部 27頁。
- 16 伊藤 注 — ¹⁴307頁。
- 17 竹内 注 — ⁷389頁。
竹内は「自立支援について貨幣の循環次元で、常に①「市場での私有財産の等価交換」②「非市場での貨幣での累進課税の不等価交換」及び③「半市場的な社会保険という①と②の中間を峻別し、この後者の立場から社会保険における①への志向を批判すべきである」とする立論は示唆的である（竹内 注 — ¹¹390頁）。
- 18 竹内 注 — ¹¹391頁。
- 19 竹内 注 — ¹¹392頁。
- 20 注 — ⁴「前掲書」 266頁。
わが国における社会保障制度のなかで「最後の砦としてセイフティネット」として生活保護制度が位置づけられているが、日本弁護士連合会は、2006年10月5日の日弁連第49回人権擁護大会シンポジウムで、「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人々の尊厳に値する生存を実現することを求める決議」を公けにしている。
現代の貧困問題の要因と制度改革を検討するにあたっての視点を提示し、そのなかで個人の尊厳原理に立脚した生存権保障制度と社会権規約の課題について明らかにしている。政府・国には、国内法として日本国憲法だけでなく、国際法として国際人権規約の遵守すべき義務の課題や障害者権利条約の批准などが提起されている。この点からも「自立支援法」の積極的な改革が提示されていると思われる。
- 21 伊藤 注 — ¹⁴309頁。

高校福祉科の設置と高校生が福祉を学ぶ意味

The Significance of the Welfare Department and Education at the High School

佐 藤 完

Tamotsu Satou

(要約)

平成15年度より高校の教科目に「福祉」が誕生した。高校福祉科の誕生までの経緯を概観する。教科福祉は、高校福祉科を支えてきた教員の総意によって当時の文部省・厚生省に働きかけ創設された科目でもあるといえる。高校福祉科は介護福祉士国家試験受験校と福祉の一部を取り入れホームヘルパー2級養成研修を取り込んだ学校に分類される。高校福祉科は教科としての位置づけがされない中で熱意ある全国高校福祉科教員が望み教科「福祉」を創出した経緯がある。そこには高校福祉科の実践が安上がりな介護福祉士専門養成ではなく多感な青年期にある高校生が福祉を学ぶ意義について考察する。

(キーワード)

中央教育審議会、高齢化社会、少子高齢社会、パラダイムの転換、老人福祉施設、人権教育、介護福祉士国家試験

1. はじめに

新教科「福祉」は高等学校学習指導要領解説「福祉編」に次のように述べられている。^{1,2} 今日、国際化、情報化や、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり、少子高齢社会の到来など、社会の状況が大きく変化する中で、21世紀を生きる人材を育てるため、豊かな人間性を育（はぐく）むと同時に、一人一人の個性を生かしてその能力を十分に伸ばす新しい時代の教育の在り方が問われている。1996年（平成8年）7月の中央教育審議会第一次答申においては、これからの学校教育の在り方として、「ゆとり」の中で自ら学び自ら「考える力」などの「生きる力」の育成を基本とし、教育内容の厳選と基礎・基本の徹底を図ること、一人一人の個性を生かすための教育を推進すること、豊かな人間性たくましい体を育むための教育を改善すること、横断的・総合的な指導を推進するため「総合的な学習の時間」を設けること、完全学校週5日制を導入することなどが提言された。そこで、1996年（平成8年）8月に、文部大臣から教育課程審議会に対し「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校教育課程基準の改善について」諮問を行った。専門高校の教育内容等に関しては、1997年（平成9年）5月に、文部大臣から理科教育及び産業教育審議会に対して、「今後の専門高校における教育の在り方等について」諮問を行った。理科教育及び産業教育審議会においては、産業界で必要とされる知識や技術・技能の高度化等を踏まえ、完成教育としての職業教育ではなく、生涯学習の視点を踏まえた教育の在り方や技術革新、国際化、情報化、少子高齢化等による社会の変化や産業の動向等に適切に対応するための新たな教科の創設を含めた教育内容等について検討を進め、1998年（平成10年）7月の答申において、専門高校における教育の改善・充実のための視点として、次の6点を示した。

- ① 将来のスペシャリストとして必要な専門性の基礎・基本の重視
- ② 新教科「情報」「福祉」の創設等、社会の変化や産業の動向等に適切に対応した教育の展開

- ③ 生徒の多様な実態に対応し、生徒の学習の選択幅をできる限り拡大し、生徒一人一人の個性を育て伸ばしていく教育の展開
- ④ 専門高校と地域や産業界との間のパートナーシップ（双方向の協力関係）の確立
- ⑤ 生徒が専門高校卒業後に学習する縦続教育機関との連携の推進
- ⑥ 各学校の創意工夫を生かした特色ある教育の展開

教育課程審議会においては、中央教育審議会の第一次答申をはじめ数次にわたる答申や理科教育及び産業教育審議会の答申に留意しつつ、約2年にわたり審議を行い、1998年（平成10年）7月に答申した。この答申においては、幼児児童生徒の実態、教育課程実施の状況、社会の変化などを踏まえつつ、完全学校週5日制の下、「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、幼児児童生徒に「生きる力」を育成することを基本的なねらいとし、次の方針に基づき教育課程の基準を改定する」と提言した。

- ① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
- ② 自ら学び、自ら考える力を育成すること。
- ③ ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。
- ④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

これらのねらいに基づき、教育課程の編成、各教科、科目等の構成、内容、単位数等の改善方針が示された。

この答申を踏まえ、1998年（平成10年）12月14日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を改訂したのに続き、1999年（平成11年）3月29日に、盲・聾・養護学校の学習指導要領等とともに高等学校学習指導要領の全面的な改定した。高等学校学習指導要領は、2003年（平成15年）4月1日から年次進行により段階的に適用することとしている。

改訂の趣旨は、新しい高等学校学習指導要領において教育課程審議会の答申を踏まえ、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を育成することを基本的なねらいとし、「総合的な学習の時間」の創設、普通教育に関する教科「情報」、専門教育に関する教科「情報」及び「福祉」の新設、卒業に要する修得総単位数の改訂をはじめ、各教科・科目等の編成、単位数や内容の改訂を行ったものである。

高等学校における教育課程の基準については、教育課程審議会の答申において、義務教育の基礎の上に立って、将来いずれの進路を選択する生徒にも、最低限必要となる知識や技能等については、ある程度幅広い分野について学ばせると同時に、能力・適性、興味・関心等が多様化する生徒に対し、将来の進路を見据え、個性の伸長を図ることを一層重視した教育を展開するため、選択の幅を一層拡大する必要があることが示された。さらに、各学校が教育課程上の特色を一層発揮し、その編成・実施上の工夫を柔軟に行えるようにする必要があることが示された。

この答申を踏まえ、新しい高等学校学習指導要領においては、全（すべ）ての生徒が共通に学習する必修履修教科・科目の最低単位数を縮減し、学校や生徒の選択の幅を広げ、選択科目や各学校が独自に設ける学校設定教科・科目の履修を通して、生徒の興味・関心、進路希望等に応じ、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりする仕組みを整え、それぞれの能力を十分伸ばすことのできる教育の展開

高校福祉科の設置と高校生が福祉を学ぶ意味

を目指している。

教育課程帯議会の答申の中で、職業に関する各教科・科目の改善については、次のように示された。

(ア) 職業に関する各教科・科目

職業に関する各教科・科目の内容の改善については、理科教育及び産業教育審議会答申を踏まえつつ検討を行い、次のように改善することが適当であると考えた。

職業に関する各教科・科目については、産業構造・就業構造の変化科学技術の高度化、情報化、国際化、少子高齢化などの社会の変化や産業の動向等に適切に対応するとともに、生徒一人一人の多様な個性を生かすため、生徒の選択幅を拡大する観点に立って、次のような改善を図る。(a・bは省略)

- c 高齢化の進展等に伴い、介護福祉士などの福祉に関する人材の養成の必要性に対応するため、教科「福祉」を新たに設けることとする。
- d 高度情報通信社会における情報関連人材の養成の必要性に対応するため、教科「情報」を新たに設けることとする。
- e 専門高校における教育の改善充実を図るためには、地域や産業界と連携した教育を展開することが重要であり、専門高校と地域や産業界との間に双方向の協力関係（パートナーシップ）を確立し、連携しながら教育活動を展開できるよう改善を図る。(中略) 福祉に関しては、次のように示された。

(キ) 福祉 近年、生活水準の向上にともなう健康への関心の高まりや生活様式・意識の変化により、国民の福祉ニーズは高度化、多様化するとともに、著しく増大しており、高齢者や障がいのある人々等へのよりきめ細かな介護サービスに対応できる専門的な知識・技術を有する人材の育成と確保が不可欠となっている。

障がいのある人々に対する社会的自立を支援する取り組みは、政府全体として総合的・計画的に進められており、その重点施策実施計画である「障がい者プラン」においては、介護サービスの充実のための人材育成を図ることが極めて重要な課題となっている。

又、中央教育審議会の第二次答申においても指摘されているとおり、高齢社会においては、高齢者を思いやる気持ちやいたわる気持ちなど、豊かな人間性を育（はぐく）む教育が一層重要となると同時にこれら高齢者、障がいのある人々、とりわけ要介護高齢者の自立を支援する能力や技能を持った人材を育成する必要性も一層高いものとなっている。

こうした状況を踏まえ、福祉関連業務に従事する者に必要な社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、社会福祉の理念と意義の理解、社会福祉の増進に寄与する能力と態度の育成に関する教育体制を充実し、これらの人材の育成を促進するため、専門教育に関する教科「福祉」を設けることとする。

教科「福祉」は、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的能力と態度を育てることをねらいとし、次のねらいを持った7科目で構成する。

「社会福祉基礎」

社会福祉に関する基礎的な知識を習得させ、現代社会における社会福祉の意義や役割を理解させるとともに、社会福祉の向上を図る能力と態度を育てることをねらいとする。

「社会福祉制度」

社会福祉の法制度、社会福祉施設、社会福祉サービス等に関する知識を習得させ、社会福祉の現状を理解させるとともに、社会福祉のサービスの向上を図る能力と態度を育てることをねらいとする。

「社会福祉援助技術」

対人援助に関する知識と技術を総合的に習得させ、援助技術における実践的な能力と態度を育てることをねらいとする。

「高齢者・障がい介護」

高齢者と障がい者に対する理解を深め、高齢者と障がい者の介護に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、介護を適切に行う能力と態度を育てることをねらいとする。

「社会福祉実習」

社会福祉に関する基本的な知識と技術を習得させ、介護の実際に必要な能力と態度を育てることをねらいとする。

「社会福祉演習」

課題解決や事例研究などの学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的創造な学習態度を育てることをねらいとする。

「福祉情報処理」

社会における情報化の進展と福祉サービスのかかわりについて理解させるとともに、情報を収集・加工・発信する技術を習得させ、福祉の各分野で情報を活用する能力と態度を育てることをねらいとする。

卒業後の進路については、高齢者や身体障がい者等の福祉施設、在宅介護サービス等の福祉関連施設・産業、病院、児童福祉施設等への就職、大学・短期大学等の社会福祉系、保育系、看護等の学部・学科、専門学校等への進学が考えられる。各学校においては、地域の実情や生徒の進路希望等に応じて、介護福祉士、ホームヘルパー等の福祉関連職業資格の取得や大学等への進学に対応した弾力的な教育課程を編成するように工夫する必要がある。福祉については、以上のような改善の基本方針及び改善の具体的事項に基づいて新設されたのである。³

2. 高校福祉科の設置の経緯

福祉教科を取り入れた高等学校は、大別すると2つに分けられる。福祉コース、あるいは総合学科にみられるような福祉類系と呼ばれる学校と介護福祉士受験資格を有する学校とに大別される。今後は、介護福祉士国家試験受験有資格校を福祉科という分類をする。先の述べたように新教科「福祉」では科目上①社会福祉基礎、⑥社会福祉演習は必修科目であるのでそれぞれの学校を取り巻く環境のもとで教科目を選定し介護福祉士国家試験受験有資格校とするか福祉科目関連教科を学ぶ学校となる。

高校福祉科の設置と高校生が福祉を学ぶ意味

全国の高校福祉科と呼ばれる高等学校は、平成12年3月18日現在で347校あり、うち87校が私立、260校が公立である。介護福祉士国家試験受験有資格校の学校は109校、福祉科目関連校は238校となっている。又、高校福祉科の側面としホームヘルパー養成研修指定校になっている。ホームヘルパー養成研修を実施している学校数は160校あり、そのうち87校が国家試験対応の学校である。1級が公立37校、私学16校であり2級は公立69校、私学25校、3級は公立54校、私学8校となっている。

国家試験受験設置校推移

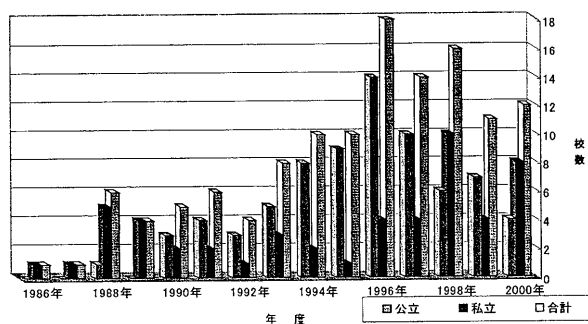


図3-1 平成12年における福祉科の設置動態

(全国高等学校長協会家庭科部会福祉科高等学校長会・学科主任会の資料による)

福祉科目実施校推移

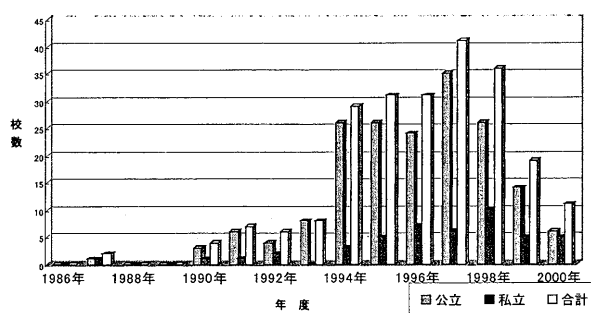


図3-2 国家試験受験資格を有する高等学校の年推移

(全国高等学校長協会家庭科部会福祉科高等学校長会・学科主任会の資料による)

ホームヘルパー養成研修実施校推移

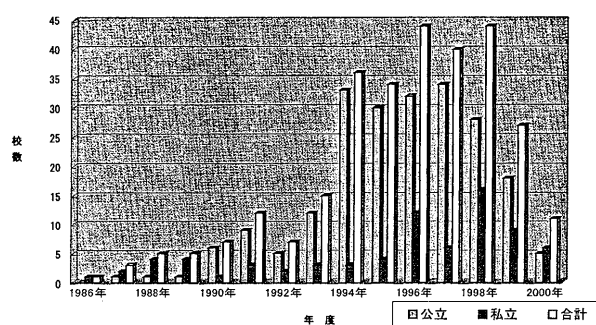


図3-3 ホームヘルパー養成研修実施校の年推移

ホームヘルパー養成研修級別校数

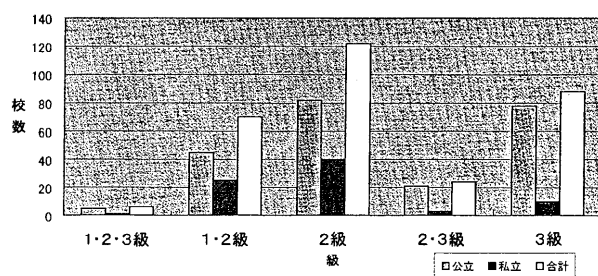


図3-4 ホームヘルパー養成研修級別実施校の年推移

高校福祉科の誕生は、1987年4月より学校法人城西学園鹿児島城西高校（鹿児島市薬師町）に開校と西日本新聞に掲載されている。⁴ 内外教育1986年9月30日付けには、同年岡山県教育委員会は1987年開校の県立吉備北陵高等学校に生活福祉系のコースを設置する。「福祉」「基礎看護」「看護基礎医学」など、実習を伴う18単位程度を履修させる。教員は家庭、看護、社会科教員を有機的な体制を組んであたるとしている。特別活動に「福祉タイム」を設け全校生徒にも実施を考えている。この時点では、介護福祉士国家試験を強く意識されていないが来るべき高齢化社会から少子高齢社会に向けた時代を背景にしている。西日本新聞には、「世界一の長寿国日本で、高齢化社会の到来多様化する社会福祉問題への対応は国民的課題、福祉対象も、高齢者、心身障がい者、年少者も含めた社会的弱者と複雑多岐にわたっている。ところが、肝心の社会福祉の現場では、中心的なスタッフ不足に悩んでいるのが実情。」と掲載されている。少子・高齢社会の担い手としての基礎づくりを念頭におかれ設置された。内外タイムスには、「社会福祉関連業務の資格は取れないが、福祉に関する基礎的な学習を通じ、今後の福祉社会に対応できる教養を身に付けさせたい。福祉系大学や養成期間への進学にも対応できる指導を行う」（教育振興室）と掲載されている。1987年「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定された。この介護福祉士受験資格取得方法は6通りの方法がある。高校福祉科の介護福祉士受験資格対応の学校は、実務経験3年に準ずる者として受験資格が与えられる。この「社会福祉士及び介護福祉法」が制定され介護福祉士国家試験受験資格が得られることから高校福祉科が全国に設置されていくこととなった。

1987年（昭和62年）4月、静岡県私立三島高等学校は家庭科の中に福祉コースを設置した。同校は1988年（昭和63年）福祉コースから福祉科に学科変更している。高校福祉科がその産声を上げた時期はこのころに始まる。この背景には1987年（昭和62年）5月26日「社会福祉士及び介護福祉士法」の成立が要因として挙げられる。同法の政令第401号・厚生省令第49号第21条により定められた教科・科目を履修・修得すれば、高校で必要な単位数を履修習得させれば高校卒業と同時に「国家試験受験資格取得」が認められることが同年の年末にわかる。18歳で介護福祉士の誕生させることができた。福祉に関することが中央教育審議会に答申されていくのは1966年（昭和41年）10月31日の第20回、中央教育審議会審議会後期中等教育の拡大整備についてと題し「第3章、社会人として『社会福祉に寄与することの中で近代社会の福祉の増進には、社会連帯の意識に基づく奉仕の精神が要求される。』」と記されている。その後1981年（昭和56年）6月11日第26回答申中央教育審議会において、「第5章、高齢期の教育について：1 高齢化社会の進行とそれへの対応、2 学習活動の奨励・援助、3 社会参加の促進、4 高齢期の生き方と生涯教育の中では『国民一人一人が、高齢化社会の急速な進展を迎え、高齢期をひかえてその生き方を自ら考え、それに対して備えることの必要性を自ら認識することが重要である。』」と報告されている。私たちが高齢になったときの生き方としての生涯教育の在り方の視点で述べられている。高齢期に見られる「老い」や「病」「障がい」を持った生き方については示されていないように思われる。むしろ健康な高齢者のイメージが強いように思われる。すなわち年を取って老化しても健康であり健康を保つためにも人としての生きがいとし生涯教育が打ち出されたように受け止められる。

1985年（昭和60年）2月19日、理科教育及び産業教育審議会より答申が出された。今後新設が適当とされる学科として、「電子機械科」・「国際経済科」・「農業経済科」等とともに、国民の福祉に対す

高校福祉科の設置と高校生が福祉を学ぶ意味

る多様なニーズに応えるため、福祉関連業務に従事する人材を育成する「福祉科」などの設置について、地域の実情等も踏まえながら検討を行っていく必要があるとしている。1985年（昭和60年）5月に文部省は、産業教育の改善に関する調査研究協力者を委託し、「職業学科の改善・充実」・「教育課程の多様化・弾力化」・「職業教育に関する諸条件の改善」の三つのグループに分け、調査研究を進め、「福祉科」設置については、「職業学科の改善・充実」グループの下に開催された「福祉科部会」において具体的な調査を実施した。1987年（昭和62年）2月19日、理科教育及び産業教育審議会は、高等学校における今後の職業教育の在り方について答申している。経済社会のサービス化・ソフト化や国際化に应付するための新しい学科として、国民福祉に対する多様なニーズに応えるため、福祉科関連業務に従事する人材を育成する「福祉科」の設置について、地域の実情等を踏まえながら検討を行う必要がある。この理科教育及び産業教育審議会の答申を見込んで高校福祉科の動向が活発になることとなる。

3. 高校福祉科の全国組織化と新教科福祉

高校福祉科には、介護福祉士国家試験受験対応の学校と福祉関連科目の一部を取り入れたコースがある。又、最近では総合学科の中で福祉科を取り入れた学校も存在する。1988年（昭和63年）には、静岡県三島高校が、全国に先駆けて第一回介護福祉士国家試験を受験し合格率は高いものではなかった。年4月には北海道では最初の福祉科である私立函館大妻高等学校に福祉科が設置される。1990年（平成2年）第二回の介護福祉士国家試験を受験し合格率は高くはなく、高校生には難しい試験である様相を呈してきた。この年の4月には公立高校に「福祉関連学科」の3校が誕生する。兵庫県立新宮高等学校「福祉科」、岩手県立一関第二高等学校「福祉教養学科」、北海道 村立留寿都高等学校「農業福祉コース」の3校が誕生しこの年、東洋大学の和田要氏の調査があり「高校福祉科の現状と課題を考察する」がなされている。翌年の第三回介護福祉士国家試験を受験し合格率は低いながらも昨年の3倍の合格率を出した。1991年（平成3年）4月19日に第29回答申中央教育審議会審議会答申として「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」第1節：学校・学科制度：（1）学科制度の再編成（職業学科の再編成）において「職業学科については、現行の学科区分が社会経済の進展に必ずしも十分に対応していない面も見られ、又固定的な学科区分意識の中で学科の枠を越えた複合的な教育内容を実施することも困難となっている。このため、情報化、国際化、高齢化、サービス経済化等、今後の我が国の産業・就業構造の変化により適切に対応できるように学科制度を再編成し、例えば、新たに情報、厚生、観光に関する学科（仮称）などを制度的に加えることが必要であろう。」と提言がされる。この提言の中では「福祉」ではなく「厚生」という表現になっていた。この当時は広く「福祉科」あるいは「福祉コース」という表記がされず「厚生」という名称が使われた要因はわからない。この当時、国家試験対策は各校の共通課題ではあり、その取組みは手探りの状態にあった。1992年（平成4年）3月、家庭部会北海道大会が開催され道立釧路星園高等学校「教養福祉科」の取り組み実践報告がされている。福祉は家庭の一部として位置付けられた。それは家庭科の今後のありようを模索する意図が十分に含まれていたように考えることができる。さらに1993年（平成5年）7月から1994年（平成6年）1月にかけて日本福祉大学の高橋・伊藤両氏の調査「全国高校福祉科の実態を紹介」がなされる。⁵ 1993年（平成5年）11月26日、平成

3・4・5年度 文部省研究開発学校指定研究発表会、埼玉県立不動ヶ岡誠和高等学校（埼玉県春日部市、「ホテルカスカベ」）において当時全国に散らばっている高校福祉科の先生方が集めるきっかけとなった。先駆的に進まれている学校においても多様な課題を抱えての手探りの状況にあった。先進高校福祉科への学校見学においても実習室の写真撮影を拒否され状況にあたり先進校と呼ばれる学校においてさえ閉鎖的であった。又先進校は、設置を検討する学校見学到日常の業務以外の対応に追われる状況でもあった。このような状況の中で全国の先生方に広報し平成3・4・5年度 文部省研究開発学校指定研究発表会、埼玉県立不動ヶ岡誠和高等学校に参集し、全国福祉系高等学校連絡協議会（仮称）の設置し、10点の問題点を検討課題とし協議会を発足すべく動き出したわけである。その内容は、①学科の位置付け ②専門科目と教科書 ③試験制度 ④介護福祉士国家資格 ⑤指導者 ⑥進学問題 ⑦就職問題 ⑧社会福祉実習 ⑨研修 ⑩連絡組織の問題であったが今日の抱える問題点を含みつつも解決すべき課題の方向性を見いだしている。この内5点（①学科の位置付け②専門科目と教科書 ⑤指導者 ⑥進学問題 ⑦就職問題 ⑧社会福祉実習 ⑨研修）は新教科「福祉」に反映されている。ここに新教科「福祉」の源流を見られる意味は非常に大きい。全国福祉系高等学校連絡協議会（仮称）の設置は、同校で行われた。第2回研究開発学校実地調査概要（1993年9月30日）の質疑応答の中で「校長会の中での組織づくり」について質疑応答されている。⁶ 福祉科は学科の位置付けが不明であり、その名称も様々であった。家庭に関する科目、看護に関する科目、その他のところもある。看護校長会や家庭科部会の福祉部会というように校長会が不明確である。研究会は任意団体であるので埼玉不動ヶ岡誠和高校が文部省に近いので埼玉不動ヶ岡誠和高校に期待されることが望まれたようである。⁷ これを受けた形で埼玉不動ヶ岡誠和高校の加藤建校長の助言もあり全国福祉系高等学校連絡協議会（仮称）が設置された。この会に先駆け1994年3月に埼玉県立不動ヶ岡誠和高校校長加藤建による「高等学校社会福祉科等に関する調査」が行われ全国の高等学校において福祉科を設置している学校数等の基礎的調査がされた。この結果を基に1994年6月に同会は代表者を松本寿子（静岡県三島高等学校教諭）、保住芳美（岡山県ベル学園教諭）、池田延巳（北海道函館大妻高等学校教諭）司会、矢幅清司（岩手県立一関第二高等学校教諭）によって動き出した。私学3名、公立1名の構成であった。松本は全国の高校で福祉コースとして先駆けて学科を立ち上げにかかわり、介護福祉士国家試験等々の福祉科運営全体の流れを把握されていた。保住は看護の教員であり看護科校長会の動静に精通されており援助技術系（医学・看護）の科目に精通していた。池田は同校福祉科の設置にあたり、全国の福祉系高校が非常に閉鎖的であったと報告を受けていた。福祉科設置に関する教員の資質・設備・備品・テキスト等々の課題に精通していた。池田は、同校福祉科の課題は全国の福祉系高校の共通課題と認識し会の調整役とし積極的に活動された。矢幅は福祉系大学卒で社会福祉全般に対する専門的知識や技術と公の調整役としてその手腕を発揮された。同会は私学主導であり「私学の先駆的な役割」を果たしていた。と同時に各校の福祉科課題は、全国の課題であると認識されていたことが大きかった。特に三島高等学校は他校からの見学者が多く松本は「問題意識の共有化の必要性への認識」を強く実感していた。1993年度には福祉科が開設されている高等学校は公立13校、私学19校、合計32校であった。高校福祉科の原点は、埼玉県立不動ヶ岡誠和高校における研究開発実施報告会（高等学校社会福祉科等に関する調査内容：Ⅰ調査校、Ⅱ学科等について、Ⅲ生徒募集につ

高校福祉科の設置と高校生が福祉を学ぶ意味

いて、Ⅳ教科及び科目について、Ⅴ現場実習（科目「社会福祉実習」について）、Ⅵ教員について、Ⅶ教材について、Ⅷ施設設備について、Ⅸ入学者の志願状況と卒業後の進路等について、Ⅹ介護福祉士国家試験の受験状況について、Ⅺ各校のかかける課題と今後の組織化の取り組みについて 実施された）にあるといっても過言ではない。池田は当時のことを「ホテル カスカベで……」と話す。後の新教科「福祉」の創設の源流はこのときに始まった。私学の先駆性と問題の共有化による組織づくり・その実践上につくられた側面がある。教科福祉の誕生を目指す高校福祉教員によるソーシャルアクションがされたのである。1994年7月31日、第2回 全国福祉系高等学校連絡協議会が開催される。（内容は ①参加者より出された意見を集約 ②自己紹介と各学校の状況説明 ③懇談会）同年8月1日、全国福祉科高等学校校長・学科主任会議が開催される。内容は、Ⅰ出席者の紹介 Ⅱ報告 ①福井県立大野東高校 ②埼玉県立不動ヶ岡誠和高校 ③福岡県杉森女子高校 Ⅲ研究協議 質疑応答内容 1、ボランティア活動の単位化はあるのか？ 2、施設実習の受け入れ人数は？ 3、施設実習受け入れについて（専門学校との競合）4、実習施設の条件は？ 5、社会福祉実習の振り替えはどうしているか？ 6、施設実習の一日の単位時間は？ 7、社会福祉実習（施設実習）の内容？ 8、社会福祉演習とのかかわり等であった。1984年9月～日本社会事業大学地域福祉コース・福祉教育研究プロジェクト「全国高等学校福祉科・福祉コース調査（福祉を教えておられる先生へのアンケート）」が実施される。並行して全国福祉科高等学校の及び福祉教育実態基礎調査が全国高等学校長協会家庭科部会福祉科高等学校校長会により基礎調査行われていく。⁸ 1994年7月22～24日、第19回 日本福祉大学社会福祉夏期講座「— 福祉教育の在り方 —（Fブロック：高等学校福祉科の教育を中心として）」が実施される。その後、1995年10月12～13日、静岡県伊豆長岡において第1回 全国高等学校長協会家庭科部会福祉科高等学校校長会・学科主任会議開催が開催され福祉科運営上の問題を課題としながら発展してきたのである。

1993年（平成5年）12月17日に兵庫県立日高高等学校において「1992・1993年度文部省指定高等学校教育改革推進協力校発表大会」が行われ、4点の研究報告がされている。Ⅰ1990年3月「学校における福祉教育カリキュラム」県教委より委託、Ⅱ平成3年度より福祉教育推進指定校、Ⅲ1992年8月末 高等学校教育改革推進指定を文部省より受ける、Ⅳ総合学科としての福祉の研究発表がなされ今後の福祉科の在り方が模索し実践しその可能性が発表されていくこととなった。当時の高校福祉科のテキストは、専門学校における介護福祉士養成講座テキスト（中央法規出版）⁹ を3学年の中で分割し使用していた状況にあった。教科書というものがなく、国家試験問題が養成講座テキストから出題されることもあった。又実習施設も専門学校の設備・備品に近い形で整えられている学校やそれ以上の設備を有する学校もみられるような状況であった。実際に教科指導をする上では家庭科や衛生看護科・社会科の教員がこれにあたった。これは前に述べた1986年9月30日の内外教育に掲載されている。岡山県教育委員会は、岡山県立吉備北陵高等学校生活福祉コースの設置構想を述べている。福祉系科目担当の教員は家庭、看護、社会科教員を有機的な体制を組んであるとしている。平成12年度より実施された新教科「福祉」現職教員等講習会の教員要件と重なっていった。¹⁰ しかし岡山県は、構想であって開校までには至らなかった。又、是非論は別に英語や理科の教員が先駆的な実践を重ねた経緯もあることも確かである。福祉が広く認知されず未成熟期の結果であったが全国で先駆的な実践された高校福祉科教員の熱い情熱の

下で手探りの中で実践を重ねられた時期でもあった。

平均寿命が延びるに従い私たちは誰でも長生きができる時代になった。逆に「よほどのことがない限り自分の意志で死ねない」ともいえる。身体は医者に、教育は学校に、死は宗教家に預けている身である。少子高齢人口減少期に生きる私たちは、漠然とマスコミ報道を通して高齢社会について理解されている。しかし、私たちは、毎日を何事もなく自己完結型の生活を享受し、傍らに要介護の家族を抱えている家庭もある。高齢社会であることを現実味を帯びて実感する。高校生に福祉を教育をする意義を何処に見いだせばよいのであろうか。少子高齢化は何処で感じられるのであろう。統計資料の人口ピラミッドからは確かに読み取れる。しかし、それが一人の人間として生きている高校生に理解できるものであろうか疑問である。たとえそれが理解しえたとしても福祉を学ぶ意義となるものであろうか。統計をもとにした学びが根拠になるのであろうか。平均寿命をみても女性の方が長生きであることは読み取れる。総務省統計局の我が国の人口ピラミッド2000年10月現在のグラフを見ると男性の76歳から87歳までが第二次世界大戦の影響と記されている。¹¹ 戦争の時期に結婚された女性は、終戦後に最愛の夫が帰ってくることを信じ待ち続け人たちが存在する。人口ピラミッドに潜む数字の意味を体現させていただくことができる存在が今の高齢者でもある。

高校福祉科も福祉系大学も乱立状態である。ホームヘルパーの養成にいたっては大手の企業が参入し福祉ビジネスとして参入している。福祉のパラダイムの転換が教育現場や福祉現場に怒濤のごとく押し寄せてきている。又、ホームヘルパー養成研修は、福祉系学校にとどまらず家庭科を中心とした職業科（一部希望者を対象に商業科の中でも実施されている）でも行われている。この養成研修を通して生徒自身が高齢になることの意味や高齢社会の中で自らが生きていく姿が学び取ることができれば望ましいと思う。

高校生に福祉を学ぶ意義を個々の人生設計としてとらえたい。「老いること」は、物忘れや耳が遠くなることでゆっくりと自覚されていく。加齢に伴うADLの低下により生じる不自由である。四〇歳代で見られる四十肩、五〇歳代で見られる五十肩、更年期障害、老眼といわれる生理的な機能低下は「老い」の一つの姿にほかならない。ある人は生活習慣病から内部障害になることもある。腎機能の低下による人工透析、心臓へのペースメーカーの装着、人工こう門等々による内部障がいもありうる。又、交通事故等による上肢下肢の機能低下や欠損、あるいは脊椎損傷等による障がいもありうる。脳疾患による上肢下肢のまひや言語障がいなど人生の時間軸の中でいつ障がいを持つかわからない。「老い」は、精神と肉体が時に緩やかに受け入れていく。私たちは、「老い」を時間軸の中で向き合わざるを得ないのである。老いても障がいの有無にかかわらずに普通の暮らしが支えられる福祉社会を構築しなければならない。社会福祉サービスの利用の仕方や家族から地域住民への広がりを持った障がい者への援助・支援のありようを教育されることが大切である。必ず老いて障がいを持つ人がすべてではない。統計学的には65歳以上の高齢者の $\frac{1}{4}$ が障がいを持つ老人・要介護老人であり、 $\frac{1}{4}$ に優良な老人がいるわけである。全体の5パーセントが施設入所となりえるわけである。¹² 一人の高校生がいつの時間軸で障がいを持つ側になるか予測がつかないことであるが、少なくとも自分あるいは自分の生活環境下の傍らにいる人が障がいを持つことである。三人称としての存在ではなく一人の人として支える術を知っていることが大切

高校福祉科の設置と高校生が福祉を学ぶ意味

である。そこに私は福祉を学ぶ根拠を見いだしたい。

2000年に新教科「福祉」現職教員等講習会という具体的な形で高校現場にその姿を現した。この講習会参加者は、各都道府県教育委員会の意向で選抜された。当初は現職教員講習会の位置付けとし、現在高校福祉の教科に携わっている現職教員が対象とした教育委員会の判断がみられるようであった。しかし各都道府県教育委員会に教科「福祉」の担当者は福祉に対する理解が十分にされる職員とはいい難かった。各都道府県教育委員会に福祉に対し専門的な担当者がいないことに起因する。基礎免許として公民・家庭・看護の有するものを各都道府県教育委員会が福祉にかかわる教員を念頭としながらも基礎免許があるので参加された状況にある。講習会は、初めて新教科「福祉」に関心を持たざるを得ない教員や既に校内で担当されている教員との格差が生じた。過去には、高校保育科が存在した。が、1995年、高校保育科は高卒による保育士養成の道を閉ざした。それとともに全国の高校保育科は、学科改変1993年前後から改変に入っている。文部省においては保育技術検定（1・2・3級）とし家庭科技術検定の一つとして存在した。過去の職業教育は、資格に振り回され時々の社会情勢に振り回されてきたことは、工業科・商業科・音楽科・観光科・保育科・情報処理等の推移をからもわかる。高校福祉科は、介護福祉士資格取得を目指す至上主義的な傾向にあることも事実である。高校への入学は偏差値を持ってスライスされ選択されていることもある。高校に学ぶ生徒の一部には、生活問題を抱えていることもあろう。教科福祉は、偏差値の高い進学校には設置されていない。履修の対象に考えられることもない。教科福祉は、新設学校や総合学科、保育科等の職業科から次の時代を見越した改変であり設定であった。2000年度前後からは衛生看護科から学科改編をして福祉科に変わった学校もある。衛生看護科の実習教材備品が福祉科に改変しやすいことも上げられる。高等学校における生徒募集の減少傾向や保育科、衛生看護科の生徒募集停止等のリストラ策としての福祉科ではないはずである。

4. まとめ

高校福祉科は、直接的に利用者にかかわる実習場面がある。ここでは、17歳の生徒に予想につかないドラマが待っている。保育は生徒自身が通ってきた出来事である。いわば過去の出来事でありそこで起きている場面を認識やすい。しかし、福祉はまだ体験することのない生徒の未来像の断片を垣間見ることになる。さらに将来おいてあるかもしれない中途障がいもそこには考えられる。単に高齢者にとどまらず「老い」や「病」や「障がい」を抱える人にかかわる上で人権とは何かを柱にした考える教科目としたい。人権を柱とした教育内容は、対人関係能力や生徒自身の生き方に対する問題でもある。「老い」や「病」や「障がい」を持たれた方の人権を通して、生徒自身の人権意識や他者とのかかわりにおける人権を考えさせることになる。生き方教育でもあり生涯学習のある現実社会の生徒への強いメッセージでもある。又福祉科目は「オーバーケアとは何か」を考えさせ生徒の他者へのかかわり方を問うものである。他者とのかかわりは生徒自身が、かかわっていくことであり、そこには自己覚知がされ、生徒自身の事例を持ち次へのステップすなわち進路意識へと変化していく。普通科の生徒にみられるようにマスコミ情報により感じた問題意識ではなく、実際に利用者と対面し利用者の生活場面の中から生きた事例として生徒の生き方や学び方を問う科目である。

2000年6月に社会福祉法が施行され地域福祉が位置付けられた。この地域福祉における地域を支える住民とし17歳の生徒が担っていく。この地域福祉の担い手として福祉教育の在り方は重要な意義を持つものである。新教科「福祉」はその実践的プログラムを提供できるとともに21世紀の「老い」や「病」や「障がい」をもっても残存能力を発揮し、活動し社会参加できる豊かな社会を創造する担い手を育てる教育でもある。文部科学省初等中等教育局職業教育課の矢幅清司は、従来の職業科の位置付けは変わったと述べている。普通科の下に職業科があるのではなく並行にあるものである。新教科「福祉」は、従来の職業科の位置付けを見直しや地域福祉を育む担い手の側面を色濃く持ちながら、17歳前後の生徒の人権意識や自己変容を促し「生き方教育」でもあり生涯学習の必要性を具体的に提供できる科目である。単に新しい教科目としての取り扱いだけでなく多くの可能性を持った教科として位置付け、設立の経緯を踏まえより実践的で実効性のある高校福祉科の在り方について新教科「福祉」を通して提示する。福祉関連科目のもう一つの側面は単一教科で自己完結しないことである。全教科にかかわって理解される教科である。福祉関連科目は縦・横に縦断的であり横断的である。一つの教科目の内容は他教科との関連も生じ統合化を常に求められる。そのことがやがて「利用者に寄り添う」ことにつながる。

実習記録の内容から生徒自身は、利用者との世代間ギャップに戸惑いながらもぬくもりを皮膚感覚とし強く感じ取っている。利用者をより身近な「一人の人間」とし感じている。かかわりをうれしく思い、感動し、戸惑い、謙虚さを思い起こしている。高校生自身が今後の人生福祉への希望を持ち得たことは大変嬉しいことである。¹³ 利用者とのかかわりは、利用者の内側にも高校生とのかかわりを楽しみ、嬉しく思うのである。人生の先輩として何かを伝えようとし恋の話や戦争体験等々のお話をされる。高校生に心の内に内在する利用者像は鏡に映し出される虚像を見いだしている。多感な青年期に内在する心の鏡に尊厳ある利用者として見いだしている場である。心の鏡が凹面鏡であれば虚像は実像より大きくなり、凸面鏡であれば小さい像となってしまう。平面鏡に映し出される利用者像は、左右反対となり虚像である。かかわる教員は、生徒に寄り添う生徒が見いだした像に寄り添わなければならない。J・デューイの経験的学習の場でもあり生徒自身の本づくりである。^{14,15} 教員は、それぞれの生徒のみが知る利用者像を生徒と利用者の関係を通底する支援をしなければいけない。生徒に内在する利用者像をデフォルメすることなく生徒に寄り添うことにより生徒自身が自己覚知するからである。そこに一人称・二人称としての利用者を見いだすからである。¹⁶

生徒自身が自己覚知することで潜在しているもう一人の自分に気づき、自己変容に進むと考える。身近にかかわる他者を見比べるのではなく一人の人として内在化できるようになる。同時に自身の将来に向けて自己決定がされ自己実現できる道程がつくりだされるのである。介護福祉士専門職養成に特化するのではなく教科福祉の学習を通し、実習場면을丁寧に振り返り、生徒の自己覚知・自己変容・自己決定・自己実現する営み支援するのである。そこに21世紀の担い手としての福祉像を描きだせる力に気付かせることが肝要であり、結果的にその学びが介護福祉士国家試験に結びつくことが望ましい。福祉像は、福祉職としての福祉像もあるが人生福祉としての福祉像であってほしい。教科福祉は前に述べたように全国の高福祉科教員が望んで創設された科目であり、与えられた科目ではない。その創設にかかわった全国福祉科教員の熱い思いが原動力であり源流となっている。

高校福祉科の設置と高校生が福祉を学ぶ意味

かかわる生徒の傍らに居る利用者の存在付けが問われている気がしてならない。生徒は、利用者から自分たちが感じえない生活体験を利用者から聞き、戦争の悲惨さや今の生活の有り難さを感じてきている。時代背景の違いによる文化、生活体験の違いをしっかりと受け止めている。それだけの事実を持ってしても利用者とは、生徒とほぼ同じ地域の文化・歴史の「語りべ」であり伝承者でもある。単に利用者が施設サービスを利用しているのではなく、利用者の自立支援を目指す施設のイメージを大きく崩すものである。利用者とは施設機能・サービスの利用者でなく活用者でなければならない。介護保険権が導入され施設も利用者のサービス提供でなく施設機能を提供し活用される施設でなければいけない。利用者は、生徒と生活圏をほぼ同じとする生活・文化・歴史の「語りべ」としての情報を持ったシンクタンクという言葉に立ってないだろうか。前国連事務総長アナンは「老人は生きた図書館である」と述べている。利用者は施設機能を活用しつつ、一方では地域の生活・文化・歴史の「語りべ」としての情報を持ったシンクタンクである。

註

- 1 矢幅清司・細江容子共著『高等学校学習指導要領の展開』（福祉編）明示図書出版㈱ 2000年
- 2 村上尚三郎・阪野貢・原田正樹『福祉教育論』（㈱北大路書房 1998年
- 3 文部省『高等学校学習指導要領解説』（福祉編）実教出版㈱ 2000年
- 4 西日本新聞1986年9月23日 火曜日 19版社会 (22)
- 5 高橋智『日本福祉大学紀要』（第91号・第1分冊～福祉領域）1994年8月 P.108～P.144
- 6 加藤健『研究開発実施報告書』埼玉県立不動ヶ岡誠和高等学校 1993年
- 7 加藤健『研究開発実施報告書』埼玉県立不動ヶ岡誠和高等学校 1993年 P.197
- 8 全国高等学校長協会家庭科部会福祉科高等学校校長会基礎調査 『全国福祉科高等学校の及び福祉教育実態基礎調査報告』 全国福祉科高等学校基礎調査集計係 1985年
- 9 福祉士養成講座編集委員会編 『介護福祉士要請講座』 中央法規出版㈱ 全14巻 1997年
- 10 平成12・13・14年度 新教科「福祉」現職教員等講習会テキスト 文部省 平成13年より文科省
- 11 総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/kihon1/00/00.htm>
- 12 柴田博『保健婦雑誌 特集ケアマネジメント』（Vol.53 No.12）医学書院 1997年 P.987
- 13 杉本一義『人生福祉学入門』（㈱ぎょうせい 2001年
- 14 山田英世『J・デューイ』 清水書院 1994年
- 15 J・デューイ著 松野安男訳『民主主義と教育 上・下』 岩波文庫2002年
- 16 養老孟司『異見あり』 文春文庫 2003年 P.17

老いのよそおい Vol. 1

The Preparations for Ageing

佐 藤 完
Tamotsu Satou

織 田 紀代子
Kiyoko Oda

長 岡 さとみ
Satomi Nagaoka

(要約)

私たちは、いつの日か人生の役割を終わる。老人福祉施設の利用者の生活を概観しながら「老いのよそおい」について考察をする。高齢者福祉について学ぶ学生、大学周辺に住む地域住民、老人福祉施設利用者をトライアングルの関係性について考えを深める。

(キーワード)

老人福祉施設、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正、死ぬ身を生きる

1. はじめに

福祉系大学が1都道府県に3校前後設置されている。大学、短期大学においては、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の専門職養成にかかわりっている。福祉系大学や短期大学が果たす役割は単に福祉専門職養成であろうか。社会福祉法の改正に伴い地域福祉の時代を強く意識されている今日、大学が果たすべき役割は地域に存在する社会福祉施設や地域住民へのかかわりが問われてしかるべきだろうと考える。各大学においては、各教員が地域とかかわりをもって研究・実践されているが、大学としての社会資源をどう地域社会にかかわることも必要である。本学は、学苑関連施設に社会福祉法人高田福祉事業協会高田光寿園¹と社会福祉法人高田真善会報徳園という特別養護老人ホームを有する。高田光寿園は、1921年（大正10年）に創設された三重養老院から始まり、2006年（平成18年）4月に開設された本学人間介護福祉学科との関係性を改めて問いたい。本年完成年度を向かえた人間介護福祉学科は、多くの養成機関に見られるような介護福祉士専門職養成を主眼とした学科ではないとするとその依拠する背景を探り出したい。すでに述べたように高等学校や専門学校、短期大学、大学等々全国に展開されている介護福祉士専門職養成は、介護に関する専門的知識、技術の習得と利用者のニーズ、介護福祉専門職として必要とするニーズを導き出し調整し利用者にサービス提供される福祉人材養成であろうか。本学は、夏季に本学周辺の住民への介護公開講座を開設している。介護福祉専門職を養成しつつ、近隣住民への介護公開講座、86年の歴史的背景と利用者に寄り添った実践を心掛けてきている老人福祉施設との関係を紐解きながら老いを迎える地域住民が夫婦ともども豊かに生きることができる姿を「老いのよそおい」と題して概観したい。

2. 老人福祉施設と介護福祉士養成校

高田福祉事業協会は、真宗高田派を母体とする。高田光寿園現施設長の高林光暁によれば介護保険が始まる前には、三重県内の特別養護老人ホームの「質の向上」を意図し、指導員（介護職員）2名程度を一定期間に夜勤も含めて施設巡回研修を実施した。各施設のもっている良い点を直接体得させることを通して三重県下の特別養護老人ホームは、何処でも同じサービス提供ができることが必要だという理念をもって実施された経緯がある。このように一施設運営、質の向上を図るだけでなく近隣老人福祉施設全体への質の向上を意図した研修を立案し計画・調整・実施してきた。今日の競争原理を主体とした施設経営や運営ではなく、近隣住民の高齢者の生活を支えてきた。

関連する老人福祉施設においては、利用者本位と言われる実践を常に心掛けて86年を踏まえ社会福祉実践を概観することは本学の学科理念をさらに鮮明にし、介護福祉士養成のあり方を問うものである。大学と老人福祉施設の関係は、先駆的实践校としては、東北福祉大学（特別養護老人ホームせんだんの杜）、立正大学（特別養護老人ホームたちばなホーム）等々がある。最近では福岡県の西南学院大学においても大学と老人福祉施設の関係とし設置されるようである。大学に設置された老人福祉施設は、研究者の目線と施設利用者の目線に上下関係を生じかねない。現実には最愛の夫又は妻を失い「老いや病や障害」をもって家族からも離れ、一人老人福祉施設で高齢期を生活している。中には認知症を患い日常生活さえままならない施設利用者や個室利用されている利用者の一人は、施設見学に訪れた学生が通り過ぎた後そっと部屋から出てくる人もいる。介護福祉士倫理綱領の「7」にうたわれている後継者の育成は、施設としての責務である。安心して質の高い介護を受ける権利を享受し、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成のために「利用者が施設見学に訪れた自室の前を通り過ぎた後にそっと部屋から出られる」事実を受け止められる後継者の育成をされなければならない。後継者の育成のためにも施設利用者からの視座から専門職養成校のあり方を問い、大学と施設の連携ではなく、施設利用者と専門職養成校に学ぶ学生との連携のあり方から本学専門職養成校のあり方を問うものである。

3. 高齢期を迎える団塊の世代の生活

一昔前までは、子育ては二度行われた。母親は子どもが生まれ手が離れるまでは子育てに勤しむ。手が離れるようになると家事全般が増え、子どもは祖父母の手に委ねられ、子どもの生活環境における生活技術能力や地域の文化を高齢者から伝承される。その営みが脈々と受け継がれた時代があった。前国連事務総長のアナンは国際老人年に「老人は一つの図書館である」と述べた。

戦後の何もかも失った国策の一つは、健康で文化的な住宅の供給が急務であった。1951年に当時の建設省が公営住宅の標準的な間取りである「51C」型を発表した。² 35平方メートルの室内に台所と食事室を兼ねたダイニングキッチンと呼ばれている一室に二間の和室、風呂、トイレを配した間取りである。当時の社会状況下ではモダンな住宅であった。しかしながら、この間取りの中に両親との同居が何処まで可能であったのであろう。老いていく両親との同居を難しくした物質的な要因があるのではないか。また、和紙と木製建具を基本とした間取りから、家族間のプライバシーの確保した洋風住宅と大地震を想定し耐震構造の手段として壁面積の増加させてきた。壁化、個室化は、核家族の間をさらに乖離させ

てきたといえる。³ 障子と襖の和紙で仕切られた間取りでは、家の中には家族の気配を感じられた。

昭和30年代後半から親と同居という生活形態が住宅状況からも少なくなり、核家族化が流行り新興住宅や公団住宅が乱立した。個々の家庭では白物家電（3C）をそろえた生活を謳歌してきたのが団塊の世代である。子どもの数も一人から多くて3人位であった。団塊の世代は、高度成長の時代を生きぬき郊外に一軒家も構えた人たちも多い。やがて子どもは一人前になり結婚し家を離れ、家には夫婦が残った。子どもが独立し家に残されたのは、夫婦や配偶者との死別、離婚し一人暮らしの人が生活を送っているのが現状であろう。中には親と同居し親を看取った方もある。自分の最期は子どもに看取ってもらえると考えるのは難しい時代である。さらに高齢になり介護が必要になった時は老老介護も避けては通れないことを心配しながら今を生きている。夫婦が老いていく中で病を患い配偶者の片方が介護している現状もある。

ある靴屋を営む夫婦は、奥さんが脳梗塞の病を患い娘二人と共に献身的な看護をする。やがて症状も安定した時に娘が「これからお母さんをどうするの？」と聞かれる。父親は、娘達が母親を看ることができないことを察知し「私が靴屋をしながら介護する」と言った。右上下肢に麻痺が残り歩行もままならない状況で通所リハビリに出かける。食事の支度も病院から聞いてきたレシピを基に作り出すのである。手の空いた時にはリハビリを兼ねて近所を散歩する。昨今のウォーキングには程遠い散歩であるが、彼女の歩行のリズムに合わせると普段気付かなかった風景が観えると言うのである。普段の秒刻みのあわただしい時間の中で過ぎ去る風景ではなくカタツムリのような歩行のリズムであるがゆえに観える風景である。食事の時彼女は「私は人生を2度も生きている」と話す。「一つは元気な時の私、もう一つは病を患った今の私」と答える。この夫婦の場には、お互いの人生そのものを支えあいながら老いを生きる確かな意味が内在する。夫婦という尊い存在が確かにある。当然のように娘達も店番等々にかかわりつつ来ている。娘は、両親の食事を見て、私達が育った時より惣菜が1品多いと言った。この家庭の場には、誰しもが人生の後半に遭遇するであろう「老いを生きる姿」「老いを看取る姿」があり、夫婦としての確かな人生の価値を親と子の間に内在している。

4. 看取の準備

先端技術や医療技術の進歩により長生きできる対価として、認知症を抱える高齢者も増えている。自分の人生をどのように終末を迎えるか自己決定できないまま、家族に託さざるをえない状況も多くなっている現状もある。

最近の高齢者は、郊外の住宅を離れ交通アクセスが良く買い物や通院に便利な都市型のマンションに移り住む傾向が見られる。一方では病を患い病院や老人福祉施設に生活の場を移さざるをえない人もいる。病院への入院を承諾するのは病が要因であり治療に専念し、少なくとも社会復帰あるいは自宅での日常生活に戻ることを大前提としている。入院する本人は、「生」を前提としているが家族は重篤な病であれば、その人の「死」を了解しつつ気遣い、見舞うのであろう。病院は、生きることが前提であれば、死をもつての帰宅は敗北ともいえる。死は他の入院患者にも心的に影響を及ぼすので、亡くなった方は専用の裏玄関から送り出す。人の命は尽きるものである。病院の正面玄関から病室に入り、余命少

ない患者さんのより何処であるターミナル・ケアといっても、命が尽きたら専用の裏口からひっそりと病院を後にするのである。

一方老人福祉施設への入所は、終の棲家であるはずであり死を迎える場である。逝去した時には、手際の良い商品化された葬儀社の手により病院から直接斎場に運ばれ、パッケージ化された葬儀、葬祭を営まれ死への旅立ちをするのであろうか。一部の高齢者では、親を看取る時代を我慢してきた。では、施設利用者の終の棲家はどのようなものであろうか。老いを生きぬき、死へ向かう高齢者の社会的な価値や尊厳は何処に確かな実感として実在するのであろうか。高齢社会の中で人生の終焉をどのような生活の場で位置づけ了解されるのであろう。老人福祉施設が終の棲家でなくなっているように思える。7～8割の利用者が病院で亡くなっているのである。理由は様々であろうが、施設では人の死を看取られなくなっている。人は高齢になれば必然的に加齢による病や障害を生じるものである。年を重ねれば確実に死は訪れる。死を家族や施設職員はどのように了解するのであろう。施設で死を看取るだけの器がなくなっているともいえる。老人福祉施設を利用する際には、家族は、終の棲家であり人生の終焉を看取るという了解が何処までできているか疑問である。それは老人福祉施設利用者への面会回数から知ることができる。老人福祉施設では利用者が重篤な状態であれば家族の意向で医療機関に移るのである。

終の棲家ということがどのような意味をもつかということを改めて考える。国際生活分類（ICF）における健康指標が、健康で文化的な生活機能を求められようとしているのではないだろうか。⁴ 高齢になり子どもや周囲の人達に迷惑をかけないように心掛け老いを生きている。老人福祉施設においても死を了解できる施設職員に出会いたいと思う。老いて亡くなることは避けられない事実である。病やしょうがいをもたれた高齢者にかかわる者として、死を生活の延長として家族ともども受け入れ、了解されなければならない。

ある地方では、村民が亡くなると村で葬儀一切を営む。火葬は村の斎場で執り行われ、火葬されしばらくすると亡くなられた方が、風に乗り村を通り抜けてゆく。住民は、「最後のお別れに来たね」と話し、その人の死を了解できる地域でもあり環境でもあった時期があった。

利用者は、今まで生活してきた個々の人生や住み慣れた家を離れ、築いてきた人間関係を断ち切って施設に入るわけである。家では「お母さん・お父さん」呼ばれていた生活から「〇〇さん」と呼ばれる利用者になるのである。身の回りの利用者は知らない人ばかりである。人生経験から人間関係を上手に築ける人、なかなか人の中に入れない人など様々である。また家族から見捨てられたと思う利用者もある。家族に捨てられたと思い込んだ利用者は寡黙になり、職員に言葉での意思表示が亡くなることもある。その上に利用者同士の会話もなく、居室に閉じこもり、入浴を拒否し、食欲も低下し、生命維持が危ぶまれる状況となる。報徳園では入所の際に、このように状況があり生命にかかわることがあることを家族に説明する。入所1～2週間は「面会の回数を多くもって欲しい。利用者本人の好物や嗜好品、家で愛用していた服、家族の写真を持参して面会に来て欲しい。生活の場所は変わっても家族の一員であるということを高齢者が理解できるなら伝えて欲しい」とお願いする。生活の質「Quality of Life」を単なる専門的用語の理解としての「QOL」ではない。施設サービス利用者にとっても「Life」を生活と狭義に捉えるのではなく、1. 生命・命（医療を伴う分野）、2. 寿命・人生（日常生活の活

動)、3. 生涯・人生(教育と福祉分野)として理解したい。終末期を迎えようとする人はいずれ医療の分野を離れる。介護者は、福祉的な援助を基盤にしながら尊厳ある一人の人生そのものの側にたち、寄り添わねばならない。利用者へ健康的で文化的な生活の援助のできる人材の養成に努めなければならない。本学関連の二施設では、先駆的な取り組みに心掛け、終の棲家となる老人福祉施設の理念を通低していることは本学科生の介護福祉士専門職養成の根幹にかかわる要因がある。健康で文化的な生活を支える努力をする理念は本学学生に紡がれなくてはならない。

5. 高田福祉事業協会・報徳園の実践

実習施設となっている報徳園の平成18年、3月末現在110人中23人が1年未満で退所している。15年以上生活される利用者がある中で疾病、年齢も加味されるであろうが、やはり施設生活に適応しにくいことの表れの一つかと思える。介護者は、日常の介護の中で「終の棲家」となっている場において看取という営みを生活の質「Life」に重要な場として位置づけ、改めて人の尊厳として自覚しなければならないのではないか。

本学には報徳園に介護福祉士として20数年働いてきた織田がいる。ある高齢者(女性)は一つの荷物の包みを解き見せてくれた。本人がまだ若く、四国八十八ヶ所のお寺巡りをして白い木綿の着物に朱印を押してもらった。この着物がそれである。「ありがたい着物である。私が息をひきとった時、この着物を着せて棺に入れて欲しい」と言われた。

女性のある高齢者であるが普段から着物の生活が多かった。この着物は一度も袖を通していない。私が「死んだらこの着物を着せて送って欲しい」と言われた。このように自分の最後を家族でなく施設の職員に託す気持ちはどのような思いであろう。施設で生活されている利用者は、自分達は親を看取り、自分も住み慣れた家で子ども、孫に囲まれた生活を考えていたであろう。まだまだ死を迎えるには随分先のことでありと考えていたに違いない。施設利用者は自分の最後を何も考えていないのか、特に男性利用者からはこのように申し出を聞いたことがなかった。逆に「ここで、最後までお世話になるわ」と気丈に言われる方もあり、もう家には戻れないという覚悟みたいな雰囲気を感じとった。

曹洞宗「禅の友」⁵ 5月号で秋田県宝昌寺住職新川泰道は、「寺の各種行事や講に参加される頻度の高い高齢者は、寝たきりや認知症になりにくいとの感覚をもたれているようである」と述べている。檀家が、「座禅・勤行・御詠歌を勤めになられる」ために寺に足を運ぶ。その様子を概観すると、高齢者が多いのは当然のことながら高齢者が生きがいをもって寺に足を運ぶようである。結果的に老いのよそおいが豊かにみうけられる。お寺を基盤とした高齢者の社交の場となるとともに介護予防の役割を担っている。施設における利用者の生きがいとは何であろう。

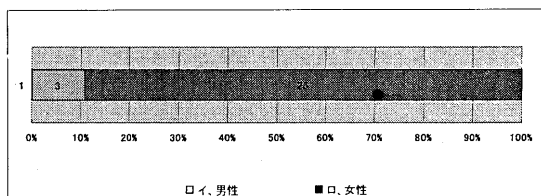
老人福祉施設は終の棲家でもあるはずである。一人の人間の死を施設はどのように受け止めるのであろうか。施設におけるターミナル・ケアはどのように営まれているのであろうか。一人の肉体的存在の逝去は、次の利用者への受け皿と化すのであろうか。生命ある者にとっては社会福祉サービスを利用する利用者は、3人称としての存在であろうか。利用者や家族が希望すれば施設において葬儀が行われる。まさに終の棲家そのものである。葬儀には利用者も参列し棺は施設の玄関から施設職員等々に見送られ、

遺骨は玄関から仏壇に納められ焼葬が営まれる。

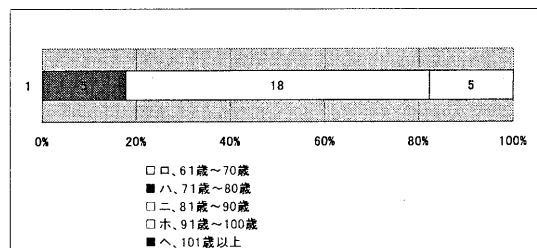
高田福祉事業協会のT園とH園の一日は、朝の洗面から始まり、着替え、朝食、歯磨きと施設によって決められた日課によって生活が始まる。朝のお勤めが園主により行われ法話がされ、念仏を唱える。時には利用者故人の法要も営まれる。仏教の施設ということで、毎朝「お参り」がある。その仏参の時、利用者はどのような気持ちで「お参り」をしているのか尋ねたことがある。利用者の各々の思いはそれぞれ異なるが、次のいくつか挙げてみた。①毎朝、お参りできることが幸せ。②仏間で皆に会えるのが嬉しい。③家の家族が元気で暮らせるように、手を合わせる。④リュウマチで痛い箇所が少しでも痛みが和らぐように。⑤この施設で長生きできるように。⑥御院さんの話を聞くのが楽しみ。⑦お参りの後の簡単な体操で体が軽くなる。⑧嫌だけれど、連れてこられるので仕方がない。一部の方の思いであるが、朝のお参りにおいてはこのように思っていることを知った。「〇〇さん、〇回忌」の法要にお参りし、焼香しても「可哀想に、早く行きなした（他界）なあ」としか受け止めていない。自分はまだまだと…。「死」なんか考えていないのが現実ではないか、また考える余裕もないと思う。一方では「死」は恐ろしい、死にたくないと思えている利用者もいると介護職の経験から感じる。本学教員の織田、佐藤、長岡でT園とH園の利用者に聞き取り調査をさせて頂いた。アンケート項目は資料1、分析結果は、資料2を参照。

まとめ

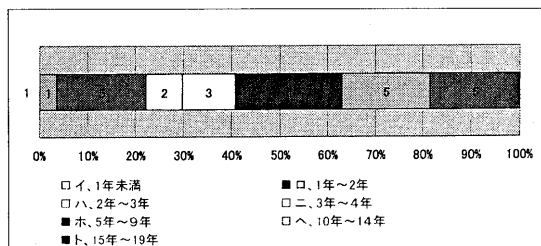
養護老人ホームで、コミュニケーションを取れる方28名から聞き取り調査を実施した。そこから高齢者の死生観もふくめ高齢者の生活を探った。



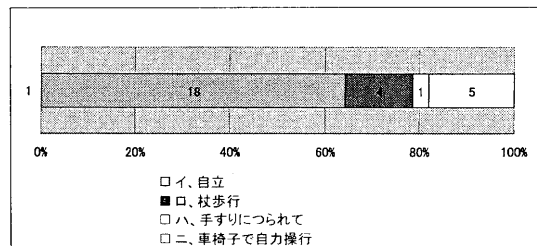
図－１ 男女比較



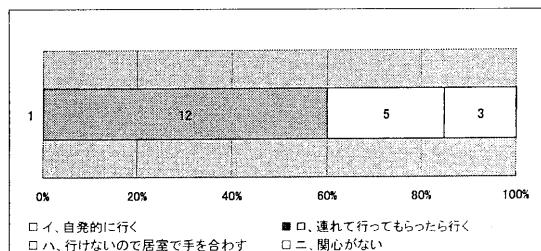
図－２ 年齢構成



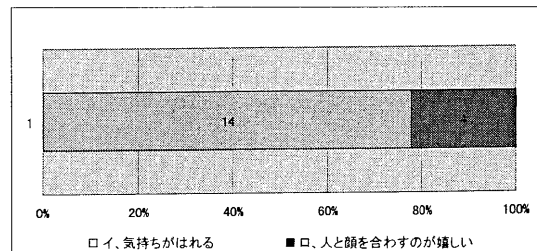
図－３ 入所年数



図－４ 施設での生活



図－５ 朝の仏参への参加



図－６ 仏参に参加する気持ち

「老いのよそおい」 Vol. 1

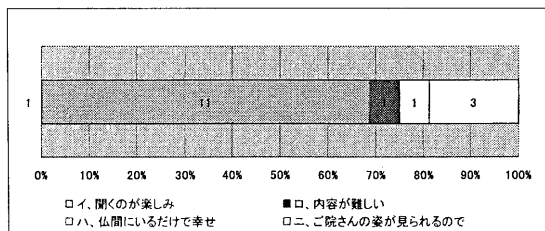


図-7 法話への気持ち

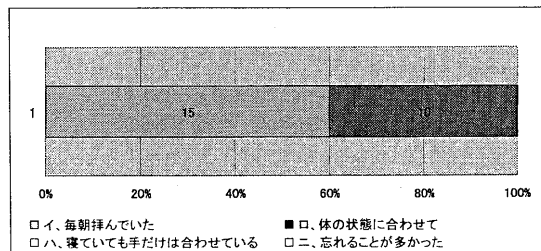


図-8 入所前の仏壇のお守り

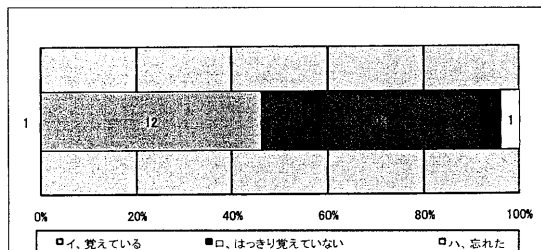


図-9 お七夜について

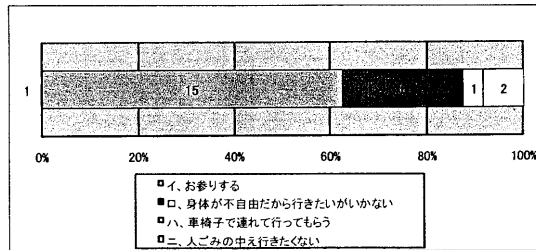


図-10 お七夜への参加

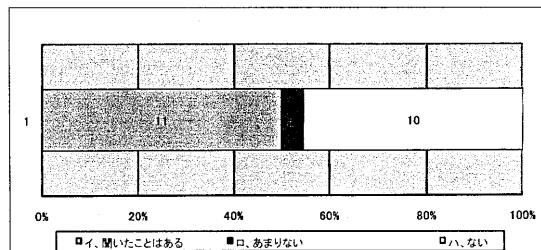


図-11 お七夜の説法について

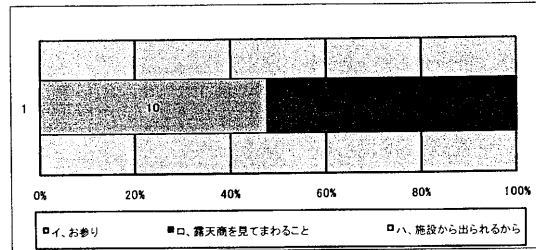


図-12 お七夜の楽しみ

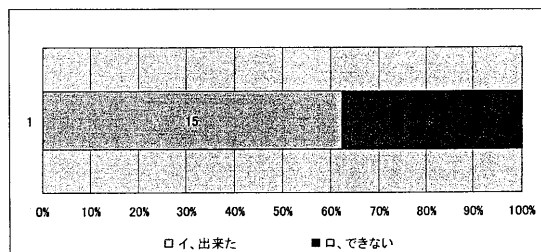


図-13 友達ができたか

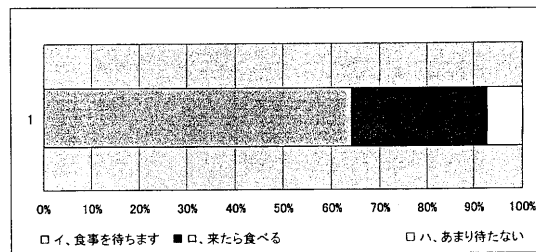


図-14 食事について

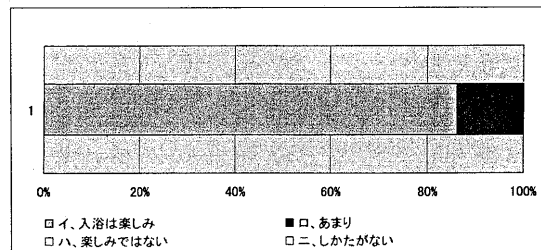


図-15 入浴は楽しみか

男女比では、圧倒的に女性が多い。女性の方の多くは戦争未亡人であった。第二次世界大戦直前又は戦争中に結婚し、最愛の夫を戦地に送り出した。終戦と共に最愛の夫が帰ってくるものと信じ待ち続けた。総務省統計局の統計データ人口ピラミッド⁶から分かるように75歳～87歳までは男性が少ない。この場には統計的数字ではなく、平和教育の視座からも今を生きている存在する。ある男性の方に入所後

に友達ではきたか聞くと「できない」と語る。此処の居室の並びには男は私一人だ。最近では耳も遠くなり相手から言われたことが良く理解できない。勝手にうなずいて誤解を生むのもお互いに困る。今は、できる限り話をしないようにしている。同様なことは女性の方にも言えた。加齢により耳が聞こえにくくなり相手の言っていることが分かりにくい。私が適当に返事をして誤解を生むのはかなわない。会話をすることはないと答えた。施設での生活の中で利用者なりの生活の配慮をされているのであろう。入所年数が5年以上の方が全体の64パーセント（18名）を占める。施設という共有された場と時間の中で生きる術を「お世話になっている」「厄介になっている」という言葉を多くの利用者から聞き「日々がありがたい」と感じている。

入所の際に、家にあった仏壇を施設に持ち込めないで知人に譲り渡した。せめてお位牌だけでもと思い後日、住み慣れたわが家を訪れると更地となり知人に譲った仏壇の中のお位牌はすでに片付けられていた。施設利用者の生活の指針は、独居の身であり「他人に迷惑をかけない」生活を営むことである。学生に語る生活の場であり自己選択・自己決定を求める場とは対極する生活の場が此処に存在する。施設での生活は加齢と共に身体的に病を患い不自由さがあるものの自力で生活している。本施設は浄土真宗を基盤とし毎朝「仏参」が行われる。60パーセントの利用者は仏参に参加する。それは入所前に仏様のお守りをしてきた延長線でもある。高田本山で営まれるお七夜についての理解もされており真宗への理解をされている。その基盤に立って施設で日々の生活がされている。利用者にとって食事や入浴は生活の基本となることであり楽しみにされている。入浴時間も午後の時間帯、夕食後の時間帯等決められた時間の中で各自の生活リズムに合わせて利用されている。

終の棲家として日々を生活する中で、葬式の費用を用意している人や孫に費用を預けている人が居た。お棺に入れて欲しいものは、写真や愛読書を入れて欲しいと願う人、着物を用意している人や姉から頂いた服を入れて欲しいと数は多くはないが心積もりをされている方がいた。旦那のお位牌や愛読書を入れて欲しいと願っている人も居る。又、80～90歳になって病んで人の世話になって、葬式にも来てくれないことが苦になる。病を患い植物状態になってまで迷惑をかけたくないと思い、早くお迎えに来て欲しいと願う。利用者は、迷惑をかけたくないと願っているのである。

この時代を生きてきた利用者の当時の家風は、男性は甲種合格を誇りとし出兵することが家や地域の誇りであった。女性の結婚観には、添い遂げることが前提にあった。昨今のような離婚は家にとっても恥ずかしいことでもあった。男は戦地に赴き最愛の妻や子どもを残し戦死した人たちがいた。女性の一人は、戦争中に結婚し戦地に夫を送り出した。戦後、私のもとに戻ってくことを信じて待ち続け戦争未亡人となった。その心情は今の学生に何処まで理解されるのであろうか。別の利用者は、「私は姑に23年間つくした。その後、嫁に15年つくし此処に来た。」と語る。この人の38年間の耐え尽くした人生をどのように理解し傍らに寄り添うのだろうか。又、75歳から87歳までの人口動態をみると第二次世界大戦中であることが記されている。しかし、その数に潜むその時代を生きた人生が刻まれている事実を現代に生きる若者に紡ぐことが必要である。介護養成で高齢者の身体介護を基調とした介護技術の習得の裏側に潜む戦争を生き抜いてきた高齢者に内在する心情を単なる平和教育でなく、利用者との係わり若い学生に情感をもって体得させることも必要である。それは、日本国憲法の条文にある「日本国民は、

恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とある。人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するする場でもある。高齢者の生活の場を通底することにより平和について21世紀の担い手である学生に伝承されなければならない。その延長線上にある高齢者への介護であり、看取りの姿を見出す必要がある。又、高齢者は、老病を生き諸行無常のかけがいのない人生を一瞬一瞬生きている存在でもある。死ぬ身を生き抜いている存在と便利なものに振り回されながら生きている学生がやがて自らが行く道のりと感じながら介護にあたって頂きたいと願う。人が人を介護させて頂く源流がそこに存在するとであろう。私たちは、老いや病やしょうがいを抱えて生きる人たちも尊い人として今を生きている存在として係わることができるのであろう。

アンケートを概観する中で施設での利用者の看取りは、「迷惑をかけたくない」という思いの下に死を了解するのであろう。限られた人ではあるが葬式費用や棺に入れて欲しいものを用意している人も居る。しかし、多くの利用者は、真宗高田派の下に社会福祉実践されている本施設に終の棲家として死を暗黙に了解をされている。施設で出会った人の葬儀に参列し、後の法要に参加することを通し一人称の死を了解され死ぬ身を生きているのであろう。

註

- 1 廣恵好日抄 70年の歩み 社会福祉法人高田福祉事業協会 1991年6月1日
- 2 朝日新聞朝刊 2007年5月22日(火曜日) 13版23面 「戦後の家族集った「DK」」
- 3 隔月間インテリアマガジン[コンフォルト] 5月増刊 図説日本の「間取り」 (株)建築資料研究社 2001年5月1日 P.150
- 4 増田樹郎、星野政明、川野雅資 看護の禁句・看護の名句 黎明社 2006年8月20日
- 5 禅の友 曹洞宗宗務庁 2007年5月号「お寺に行って元気になろう」 P.16
- 6 総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/kihoni/00/00.htm>

子どもの育ちと母親の育児姿勢（１）

Growth of Child and Child Care by Mothers (1)

橋 本 景 子

Keiko Hashimoto

（要約）

母子相互作用と言われるように、母親の育児姿勢と子どもの育ちは密接に関連している。しかし、ウィニコットの言うgood enough motherであることは難しい時代である。単なるenough motherになってしまうことが最近の傾向である。その違いが難しい。日本がグローバル化していく課程の中で、今子どもの育ちにとって大切なことは何か、先入観を振り払い、改めて白紙に戻って考えなければならない大切な時である。そんな時代の流れの中で「母親」の役割も揺らいでいる。ここでは研究を進める前に、先行文献から現状を考察した。そして今回の考察を元に、調査内容を作成していく。

（キーワード）

good enough mother、本音を語る、子どもの私物化

はじめに

子どもが親や家族に対して起こす凶悪な事件が増加している。昨今の例で言えば兄が妹を、息子が母親ときょうだいを。中学生の孫が祖父を…殺害している。彼ら加害者のことがマスメディアでいろいろと取りざたされるが、筆者は事件を起こさねばならないところまで追い込まれた彼らもまた被害者であると考えている。

人を殺すために生まれてきた子どもはいない。育っていく課程において何かがあったのである。「普通の子」「いい子でしたよ」と人は言う。その周囲の人々も彼らの心の中の寂しさ、虚しさには気づけなかったし、わかってやろうとしなかったということである。

カウンセラーとして問題を抱える子どもに会ったとき、その背後に母親の問題が見え隠れすることが多い。もちろん、父親やその他その子どもの家族関係者の影響もあるが、なんといってもその影響力が強いのは母親である。その根拠はカウンセリングで立ち直っていくとき、まず母親との関係の修正から始まることが多いからである。また、カウンセリングの中で出会った不登校児でもLDでも、統合失調症（出会ったケースは少ないが）でさえ、その母親の子育てに関する姿勢に疑問を持つことが多かった。

よく喋り、子どもの気持ちに寄り添うこともなく、待つことができずだめ押しをする。あるいは正論ばかり言い「そうよね!」と押しつける。そういう母親をたくさん見てきた。そんな母親に子どもは本音で接することができない。そういう子どもに接したときは、「ああ、この子はずっとこんな中で頑張ってきたんだ」とその頑張りを労ってやる。もしも違う家庭で育っていたら、この子はどんな子になっていたんだろう？子どもに親を選ぶことはできない。しかし、親は選んでしまうときがある。長子と次子、末子。「私は平等にしています」と言ってもやはりまったく同じではない。例えば、「末子と一緒にいると楽でいいけれど、長子はねえ…」と無意識のうちに末子という時間を選んでいることがある。

子どもを育てるのは多くの場合母親であり、その母親がどれだけの器を持っているかで子どもに与える影響は異なったものになる。先ほどの殺人に関わった彼らも、他の家庭で育てていたらもっと違った人生になっていただろう。子どもの育ちには親の育児姿勢が大きく影響している。ここで「姿勢」としたのは、例えば親が経済的に貧しいか富んでいるかなどという現実より、その「姿勢」が大事であると考えたからである。

ひとつの例であるが、現代においてはどこの家庭でもテレビを所有している。そうであれば、現実には高級レストランに行けなくても、あるいは行く気がなくても、テレビなどを通じてそこがどういう所かを知ることにはできるわけである。母親がそういうことに無関心なのか興味を示すのか、つまり広い視野をもっているかどうかで子どもの育つ方向性が変わってくる。高級レストランに行くか行かないかということが問題ではない。そういったことをここでは「親の育児姿勢」と捉えている。

いじめが起きてもその周辺にばかり気を取られ、根本には目を向けず、枝葉ばかりを落とそう、なくそうとする。しかしいじめ問題だけを片付けても、クラスが替わったり進学したりしてその子が違う環境、場所に行けば、また新たな問題が生じることが多い。なぜその子の周辺ばかり見てその背景、その根幹を見ようとはしないのか。たいていの場合、親や教師は周囲に問題があると考え、枝葉ばかりに目を向ける。筆者はそういう「姿勢」に問題があると考え。そこでここでは子どもの初期の育ちにとって重要な母親に焦点をあて、母親と子どもの二者間系について考察していく。

なお、今回は現状と文献から考察していき、次回その実態を調査したいと考えている。

1. 現状と問題点

子どもが育っていく上でその人格形成には、遺伝的要因や個体的要因、環境的要因が関与している。遺伝的要因とは文字通り親からの遺伝によるもので、個体的要因とはその子ども自身の特徴、例えば背が低い・高い、太っている・痩せているなどである。そのことによって劣等感を持ったり優越感を持ったりしてこれも人格形成に影響を与えていく。またそのことが遺伝的要因にも働きかける。そして次に子どもに大きな影響を与えていくのが環境的要因である。

環境的要因には社会・文化的環境や学校環境、家庭環境等があり、その基本となるのは家庭環境であると言われるが、筆者はそのベースとなるのは社会・文化的環境であると考え。これはよく「異文化」という言葉で表されるが、国が違えばその文化も大きく変わってくる。昨今の中国のニュースを見てもそれはよくわかることである。国によって、価値観、人々の感覚も大きく違うものである。それらをベースにしながら、そこに学校環境というものや家庭環境というものが関わることで人格を形成していく。しかし、案外そのことは意識されていない。

しかるに私たちは、どこに生まれたかでその育ちもずいぶん違ったものになる。時にはその良し悪しまでが違って来る。例えば、アメリカでは自分の考え・意見をもつこと、そしてそれらを相手に伝えられることは大切なことであるが、日本においては「和」と「同」が混同され、自分の考え・意見は述べないことを良し、みんなに合わせられることを良しとすることもある。最近でこそその傾向も少しは減ってきたが、それも過渡期ゆえの混同が見られる。自分の考えを言うことで、それを押し通そうとする人

子どもの育ちと母親の育児姿勢（１）

や自分勝手な苦情を言う人が増加しつつある。今流行の“モンスターペアレンツ”などというのも大きな勘違いの結果であろう。そういう母親が子どもを育てたらどうなるかである。

また長期に及ぶ海外出張・海外赴任も多く、そこで間違った文化を吸収してくることもある。子どもが親を名前で呼ぶこともそのひとつである。もちろんこれは国内にいても情報文化の影響で勘違いをするのか、平等のはき違えなのか実際に起こっていることである。ある専門学校1年生（21名）のクラスで学生に尋ねたことがある。「将来子どもを持ったら自分のことをなんと呼ばせるか？」と。3名以外の学生は「名前で呼ばせる」であった。その理由は「その方が上から目線でなく平等だから」「上から物を言われると頭にくる」「子どもとは平等にいたい」などが代表的な意見であった。その後、祖父母についても「名前で呼ぶ」というのが増加していることに気付き、その理由を尋ねたところやはり「親しみがある」「おじいちゃん、おばあちゃんと呼ばれると年寄りみたいで嫌だから、本人がそう呼ばないでほしいと言っている」という内容が多かった。

これらは「役割の喪失」に繋がる危険性が高いと筆者は考えている。目に見えないほんの些細なことが子育てには大きな影響を知らないうちに与えていく。この恐さを知らされたのもカウンセリングで出会った人たちからである。無意図的教育の恐さを思い知らされた。それは洗脳にも似たものである。子どもは知らず知らずのうちにその親の価値観のもとで育てられていく。

エピソード１：子どもに自分のことを名前で呼ばせた母親

子どもと「友達でいたい。仲良くしたい」と考えた母親が自分のことを名前で呼ばせていた。子どもは一人っ子だったので、なんの疑問も持たずそう呼び続けたそうである。ところがその娘が高校生になったとき、「私にはお母さんがいない！」と叫んだ。「あんたはお母さんじゃない！○○ちゃんだ！」と。この母親は現在大学で心理学を学んでいるが、「子どもには絶対に名前で呼ばせないでください。」と言う。やはり役割は大切だと身をもって実感したそうである。

エピソード２：親に教えられたことをずっと信じて行っていた50代女性

親に教えられ、入浴時に当然誰もががすることだと思ってやっていたことが、50代になって初めて他の人はやっていないのだと気づいた。自分が家庭を持ってもなおその年まで気づくことがなかった。ある日たまたま夫にそのことを話していたら驚かれ、そこで初めていろいろと人に尋ねた結果、自分の親から教わったことが人から見たら「あり得ない」ことだと気づいた。親の影響力の大きさを示す事例である。

アメリカの社会学の教授であるバーバラ・K. ロスマンはその著書『母性をつくりなおす』の中で、「〈契約カップル〉、〈代理母〉、〈遺伝学的両親〉、〈懐胎する母〉、〈保護権〉を持つ両親、〈保護権を持たない〉両親。卵子、精子、胚盤胞、胚、羊膜、〈つくられつつある赤ん坊〉、〈境界線上にある〉赤ん坊。過去10年間、公の席でこれらの言葉を聴くことが多くなった。」と言っている。子どもを産むということひとつをとっても、ここ10年～20年の間に随分変わってきたということである。また、子どもは医学用

語で〈妊娠による生産物〉と呼ばれるそうである。そうなるとその子どもの「生産過程」が問題となってくる。^{註1}

今や子どもたちを基で見ていると、確かに「生産」という言葉がぴったりだと思われることが度々ある。そう「育てている」というよりも「生産している」という言葉で表した方がぴったりなのである。親がこういうルートでこんな風に育って欲しいと目標意識を持ち、その目標に向かって子どもを「生産」する。あるいは自分にとって都合の良いように自分に子どもの生活を合わせていく。そしてそこから親による、家庭の中だから問題にならないという理由だけで、実際は洗脳教育が始まっていく。その結果次のようなことが現実起こっている。

エピソード3：大学で英語の単位を落とした娘

母親が学長に手紙を書き、その英語担当の先生を娘の担当から外してもらうよう依頼した。この先生が担当している限り娘は単位が取れないからと。

エピソード4：子どもの就職希望先を訪問する母親

大学を卒業する子どもたちの就職希望先を母親が訪問し（中には父親もいた）、社長室に至るまでひととおり見学させてもらいながらその会社についての質問をしていく。夜は上役を交え会社主催の食事会。その席で母親は我が子の自慢をする。「うちの子を入社させれば会社の得になる」と。もちろん、本人は抜きである。会社側曰く、「入社してもすぐに辞めていく人が多い。その時の理由として、〈親に辞めろと言われた〉という人が多いので、事前に親御さんに納得してもらって入ってもらうのがいいと考えた。」そうである。

これらの例はまるで親が生産物を抱え、大学や企業とその生産過程を巡り交渉しているようである。企業側にも問題はあるが、明らかに親の姿勢が変わってきている。そういった就職のシステムを求める親がこれからも増加の一途を辿ると思われる。そしてまた社会の有り様が変わっていく。親による子どもの私物化である。いったいどこまで子どもにつきあっていくのであろうか。

またエピソード3のように、近頃は大学でも懇切丁寧に学生の面倒を見なければやっていけない時代になってきたという。大学の教員が欠席が目立つ学生に電話をしている姿が普通になりつつある。それも優しく、まるでカウンセラーのように。今や大学も学びの場ではなく、中学や高校の延長線上の教育の場となりつつある。

本来「子育て」というのは母親自身を育てることにもつながっていく。つまりよく言われるところの「母子相互作用」である。「子育て」が母親のアイデンティティを形成していく。しかし、現在の子育てにおいては、エピソード3・4からもわかるように、母親自身が育っていく課程が抜け落ちているようである。また両エピソードに関しては父親も同じことをしているが、ここでは母親に焦点をあてているため敢えて取り上げないことにする。

2. 母子相互作用・愛着・母性

（1）ウィニコット（D. W. Winnicott）

ウィニコットは母性的関わりの重要性を説いた精神分析医で小児科医でもある。小児科医であるが故に気づいたこともたくさんあると思われる。彼は母性的関わりが適切にできる母親を「ほどよい母親（good enough mother）」と呼んだ。「ほどよい」という言葉が象徴するように、子どもの成長と共に上手に子どもから手を引いていける母親を指している。しかしこの「ほどよく」あることが非常に難しい。なぜなら母親になることを学んだ人はいないからである。

筆者は、高校を卒業するまでにこういうことを学ぶ機会を作る必要があると考えている。それも投げ込み授業ではなく、通年を通しての中で学ばせることである。カナダでは「心理学」の授業が高校でもあると聞いた。多くのカナダの人たちと話す中で、20代の独身男女でもかなり心理の専門分野に近い話ができるのは学校の授業カリキュラムが影響しているのだろう。「母親とは…」と頭でわからせるのではなく、心に訴え考えさせることが現代社会では必要である。

またウィニコットはその著書『赤ん坊と母親』の中で、「抱く」ということについて次のように述べている。「人々は赤ちゃんを見ると、自分の腕に赤ちゃんを抱いてみたい、そういう経験をしたと思うのです。」^{註2-1} と。しかし残念なことに、最近の母親と接すると「ちっとも子どもを抱いていないわ。」という言葉を目にすることがある。外で、あるいはショッピングセンターで観察をしていると、ベビーカーの中で子ども（特に1歳未満の子ども）は親とは別世界を作っているように思うことが多々ある。いや、子どもというよりも親が別世界を作っているようである。別世界を作っているのは夫婦であったり、女同士の友達とであったりする。ただここに祖母が加わると少し様子が変わってくる。「家族」という雰囲気を出し出す。子どもと母親、祖母との間に一体感が生じてくる。

「母乳」については次のように述べている。「私はまずはじめに、母乳を飲ませることを支持する感傷的な態度や宣伝から、私自身を切り離したいと望んでいます。宣伝というものには別の側面があって、それが常に結局は宣伝に対する反応を生じるのです。疑いもなく、今日の世の中には、母乳を飲む経験をもたずによく育てられてきている人たちがたくさんいます。この事実は、幼児が母親と身体的親密さを経験するにはいくつか別の方法があることを意味しています。しかしながら、どのような場合にせよ母乳を飲ませることが行われなかったら、私自身は常に残念に思うでしょう。というのは、こういう経験がないと、お母さんや赤ちゃん、あるいはその両方が何か大切なものをなくしてしまうと私は信じているからです。」と。^{註2-2}

まさしく現代は彼の危惧したとおりになってしまった。つまり、ここでは母乳栄養が優れているか云々ではなく「コミュニケーションとしての母乳」がいかに大切かを語っている。ウィニコットがこれを書いたのが1968年であるからそれから約40年。変わってしまったものは「親の育児姿勢」である。

（2）ハーロウ（H. F. Harlow）

ハーロウ（Harlow）は幼いアカゲザルを使った研究を行った。それによるとアカゲザルの子どもがしがみつくのは、人形が柔らかくて気持ちが良いという条件さえ満たせば、餌を与えてくれない人形でも

そちらの方に優先的にしがみつくというものである。しかし、人間の子どもがこれと同じことを現実の場で行ったとき、相互作用がないものにしがみつくことができるものであろうか。ハーロウは実験としてこれを行ったわけであるが、人間の親子は実験ではなく四六時中傍にいるものである。初めは確かにしがみつくだろうが、しがみついてもその反応がないとき、果たして何度もしがみ続けるのであろうか。

子どもたちは母親に何度も様々なことを試みるが、それが受け入れられなかったとき、受け入れてほしいという気持ちを無意識の中に抑圧し、それらを諦めるようになっていく。こうして母親との間に少しずつ溝ができていき、いつしか他人（カウンセラーなど）の手を借りないとその溝は埋められなくなっていく。

（3）ボウルビィ（J. M. Bowlby）

母子関係の領域では第一人者と言われるボウルビィは、愛着理論に関連して次のように述べている。「自分の好む相手に対する愛着行動は、人間の子どもの場合、おおよそ生後九ヶ月の間に発達してくる。子どもがある人物と社会的な交わりをもてばもつほど、その子はその人に愛着するようになる。このため誰であろうとその子のマザーリング（母性的養育）を主として担当しているものが、その子の主な愛着対象となっていくのである。愛着行動は三歳の終わり頃までは容易にひきおこされる状態にあるが、健全な発達を遂げている場合には、それ以後になると活発化することが徐々に少なくなっていく。」^{註3}

つまり、三歳頃までに母親から放っておかれた子どもは愛着行動が引き起こされにくい。その子どもの性格や将来の生活全体にも広範囲に悪影響をもたらすと考えたのである。これらは非行少年・少女、あるいは心に問題を抱えた子どもたちと面接したとき、どの子どもにも共通するものである。

ボウルビィと言えは1950年代から1970年代にかけて活躍した人であるが、彼の理論は現代においても欠かせないものの、ここでもやはり年月と共に大人の側の変化を筆者は問題と捉えている。

（4）大日向雅美

日本での母性研究の第一人者と言えは現代では大日向雅美であろう。修士論文の段階から一貫して母性の研究を継続している。

大日向雅美は『母性こころ・からだ・社会』の中で次のように述べている。^{註4}「確かに子どもの発達にとって母親が果たす役割は大きく、その意義は十分にかつ適切に認識する必要があることはいうまでもない。しかしながら、ことあるごとに母性を強調する傾向は、母性を尊重しているかのようにみえて、その実、母性の形成発達に必要な条件を模索し整備しようとする動きには結びついてこない。むしろ母性を女性の特性として自明視することで、母と子の生活実態を直視することから目をそらしてきたのではないだろうか。」筆者も大日向と同じく、まず母と子の生活実態の把握が先決であると考えている。

母子相互作用とは、母親と子どもがお互いに影響し合いながら成長していくこと。例えば、母親がニコッと微笑むことで子どもがそれを見て嬉しそうな顔をする。そのことでまた母親も嬉しそうに微笑み返す。このときに気むずかしい赤ちゃんがいて、母親が微笑んでもニコリともしないでぐずり続けると

子どもの育ちと母親の育児姿勢（１）

母親は次第に微笑まなくなる。その逆も同じで、赤ちゃんが母親に対して微笑んでも母親が微笑み返さないとやはり子どもも次第に微笑まなくなる。このように赤ちゃんは母親とやりとりをしながら、お互いにその影響を受け、成長していく。

また、妊娠中でも母親が赤ちゃんの胎動を感じたり、超音波でその姿を映像として見たりするとき、母親の気持ちは喜びでいっぱいになる。それもなんらかの影響を胎児に与えているものと思われる。

また、愛着行動はしがみついたり接近、接触、微笑、泣き、呼びかけなどの信号行動が含まれるが、それを受け止めてくれない母親に対して、子どもは不安定な愛着行動を示すようになる。欧米ではこのタイプの母親の増加がすでに注目されていると言われている。(1990)²⁵ しかしこれらを調査するに当たっては、質問紙法では母親の本音、無意識の部分は出てこないと言われ筆者は懸念している。多くの面接調査を繰り返し、丁寧に聞き取っていくことが大切であろう。

「母性」という言葉ひとつをとっても、それをどう受け止めているかで周囲の母親に対する態度も異なったものになってくる。これらの微妙な関係が、母親の育児姿勢と子どもの育ちに影響を与えていることを明確にすることが先決である。

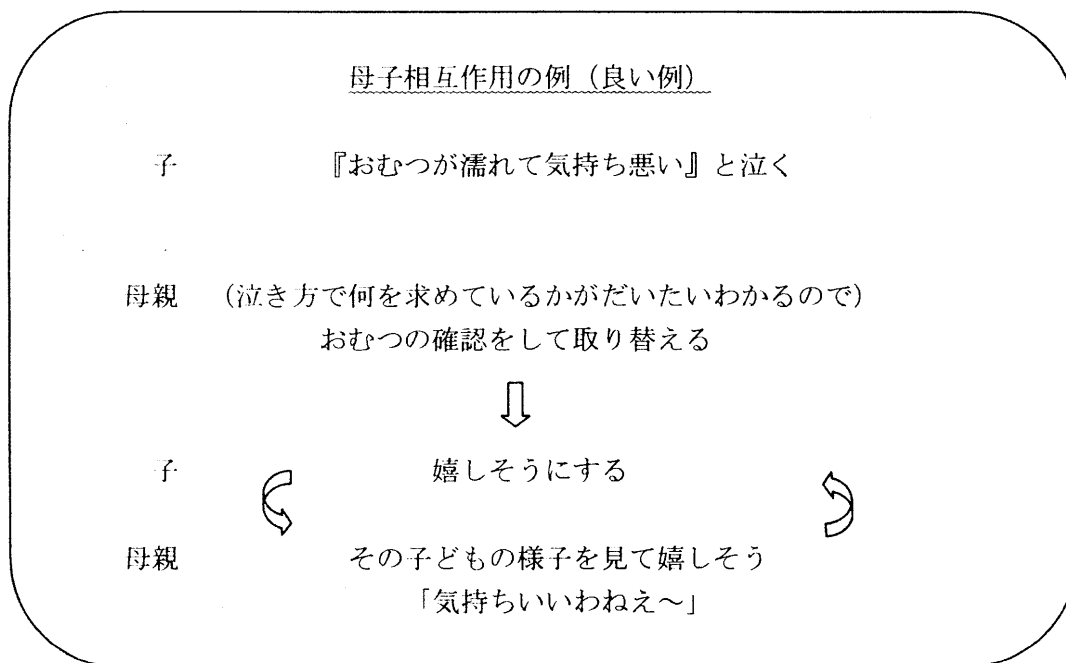


図1 母子相互作用（良い例）

こうしてエリクソンのいう「信頼関係」が築かれていく

この図1は一例であるが、こういったことが様々な場面で幾度も繰り返されるうちに、母親と子どもの間に揺るぎのない信頼関係が形成されていく。ここで母親に不信感を抱いてしまうと、その後の成長過程の中でも他人との間に信頼関係を形成することが難しくなると言われている。

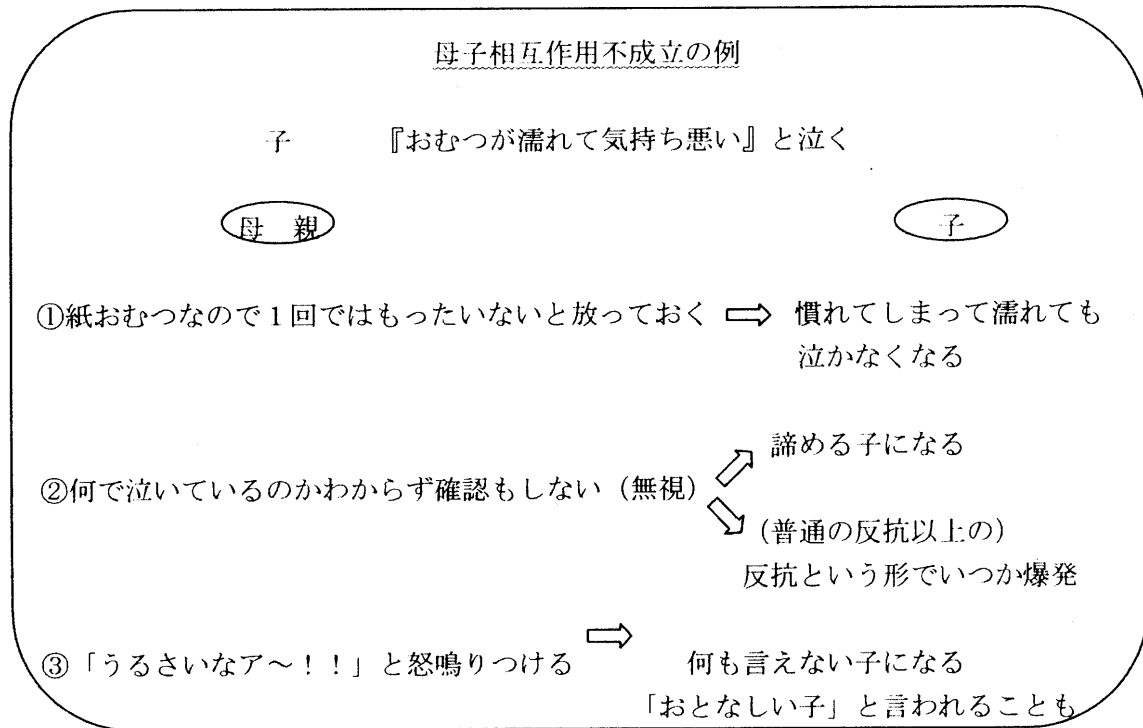


図2 母子相互作用（悪い例）

これらは感受性や応答性の低い母親である。①②③のようなことが悪循環で繰り返されるうちに、本音を出せない、何が自分の本音なのか分からない子どもに育っていく。

エピソード5：母子相互作用がなされないまま育った子ども

小学生の時、万引きをして警察に捕まった。しかし母親は「忙しいから」と迎えにも来ず、父親が迎えに来た。叱られるかと思ったらそのことについて両親は何も言わなかった。ただ黙って帰ってきただけであった。ところがそれから数年したある日、たまたま機嫌の悪かった父親から「この万引き野郎!」と怒鳴られた。母親は「そのことは言ってはいけない。」と言い、この家では万引きの話はタブーになっている。子ども曰く、「いつもいつもやり過ぎられる。何をしても叱ってくれるわけでもない。」ただ親の機嫌が悪いときにのみ叱られるのである。

今から約20年前のTVドラマ（1時間半もの）で、心理療法を扱ったものがある。原作は『緑の葉が繁った』というものであるが、家庭内暴力の高校生男子とその両親（特に母親）を対象とした内容で、20年も経っているのに現代でもそのまま使えるのである。このドラマを視聴するたびに、心というものは時代が変わってもその大切なものは変わらないものだと思感させられる。ではいったい何が変わったのであろうか。やはり親の育児姿勢、親としての態度である。

現代は情報過多の世の中で、いやでも親は様々な情報を受けてしまう。ミルクは何時間おきがいい、〇〇すれば頭のいい子に育つ、トイレット・トレーニングの時期、睡眠時間……等、挙げればきりがな。そんな中でこれは「子どもの個性」だから、と考えるよりも先に、余所の子と比較してしまい、いい意味でのマイペースな子育てができにくい時代でもある。あるいは親自身も他の親と比較し、間違っ

子どもの育ちと母親の育児姿勢（1）

た情報により振り回され、間違っただ方に同化していくこともある。ある父親が、子育てのことで悩んでいた友達にこうアドバイスをした。「今は子育ては親の判断だけではやっていけない時代だ。専門家に相談することが大事だよ。」

エピソード6：胎教を積極的に取り入れた母親とその子ども

この子どもは、胎児の時に音楽を聴かされていた。生後非常におとなしく、ぐずった時には胎児の時にかけていた音楽をかけると泣きやむ。初めは胎教の影響だと喜んでいた母親も、数ヶ月もするとサイレントベビーではないかと不安になってきた。しかし1歳にもなると、これまでおとなしかったのはどこへやら大変活発な女の子で男の子のような動きをする子になっていた。

これは長子の例であるが、やはりそこには母子相互作用が働いたと思われる。心配した母親が積極的な関与をするようになり、子どもに働きかけることで子どもも動き出す。そのことで安心した母親の喜ぶ顔を見てまた子どもも活発に動き出す。活発に動いてもいいのだと安心して。もしもその母親が「手の掛からない子ども」だと思い、赤ちゃんに構いもせず放っておいたらこの子どもの育ちはまた違ったものになっていたということは容易に推測されるだろう。

新生児期には母親は子どもを抱く、ミルクを与える、おむつを替える……などということによって養育する。すると子どもは気持ちよさそうな表情を見せる。そのことがまた母親の養育態度を一層強めていく。こういった母子相互作用が繰り返される中で母子関係が深まっていくのである。

しかし子育てはそんなに簡単なものではない。人にはわからないプレッシャーが襲いかかる。今まで自由だった時のようにはすべてが運ばない。わかってはいても、子どもと密室にすることで世間から隔離されたような疎外感、見捨てられ感を味わうことになる。またこうした気持ちの問題とは別に、現実問題として夜まとまった睡眠が取れない、過労がたまる……等々の問題を抱えることにもなる。これが子育ての実態である。

誰かに相談すれば「私は子どもが昼寝をしている時に一緒に寝ている」「積極的に外に出ていけばいい。今はサークルがたくさんあるのだから。」と言われる。子育てに立ち往生している母親がそんな正論を聞きたいのではない。そういう回答は、悩む母親にとっては一番辛いものであると同時に相談意欲をなくしてしまう。このことについての調査はまだ行っていないが、犯罪被害者や災害被害者に「何が一番助かったか」と調査したとき、「何度も何度も同じ話を黙って聴いてもらえたとき」という回答が一番多かったそうである。カウンセリングでも、クライアントは何度も何度も同じ話をしながら立ち直っていく課程がある。それと同じ事である。

更にこの母親にもうひとり子どもがいる場合はもっと大変である。そんなときも世間では簡単に「母親なのだからしっかり」することが求められる。近頃では「公園デビュー」なる言葉もあるように、そうでなくともコミュニケーションの苦手な若い母親が（年を取っていても苦手な人もいるが）、知らない人の中に入っていくのは大変なことなのである。

これは「母親には母性があるから……」で片付けられる問題ではない。

3. 社会の変遷

育休を取った父親から聞いた話であるが、夕方玄関の戸が開くと（妻が帰ってくると）飛んでいってあれこれ話したそうである。この父親は「主婦がおしゃべりだというけれど、一日誰とも喋らず家にいたらそりゃあ喋りたくなって当然ですよ。」と話していた。育児というのは自分から進んで外に出向いていけない限り、本当に孤独なものである。近所づきあいも減ってきた今、まともに大人と話をしていない母親が日本全国にいったいどれだけいるのであろうか。

エピソード7：育休中で家の中にいると息が詰まりそうだという母親

「生後数ヶ月の子どもが、おとなしくよく寝ている。そのためどうしても家から出る機会を逃してしまう。たまに友達の家の子連れで遊びに行っても遊びに来てもらっても、友達の子どもの方が活発なのでそれに押されてしまっとうまく遊べない。親子共に尻込みしてしまう。また、外へいくにしてもどこに行けば子どもたちがいるのかわからない。」と深刻に涙を浮かべながら語っていた若い母親に、その心の重さを感じさせられた。

このことをしかるべき所に相談にすると、「〇〇に行けばいい」といとも簡単に言われる。しかしそこに思い切って行ってみても、その母親はそこで違和感を抱くことになる。つまりそこは積極的な人々の集まりの場であることが多いからである。そういった場を形成（主催）する人々はおもって母親の気持ちを学ぶべきであろう。あるいはカウンセリングマインド的なことを学ぶべきである。なぜならそういう場でつまづいてしまうと、この母親はもう二度とそういう場に出られなくなってしまうからである。それほど微妙な問題であるし、元気のある人に言わせれば「些細なこと」なのである。その「些細なこと」が母と子の問題を大きなものになっている。見えないところで虐待に発展することも当然あり得る。

また最近の傾向として、親の生活スタイルに子どもを合わそうとする傾向が強まっている。例えば就寝時間のばらつき。これは親の生活スタイルに合わせているためで、原田の調査（2007）によると午後11時台に寝る子が13.1%になり、20年前の調査の6.2%から倍増したと言う。更に興味深いのは、「起床時間と就寝時間が不明」とした母親が20年前は1%にしか満たなかったのに、今回は1割弱もいたということである。つまり、それだけ母親が子どもの起床や就寝を意識していないことになる。

一方、子育てサークルへの参加は3歳児母親の4人に1人が参加している。しかし、その目的が変わってきたと原田は言う。以前は、子どもの遊び仲間作りがメインであったのが、現代では母親が自分たちの仲間作りに来ている。そのくせ、一見仲良くしているようでも本音には発展しないと言うのが現状のようである。内面での孤立である。^{#6}そしてそこで遊んでいる子どもたちも、母親の都合で遊びを切り上げられたりあちこちに連れ回されたりする。これでは「親子関係」というよりも友達関係である。しかし友達ならば対等のはずであるが、年の違う親子ではどうしても母親中心の「上下関係のある友達関係」というような変な構図になってしまう。

激しく移り変わっていく世の中で育った母親が、それなりに抱える悩みも大きい。現代の社会の中で

真剣に悩む母親と、刹那主義で生きている母親。その差がどんどん開き、母親たちを二分化どころか細分化させていく傾向があるようで、そこで子どもたちがどう育っていくのかが危惧される。

４．今後の課題

「母と子の生活実態」その奥深くに目を向けた研究は意外に少ないようである。おそらくそれは数字だけの調査では実態を把握しきれないからだと思う。面接調査も加え、実態を問う質問内容も吟味する必要がある。また、誰がどんな態度で行うかでもそこに現れてくる結果は異なってくると思われる。それ程微妙な問題である。微妙な問題を調査するには、調査する側がカウンセリングマインドを持って行うことが必要である。

子どもにとって、母親に本音で話すことができればどんなに楽か。しかし、何が本音で本当はどうしてほしいのか、その渦中にいるとわからないものである。それが大多数の親子である。母子共に二者関係の中だけでは本音を言えず（本音がわからなくなっており）、カウンセラーのような中立的第三者を交えたとき、自分の本音に初めて気づきだす。

母親の子どもに対する愛情が母親の自己犠牲の上に成り立っているとき、子どもは決して本当の幸福感を感じることはない。どこかで後ろ髪を引かれるような思いを抱いている。母親が生き生きと母親の役割を果たしながらも人生を楽しんで生きているとき、子どもは伸びやかに育っていく。筆者はそういう子どもたちのカウンセリングに何件もあたってきた。しかしこれは質問紙法で質問しても引っかかってこないケースであった。それほど、「母と子の生活実態」の内面は微妙なものである。面接調査でないと問題が浮上してこないことが多い。あまりにも日常のことすぎて意識されていないからである。ここにこういった問題に関しての統計的手法の難しさを感じる。科学的ではない手法も心の問題においては必要である。

時にはミュンヒハウゼン症候群のようなことが起こることもある。しかしこれも母親の辛さ、子育て中の心の中を吐き出すことができれば改善されるであろう。そういった場がないと、母親としての本当の役割を果たす前に、「母親」という役割を演じ、周囲から「いい母親」だと思われることで自分を守ろうとするようになる。そこに子どもの私物化、一心同体化が始まっていく。こうなると、子どもに向いていたはずの愛情は自分に対しての愛情へと変わり出す。

次回までに乳幼児を持つできるだけ多くの母親に面接を行い、母親自身も気づいていないような実態を把握していきたい。そしてカウンセリングの中で感じていること、今回ここで論じたことを明確に検証していきたい。声にならない声を拾い上げる。それも私たち臨床心理士の使命であると思っている。

註

- 1 Barbara Katz Rothman(1989)RECREATING MOTHERHOOD. New York
広瀬洋子 (訳) (1996)『母性をつくりなおす』勁草書房 序論 P. 5
- 2 成田善弘・根本真弓 (訳) (1993)『赤ん坊と母親』(ウィニコット著作集 1)岩崎学術出版社 2-1 P. 29、
2-2 P. 35-36
- 3 作田 勉 (監訳) (2002)『ボウルビー母子関係入門』星和書店 P. 185
- 4 繁多 進・大日向雅美 (編) (1988)『母性こころ・からだ・社会』新曜社 P. 100
- 5 小林利宣 (編) (1990)『心理学中辞典』北大路書房 P. 2
- 6 毎日新聞 (2007. 1. 26)『止まらない少子化 — 変わる子育て — 』より

参考文献

- 青木やよひ (1986)『母性とは何か』金子書房
- 秋山さと子 (1990)『母と子の深層』青土社
- 蘭 (あららぎ) 香代子 (1989)『母親モラトリアムの時代』北大路書房
- 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・天野正子 (1995)『母性』(日本のフェミニズム 5) 岩波書店
- 井原成男・斉藤和恵 (訳) (1995)『両親に語る』(ウィニコット著作 5) 岩崎学術出版社
- 大日向雅美 (1988)『母性の研究』川島書房
- 大日向雅美 (2001)『母性愛神話の罟』日本評論社
- 大日向雅美・古澤頼雄・小嶋秀夫・佐々木保行・都留民子 (1991)『母性の心理・社会学』医学書院
- 河合隼雄 (1997)『母性社会日本の病理』講談社+α文庫
- 木村 栄・馬場謙一 (1988)『母子癒着』(いま家族を問う 3) 有斐閣
- 黒田実郎・黒田聖一 (訳) (1996)『ボウルビーとアタッチメント理論』J・ホームズ著 岩崎学術出版社
- グループ「母性」解説講座 (編) (1991)『「母性」を解説する』有斐閣選書
- 小嶋秀夫・大日向雅美 (編) (1990)『特別企画 — 母性』(こころの科学30) 日本評論社
- 佐々木保行 (編) (1988)『乳幼児心理学』
- 富田久枝・杉原一昭 (編) (2007)『保育カウンセリングへの招待』北大路書房
- 橋本景子他 (2005)『保育ソーシャルカウンセリング』建帛社
- 橋本景子 (2007)『親子関係の不協和とその影響 — 子どもと親の意識調査から — 』
高田短期大学育児文化研究紀要 第2号
- 原田正文 (1994)『育児不安を超えて』朱鷺書房
- 根ヶ山光一 (2001)『母性と父性の人間科学』(ヒューマンサイエンスシリーズ 4) コロナ社
- 松村恵子 (2005)『母性意識を考える』文芸社
- 吉川 悟・村上雅彦・東 豊 (編) (2002)『家族はこんなふうになる — 新日本家族十景』
(シリーズこころの健康を考える) 昭和堂
- 児童心理 (2006. 11) NO. 850『自分勝手な親への関わり』

乳児保育におけるベビーマッサージの可能性に関する一考察

Consideration of the Possibilities of Baby Massage in Infant Care

梶 美 保

Miho Kaji

(要約)

乳児は、周囲の大人からの世話やあやしを通じて愛着形成が促される。近年、この愛着形成に必要な「しっかりとかわり」「子どもをきちんとみつめる」ような育児がなされているのであろうか、子どもの育ちへの影響が危惧される状況がみられる。一方、少子化にもかかわらず、保育所（園）における低年齢児の入所は増加しつつあり、保育士が乳児との愛着関係を築き、家庭のようにくつろぐことができるような関係づくりをしていくことが困難な時代となっている。本稿では、昨今、産後の子育て中の母親が習得したい技術として人気があるベビーマッサージについて概観し、乳児保育の技術として保育者と子どもが愛着を育むツールとしての有効性および導入の可能性について検討する。

(キーワード)

乳児保育、ベビーマッサージ、愛着形成

はじめに

昨今、携帯電話を片手に授乳したり、ベビーカーを押したりする母親の姿を見かける。子どもに向き合って育児がなされ、乳児の育ちに必要な「愛着形成」が順調に育まれているのであろうか。保育の現場からも「身体がかたい」「抱くことをいやがる」「反応が鈍い」と0・1歳児の育ちを危惧する言葉が聞かれる。乳児期に抱いて、語りかけ、おっぱいをあげて、親子の愛着と基本的信頼関係をしっかりと築きあげることは重要であり、そのために「母乳育児」「カンガルーケア」「タッチケア」「ベビーマッサージ」などが有効であるといわれている。乳児保育者も乳児との間に信頼関係を深め、愛着形成を築くことが大切であることはいままでもない。

筆者は、3年前から学内での育児文化研究センターの大学地域開放子育て支援事業「0歳児子どもひろば」において、親と乳児との愛着形成を促し、また子育て、親育ちの有効なツールの一つとして、ベビーマッサージを実施してきた。そして親と乳児のリラックス空間を共有することにより成り立つベビーマッサージは、乳児保育の場においても保育者と乳児の信頼関係の形成に有効なスキルの一つではないかと考えるようになった。

低年齢児の割合が増加傾向にある保育園において、いかにして速やかに保育者と乳児が信頼関係を成立させ、機嫌良く保育園で生活できるようになるかということは、その後の乳児の発達にも重要なことである。また、保育園においても、乳児にとっても心地良いベビーマッサージや、ベビーマッサージの技法を活用し乳児との触れ合い歌遊びなどを行うことは積極的な乳児への発達支援になるのではないだろうか。医療・看護分野では、この乳児へ意識的に触れ合う行為が「タッチケア」「ディヴェロップメントケア」と呼ばれその有効性について研究されてきている。私は、保育の場におけるその有効性を

検証し、実際の保育現場に応じた活用の方策を探求したいと考えている。

I. ベビーマッサージについて

1. ベビーマッサージと各国における育児に対する姿勢

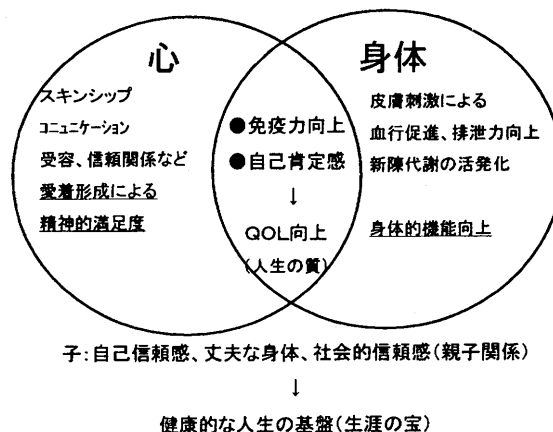
子育ての中でスキンシップやボディコンタクトが重要な部分を占めているナイジェリア、ウガンダ、インド、バリ、フィジー、ニュージーランド、ニューギニアなどでは、現代においてもベビーマッサージが習慣となっている文化が存在する。欧米などの先進国でも、古来においては、乳児は抱かれ優しく愛撫されながら育ってきた。これらの先進国では産業革命時に育児が合理化され、なるべく最小限のかかわりであることが育児法として定着し、19世紀終わりには子どもに必要以上にかかわるのは危険とさえ考えるようになった。20世紀になり、行動心理学者の創始者といわれるワトソン (John Broadus Watson 1878-1958) の著作においても子どもに触れない育児法が推奨されていた。このような風潮は、アメリカのスポック (Benjamin McLane Spock 1903-1998) の登場まで続いた。スポックは、乳児にもっと接し抱きしめること、直接抱っこするなどの育児法を提唱した。フランスでは、1970年代に精神科医で産科医のフレドリック・ルボワイエ (Frederic Lbowaie) が「マッサージとは、赤ん坊、つまり生命の復活にかかわるものである。したがって、本当に意味で聖なる技といえる」¹ と、子どもを健やかに育てる重要な鍵としてインドのベビーマッサージを欧米に紹介し一躍注目を集めた。その後、この習慣が見直され、これを受け入れるための科学的な裏づけをしようとする動きがあり (後述、米国マイアミ大学内「タッチリサーチ研究所」など)、タッチ (肌に触れること) の仕方や愛情をこもったタッチを受ける方法などが広まっていった。

日本においては、戦後、高度成長期といわれる時期に欧米流の育児法が推奨され、従来の「抱っこ」「添い寝」は子どもの自立心の発展を損ない、育児に手間もかかると否定的に考えられた。しかし、母子手帳とともに市町村から無料配布される副読本『赤ちゃん』(財団法人母子衛生研究会発行) が1985 (昭和60) 年に大幅改訂され、「抱っこ」や「添い寝」が乳幼児に与える安心感を積極的に評価する内容となった。このような社会背景を受けて、ベビーマッサージは、従来から一部の助産師により実施されていたが、本格的に広まったのはこの10年で²、現在では民間の団体が各々に技法案を構築して普及してきている。タッチコミュニケーションとしての親子の愛着形成を目指して指導者養成に力を入れ、日本各地で教室を開催している規模の大きな団体からエステサロンによるベビーエステとしてのベビーマッサージなど多岐にわたり、また名称も「ベビーマッサージ」「インファントマッサージ」「ベビーあんま」「ベビーエステ」「ベビータッチ」等々様々である。指導者養成と称して2日間の研修受講料と資格認定書で30万円以上かかる事例や、一回のベビーマッサージ教室参加料が3,000円以上という事例にみられるように商業の色合いが強い団体や教室も存在している。

この稿では、「意識的に子を見つめ、肌に触れる時間を持つことにより言葉をこえてわかり合おうとする愛着形成 (アタッチメント) 行為」をベビーマッサージと仮に定義し、日常の中で無意識になでさる行為や、スキンシップ行為だけを示すのでもなければ、乾布摩擦のように皮膚刺激を与えて身体機能を高める行為だけをあらわすのではないものとして進めていく。

2. ベビーマッサージの意義

ベビーマッサージの効果を大葉は、「情緒的效果」、「身体的効果」さらに親子生活の質の向上という総合的な「QOL的效果」をあげている³（【図1】）。触れ合いによって情緒の安定や絆を深めるといふコミュニケーションは、乳幼児の自己肯定感形成の一助となり、皮膚刺激による血行促進、皮膚の排泄力の向上、新陳代謝の活発化は、身体機能を向上させ免疫力を向上させる。乳幼児は、自己信頼感と丈夫な身体を得、親子生活の質の向上へとつながると考えられる。ベビーマッサージを非営利の立場で啓蒙している多くの団体は、この見地に立ち普及活動行っている。



【図1】 ベビーマッサージの心身の効果と重要性
（「母子保健事業で生かすベビーマッサージ」『地域保健』第35巻第6号、P. 59より抜粋）

3. 按摩（あんま）とマッサージ

日本においても古来より「小児按摩」の存在が知られている。この按摩とマッサージ、そしてベビーマッサージについて相関をみてみる。按摩とは、なでる、押す、揉む、叩くなどの手技を用い、生体の持つ恒常性維持機能を反応させて健康を増進させる手技療法である。按摩の「按」とは「押さえる」という意味であり、「摩」とは「なでる」という意味である。術手を患部に密着させ、同一圧・同一速度・同一方向に遠心性で「なで」「さする」手技である。作用としては弱い軽擦法は知覚神経の刺激による反射作用を起こし、爽快な感覚を起こさせる。強い軽擦法の場合は循環系の流通を良くし新陳代謝を盛んにし、また鎮静効果を期待する。按摩とマッサージの違いは、按摩は遠心的（心臓に近い方から遠い方に向けて）に治療し、マッサージは求心的（心臓に遠い方から近い方に向けて）に行うことである⁴。按摩が衣服の上から（首筋や手足の先などの露出部分は、わざわざ日本手ぬぐいを架けて行うこともある）行うのに対し、マッサージは滑りをよくするため、マッサージオイルをつけることはあるが、原則として皮膚に直接施行する。また、按摩は14の気の流れ道が体中に流れ、その気の流れが乱れると体に異常を引き起こすと考える東洋医学の経絡理論に従うが、マッサージは西洋医学の解剖学をよりどころとしている。按摩は「もみりようじ」とも呼ばれるように、もむ手技が多いが、マッサージは軽擦法などこする手技が多い。しかし例外はいくらかあり、本来起源の違う両者を比較する自体が困難である。

ベビーマッサージは、マッサージという名称を用いているが、柔らかなソフトタッチ（弱い軽擦）で行う「按摩」の手技で皮膚に直接行うものであり、末梢から心臓に求心的に行うマッサージではなく、

遠心的に行うことが多く、按摩のそれに近い。しかし、乳児から幼児のマッサージ手技においては、絹（あるいは綿）手袋を用いて求心的に施行するガルシャナという手技が用いられることもある。

4. 看護・医療の分野における「タッチセラピー」「タッチング」とベビーマッサージ

看護における「タッチセラピー」「タッチング」「カンガルーケア」は、ベビーマッサージと同様皮膚感覚をとおしての交流あるいは成長・発達促進の手法である。助産師資格を持つ筆者には慣れ親しんだ用語・手技であり、この分野における有効性・実践報告などの研究報告は、この10年間に数多く報告されるようになってきた。ベビーマッサージの有効性に関連のある部分のみ概説する。

「触れる」ことの重要性を普及させたのは、アメリカ・マイアミ大学医学部（心理学および精神医学部門）小児科医のティファニー・フィールド（Tiffany Field）であり、フィールドは、ハイリスク児に関する研究を通して、「子どもに触れること」の重要性を科学的に立証し、「タッチセラピー」として確立した。1992年米国ジョンソン・エンド・ジョンソンが支援し、米国フロリダにあるマイアミ大学内に「タッチリサーチ研究所⁵」（TRI: Touch Research Institute）を設立している。ティファニー・フィールドは、1997年第9回世界小児科会議で「Touch therapy」としてベビーマッサージの効果を科学的に研究して報告した。それは、情緒の安定、静睡眠の増加、良好な体重増加、無呼吸発作の減少、入院期間の短縮、母親にとって児の接触の喜び、面会の充実感、愛着形成の促進、退院後のスムーズな母子関係の促進などの結果であった。

ティファニー・フィールドの「Touch therapy」に関しての科学的なとらえ方に注目し、わが国においても慈恵医大名誉教授で小児科医の前川喜平を会長に、1998年に医師・助産師・看護師・医療機関に働く保育士を中心とした「日本タッチケア研究会⁶」が設立されている。マッサージという言葉は、わが国では「按摩」いわゆる「揉む」というニュアンスがあること、また、「セラピー therapy」は病気の治療法として捉えがちなために、混同を避けて「ケア care」という言葉を採用したという。

タッチケアは、スキンシップ不足、抱っこを嫌がる乳児や、幼児虐待などが急増する中で、親子が暖かいコミュニケーションをとりながら、「親子の絆」を深めていく手伝いをするのが目的であるが、この団体は、手技として、新生児（特に未熟児：NICU新生児集中治療室にいる乳児、もしくは月齢3ヵ月未満の健常児）向けと、3ヵ月以上の健常児向けの2種類にわけている。基本的にはマッサージオイルは使用しない。

カンガルーケアとは、乳児を、母親の胸と胸を合わせるように直接抱く方法でその姿がカンガルーが子どもを哺育する姿に似ているためにそう呼ばれている。タッチケアとカンガルーケアの相関は、タッチケアは、指圧のように限局した部位に圧を加えるので、触覚・圧覚に強く、温覚は、軽度に刺激し、しかもその刺激が移動し、他動的に四肢を動かすことが中心になる。カンガルーケアは、広い範囲の皮膚について触覚・温覚を刺激し、圧覚は軽度の刺激であり、運動覚の刺激は軽度である⁷という。

現在普及しているベビーマッサージは、一般的な日常における子育て親子を対象としており、定義も手技も様々であり体系化されていない。今後、保育の中で取り入れていく可能性を考えるとときには、看護・医療の分野での多数の研究と現実的な乳児保育実践をふまえ標準的手技を構築していく必要がある

う。

5. 赤ちゃん体操

赤ちゃん体操とベビーマッサージはどう違うのか、あるいは赤ちゃん体操があるのにベビーマッサージが必要なのかという質問を、臨床現場で働いている助産師から受けることがある。赤ちゃん体操は、親子で楽しく運動することがその中心となっている。親子ともリラックスをして副交感神経優位となるベビーマッサージと反対に、赤ちゃん体操は、生理的にも交感神経優位となる活動であるといえる。

II. 地域の親子に対するベビーマッサージ実践

1. 「0歳児のための子どもひろば」におけるベビーマッサージ実践

育児文化研究センターにおける地域への子育て支援活動として始まった「0歳児のための子どもひろば」は、本年で4年目になる。2人の助産師が講師となり（一人は筆者）、ミニ講座とベビーマッサージ、育児相談という3本立ての構成で大学内育児文化室で実施している。ボランティア学生の協力による触れ合い遊び、エプロンシアター・パネルシアターなどミニシアターの楽しい保育実技も取り入れている。対象は、0歳児親子20組程度である。土曜日午前中に開催し、前半は、10分間の触れ合い遊びと20分間のミニ講座と10分間のミニシアターであり、後半はベビーマッサージ、育児相談を実践している。ベビーマッサージが初体験という人がほとんどなので、服を着たままでできるマッサージ手技を取り入れた触れ合い歌遊びで親子が触れ合うことに慣れてもらってから、裸でオイルを使用して実施するようにしている。実施後のアンケートからは、「子どもが喜んでくれるのがうれしい」「自分もリラックスして優しい気持ちになれる」「子どもと接する時間が楽しくなった」「子どもの便通がよくなった」「子どもがよく眠るようになった」など肯定的な意見が多くあった⁸。また、ベビーマッサージを積極的に取り入れている同じ市内の産婦人科でベビーマッサージを学び実践している人も一部参加している。その親子は、乳児とお母さんが見つめ合い、親密な交流を持っている様子が伺え、お母さんの手技も余裕があり自信に満ちている。「どうするという決まりはなく、何となくそのときの乳児の様子によってマッサージしてほしそうなところをしているだけ」と自然体である。

2. ホリスティックベビーマッサージ講習

平成18年度には、3回連続でアロマベビーマッサージの基礎を学ぶ「親子の絆づくりを育むホリスティックアロマベビーマッサージ」講座を外部よりベビーマッサージ・アロマインストラクター資格を持つ2名を講師として迎え、大学内育児文化室で2クール開催した。1か月以上も前から定員いっぱいになったことからベビーマッサージに対する子育て中の親の関心の高さが伺える。アロマセラピーの基礎知識を含め、環境音楽、食育、ハーブの知識や育児相談等、子育てへの助言や親子のリラックスした環境構成などをホリスティック、つまり全人的に、総括的にベビーマッサージ講習を通して語りかけるというものであった。1～2週間間隔で3回1クールという連続した講座となっており、単発的でないことから、講師と受講者との親密さや受講者同士の交流ができるというメリットがあった。また、受講者の

半分程度が夫婦での参加という、いつもの講座より父親の参加率の高い講座となった。

3. 地域の親子に対するベビーマッサージ実践のまとめ

ベビーマッサージは、本来親子が情動を交流し、リラックス空間を共有するツールである。よって、このような多勢の講習の場ではその目的を達成するには限界がある。ベビーマッサージの意義や具体的な手技を伝達する場に過ぎず、親の目は乳児ではなく、講師の手元に向いている。しかし、初めてマッサージをすることにより、乳児がとてもいい反応を返し親が感動している様子を何度も見ることもある。また、家でDVDで自己流で実践していたという夫婦での参加者からは、「自分たちのタッチがとてもきつかったと思う、こんなにソフトタッチではなかった」「きゃっきゃと喜ばすものだと思っていたが誤解であった」などという意見が聞かれた。このように講習会においては、ベビーマッサージの手技を家庭で活用してもらう目的で開催している。ベビーマッサージは、触れ合い遊びの伝承がなされず、乳児に触れることに慣れていない親に対して、日々実践してもらう親子関係を形成するツールとして手応えのあるものだと感じている。

Ⅲ. 保育者に対するベビーマッサージ講習の実施

1. 研究目的・目標・方法および内容・期間

研究目的：愛着形成を促すツールとしてのベビーマッサージが保育に活用可能であるか検証する。目標：①講習会を実施し、乳児保育へのベビーマッサージの有効性について県内各地域で実施し、啓蒙活動を行う。②講習会終了時のアンケートにおいてベビーマッサージを取り入れようと考えている保育士の数が増加する。期間：平成19年5月～6月 地区：民間保育団体を介して低年齢児担当者を中心として希望者を募る。方法：①ベビーマッサージ研修会の実施、②終了後、質問紙法による無記名アンケート調査実施。

2. 結果

伊賀・桑名・鈴鹿地区の3地区で講習会を実施した。

1) 講習会の実施

①講習会の内容

内容は【表1】のとおりである。

②講習会の方法

13:30～15:30の2時間で、前半はベビーマッサージ理論、後半は実技講習とした。講師は某団体のベビーマッサージ認定資格を持つ助産師2名である（1名は筆者）。遊戯室で円陣に座り、プロジェクターを使用して講義を進めた。ベビーマッサージ実技練習用の乳児人形は20体準備したが、受講者が定員以上のため一部2名で1体となった。またBGMとして環境音楽を流し、リラックス効果のある精油を選定しアロマディフューザーを使用し、リラックス感を少しでも感じてもらえるようにした。足から始まっ

【表1】保育者のためのベビーマッサージ講習の内容

内容：ベビーマッサージの理論と実技
・乳児期に大切な絆づくりと乳児期の育ち
・ベビーマッサージの有効性と保育への活用
・ハンドマッサージ体験（アロマオイル使用）
・ベビーマッサージを実施する上での留意事項
・ベビーマッサージの実践
・ベビーマッサージを活用した触れ合い遊び

乳児保育におけるベビーマッサージの可能性に関する一考察

て、腕、胸、腹、頭、背中と各部位の基本的なマッサージ手技のポイントを解説しながら、実技講習では、ビデオとプロジェクターを接続しスクリーンに細かい手技が映し出されるようにした。さらに、この講習中は、手技を学ぶために講師に目を向けているが、実際はしっかりと乳児と向き合って気持ちを共有することが大切であることを強調して話した。保育園において実際にマッサージオイルを使用することは困難なので、受講者同士がベビーマッサージオイルを実際に用いてハンドマッサージをすることでオイルの密着した触感体験をする側とされる側から体験させるようにした。また、乳児との触れ合い歌遊びの中でどのようにベビーマッサージの手技を生かすことができるかについては、誰もが知っている童謡にベビーマッサージ手技を活用した振り付けを紹介し、モデル人形を用いて実践し体験させた。実際に保育実践の中に導入していくヒントとして【表2】のような内容を提示した。

【表2】ベビーマッサージを保育実践の中に導入するためのヒント

- ・効能を期待してするものではない。
- ・オムツ換えの時に下半身とか身体の部分だけを導入してもよい。
- ・体位は必ずしも仰臥位でなくてもよい。発達段階にあわせて抱っこして実施してもよい。
- ・児と1対1で触れ合うチャンスを複数担任間で協力しあう。
- ・触れ合い歌あそびの場合、クラスの保育士で手技を一定（同じ）にしておく（保育士によって手技が違っていると子どもがリラックスできない）。
- ・「交感神経を高めるような触れ合い遊び」と「リラックスして（副交感神経優位の）ベビーマッサージ手技を取り入れた触れ合い遊び」を使い分けて保育実践に活用する。

2) 講習会終了後アンケートの実施結果

伊賀地区14保育園20名、桑名地区9保育園より24名、鈴鹿地区12保育園より25名の参加があり、合計69名の保育士より100%のアンケート回収を得た。

①講習会参加者の概要

講習会参加者の72.4% (50) が低年齢児担当保育士であり、1/3強 (25) が新任保育士（経験2か月）であった。低年齢児クラス担当50名のうち、クラスの子どもの数は4人から24人までであり、平均して13人（無記名1）であった。クラスの保育者の数は1人から10人までで平均して3.7人であった。

②「保育園における状況」

「0歳児保育であなたが子どもの姿で気になっていることがあるか」では、72.5% (50) が「いいえ」と回答し、18.8% (13) が「無回答」、8.7% (6) が「はい」と回答した。その内容は、「問いかけても反応がない」「囁む力が弱い」「お家では食事をせずミルクばかり、肥満でハイハイが重い」であった。「0歳児保育で困っていることがあるか」では、68.1% (47) が「いいえ」と回答し、18.9% (13) が「無回答」、13.0% (9) が「はい」と回答した。その内容は、「泣きの意味が理解できない」(2)、「接し方が分からない、どこまで介助すればよいのか分からない」(2)、「混合保育のため0歳児だけの時間がとれない」などであった。「保育者と子どものスキンシップがとれているか」は、34.9% (24) が「そう思う」、59.4% (41) が「少しは思う」、1.4% (1) が「思わない」と回答し4.3% (3) が「無回答」であった。その理由は「人数が多い」「一人ひとりに満足は難しい」であった。「子どもは保護者とスキンシップを十分とれていると思うか」では、30.4% (21) が「そう思う」、63.8% (44) が「少

しは思う」、2.9%（2）が「思わない」と回答し2.9%（2）が「無回答」であった。その理由は、「発語がない」「親を怖がる」「迎えを喜ばない」「身体に触れるのを嫌がる」「かまってほしそう」「とれていないように感じる」等37の記述があった。

③「ベビーマッサージについて」

「ベビーマッサージは保育の中に取り入れる価値があると思うか」では、71.0%（49）が「ある」、27.5%（19）が「少しはある」と回答し1.4%（1）が「無回答」であった。「ベビーマッサージは保育の中に取り入れる可能性」では、31.9%（22）が「ある」、62.3%（43）が「少しはある」と回答し2.9%（2）が「無回答」であった。「本日の講習は役に立ったか」では85.5%（59）が「役にたつ」、13.0%（9）が「少しは役に立つ」と回答し1.4%（1）が「無回答」であった。

④自由記述

42の記述があった。「ベビーマッサージに対する必要性、内容の理解が深まった」「保育園で実践していきたい」「楽しい、講座が充実していた」という内容がほとんどで、記述した人はほとんどが低年齢児担当保育士であった。

3. 分析および考察

講習会実施の申し出は保育士の団体側に好意的に受けとめられ、スムーズに実施が決まった。これは、年度初めで、保育士と乳児が信頼関係がない段階であったのでベビーマッサージ講習の意図と保育園現場でのニーズが合い、またベビーマッサージという目新しい手技に関心があったからではないかと考えられる。「保育園における子どもの姿」「困っていること」の設問で「無回答」記入が多かったのは、受講者の人数が少ないことから勤務保育園が想定できるということで遠慮したのではないかと考えられる。また、保育者は、乳児とスキンシップをとれていると思っており、保護者と乳児のスキンシップは十分でないように感じている。ベビーマッサージの保育への導入の可能性については肯定的な回答となっている。

4. 保育者に対するベビーマッサージ講習の実施のまとめ

- ・ベビーマッサージは保育者と乳児の愛着形成を促すための一つのツールである。積極的な健やかな育ちに対する援助ツールでもある。この基本理念を受講者は理解してくれたようだ。
- ・ベビーマッサージの保育への導入について講習後の保育者は肯定的に受けとめ、保育の中で活用していこうと考えている。
- ・今後導入していきたいと考えている保育園と連携を取り、実際の導入及び導入後の乳児の変化についても追跡調査をしていきたい。

IV. まとめ

日本において、ベビーマッサージの定義は確立していないし、普及を行っている団体次第で、ベビーマッサージの方法も手技も異なる。まして、保育におけるベビーマッサージの導入については系統だっ

乳児保育におけるベビーマッサージの可能性に関する一考察

た理論の蓄積や研究もなされていない。

東洋では古くから助産師が妊婦をマッサージし、母親は乳児をマッサージしてきた。わが国では、第二次世界大戦後のアメリカの育児法の導入までは母子が一体となり、乳児は母に抱かれ、撫でられ、語りかけながらの「べったり育児」といわれるような育児が行われてきた。マッサージは自然かつ当然のこととして日常的に行われてきた。アメリカの育児法が普及した1950～1980年頃、核家族化が進行し、近隣関係や地域の子育てに関する意識も希薄となり、育児の伝承も行われなくなった。むしろ、この時代は、経験者にとって自分たちの行ってきた育児が否定されたことにより、若者の子育てに手を出すことがはばかられ、若い親は、年配の人の言葉に耳を貸さなかった時代でもあった。現在、改めて「抱っこ」「触れ合うこと」の重要性が見直されたにもかかわらず、親は子にどのように触れ合って育てるのか、知識については、マニュアルで得ることができるにしても、触れ合うすべについては時代の中で培われてきたものが絶たれてしまっていた。このような背景のもとに、「触れる育児」が、最近NICU（新生児集中治療室）の未熟児と、さらに一般家庭における乳児への様々な効果という面から注目を浴び、さらに昨今の子どもにまつわるいろいろな社会問題や育児そのものへの関心とも関連して急速に世界的にも広がりを見せている現状がある。

このベビーマッサージを通した触れ合いにより、乳児に「育つ力」が、親（保育者）には「育てる力」が育まれる。子育ての原動力は共にあることから始まり、共にあることは単に親子、保育者と子どもがその場に居合わせるだけでなく、お互いに気持ちを向け合い、受けとめ肯定的な情動を共有してそのことを喜び合うということであり、こうなっこそ親子、保育者と乳児の愛着が形成されていくのである。

少子化にもかかわらず保育所（園）に在籍する子どもの割合は微増しており、中でも3歳未満児（0～2歳児）の増加が著しい（といっても2006年度において3歳未満児で入所している割合は約2割に過ぎないが）。この時期に最も重要な保育者と子どもとの愛着形成を促すスキルとしてのベビーマッサージは、保育者と乳児の愛着形成のツールの一つであり有効なツールであることを理解し、保育の場にこの手法を取り入れ、その実践について理論構築をしていく価値があると思われる。ベビーマッサージは、適切に保育内容の一つとして活用されていくことにより、乳児保育の質の向上に寄与する可能性があるものであると考える。

おわりに

ベビーマッサージは、子育てにとって必ずしも必要な手技ではない。しかし、必要となってきた社会が存在している。現代の乳児を取り巻く様々な環境や親子の関係に不安を抱える親が増えているのだろう。また、親子の愛着の形成に有効なこの手技は、乳児保育においても保育の質を高める手段となる。そのために医療・看護における「タッチケア」研究を基に保育実践に活用できる標準的手技を構築していくことは意味があることであると考え。

本稿は、乳幼児教育学会第17回大会で発表した「乳児保育におけるベビーマッサージの可能性を考える ― 保育士対象ベビーマッサージ講習会を実施して ―」に修正加筆したものである。

註

- 1 フレデリック・ルボワイエ著、中川吉晴訳『暴力なき出産 ― パースサイコロジー 子どもは誕生をおぼえている』アニマ2001、1991。
- 2 アメリア・オーケット『ベビーマッサージ ― 親と子の絆を高める ― 』メディカ、1996。日本で初めての本格的なベビーマッサージの入門書である。
- 3 パースセンス研究所代表、日本誕生学協会代表理事、「母子保健事業で生かすベビーマッサージ」『月刊 地域保健』2004. 6、P. 59。
- 4 あん摩マッサージ指圧研究会編『あん摩マッサージ指圧理論』医道の日本社、1997。
- 5 タッチリサーチ研究所（TRI）では、タッチの効果を科学的に立証するために、さまざまな研究を実施している。フィールドの研究では、タッチケアを行った低出生体重児（未熟児）は、行わなかった子と比較して、有意に体重が増加する、呼びかけにもよく反応し、周囲への反応が活発になる、イライラがおさまる、よく眠れるようになるなどの好影響があることが明らかにされている。このような変化は、タッチが乳児の生理機能や神経系に作用した結果だと言われている。乳幼児の体は、圧をかけてマッサージされることによって、すべての生理機能の緊張がほぐれ、また迷走神経（内臓の運動や分泌、内臓の知覚を司る自律神経のひとつ、副交感神経を代表する神経）が刺激を受け、体に様々な好影響を与えるという。ジョンソン・エンド・ジョンソン小児科学研究所L.L.C. 日本タッチケア研究会監訳『乳幼児の発達におけるタッチとマッサージ』医科学出版社、2005。Touch Research Institute <http://www6.miami.edu/touch-research/>（閲覧2007年11月29日）
- 6 その設立の目的は大きく3点あり、1つは、タッチケアの学問的・科学的効果の追求とわが国に合ったタッチケアの実践の確立、2つ目には、もっと広い意味で少子化社会における子どもの健全育成の視点でのDevelopmental careの一つとして母子愛着と愛着形成への有効な手段として応用できるとの考え方。3つ目は、今ブームとなっている呼び方も手技も多彩なタッチケアが単なるブームに終わらないよう、商業化を防ぎたいという背景のもとに設立された。日本タッチケア研究会 <http://www.touchcare.jp/privacy.asp>（閲覧2007年11月29日）
一般的にマッサージ療法は、不安レベルの低下、ストレスホルモン（コルチゾールおよびノルエピネフリン）の減少をもたらし、早期の定期的な母子の接触は子どものストレスホルモン濃度を調節して、体重増加を促進し、免疫効果を強化するとされている。ティファニー・フィールドは、早期産未熟児を対象とした実験で、穏やかなベビーマッサージを受けた郡は受けなかった郡に比して明らかな体重増加を認め、増加率は対照群に比べて31%高かったことが報告されている。そして、それは接触によって迷走神経が刺激され、その活動性の増大によってインシュリンなどの食物吸収ホルモンが増加することが体重増加の原因と考えられるとしている。聖マリアンナ病院母子総合医療センターでは、1980年から医療保育士（保育士資格者に所定の医学研修を修めて取得する学会認定のもの）をNICUに導入し保育器の中の未熟児の背中をなでさすり「抱いて・語りかけて・遊んで」を目標にお母さんにかわってのケアを保育士に託してきた、という。橋本武夫「タッチケアへの流れとその理解」『助産婦雑誌』2001.55.No. 2、P. 9。
- 7 堀内勁「タッチケアとカンガルーケアの相関」『チャイルドヘルス』1999. Vol. 2. No. 6. P. 11
- 8 平成18年度「子どもひろば」実施アンケートより

参考文献

- アメリア・オーケット著 山西みな子監修『ベビーマッサージ』メディカ出版。1996。
 ヴィマラ・マクルアー著 草間裕子訳『インファントマッサージ ママの手、だいすき！』春秋社、2001。
 大坪三保子監修『はじめてのベビーマッサージ』保健同人社、2004。
 崎山ゆかり著『タッチングと心理療法』創元社、2007。
 能登春男・能登あきこ著『心と体を育てるベビーマッサージ』PHP、2001。
 山口創『子どもの「脳」は肌にある』光文社新書、2004。

フレーベル主義幼稚園教師養成カリキュラムの検討 — 幼児学校指導者との比較を通して —

A Study on the Curriculum of Fröbelism-Kindergarten-Teacher Preparation
— By the Comparison with Infantschool-Teacher —

豊 田 和 子
Kazuko Toyoda

(要約)

フレーベル主義幼稚園教師の養成教育カリキュラムの実態とその特徴を探究した。論展開として当時の幼児学校の特徴とそこの指導者に要求された資質や力量と比較するという手法をとり、考察の結果、19世紀後半から20世紀初頭にかけてのフレーベル主義幼稚園教師養成にカリキュラムは、教育理論や心理学、幼稚園の遊びなどを重視した内容であったことが解明できた。

(キーワード)

フレーベル主義幼稚園教師、カリキュラム、幼児学校指導者

はじめに

本稿の目的は、1840年代～1900年代にかけてのフレーベル主義の幼稚園教師養成のカリキュラムの実際とその特徴を明らかにすることである。幼稚園を幼児期の重要な教育施設として構想したフレーベルは、そこで働く幼稚園教師に高い専門性を付与する養成教育を自ら手掛け、養成ゼミナールを開催したり講演旅行に出向いたりして養成実践を行った。そして彼の没後は、多くの継承者がドイツ各地でフレーベル主義の幼稚園教師養成教育場や養成学校を設立して、専門度の高い幼稚園教師の養成を志向した。

さて、フレーベルに関する先行研究においてはこの養成問題やカリキュラムに関して部分的に取り上げられてはいる¹が、このテーマで歴史的変遷を一貫して明らかにしたものが少ない。そこで、本稿では、フレーベル主義幼稚園教師養成カリキュラムの解明という課題意識をもって、その変遷を辿ってみたい。研究アプローチとしては、フレーベルの幼稚園教師養成とそのカリキュラムの特徴をより鮮明に浮かび上がらせるために、同時代に展開されていた幼児学校の特徴やそこで要求された指導者の資質や養成の実際を比較対象として取り上げる。この問題意識から、本稿前半では当時の幼児学校とそこの指導者養成の特徴を述べ、後半部分でフレーベル主義幼稚園の教師養成カリキュラムの問題を扱う。

1. フレーベル時代の代表的な幼児施設とその保育者養成について

1800年代のフレーベル以外の人の幼児保育者養成の実際を比較対象として検討する。

(1) 幼児学校や託児所の設立

1830年代のドイツでは、産業革命の開始に伴う民衆の生活の貧窮化とそこから生じる育児放棄などの問題から、貧民幼児に対する保護と教育の政策が緊要な課題となってくる。例えば、1827年6月24日、プロイセン文部省は次のような全プロイセン王国政庁宛の回状を発し、その中で「幼児学校の急速な設

立」に努力を払うように説いている。

当文部省は、かかる幼児学校（ウィルダースピンの幼児学校のこと＝引用者）は貧民児童の粗野化の弊害の源を根絶し、いかなる場合にも、放任された子どもたちの道德化のためにいくつかの地域に設立された慈善施設がその性質上成しうるよりもさらに確にかつ有効に働くので、その地の行政区においてもこのような幼児学校の急速な設立に考慮を払うよう、王国政庁に大いに勧めるものである。²

この回状に従って、メルセブルク政庁やケーニヒスベルク政庁、バイエルン、ザクセン、ヴェルテンベルクなど諸邦では、自治体が幼児教育施設の設立を推進した。その後、プロイセンでは、貧民階級を対象とする幼児福祉施設、つまり託児所に対する保護政策がとられた。「幼児学校 Kleinkinderschule」に代わって「託児所 Kinderbewahranstalten」は、文字通り、「保護施設 Bewahrungsanstalten」であり、ウィルダースピンの幼児学校の知的教育よりも、貧民児童の保護と治安維持の立場から宗教的・道德的訓育が重視された。フレーベルの幼稚園が創設される直前のことである。

（２） 代表的な３人

幼児学校や託児所の設立が急務となった社会的情勢にあつて、フレーベルと同時代にドイツに幼児教育・児童福祉施設を設立し、併せてその施設の指導者（＝保育者、教育者）の養成を試みた人物として、著名な３人を挙げる事ができる。それは、①ヴィルト（Johann Georg Wirth, 1807-1851）、②フリットナー（Theodor Fliedner, 1800-1864）、③フェルジング（Jurius Fölsing, 1818-1882）である。次に、フレーベルの幼稚園思想と対比するためこの３人の構想について若干敷衍し説明することとする。ヴィルトとフリットナーについては、既に梅根悟が『世界教育史体系21 幼児教育史Ⅰ』（講談社、1974年刊）でかなり詳細に紹介しているので、それを参考にしながら概述する。ただし梅根論文は、大半が当時東ドイツの幼児教育史家クレッカー（M. Kreckler）の論文「Die Anfänge einer gesellschaftlichen Vorschulerziehung für die Kinder der arbeitenden Klassen in Deutschland, 1966」からの大幅な参考紹介であり、原著から直接引用・翻訳することとする。フェルジングについてはわが国の幼児教育史研究ではこれまで皆目紹介されていない。

①ヴィルトの託児所とその保育者養成について

貧民階級を対象とする幼児教育政策に力が注がれ始めるのは、ドイツで本格的な産業革命が開始されることに伴って民衆の生活が困窮化してきたことを背景に、各地で市民運動が展開されるが、とりわけ活発だったのは、民衆運動の頂点をなした1832年5月27日のハンバッハ祭を経験したバイエルン地方であった。バイエルンはこの市民・民衆の蜂起を契機に、より積極的に各地方自治体に託児所の設立を要請した。このことから、アウグスブルクを舞台としたヴィルトの託児所運動が展開されることになる。同年7月31日にオーバーナウ郡政庁はアウグスブルク市参事会に対して託児所の重要性を説き、このことから当時福音派の貧民児童の家の教師兼少年監督官だったヴィルトが、この託児所の教師として任用されたのである。

ヴィルトは、２ヶ月間をかけてニュルンベルクやアンスバッハ、フランクフルト・a.M. やダルムシュ

タット等の西南ドイツ諸都市を訪問して幼児教育施設を視察し、後に「託児所に関するまた託児所からの報告、ならびに幼児学校及び放任された児童のための救済施設に関する報告」(1840)を公刊した。アウグスブルク市は1834年6月26日託児所開設に関する公告を出し、ヴィルトは「如何に熱心な教師の活動によっても児童の粗野と善への無感覚のために挫折せざるを得ないような、知的にも道徳的にもそしてしばしば身体的にもぼろぼろになった児童を毎年多数受け入れるという悲しむべき状況」³が民衆学校の質的低下を招いているとし、この状況改善のためには託児所の設立が必要であると陳述している。

この著の中でヴィルトは「託児所と接合した子守り女のための準備学校」を提案したのであるが、まもなく市参事会の認可を受けて設立の実現に至った。ヴィルトの養成構想は、「自発的に行動する、勤勉な、器用な、役に立つ子守り女」を1年課程で養成しようとするもので、教授陣はヴィルト自身と医師経験の女性だった。その教育内容は、・子どもの心身の諸要求、それを満たすための手段、・病気と子どもの世話、・乳児の扱い方、・子どもの遊ばせ方、・聖書の箴言、・唱歌などの教授と託児所での実際の訓練によって構成されていた。しかし、この構想は託児所の保育者養成ではなくて、あくまでも「家庭の子守り女」の養成案であった。託児所の保育者養成に関しては管見の限り資料がこれ以上見つからないが、この構想が、保育者養成の第一歩を創りだす基盤として意義を持ったと推測できる。

なお、託児所のカリキュラムにまで触れると本稿の意図から逸れるので、その要点だけを述べるとすれば、宗教教授と知的練習としての課業、手作業及び遊びから構成されている⁴。ヴィルトによれば、託児所は「本来の学校を先取りしようとすることはまったく私の意図ではない」「託児所は、思慮ある園丁がか弱い植物にその最初の出現の際に保護的な手を差し伸べるように、教育も守護神のごとく、子どもに既に彼の精神的諸力が活動する時点から支援の手を差し伸べるようにすべきである」⁵と言う。しかし、練習や労働が正規の主授業であって、遊びは休憩時間的な、「勤勉の報酬」としてしかみなされていない点に、フレーベルの考えとの大きな違いがある。

②フリットナーの幼児学校とその保育者の養成について

カイザースヴェルトの新教派牧師であったフリットナーは、1823-24年に献金募集のためにオランダとイギリスに旅行し、その際にウィルダースピンの幼児学校など慈善事業を視察したことが契機となって、1835年にデュッセルドルフ政庁が幼児学校を設立することに協力し、教区のカイザースヴェルトにも貧民児童を対象とした「編物学校 Strickschule」を設立した。翌年には、この「編物学校」を「幼児学校」に改編し、貧しい工場労働者の子弟（2歳～就学前児童）約40人を収容した。この学校の教師はH.フリッケンハウス女史で、フリットナーの最初の幼児学校の教師となる。同時に1836年に、フリットナーはカイザースヴェルトに幼児学校女教師のためのゼミナールを付設し、1～4ヶ月期間で養成し、新設された幼児学校の教師として送り出した。1836-42年の間にフリットナーは、ラインラント＝ヴェストファーレンに27の幼児学校を設立したが、そこで雇われた教師の大半はカイザースヴェルトのゼミナール出身者だった。このゼミナールの様子が1843年の「一般学校新聞」に次のように紹介されている。

彼女ら（幼児学校教師志願者＝引用者）のために、幼児学校に接続して専用の広い家が設けられた。彼女らは看護尼の監督の下で住み込み、この看護尼によって徹底的に知識や家事労働の教育を受けた。看護尼が行う夜の聖書講読にも参加するが、一日のそのほかの時間は家または幼児

学校で過ごす。養成課程は最低3ヶ月と定められているが、多くの場合4ヶ月である。(中略) 唱歌、算数、博物、直観科、ドイツ語作文の授業が行われ、若干の地理が教えられている。1841-42年には養成ゼミナールに47人の生徒がいた。修了後、多くの者は幼児学校の教師として活躍している。⁶

フリットナーによるこのような幼児学校付設のゼミナールが各地にできて、この看護尼養成所で教育を受けて幼児学校教師になった女性は、1851年までに約4000人に達した。

ところで、このフリットナーの幼児学校の目的は、働く母親の子どもたちを身体的及び道徳的な害悪から守り、「神への畏敬へと導くこと」⁷であった。彼によると、この学校の目的は、知的教育と身体的教育と労働教育を通して達成されるという。知的教育は、単調な読み・書き・算の訓練、聖詩の暗誦などが主流であり、労働教育は編物、選毛、藁細工、組紐、機織などによって行われた。さらに身体訓練として、室内で一定の号令のもとに行われる兵式運動が取り入れられた。その他に特徴的なことは一日4回のお祈りと唱歌(キリスト教関係の宗教歌や俗謡)があった。このように、フリットナーがめざした幼児学校は、貧民児童の宗教的訓化や道徳的教化と体力強化にあったことは明らかである。

このような意図から、フリットナーは、幼児学校の宗教的・道徳的教化を促進するために、幼児学校女教師にも宗教的・道徳的教育に力点をおき、「神の面前で毎日、或いは最低毎週、自己の職務を自分と子どもたちのために果たしたかどうかについて、弁明したいと望む幼児学校女教師のための自己試験問題」⁸を著したほどである。このことから、養成教育においても教会の要求に沿った形での宗教教育を中心としたカリキュラムであったことは推察できる。少なくとも、幼児の遊びや自発的・活発な活動は副次的事項に過ぎなかったことは明らかであろう。この点で、フレーベルの思想と大きな相違がある。

③フェルジングの幼児学校とその保育者養成について

フェルジングはオーバーヘッセンの出身でフライブルクの学校教師養成所に通い、その後1841年にダルムシュタットで教師となる。この頃8年前からこの地には労働者の子弟のための幼児学校があり、彼はそれに非常に強い関心を抱いていた。彼は自分で41の幼児学校を視察してまわりその活動を分析した。その結果、幼児学校が単に貧民の子弟のみならず、裕福な階層の子弟のためにも有益であるとの印象を持った。このため彼は、1843年にダルムシュタットに上層階級家庭の児童のための幼児学校を設立した。ただし彼の回想によると開設当初はたった一人の男の子が入学したにすぎない、と言うのは、「この種の施設は余りにも新しすぎて誰にも知られていなかったから」⁹というのがその理由だった。だが、知られるようになると児童の入学者数も増えて、1844年には大きなホールを増築せねばならないほどになった。ただしフェルジングの構想によれば、プロレタリアートの子弟向けの幼児学校と裕福な家庭の子弟向けの幼児学校とを分離させて、それぞれが別個の課題を担っているということであり、両者を同一施設で教育するという発想ではない。この点がフレーベルの構想とは決定的に異なる。しかし同時に、フェルジングは幼児のためのあらゆる施設が関係しあうことを支持し、一方ではフレーベル信奉者と他方では教会系の幼児学校とも協働することに努力していたことも彼の論文や書簡から伺える¹⁰。1844年にはフレーベルが半年間フェルジングのもとを訪問し幼児学校を視察している。また、同様にフレーベルの協力者であるミッデンドルフも2回ばかり客として訪問している。またダルムシュタットの幼児学校に

フレーベル主義幼稚園教師養成カリキュラムの検討

はフレーベルの女弟子第1号のイダ・ゼーレ・フォークラー（Ida-Seele Vogeler, 1825-1901）が教師として勤務していたことも知られている。

さて、フェルジングの幼児学校女教師の養成構想はどのようなものであったのだろうか。フェルジングは幼児学校に女性教師（Erzieherinnen）のための養成場を接合させ、養成期間は1年とした。1862年には年配の幼児学校女性教師の支援のために夜間クラスを設置した。彼の求めた幼児学校の教師の資質や力量はどのようなものだったのか。まず年齢的には20歳～40歳の女性で、健康的、明朗、明るい表情であること、美声、記憶力が良いこと、頭脳明晰、そして神と子どもへの愛の感情の持ち主であることを挙げている。彼は、幼児学校での実践的活動と密接に結びついた基本的な養成を要求した。とりわけ、心理学の知識が要求され、それは教育者が子どもたちに「明るい黄金の朝」を作り出し、両親に家庭生活の風習やあり方と子どもの教育を向上させるために働きかけるのに必要な知識である。また、幼児学校の教師は喜びと成功をもって幼な子たちに働きかけることができるためには本当に有能でなくてはならない、なぜなら子どもは単にお祈りをするだけでなく、思考も行い、活動的で、自分の生活を喜ぶことができなければならないからだ、と言う。

その上、彼は自治体が学校の最終学年の少女たちに幼児学校で一種の実習を導入することを提案している。それは、母として、娘として、或いは教育者としての準備教育になるからである。さらにフェルジングはすべての母親と18歳以上の少女が加入する教育協会を各地に設立することも提案している。その必要性は、教師や牧師の指導の下で子育てや教育問題に関する定期的な助言を受けるべきだと考えたのである。

以上が1830年代から40年代にかけてのドイツでの幼児学校と託児所ならびにそこでの保育者養成のあらましである。ここから結論付けられることは、当時の産業革命期の社会情勢が幼い子どもの保護と教育を必要としていたこと、それを実現するためには子どもたちを保護し教育する保育者の養成が不可欠な課題であったこと、である。こうした社会的必然性ととも、アウグスブルクを拠点として託児所運動を展開したヴィルトと、デュッセルドルフ近郊を舞台として幼児学校運動を展開したフリットナーと、ドイツ南部ダルムシュタットで幼児学校運動を展開したフェルジングには、それぞれ共通点と相違点がある。

3者の共通点は、いずれも貧民の子弟を対象として保育し、身体的・道徳的教育の実現をめざした点であり、このために必要な人材を自身の付施設で養成したという事実である。そこには、多くの女性たちが参与している。養成問題に関する相違点は、ヴィルトの場合には「家庭を補助する子守り女」の育成を主眼としていたこと、この延長線上に施設での保育者養成を構想していた。フリットナーの場合には、きわめて慈善的・福祉的観点から「看護尼養成所」において病人看護尼と並んで幼児を対象とする教師を養成しようとするもので、宗教色の強い人材育成をめざした。また、フェルジングの場合は、彼が学校教師だったという経歴もあつてか、前2者の中間的構想であつたと指摘できる。彼は、一方では貧民児童の救済的な意味合いでの幼児学校をめざし、他方では裕福な家庭の子弟を学校教育へ準備するための幼児学校をめざすという、いわば階層的複線化を構想していた。後者には自主性の発達をめざ

し将来の国家や経済界の指導的な活動への準備教育をしようとした。このため、幼児学校の教師に要求される資質や力量はむしろ後者に力点をおいた教育の実現へと結びついていたと推論できる。

2. フレーベルの幼稚園構想の特色

フレーベルが晩年になって「幼稚園 Kindergarten」を構想しそこで探究した教育論は、彼の生涯の教育活動ならびに思想の結晶であり、簡単に述べられる内容ではない。この節では、彼の幼稚園教師養成構想を明確にするという目的範囲に留めて、前節で扱った3人の幼児施設並びに指導者養成と比較する意味で幼稚園教育について要点だけを述べる。

(1) 1829年2月18日付 バーロップ宛の書簡より

「わたしはこの施設に、類似の施設がこれまで呼ばれてきた名称、すなわち幼児学校という名称をつけません。というのは、それは学校ではあるべきではないからです。子どもたちはそこでまだ学校教育を施されるべきではなくて、自由に発達してゆくべきであるからです。…わたしは有産階級の子どもたちをえらびます。それは事業を可能にするためです」¹¹

ここでは、フレーベルは2つの点で幼児学校との違いを強調している。つまり、①この施設は学校ではないこと、②有産階級の子弟を対象とすること、である。

(2) 1839年3月19日「就学年齢前の子どもの教育と幼児学校教員の養成」について

この論文の正式名は「就学年齢前の子どもたちの陶冶および上述の年齢における教育者ならびに保育者の養成施設の実施、とくに幼児学校教員の養成について」¹² であるが、フレーベルの意図について岩崎氏は次のように解釈をしている。

就学年齢前の子どもたちの教育がすべての後の教育の土台となる重要なものであること、したがって「就学年齢前の子どもたちの精神的ならびに肉体的素質、さらにこれら両者の調和的な形成をひとしくじっとみつめる保育」の大切さを説き、それであるのに「現在の文化状況および生活状況の全状態下では、親たちは自分の子どもたちを有効に作業させる時間も機会もない」有様であると語り、だから「あらゆる身分と境遇のための児童の養護施設《Pflegeanstalten der Kindheit für alle Stände und Verhältnisse》」が必要であると主張している。そして、この施設の設立とその養護遂行を可能にするのは、一にかかって幼児教育者を養成することである¹³、との認識に立っていた。

(3) 1840年6月28日の「一般ドイツ幼稚園 Der Allgemeine Deutsche Kindergarten」の創設。

ブランケンブルクに世界で最初の幼稚園を設立したとき、フレーベルはこの施設についてこう著している。

児童保育のための模範施設、男女の児童指導者のための実習施設、適当な遊びと遊び方を普及せんとする施設、最後に、かかる精神において活動しているすべての親たち、母親たち、教育者

たち、とくに形成されつつある幼稚園がその施設から発行される雑誌をつうじてそれと生き生きとした関連にたちうる施設。¹⁴

このようにフレーベルが構想した幼稚園は、母親の育児支援施設の役割、幼児保育・作業施設の役割、保育者養成施設の役割を担った「全体的目的」をもった総合施設であった。

(4) フレーベル幼稚園の保育内容の重点

ここでは、フレーベルの構想した幼稚園の保育内容の重点のみを簡単に列挙する。

- ①庭……………栽培活動の教育的意義を実現するのに不可欠なものだった。
- ②遊びと作業…………フレーベル独自の恩物体系を開発した。
- ③共同性の強調…………運動遊び、庭での共同栽培活動、共同の恩物遊びなど子ども同士の共同性を強調した。

(5) 対象と制度の位置づけ

①万民就園

フレーベルは、当初は階級の複線化「すべての身分および境遇の、就学資格を得るまでのすべての年齢の幼児の保育施設」を理想としていたにもかかわらず、実際には、上流・中間階級の幼児を対象とした幼稚園（Bürgerkindergarten）であった。後半になって（1860年以後）、マーレンホルツ＝ビューロウらの幼稚園運動の過程で貧民や労働者の幼児を対象とした民衆幼稚園（Volkskindergarten）が開設されて、階級の複線化という形で万民就園の実現が可能となった。

②国民教育制度の一環としての幼稚園

フレーベルは幼稚園を単なる幼児の保護施設のレベルや質ではなく「教育」の重要な場として主張したのであり、そのためには幼稚園と本来の純粋な学習学校との連結である媒介学校あるいは予備学校（Vermittlungs-oder Vorschule）を学校体系の中に位置づける必要があった。1852年の「媒介学校」という論文の中で、彼は、幼稚園は直観的陶冶段階であり、本来の学習学校は抽象的・概念的陶冶の段階であり、この二つを結びつける第3の主要な段階が媒介学校であるという。つまり、事実直観から概念へと移行しつつ、両者を結びつける位置にあるのが、媒介学校あるいは予備学校だと、主張する。だが、フレーベルによれば、この媒介学校（予備学校）の指導者には1年の養成課程を修了しなければならないが、この養成がなされていなし、この学校の実施も不完全であり、民衆学校の教師の側からさえこの学校の実施はまだきわめて稀であると嘆いている。¹⁵

3. フレーベルの女性幼稚園教師養成構想

この章では、フレーベルが1840年代に構想した幼稚園教師養成の案や、その後フレーベルの意思を継いだ女性たちによって展開されたフレーベル幼稚園運動の過程で考案・実施された幼稚園教師養成課程について時代順に述べる。このことによって、フレーベル主義幼稚園教師養成課程の特徴を解明することができると考える。

(1) 1840年代の養成構想

フレーベルが幼稚園教師養成について著わしている代表的な論文2点を挙げ考察する。

- ①1839年の論文「就学年齢前の子どもたちの陶冶および上述の年齢における教育者ならびに保育者の養成の実施、とくに幼児学校の教員の養成について」¹⁶

この論文の中でフレーベルは、「青年を（やがて女子青年をも）就学年齢までの子どもたちのための保育者および教育者にまで主としてかれらの子どもたちの創造的な活動衝動の注意深い保育に関する教授をつうじて養成」すると主張し、保育者養成施設をブランケンブルクの施設拡張事業として設置した。そして、1年又は2年の教育課程を草案して、入学者には「音楽」「唱歌」「ピアノの若干の知識」「真に子どもたちを愛する宗教心」「道徳的な最善なるものにむかって努力しかつ思慮深くとらえる感覚と品行」が不可欠であるとしている。

- ②1847年の論文「女子児童保育者ならびに女子教育者のための養成案」¹⁷

目的、入学者の年齢、教育程度、教育課程の期間、時間割等について次のとおりである。

- ・目的

「一般的には、誕生から就学能力を完全に獲得するまでの、したがって本来の学校教授の基礎付けまでの — これをふくめて — 子どもの保育、発達および教育までの適切な女子青年の養成である」

- ・入学者の年齢

「女子児童指導者および幼稚園保母としての、一般に女子児童教育者として広い職業のための養成にとっては、17歳から20歳にいたるまでの年齢が（この期間に保持されている児童愛と好意、児童との遊戯的作業に対する愛と能力および浚刺とした、穏健かつ明朗な世界観に応じて）最適の年齢である。」
「しかし、より年長の人々すらも養成所の入学に対し閉め出されることはない。」

- ・入学者の教育程度

「児童に対する愛、児童との遊びや作業に対する才能や好み、性格の純粹、したがって思慮深さと礼儀正しさのほかに、女性的な、敬虔な、神と合一した心および唱歌能力をともなった歌好きが不可欠」
「よき市民学校および女学校が提供する知識および熟練」

- ・養成課程の期間 「まる26週間が指定される」

- ・時間割 【表1】に示したとおりである。

【表1】

午前7時	朝の礼拝 宗教教育への参加
8－9時	朝食と自由時間
9－10時	人間および子どもの現象や発達過程
10－12時	子どもの活動および発達のための手段習得（子どもとの接し方、話し方、児童唱歌、四肢の陶冶、感覚の陶冶の手段習得）
12－14時	昼食と自主選択活動
14－16時	作業対象と遊戯対象の手段（遊具、恩物）
16－17時	おやつと自由時間
17－18時	幼児・生徒の遊戯的作業への参加
18－19時	手工の習得

フレーベル主義幼稚園教師養成カリキュラムの検討

(2) 1850年代の養成構想

1840年以降の幼稚園運動とフレーベル自身による養成講座を受けて、幼稚園に巣立っていった女性たちが教育活動を展開した園数は約37～40位といわれている。その中には短期間で閉鎖した園も含まれるが、多くの幼稚園教師がフレーベルの幼稚園教師養成講座の修了書を要求し、フレーベル主義の幼稚園が徐々に広がっていったと考えられる。中でもベルリンでは著名な教育学者のW. ディースターヴェーク (Wilhelm Diesterweg) によってペスタロッツ学院 (Pestalozzistifung) が設立され、1851年にはここに最初のフレーベル主義の幼稚園が付設された。同年に幼稚園禁令が出された後も、幼稚園運動は衰えず、保育や福祉にかかわった人たちによって、1859年には「フレーベル幼稚園促進ベルリン女性協会 Berliner Frauen-Verein zur Beförderung Fröbelischer Kindergarten」が結成され、①教育職に向けての女性の啓発、②全階層児童対象の幼稚園設立と保持、③教員養成、④家庭のための保母養成、がその活動目的に掲げられた。その中で1859年から63年にかけての幼稚園教師養成と講座内容は、【表2】のようなテーマと講師であった。¹⁸

【表2】フレーベル幼稚園促進ベルリン女性教会の幼稚園教師養成講座

テ ィ マ	講 師
・幼稚園の本質について ・ベルリン大学時代のフレーベル、フィヒテの国民思想とフレーベルの教育組織との関係 ・外国における幼稚園の広がりについて ・国家と幼稚園との関係について ・北方神話は特性のための教育手段となり得るか	・ペシエ ・パッペンハイム ・マーレンホルツ＝ビューロウ ・ベントハイム ・シュバイヘルト

(3) 1860年代の教育課程

①上記のような教育運動の波及によって、ベルリンで最初の女性幼稚園教師養成所 (Institut zur Ausbildung von Kindergärtnerinnen) が開設された。そこでの養成教育はわかる範囲では【表3】のようであった¹⁹。

【表3】1860年の女性幼稚園教師養成所の教育内容

・養成期間…………… 1年半 ・4週間の講義……………「フレーベルの遊具や作業具の理論と実際」 (イダ＝ゼーレまたはクリューガーによる講義) ・実習…………… 4週間の受講後に幼稚園で助手として実習を行うことを義務付けた。

しかし、この試みはフレーベルの作業具の不備などの理由から長くは存続しなかったと言われている。フレーベルの弟子のペシエらも講義を担当したが、ベルリンフレーベル運動の主導者マーレンホルツ＝ビューロウとの意見が対立したことも一因であった。

③1863年の「家庭および民衆教育協会」の女性幼稚園教師養成所 (Seminar für Kindergärtnerinnen)

これは、先述のようなフレーベル運動の内部分裂や意見の対立からマーレンホルツ＝ビューロウが独立して設立した協会であり、ディースターヴェークらもこの協会の養成教育に協力した。ここの養成内容の主なものは【表4】のとおりであった。

【表4】家庭および民衆教育教会の女性幼稚園教師養成所の教育内容²⁰

『母の歌と愛撫の歌』の学習、 フレーベルの作業具・遊具の指導
 情操や宗教教育、 健康や衛生学、 園庭の文化や自然に関する知識の直観教育方法、
 童謡や童話、運動遊びによる身体訓練など

(4) 1870年代～1880年代の教育課程

①ミュンヘン女性幼稚園教師養成所の教育課程とゴータの養成所の教育課程

1970年代になると各地で女性幼稚園教師養成所ができて養成教育も活発化するが、その代表的なものに、ミュンヘンとゴータがある。養成教育課程は【表5】のようであった²¹。

【表5】ミュンヘンとゴータの養成所での教育課程

ミュンヘンの女性幼稚園教師養成所	ゴータの女性幼稚園教師養成所
(1) 一般的教科 ・ドイツ語教授と書き方教授 ・よい話し方の練習 ・歴史 ・地理 ・理科 (2) 特別教科 ・心理学を含んだ教育学 ・生理学と体育 ・幼稚園教育学と教授方法 ・フレーベル的図画と初等幾何学 ・フレーベル的運動遊びと結びついた唱歌 ・フレーベルの遊びと作業の恩物の熟練と応用に 向かっての指導 ・幼稚園実習または学校実習 ・体操 (適当な身体練習と遊び)	・宗教 ・一般教育学 ・幼稚園の理論と実際 ・フレーベル的手工 ・フレーベル的手工の試験授業とその批評 ・幼稚園の臨時見学 ・ドイツ語とドイツ文学 (フランス語と英語は選択) ・算数、幾何学 ・歴史 ・地理 ・博物 ・唱歌 ・書き方 ・図画 ・遊びと体操

これらをみると、一般教養的な内容とフレーベル理論と実技を中心とした幼稚園教育学が主流を占めていることが窺える。ちなみに、ここで【表6】のような当時の幼児学校保母養成所の教育内容と比較してみるとその違いが明白である。これはグロースヘパッハの福音派教会のムッターハウス (母の家) での保育者養成のカリキュラムである。当時この施設には18歳から30歳の女性が通い、キリスト教的な意味で子どもへの愛情と才能と歌が要求された。養成期間は1年であった。

【表6】グロースヘパッハの幼児学校保母養成所の教育内容²²

毎朝5時半－6時半	聖書の読みと暗記
朝食と家事後	編物、裁縫、お祈り、賛美歌の歌と読み、聖書の読みと考察、お祈り
日曜日には、	礼拝に出席、
月曜日の午後は、	地理伝道、唱歌、地区牧師の教授、ヴァイオリン演奏の教授
火曜日の午後は、	賛美歌の暗誦、労働の時間、読書、教育理論、ドイツ語、唱歌、遊びの練習
水曜日の午後は、	繕い物、裁縫、物語の朗読
木曜日の午後は、	フレーベルの作業、博物、直観練習、唱歌、遊び、ヴァイオリン練習
金曜日の午後は、	図画、計算、地区牧師の教授、唱歌
土曜日の午後は、	家事、キリスト教雑誌の読み方、賛美歌、説教の読み方、終わりのお祈り、室内体操

ここでは、賛美歌や聖書による宗教的教育内容が主流を占め、それに家事や編物などが加わっている。当時のフレーベル主義の作業なども加えていることが興味深い点である。

③スタロッチ・フレーベル・ハウスでの養成教育課程

1878年にペスタロッツ・フレーベル・ハウスがベルリンのシュタインメッツ通りに設立されると同時に、H. S＝ブライマン（Henriette Schrader＝Breyman, 1827－1899）はそこに女性幼稚園教師養成ゼミナール（Kindergärtnerinennseminar）を開いて自分の理想とする保育者養成を手がけた。その授業科目と担当者は【表7】のとおりだった²³。

【表7】ペスタロッツ・フレーベル・ハウスでの養成課程

授 業 科 目	担 当 者
・教育学（保健の基礎も含む） ・教育学と宗教の歴史 ・幼稚園学 ・教授法 ・幾何学 ・唱歌 ・スケッチと彩色 ・体操 ・博物学 ・国民経済学の基礎、慈善施設訪問 ・フレーベルの作業 ・幼稚園と学級での実習の事前指導 ・婦人の手仕事の指導 ・フレーベル作業の継続 ・家庭仕事 ・ドイツ語、数学、文学、歴史などの補修講座	・シュラーダー＝ブライマン ・シュラーダー＝ブライマン ・シュラーダー＝ブライマン ・シュラーダー＝ブライマン ・ベルトラム ・バオラート・ロスパット ・エルゼ・フォン・ブッセ ・フンベルト嬢 ・トリンカス氏 ・シュラーダー氏 ・シェッペル嬢 ・シェッペル嬢 ・フンベルト嬢 ・レビ ・クララ・ヒルセコルン ・ゲルトルート・フォン・ブッセ

【表7】からもわかるようにハウスの校長だったシュラーダー＝ブライマン自身が唱歌と幾何学を除いた多くの科目を担当している。彼女がめざしたものは教育学やフレーベル作業の習得にとどまらないで家事や家庭の経済的仕事までも同時に行えるような資質を備えた女性教師（「精神的母性」概念に基づく²⁴）の養成を実践しようとした。このハウスでの養成は、卒業時に試験制度を導入した点では本格的な女性幼稚園教師養成をめざしたと言える。1890年にはこのゼミナールに16歳から18歳までの約50名の生徒が通ったという。その後、ハウスでは教育課程が改定されて、1883年には、上記科目のほかに、「ボール」、「運動遊戯」、「子どもの沐浴」が加わり、家庭的な作業の中には、「調理」や「子どもの世話」という学習内容が増設された。

③1882年のライプツィヒ養成場の教育課程

H. ゴールドシュミット（Henriette Goldschmidt, 1825－1920）が指導していたライプツィヒの女性幼稚園教師養成場では、フレーベル主義の教育理論に根ざした教育課程として【表8】のような教科目を挙げている。フレーベルの感化を受けたゴールドシュミットは女性の職業に向けて準備するような学校や学習コースを実現するために1872年にライプツィヒに幼稚園教師養成所を創設したが²⁵、【表

8】は1882年の記録である。

【表8】H. ゴールドシュミットによるライプツィヒ養成場の教育課程²⁶

<必修科目>・空間－形態理論・郷土科・博物学・理学・人類学・健康理論・教育理論 <フレーベル方式の科目>・体操・唱歌・図工・音調活動・多種の技術的な型作りの作業 <その他の科目>・文化史・手仕事の歴史・民衆文学(寓話、童話、民話)・叙事詩・共同社会

このような教育課程でゴールドシュミットによれば<フレーベル方式の科目>はその上の<必修科目>と結びつくものであり、「文化史的な考察様式は、“技術(手仕事の歴史)”から“芸術史”へとつなげ、“民話”から“叙事詩”や“ドラマ”へと発展させ、生活の発展的要素は“共同社会”の中で扱う」と言う。数学や博物学や人類学は“心理学”の準備となるものであり、これらが関連しあって教育学や教育理論へと拡大していくものである。知識は技能と結びつき、そのため教育術は練習を必要とする²⁷、と述べている。

(5) 1900年代初頭の教育課程

ドイツ・フレーベル連合(Deutsche Fröbel-Verband)は各地(ブレスラウ、カールスルーエ、ライプツィヒ、ミュンヘンなど)で養成ゼミナールを開催するが、ここでは1093年のカッセルにおいて実施された連合の標準教育課程を【表9】に挙げておく。カッセルのコメニウスハウスの指導者は、J. メッケ(Johanna Mecke, 1857～1926)である。

【表9】メッケの指導によるカッセルの養成ゼミナールの教育課程²⁸

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・宗教(宗教の歴史、子どもの宗教教育)<2セメスター、週1時間> ・倫理学<1セメスター、週1時間> ・教育学の歴史(コメニウス、ペスタロッチ、フレーベル、ローマ・イスラエルの教育等)<3セメスター、週1時間> ・教育学講義(コメニウスの母親学校、大教授学、ペスタロッチのリーンハルトとゲルトルト、ルソーのエミール、ディースターヴェークの指針、フレーベルの人間教育など)<2セメスター、週1時間> ・教育心理学(課題と意義、感情生活、知的生活)<2セメスター、週1時間> ・心理学講義<3セメスター、週1時間> ・教育理論(一般教育理論、フレーベル教育理論、倫理・宗教教育)<3セメスター、週1時間> ・恩物と作業の方法(子どもの遊び、運動遊び、手遊び、歌、体操の方法)<2セメスター、週1時間> ・幼稚園学(歴史、幼稚園の庭、動植物の世話等)<1セメスター、週1時間> ・作業の実践(型抜き、縫い物、編み物等)<2セメスター、週1時間> ・手作業の授業(形作りや紙細工)<1セメスター、週1時間> ・数学(算術、幾何学)<2セメスター、週1時間> ・自然科学の授業(動物学<1セメスター、週1時間>、植物学<1セメスター、週1時間>、物理学と化学<2セメスター、週1時間>、人類学<1セメスター、週1時間>) ・保健学<1セメスター、週1時間> ・救急コース<1セメスター、週1時間> ・ドイツ語(文学、児童文学)<2セメスター、週1時間> ・芸術史(人間の住居、風習等)<2セメスター、週1時間> ・生活保護(貧困、女性の課題、現代女性の仕事場等)<2セメスター、週1時間> ・初歩授業の方法(教材、指導案の作成、見学実習)<2セメスター、週1時間> ・図画(フレーベルの図画、曲線等) ・体操(方法、整体外科的体操、運動遊び、ダンス等)<3セメスター> ・唱歌(動的・メロディ的・リズム的練習、子どもの歌練習、独唱と二部合唱等)<3セメスター、週1時間> ・実践的養成<週10時間> |
|--|

フレーベル主義幼稚園教師養成カリキュラムの検討

上記の教育課程からは、宗教学や倫理学、自然科学、数学などの一般教養科目、教育学や心理学の科目、さらに恩物や作業の方法といったフレーベル方式の指導法や幼稚園学、加えて図画や唱歌、体操といった実技科目が広範に編成されていることがわかる。

(6) 1911年のプロイセン大臣規程による教育課程

プロイセン政府は「高等女学校の再編に関する施行規則」(1908年)に基づく「女性幼稚園教師と女性青少年指導員養成規程」を1911年に公布し、幼稚園教師養成課程の国家基準を定めた。この規程の中で、幼稚園教師養成に関しては、①目的を、家庭と小規模幼稚園の教師として従事するための資格を付与すること、②養成課程は1年間、ただし「国に認可された女子青年学校に最低1年間就学し、幼稚園の授業、並びに教育学、宗教、ドイツ語と、衛生学、保育および公民科などの諸教科の授業に出席し、優秀な成績を修めた志願者が入学を許可される。③実質的には、高等女学校卒業後2年間の専門教育を受ける、④年間授業数は40週、1週あたりの授業数は32時間、とされている²⁹。

そしてその教育課程は、【表10】のように、理論教科、技術的教科、実践的活動の3領域から構成され、全体的には技術的教科と実践的活動が多いことが特徴的である。

【表10】1911年の幼稚園教師養成コースのための諸規程による教育課程³⁰

A. 理論科目

- ・教育理論〈週3時間〉………実際観察に基づいた子どもの心身の発達についての話し合い、子どもの理解力や判断の理解、感情や性格の宗教的・倫理的基礎などの学習。
- ・幼稚園理論〈週2時間〉………まだ就学義務に達していない子どもの教育にとっての幼稚園の本質と意義、家庭にとっての幼稚園の意義などの学習。
- ・自然学および文化学〈週2時間〉……(a) 動植物や鉱物、家畜の生活習慣。森や田や畑などの知識の学習、
(b) 日常生活における自然現象、
(c) 農業や手工、商売など人間の生産的な活動の基礎学習。

B. 技術的科目

- ・運動遊びと体操〈週2時間〉………子どもの自由な喜びに満ちた活動手段としての運動遊びの練習。女性徒自身の体操技能の維持と向上の練習。
- ・作業教授〈週5時間〉………子どもの年齢にあった一連の作業の入門的でとわかりやすい研究。
- ・裁縫〈週2時間〉………繕い物やつぎ当て。
- ・型どり、裁断、図画〈週3時間〉………子どもの日常的な環境にある自然や芸術的な物の立体的・平面的・線的再現。
- ・唱歌と音楽〈週2時間〉………子どもの年齢に相応しい歌の選択。ピアノ、バイオリン、マンドリンの演奏。

C. 実践的活動

- ・幼稚園での活動〈週9時間〉………熟練した教師のもとで助手として子どもの遊びや作業の手伝い。様々な年齢クラスで母親的世話や指導や作業を行う。
- ・家事と庭仕事〈週2時間〉………市民世帯で毎日、習慣で、長期的に繰り返していることの学習。子どもの畑、室内植物、家畜、小鳥などの世話。

- D. 論文………上記の理論的科目および幼稚園での活動について最低2回の筆記試験を含む小論文が課せられる。

上記の教育課程によって、子ども観察や「子どもの身体的強制をしない快活な活動のための手段としての運動遊びの実施と自由な表現」や「子どもの年齢に合わせた教育的作業、特に遊具の製作」「表現能力の強化、創造的活動への喜びの覚醒、形に対する感覚と色彩感覚および美的鑑賞力の発達が配慮されなければならない」などが重視されていて、全体としてフレーベル主義の強い教育課程になっていると推測できる。

まとめ

以上、本稿の前半では、19世紀中ごろにドイツで設立された幼児学校や託児所の社会的役割やその性格、そしてそこでの子どもたちの世話や指導をする人たちの養成の特徴を述べた。後半では、フレーベルの幼稚園設立に絡んで幼稚園教師養成の教育課程の変遷を概観した。そのことを通じてフレーベル主義の幼稚園教師養成団体が、めざした女性幼稚園教師の力量や資質はどのようなものであったかをうかがい知ることはできる。それは、幼稚園教師を志した女性たちの社会的地位の向上と意識の改革と結びついていて、その他の託児所や幼児学校の指導者（つまり、「保母 Kinderpflegerin」や「幼児学校教師 Kleinkinderlehrerin」または、「子守り女 Schwester」）とは異質な、専門教育的知識と技量を備えた「教師」としての人材を育成することを志向したのではないだろうか。特に、ドイツでは幼稚園は学校教育制度の系列に位置づけられるという目標をはじめから掲げていただけに、児童福祉的性格の強い「保母」とは異なる、専門的資質と資格を必要とする教育活動を主軸とした幼稚園教師養成の教育内容が、カリキュラム（教育課程）の次元でも年代を追って、実現されてきたことが実証できた。この点、教育学や心理学、幼稚園学、フレーベル方式の技術的学習内容が支柱となってきたことがその裏付けとなっている。

最後に、プロイセン政府では、1911年8月に「幼稚園教師と少年指導員の国家試験規則 Prüfungsordnungen für die Abschlussprüfungen an der Frauenschulen angegliederten Kursen zur Ausbildung von Kindergärtnerinnen und Jugendleiterinnen」が公布されて、幼稚園教師養成の制度化が一応完結する³¹。

註

- 1 代表的研究としては、岩崎次男「フレーベルの幼稚園の成立と幼稚園教育者の教育」、酒井玲子「19世紀後半のベルリンにおけるフレーベル運動と保育者養成」、大崎功雄「20世紀プロイセン・ドイツにおける保育者養成制度の形成過程 — 1911年の『幼稚園養成規程』と『卒業試験規則』の成立（この3点は岩崎次男編『幼児保育制度の発展と保育者養成』玉川大学出版部、1995年所収）がある。
- 2 Vgl., M. Kreyer, Die Anfänge seiner gesellschaftlichen Vorshulerziehung für die Kinder der arbeitenden Klassen in Deutschland, Jahrbuch für Erziehungs- und Schulgeschichte, Jahrgang 516, Berlin, S. 53.
- 3 J. Wirth, Über Kleinkinderbewahr-Anstalten, Augsbourg, 1838, SXXI.
- 4 梅根悟編著『世界幼児教育体系21 幼児教育史』講談社、1974年193～194ページ参照。
- 5 Wirth, Über Kleinkinderbewahr-Anstalten, SIV, f. 5.
- 6 M. Kreyer, A. a. O., op. cit., S. 72.
- 7 T. Fliegener, Lieder-Buch für Kleinkinderschulen, Kaiserswerth, 1842, S. 177.
- 8 Vgl., T. Fliegener, A. a. O., op. cit. S. 248～252.
- 9 J. Fölsing, Geist der Kleinkindererziehung. Darmstadt, 1846, S. 25.
- 10 J. Fölsing, Blüten und Früchte der Kleinkinder Schulen nach hundertjahrem Bestehen. Forst, 1880, S. 14～15.
- 11 梅根悟監修、前掲書、223ページの訳より引用。
- 12 岩崎次男訳『幼児教育者論』明治図書、1972年、178～183ページ。
- 13 岩崎次男論文「フレーベルのKindergartenの成立過程の研究」（奈良学芸大学紀要、1972年、引用）
- 14 岩崎訳、前掲書、109～110ページより引用。
- 15 フレーベル「媒介学校 — かれの一女子学徒にあてたフリードリッヒ・フレーベルの書簡 — 1852年5月25日」（岩崎次男、同上書、62～89ページ、参照）。
- 16 岩崎次男訳、同上書、180、183ページ参照。
- 17 岩崎次男訳、同上書、184～192ページ参照。
- 18 岩崎次男著『幼稚園保育制度の発展と保育者養成』玉川大学出版部、1995年、146ページを参照に作成。
- 19 同上箇所参照。
- 20 Vgl. J. Voß, A. a. O., S. 79.
- 21 Vgl. M. Kreyer, Quellen zur Geschichte der Vorshulerziehung, Berlin, 1971, S. 187～188.
- 22 Vgl. Ebenda, S. 185～187.
- 23 Schrader=Breyman: Beiträge zur Geschichte des Pestalozzi-Fröbel-Hauses.
in: Vereins-Zeitung des Pestalozzi-Fröbel-Hauses in Berlin, 1896, S. 11-13.
- 24 筆者は日本教育学会第64大会（2005年8月、東京学芸大学）で「ドイツ幼稚園教師職の確立過程における『精神的母性』」というテーマで研究発表し、幼稚園教師職と精神的母性概念の検討を行った。
- 25 Vgl. Kemp, A.: »Henriette Goldschmidt. Ihr Leben und ihr Schaffen, Volkserziehung«, in Verein Frauen in der Geschichte e, V. Leipzig (Hrsg.): Frauen in der Geschichte, Leipzig 1993.

- 26 Henriette Goldschmidt, Ideen der weiblichen Erziehung im Zusammenhang mit dem System Friedrich Fröbels. 6Vorträge. Leipzig, 1882. Zit., Günter Erning u. a. (Hrsg.), Geschichte des Kindergartens Bd II, S. 70.
- 27 Ebenda.
- 28 Vgl., Lehrplan eines Kindergärtnerinnenn Seminars. In: Kindergarten, 1903, Heft1. S. 62～67.
- 29 Vgl. Kindergarten, 1911, Nr. 2, S. 94～95.
- 30 Vgl. Kindergarten, 1911, Nr. 4. S. 95～100.
- 31 大崎功雄「20世紀初頭プロイセン・ドイツにおける保育者養成制度の形成過程 — 1911年の『幼稚園教師養成規程』と『卒業規則』の成立」(岩崎次男編『幼児保育者制度の発展と保育者養成』玉川大学出版部、1995年所収) 参照。

本稿は、日本乳幼児教育学会第16回大会（2006年11月）にて研究発表した内容に基づくものである。

子育て意識に関する調査 －保育所を利用する母親に対するアンケートから－

A Survey of Child-Raising － Findings from the Survey of the Mothers at Nursery Schools －

植 木 存
Tamotsu Ueki

中 野 美 雅
Yoshimasa Nakano

(要約)

親や家族の力だけでは子育ての責任を負うことが極めて厳しい社会の状況は、子育て不安を社会的に広げており、現代における子育ての問題を理解するうえで「子育て不安」は、重要なキーワードのひとつとして位置づけられている。本調査は、子育て期の母親が置かれている状況と不安や要望等の実態を把握するとともに、子育て支援の社会化を考察課題としたい。

(キーワード)

家族、子育て不安、子育て支援ニーズ

～はじめに～

保育所を利用する母親の子育て意識に関する調査を、伊勢市内の保育所2ヶ所の協力を得て2007年10月末から11月初旬にかけて実施した。その結果、調査に応じていただいた母親は123名であった。以下、保育所を利用する母親の子育て意識についての調査結果に分析と考察を加えることにする。

1. 母親の年齢（無回答1）と夫の年齢（無回答14）

母親の年齢を年代別に見ると、最も多いのは30歳代前半の36.1%であり、次いで多いのは30歳代後半の28.7%、以下、20歳代後半（15.6%）、40歳代前半（14.8%）、20歳代前半（4.1%）、40歳代後半（0.8%）と続いている。

母親の年代で最も多いのは30歳代であり、全体の6割強を占めている（図－1）。

夫の年齢で最も多いのは30歳代前半の31.7%である。次いで多いのは30歳代後半の24.4%、以下、40歳代前半（15.4%）、20歳代後半（9.8%）、40歳代後半（4.1%）、20歳代前半・50歳代後半（各1.6%）と続いている。

夫の年代で最も多いのは30歳代であり、全体の過半数を占めている（図－2）。

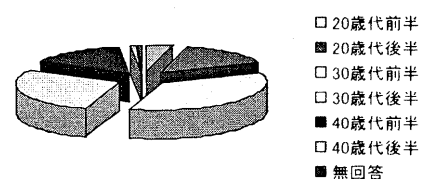


図-1 母親の年齢

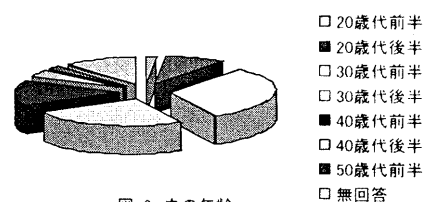


図-2 夫の年齢

母親・夫の年齢をみると、第二次ベビーブーム（1971～1974年）とその前後で生まれた親世代が子育ての主流となってきたことがうかがえる。

2. 子どもの数と母親のきょうだい数

子どもの数で最も多いのは、「2人」の47.2%で、半数近くを占めている。次に多いのが「1人」で30.1%、以下、「3人」が18.7%、「4人」が4.1%となっている（図3-1）。

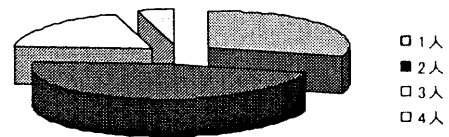


図3-1 子どもの数

子どもを2人以上持つ母親の割合を年代別にみると、回答者が1人の40歳代後半を除けば、最も高いのは40歳代前半の83.3%、次いで30歳代後半の80%、以下、30歳代前半の70.5%、20歳代前半60%、20歳代後半36.8%の順となっている。全体を通してみると、子どもを2人以上もつ母親の割合は約7割（69.9%）となっている（図3-2）。

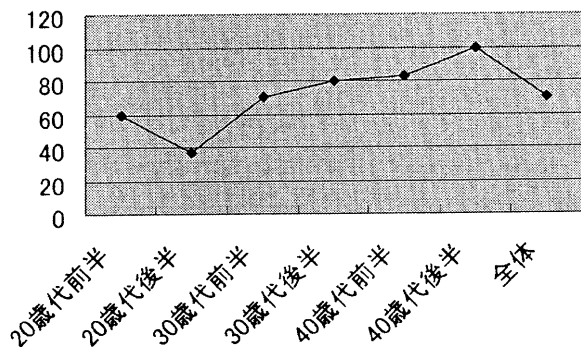


図3-2 子どもを2人以上持つ母親の年代別割合

母親の年代別平均子ども数をみると、回答者が1人の40歳代後半を除けば、最も多いのは40歳代前半の2.4人であり、以下、30歳代後半の2.2人、30歳代前半の2.15人、20歳代前半の1.8人、20歳代後半の1.4人となっている。全ての年代を通じた平均子ども数は約2人（1.97人）となっている（図-4）。

ちなみに「第13回出生動向基本調査」（国立社会保障・人口問題研究所、2005年）における子育て世帯の平均子ども数は2.09人となっており、本調査結果はそれよりやや低い数値を示していることになる。

母親のきょうだい数（本人を含む）で最も多いのは、「2人きょうだい」の36.6%、次いで多いのは「3人きょうだい」の30.9%、以下、「4人きょうだい」22.8%、「5人きょうだい」4.1%、「一人っ子」4.06%、「6人きょうだい」0.8%、「9人きょうだい」0.8%となっている。

母親の平均きょうだい数を年代別にみると、最も多いのは20歳代前半の4人、次いで30歳代後半の3.7人、以下、30歳代後半の3.3人、40歳代前半の2.9人、20歳代後半の2.6人となっている。全ての年代を通じた平均きょうだい数は3.1人である。（図-4）

子ども数と母親のきょうだい数を年代別に比較（図-4）すると、ほとんどの年代で両者の間に開きが生じている。全ての年代を通じた両者の平均数の比較では、子ども数1.97人に対して母親のきょうだい数は3.1人であり、その開きは1人強となっている。

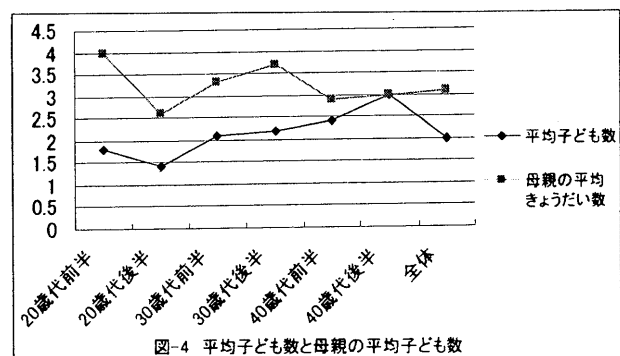


図-4 平均子ども数と母親の平均きょうだい数

3. 母親の仕事の有無（無回答1）

働いている母親（117名、95.1%）の割合が圧倒的に高く、専業主婦の割合は4.1%と低い。一方、働

子育て意識に関する調査

いている母親の就業形態をみると、最も多いのは「正規社員」(50.4%)、次いで「非正規社員」(40.2%)、「自営・家業」(9.4%)の順となっている(図-5)。

子育て期の母親の就業率の高まりや共働き世帯の増加に加えて、女性労働の非正規化の傾向があらわれている。

4. 家族構成

最も多い家族構成のタイプは「核家族(親と子どものみの家族)」であり、全体の77.2%を占めている。一方、「三世代家族」は全体の2割弱(19.5%)であり、「その他の同居親族がいる」世帯は3.25%となっている(図-7)。

子育て世代の約8割近くを核家族が占める現実、世代を超えた子育て文化の伝承や子育ての家族内協力を困難にさせる可能性が存在しており、子育て機能の外部化を促進させる要因のひとつとなっているといえよう。

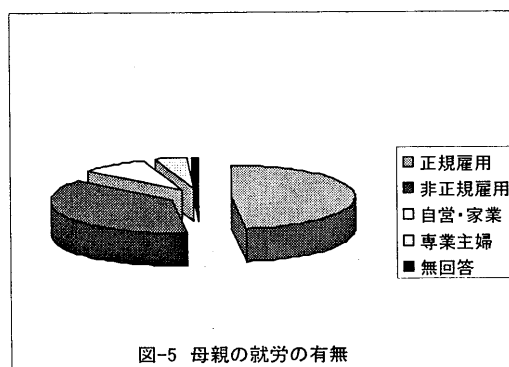


図-5 母親の就労の有無

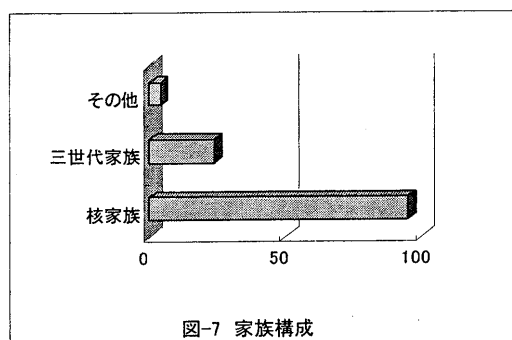


図-7 家族構成

5. 家計の状況

家計の状況に関する回答で、最も多いのは「やや大変」の54.5%で、全体の過半数を超えている。次いで多いのは「ややゆとりあり」の24.4%である。以下、「非常に大変」(19.5%)、「非常にゆとりあり」(1.6%)の順となっている。「非常に大変」と「やや大変」を合計すると、全体の約74%に達しており、回答した母親の7割強が家計のやりくりに変化を感じていることがうかがえる(図-7)。

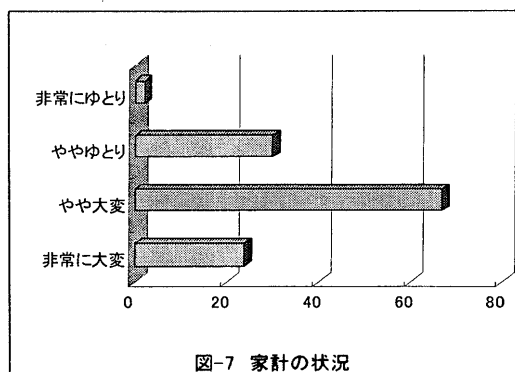


図-7 家計の状況

6. 子育てに要する経済的負担

子育てに要する経済的負担を、回答数の多い順に挙げると、「やや重い」が最も多く49.6%と約半数を占めている。次いで多いのは「余り感じない」の34.1%、以下、「非常に重い」が14.6%、「全く感じない」が1.7%となっている。「非常に重い」と「やや重い」の回答数の合計は64.2%となっており、母親の6割強が子育てに要する経済的負担を感じていることがうかがえる(図-8)。

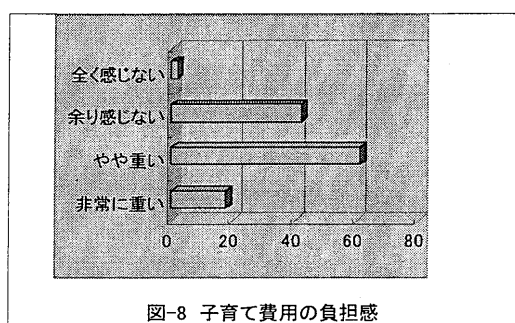


図-8 子育て費用の負担感

7. 子育てに伴う精神的負担(無回答2)

子育てに伴う精神的負担で最も多いのは「やや重い」であり、全体の47.2%を占めている。次いで回答数が多いのは「余り感じない」の39.8%となっている。

「非常に重い」と「やや重い」の合計は54.5%であり、半数以上の母親が子育てに伴う精神的負担を感じていることがうかがえる（図-9）。

8. 育児に対する自信の有無

最も多い回答は、「自信がもてないことがある」の36.6%であり、次いで「何ともいえない」の35.8%、「自信がもてなくはない」の27.6%の順となっている。

3人に1人強の母親が育児に対する「自信がもてないことがある」と答えている（図-10）。

9. 子育てに対する困難さの意識の有無（無回答1）

回答数の多い順に挙げると、「困難を感じることもある」（54.5%）が最も多く、次いで「何ともいえない」（25.2%）、「困難を感じることはない」（19.5%）の順となっている。

過半数の母親が子育てに「困難さを感じる」と答えている。（図-11）

10. 子育ての自信がなくなる（無回答4）

子育て中に「子育ての自信がなくなる」と感じることはありませんかという質問に対する回答で、最も多いのは「時々ある」で過半数（53.6%）を超えている。次いで多いのは「あまりない」（31.7%）で、「よくある」と「全くない」は同数の回答（5.7%）となっている。「時々ある」と「よくある」の合計は59.3%であり、母親の6割近くが子育ての自信がなくなると答えている（図-12）。

11. 自分のやりたいとができなくて焦る（無回答3）

子育て中に「自分のやりたいとができなくて焦る」ことはありませんかという質問に対する回答を多い順にみると、「時々ある」（61名、49.6%）、「あまりない」（28名、22.8%）、「よくある」（27名、22%）、「全くない」（4名、3.2%）となっている。

約半数の母親が「時々ある」と答え、また、「よくある」と答えた母親は2割を超えている。「時々ある」と「よくある」の合計は71.6%となり、7割を超える母親が子育て中に「自分のやりたいとができなくて焦る」ことがあると答えている（図-13）。

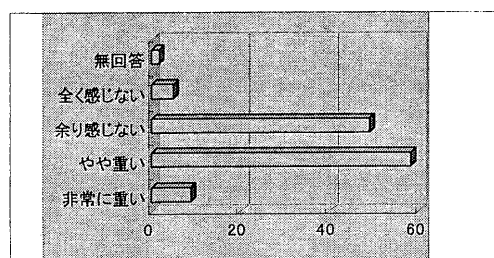


図-9 子育ての精神的負担

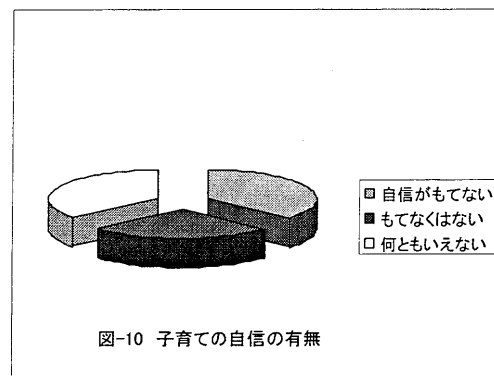


図-10 子育ての自信の有無

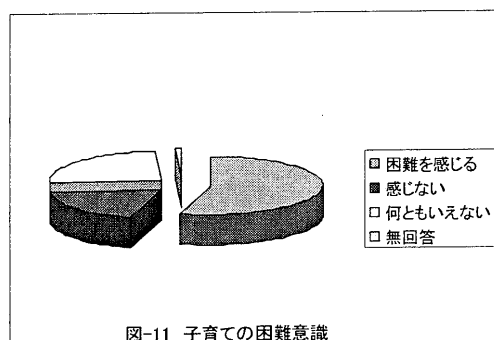


図-11 子育ての困難意識

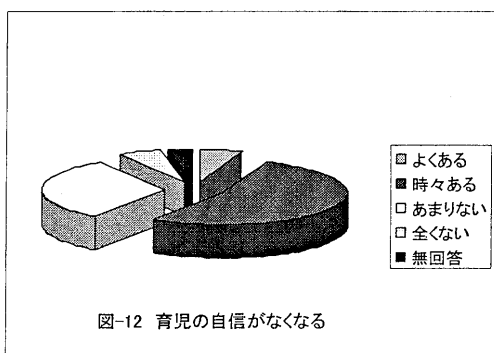


図-12 育児の自信がなくなる

12. なんとなくイライラする（無回答3）

子育て中に「なんとなくイライラする」ことがありますかという質問に対する回答で、最も多いのは「時々ある」の58.5%、次いで「よくある」の22.8%、以下、「あまりない」(14.6%)、「全くない」(1.6%)の順となっている。

母親の約6割近くがなんとなくイライラすることが「時々ある」と答え、また、「よくある」と答えた母親は2割を超えている。

「時々ある」と「よくある」の合計は81.3%となり、8割強の母親が子育て中に「なんとなくイライラする」ことがあると答えている（図-13）。

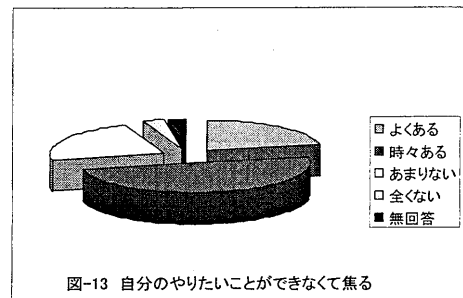


図-13 自分のやりたいことができなくて焦る

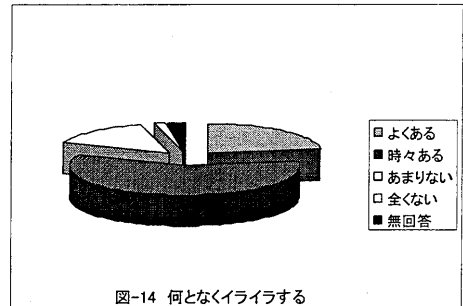


図-14 何となくイライラする

13. 子育てに対する家族の協力や支援の状況（無回答2）

子育てに対する家族の協力や支援の状況で最も多いのは「ややあった」の44.7%、次いで多いのは「十分であった」の43.9%、以下、「ごくわずかであった」8.9%、「全く無い」1.7%となっている。

4割強の母親が子育てに対する家族の協力や支援を「十分であった」と肯定的に評価している。

また、「十分であった」に「ややあった」を加えるとその合計は88.6%であり、9割近い母親が子育てに対する家族の協力

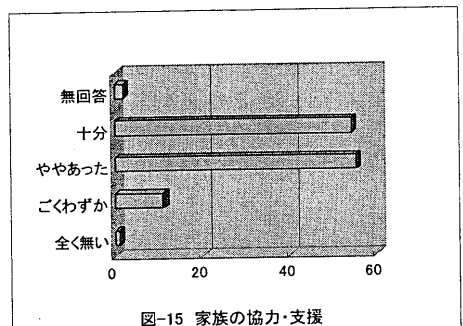


図-15 家族の協力・支援

や支援を受けていることになる（図-15）。子育てに対する夫の協力もさることながら、祖父母などの親族による支えが母親の子育てを励ましているものと思われる。

14. 子育て上の不安や悩みを相談できる友人の有無（無回答1）

子育て上の不安や悩みを相談できる友人の有無に関する質問では、「いる」と答えた母親は全体の94.3%を占めており、多くの母親が、家族以外に不安や悩みを相談できる友人を持っている。

一方「いない」と答えた母親は4.9%である（図-16）。

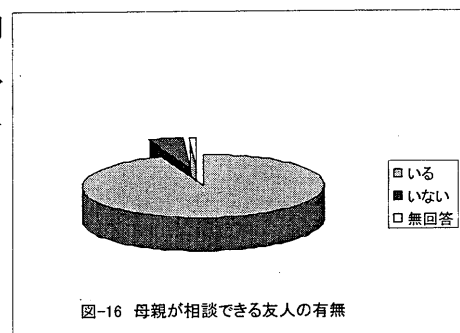


図-16 母親が相談できる友人の有無

15. 子育てに関して母親が相談利用したことがある機関（複数選択）

母親が子育て相談で利用したことがある機関のうち、最も多いのは「保育所等」(37.6%)である。保育所が地域における母親と子どもに最も近い相談機関であるといえよう。

次に多いのが母親の4人に1人弱が利用している「医療機関」(23.7%)である。

「保育所等」と「医療機関」の合計は6割を超えており、この2つが子育て相談の主要な機関となっていることがわかる。その次に多いのは「保健所」の8.7%である（表－1）。

一方、他の機関の利用の低さや無回答の多さ（2割）から、各種相談機関の存在やその役割が子育て期の母親に認知されていない状況がうかがえる。各種相談機関の普及・啓蒙を図るとともに各機関が支援のための有機的な連携・協力体制を地域の中で構築していくことも今後の重要な課題である。

16. 母親が希望する子育て支援施策（5つの選択）

母親が希望する子育て支援施策を多い順に挙げると、10%台の前半に「③保育料負担の軽減」「②医療費負担の軽減」「⑤税負担の軽減」「①児童手当等の充実」「⑭学童保育などの増設・充実」があげられている。また、10%未満に、「④公的教育費負担の軽減」「⑪子育て相談支援体制の充実」「⑩医療支援体制の充実」「⑥公共料金の軽減」「⑬児童館などの児童福祉施設の充実」「⑫身近なところに相談支援体制の充実」「⑨乳幼児健診体制の充実」「⑧公共施設利用負担の軽減」「⑦公的交通機関利用料の軽減」と続いている（表－2）。

このうち①～⑧は「所得の保障や経済的支援等」を求めるニーズとしてまとめられよう。①～⑧の合計は68%であり、母親の7割近くが子育てに伴う経済的負担の軽減や支援を望んでいる。

また、⑨～⑭は「子育て支援の体制や資源の整備・拡充」を求めるニーズとしてまとめられよう。乳幼児期から学童期に及ぶ広範囲な要望が示されている。

これら2つの要望である「所得の保障や経済的支援等」と「子育て支援の体制や資源の整備・拡充」は子育て期の母親が求めている支援ニーズの一端として受けとめる必要がある。

表－1 子育て相談で利用した機関（複数選択）

相談利用した機関	回答数(%)
①病院などの医療機関	41(23.7)
②保健所	15(8.7)
③保育所等	65(37.6)
④幼稚園	4(2.3)
⑤市区町村等の相談支援窓口	6(3.5)
⑥福祉事務所	1(0.6)
⑦児童相談所	3(1.7)
⑧民生委員・児童委員などの相談員	0
⑨その他	3(1.7)
無回答	35(20.2)
合計	173(100.0)

表－2 希望する子育て支援施策（5つ選択）

希望する子育て支援施策	回答数(%)
①児童手当等の充実	63(11.5)
②医療費負担の軽減	78(14.3)
③保育料負担の軽減	81(14.9)
④公的教育費負担の軽減	46(8.4)
⑤税負担の軽減	66(12.1)
⑥公共料金の軽減	26(4.8)
⑦公的交通機関利用料の軽減	4(0.7)
⑧公共施設利用負担の軽減	7(1.3)
⑨乳幼児健診体制の充実	11(2.0)
⑩医療支援体制の充実	29(5.3)
⑪子育て支援体制の充実	33(6.1)
⑫身近なところに相談支援体制の充実	15(2.7)
⑬児童館などの児童福祉施設の充実	23(4.2)
⑭学童保育の増設・充実	63(11.5)
回答数合計	545

～まとめと考察～

本調査は、限られた対象範囲とそれほど多いとはいえない標本数（サンプル）という制約を有していると思われるが、子育て期の母親が置かれている状況と不安や要望等のある程度実態的に把握することができたと考えている。調査結果に考察を加えて結びとしたい。

（１）少子化をめぐる動向

母親（夫）の年齢を調査結果からみると30歳代が占める割合が高いことがわかる。30歳代の親世代には、第二次ベビーブーム（1971～1974年）世代とその前後で生まれた世代が多くを占めていると考えられる。第二次世界大戦後の出生数と合計特殊出生率をベビーブームと関連させて見ると、第一次ベビーブーム（1947～1949年）のピーク時には年間出生数で270万人、合計特殊出生率は4人を超えていたが、団塊の世代と呼ばれる第一次ベビーブームの世代が出生しはじめた第二次ベビーブームでは、ピーク時の出生数が約210万人、合計特殊出生率は2.1人と低下した。その後、30年以上経過し、第二次ベビーブーム世代の出産期は最終的な段階に突入しつつあるといわれているが、出生数は約110万人程度となっている。

第二次ベビーブーム世代は、年齢的には30歳代前半に位置しているが、この30歳代前半の未婚率は男性で48%、女性で33%となっている。結婚する意思をもつ未婚者は男女ともに9割で推移しているが、「未婚者の結婚の障害」理由の上位3つを見ると、結婚資金（男性39.7%、女性38.2%）、結婚のための住居（男性18.4%、女性15%）、職業や仕事上の問題（男性13.6%、女性16.4%）となっており、結婚の障害となる理由に経済的な問題が多くを占めている。（国立社会保障・人口問題研究所『第12回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）第Ⅱ報告書－わが国独身青年層の結婚観と家族観－』及び『第13回出生動向基本調査－結婚と出産に関する基本調査（独身者調査の結果概要）』）

このような状況から、第二次ベビーブーム以降の世代に出生数の上昇と少子化傾向からの大幅な回復を期待することは今後とも非常に困難であると思われる。2005年の中位推計による出生数予測は113.7万人であったが、実際に確定した2005年の出生数は106万2530人で、同年の低位推計である105.8万人に限りなく近づいた。また、2004年の国勢調査による出生数111万0721人と比較すると、2005年の出生数は4万8191人減少し、2006（平成18）年をピークに総人口が減少し始める予測が、一年早く前倒しされた結果となった。

周知のように、わが国は世界の中でも少子・高齢化が極めて早い速度で進行している人口構造上の特徴を持っている。つまり、少子化と高齢化が同時に進行している少子・高齢社会である。少子高齢社会の指標は出生率の低下や高齢化の進展、年齢構成の変化などで示されることが多い。わが国の出生子数は1974年以降ほぼ一貫して減少を続けており、合計特殊出生率は人口置換水準を下回る1.91を記録した1975年以降、低下の一途を辿り、2001年からは5年連続で過去最低を更新し2005年には過去最低の1.26となり、先進諸国の中で少子化が最も進んだ国の一つとして数えられている。

少子化問題に関心が集まるようになった契機は、いわゆる「1.57」ショックである。1989年の合計特殊出生率が迷信に基づく丙午の年（1969年）の1.58を下回ったことから政府の少子化対策が始まったの

である。少子化の著しい進行が社会問題の一つになってきたのは、①若年労働力の減少・労働力の低下や、②家族と社会全体の扶養負担力を弱め、社会保障の財源を圧迫し、③人口高齢化を一層促進させ、高齢者問題を増大させ、④子ども数の激減による学校存立の危機など、社会のあり方や国の土台づくりに関わる大きな問題につながるからである。また、わが国の高齢化は、世界最長寿国であるばかりか、かつてどの国も経験したことがない高齢化の速度や規模に特徴があり、2005年の高齢化率20%が2015年に26%、2050年に35.7%に達すると予想されている。年齢構成の変化を人口三区分で見ると、昭和20年代に年少人口指数と老年人口指数の間にあった6倍以上の開きが、1997（平成9）年を境にその立場が逆転し、老年人口のほうが年少人口を上回るという状態が続いており、今後ますますその開きが大きくなると予測されている。従属人口指数に占める老年人口の割合が高まっていくということから、第二次世界大戦後の従属人口指数の構成がまったく異なるものとなっている。

高齢化は先進工業国に共通した文明の進歩の視点から捉えることができる。しかし、少子化は先述したように社会的な問題であり、また、親（夫婦）や個人としての選択的要因も指摘されている。その要因として、①女性の高学歴化が職業的自立の志向を高め、経済的な安定と女性の社会的地位を向上させ、その結果が晩婚化・結婚年齢の上昇傾向をもたらしているのではないか。②先述の晩婚化・結婚年齢の上昇傾向の延長上にあるとされるもので、婚姻や子育てに拘束されるより、一人の女性としての自立を志向するという傾向である。戸籍制度としての婚姻関係の否定や共同生活、夫婦別姓など、非婚志向の中には事実婚を選択することがある。こうした結婚に対する価値観や意識変化によって子ども数が減少しているのではないか。③また、①②と関連して、子どもを産まない、子どもを多く産まないという選択をする傾向が多くなっているのではないか。このような議論は、少子化の要因を夫婦や個人の価値観・意識の変化にともなう選択の結果であるのではないかという点に焦点を当てているが、価値観・意識の変化を、子どもを生み育てる親（夫婦）や個人を取り巻く社会の状況との関連で、少子化を捉えることが一層重要である。

2002（平成14）年に発表された「将来推計人口」（国立人口問題・社会保障研究所）で明らかにされた少子化の要因は、これまでの「晩婚化」に「夫婦の出生力の低下」が加えられた。当初予測を超えた少子化の進展に対して、厚生労働省が打ち出した「少子化対策プラスワン」は従来の少子化対策に上乘せする施策であり、男性を含めた働き方の見直しなどの4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進するとしている。しかし、さまざまな少子化対策にもかかわらず、少子化は長期化の様相を深刻化させている。一体なぜこのような状況になってきたのだろうか、とりわけ、子どもを生み育てる親や大人を取り巻く社会がどのような状況にあるのかを次節以降で考えてみたい。

（２）雇用をめぐる動向

調査結果からは、子育て期の母親の就業率の高まりや共働き世帯の増加に加えて、女性労働の非正規化の傾向をうかがうことができる。

わが国の労働力人口は、2006年平均で男性は3898万人であり、前年比3万人の減少を示しており、9年連続の減少が続いている。一方、女性は2759万人で前年比9万人の増となり、3年連続で増加してい

子育て意識に関する調査

るが、正規雇用の減少、非正規雇用の増加や派遣労働等の急増によって、雇用の不安定化や労働力の流動化が進行している（平成18年版労働経済白書～就業形態の多様化と勤労生活、及び平成18年版労働力調査－非正規雇用の拡大）のである。

労働力人口に占める女性の割合は41.9%となっている（平成19年版男女共同参画白書）が、わが国特有のM字型を示す女性の年齢別労働力率の変化は、結婚・出産を経て継続的に就業していることよりも、晩婚化や晩産化による独身者や子どものいない既婚者など労働力率の高い者の割合が増加したことが大きい（平成18年版国民生活白書）。

パート労働者は1980年代以降著しく増加している。その約7割は女性によって担われており、女性雇用者全体の4割を占めるに至っている（「パートタイム労働研究会最終報告」平成14年、厚生労働省）。これには、希望した職に就けない、正規雇用の機会がない、家庭の事情等でパートしか選べないという理由やライフスタイルに合った働き方としてパートを選択したという理由などがあげられる。経営側から見ると、パート等の非正規雇用は、安上がりの賃金でしかも解雇しやすいという使い勝手のよい労働力であるが、労働者の立場からは低賃金・不安定就労であるといえよう。

男女間の賃金格差は、1990年代に入ってから縮小しているとはいえ、女性の賃金は男子一般労働者の60%台後半にとどまっており、先進国の中では最低ランクに位置している。賃金をはじめとする男女間の格差を是正するためにつくられた男女雇用機会均等法（1986年施行）は、募集・採用・配置・昇進・教育訓練・福祉厚生・定年・退職・解雇という雇用の多くの段階で女性に対する差別的取り扱いを禁じたが、それ以後も賃金格差やM字型曲線（女性の年齢別労働力率）は解消されず、1999年の法改正へとつながり、募集・採用、配置・昇進における差別への対応が努力義務から禁止へと強化されるなどの改正点が盛り込まれた。さらに2006年の法改正では、男女双方に対する差別の禁止や、妊娠・出産などを理由とした不利益な取り扱いを禁止するとともに女性が満たしにくい間接的な差別についても禁止の対象とされた。しかし、実施はまだまだ不十分であり今後の課題として残されているものは多いといえよう。

育児休業の取得率は、常用労働者5人以上の民間事業所では、女性の取得率が72.3%（平成16年度は70.6%）であるのに対して、男性は0.5%（同0.56%）と依然として極めて低い水準にあり、育児休業取得者の男女別割合は、女性98%、男性2%（平成17年度女性雇用管理基本調査）となっている。男性の取得率を上昇させることはいまでもないが、結婚・出産・育児を機会に離職せざるをえない女性が多いこと、また、パート等の不安定雇用のもとで育児休業制度の利用対象とならない女性がいることも事実である。

わが国と比べて実労働時間が短く、男女の賃金格差が極めて少ない。パート・派遣労働であっても均等待遇のルールによって賃金・休暇・年金など正規労働者と同等の権利が保障されているなど、子育て期の女性が働きやすい社会的条件の整備を政策的に進めているEU諸国の子育て支援施策から学ぶべきことは多い。

（３）家計の状況と子育てに要する経済的負担

家計に関する調査結果は、「非常に大変」と「やや大変」の合計が全体の約74%に達しており、回答した母親の7割強が家計のやりくりに変化を感じていることがうかがえる。また、子育てに要する経済的負担に関する調査結果は、「非常に重い」と「やや重い」の合計は64.2%であり、母親の6割強が子育てに要する経済的負担を感じていることがうかがえる。ちなみに、「国民生活基礎調査」（厚生労働省、平成16年）によると、「大変苦しい」（22.4%）と「やや苦しい」（31.55%）の合計は過半数（53.9%）となり、90年代初頭に4割台を推移していた「生活が苦しい」世帯が、2003年には最高水準に達しているのである。

今、「格差」と「貧困」の進行が社会の深刻な問題となっている。経済協力開発機構（OECD）が発表した対日経済レポート（2006.6）では日本の所得格差が拡大し2000年にはOECD加盟国の中で相対的貧困率が第5位の15.3%になったと報告し、格差拡大の原因に「日本の相対的貧困率は今やOECD諸国で最も高い部類に属する。主な要因は労働市場における二極化の拡大にあると考えられる。10年前には全労働者の19%であった非正規労働者の割合は、30%以上に増加した」と分析した上で、正規と非正規の労働市場の二極化の是正と正規雇用増加への包括的取り組みを求める勧告を行っている。

また、厚生労働省による「所得再分配調査」（2002年）では、わが国のジニ係数は米国・イギリスに次ぐ不平等度の高い国となっている。まさに、格差・貧困・不平等が進行する社会の姿が浮き彫りとなっているといえよう。

一方、18歳未満の子どもがいる世帯の貧困世帯率（2002年）は、「夫婦と子ども」世帯で27.6%、「三世帯同居」世帯で20.8%、「母子」世帯では87%にも達しており、この3つの世帯類型の平均貧困率は実に3割近く（29.1%）を示しており、日本全体の貧困率よりも子育て世帯の貧困率の方がずっと高くなっている（「拡大・深化する日本の貧困」後藤道夫、『社会保障で幸せになるために』京都保険医協会編所収、かもがわ出版、2007）。

米国に次いで経済力世界第二位のわが国にあって、低所得・貧困・生活苦のために見通しのない生活に追い込まれ、子どものことは心配ではあるがどうにもならない家庭の状態、貧困問題が子どもたちの育ちに深刻な影響を及ぼしているといえよう。今、わが国では、雇用・所得の悪化と社会保障の実質的保障機能の悪化が急速に進み、国民の生活は困難な状況に置かれている。所得格差や貧富の拡大、膨大な低所得層、自殺者数・犯罪の増加、子どもや高齢者への虐待など社会の荒廃化も一段と目立つようになった。OECDの対日経済審査報告書や所得再分配調査などは、格差や不平等を進行させている社会の姿を浮き彫りにしているといえよう。

（４）子育て相談の機関と母親が希望する子育て支援施策

相談機関に関する調査結果は、保育所の利用が最も高い比率（37.6%）を示しており、地域における母親と子どもに最も近い相談機関としての役割を果たしていることがうかがえる。保育所と「医療機関」（23.7%）の合計は6割を超えており、この2つが子育て相談の主要な機関となっていることといえよう。

一方、その他の機関の利用の低さ、無回答の多さから、各種相談機関の存在やその役割が子育て期の

子育て意識に関する調査

母親に認知されていない状況がうかがえる。各種相談機関の普及・啓蒙を図るとともに各機関が支援のための有機的な連携・協力体制を地域の中で構築していくことも今後の重要な課題となっている。

母親が希望する子育て支援施策に関する調査結果からは、大別して「所得の保障や経済的支援等」と「子育て支援の体制や資源の整備・拡充」を求める2つのニーズが示されている。

表－3 は児童虐待につながると思われる家庭の状況、上位5つを左端欄に示し、他の状況も合わせて見受けられる事項、上位3つを①②③と示している。

表－3 虐待につながると思われる家庭の状況

1 経済的困難た機関	286人(27.1%)	①ひとり親家庭	②就労	③孤立
2 ひとり親家庭の医療機関	248人(23.8%)	①経済的困難	②孤立	③育児疲れ
3 夫婦間不和	209人(20.1%)	①経済的困難	②孤立	③育児疲れ
4 育児疲れ	177人(17.0%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③孤立
5 孤立	174人(16.7%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③育児疲れ

「児童虐待の実態」東京都福祉局、2001年（「保育士をめざす人の家族援助」みらい、2003より）
て不安、子育て困難の最も悲惨な結果である児童虐待が経済的困難を中心に成り立っていることがうかがえる。

子どもが育つ基盤である家庭を支援するには、経済的な援助、精神的な支えやバックアップ、生活上の介護、各種児童福祉施設や医療機関の利用の調整など実に多分野における連携・協力による社会的・総合的な取り組みが必要となっている。

少子化を乗り越えたEU諸国では、家族政策と労働政策の2つの政策を軸に子育て支援に取り組んできており、その特徴は、①実労働時間が日本より短い、男女の賃金格差が極めて少ない。パート・派遣労働であっても均等待遇のルールによって賃金・休暇・年金など正規労働者と同等の権利が保障されている。②出産・育児の休暇が長く、その期間の賃金保障も八割程度と高い。③教育費・医療費が無料、保育所・育児手当等の福祉施策が充実している。等である。

EU諸国の子育て支援施策に学ぶとともに、子育てしやすい地域づくり・援助システムの整備をめざす取り組みが各地で広がっている。また、子どもを安心して産み育てていく家庭の経済的基盤を守るためにも、経済力世界第二位の国富の分配のあり方、子育て支援施策の充実を国民的に議論していくことも重要である。ちなみに、「国民生活に関する世論調査」（内閣府、平成14年）によると、日常生活に「不安や悩みを感じている人」は65.8%に達しており、国民の3人に2人が生活に不安を感じていることを示している。また、政府に対する要望では「医療・年金などの社会保障改革」（67.7%）をはじめ、以下、「景気対策」（58.6%）、「高齢社会対策」（49.8%）、「雇用・労働問題」（41.3%）が上位を占めている。

最後に子どもに関わる保育士等の専門職の役割についてふれておきたい。

子どもに関わる専門家は、子どもへの発達支援とともに、親の子育てに対する応援・協力者でもある。子育て支援は、子どもの問題とその背後にある親の生活問題や家族支援を切り離しては成り立たないことというまでもない。子育て支援は、制度や施策、サービスを活用しながら対人援助を進めていくという福祉的な実践である。子どもの問題にかかわる度に「子どもの家族のことを考えずに仕事をしていないか」「子どもの背景が見えなくなっていないか」という生活の全体性を把握する視点を日頃から大事

にしたいものである。また、一つの機関や一人の専門家の努力や奮闘だけでは問題の解決は困難である。関係機関との連携・協力関係の中で援助関係の社会化を図っていくことも重要な課題となっている。

参考文献・資料

- 『第12回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）第Ⅱ報告書－わが国独身青年層の結婚観と家族観－』
及び『第13回出生動向基本調査－結婚と出産に関する基本調査（独身者調査の結果概要）』 国立社会保障・人口問題研究所
- 『日本の将来人口』（国立社会保障・人口問題研究所、2002年）
- 『パートタイム労働研究会最終報告』（厚生労働省、2002年）
- 「拡大・深化する日本の貧困」後藤道夫（『社会保障で幸せになるために』所収、京都保険医協会編、2007
かもがわ出版）
- 『日本の児童問題』（浦辺史、新樹出版、1976）
- 『少子化を乗り越えたデンマーク』（湯沢雍彦、朝日選書、2001）
- 『スウェーデンは、なぜ少子国家にならなかったか』（竹崎孜、あけび書房、2002）
- 『仕事と生活が壊れていく』（経済編集部、新日本出版、2004）
- 『福死国家に立ち向かう』（社会保障総合研究センター編、新日本出版、2005）
- 『次世代育成支援で変わる変える子どもの未来』（浅井春夫、山吹書店、2004）

教育実習生の教育力向上に関する研究

A Study on Development of the Student's Educational Ability in Teaching Practice

望 木 郁 代

Ikuyo Mochiki

(要約)

教育実習中、実習生は日頃行っているコーピング方略と比べ、よりポジティブなコーピングで対人ストレスに対処していることがみとめられた。実習中は積極的に人間関係を改善しようと努力し、関係を放棄・崩壊させたり、問題を先送りするようなコーピングの使用頻度は低下することが実証された。実習中のコーピングの方略は、日常使用している方略と関係しているため、より充実した実習となるためには、日常からのストレスマネジメントなどの心理教育の導入が必要である。また、対人ストレスコーピングは、保育者効力感とも密接な関係がみとめられ、保育者効力感の高い実習生は低い実習生と比較して、より積極的なコーピングを行っているという結果が得られた。

(キーワード)

教育実習、ストレス、保育者効力感、コーピング

問題と目的

教育実習が実習生に多くの肯定的な効果をもたらすであろうことは予想できるが、そのためには実習中体験するさまざまなストレスに効果的に対処し、乗り越えていかなければならない。実習では、子どもや保護者との関係、実習先の先生との関係、他の実習生との関係、実習業務など、実習生が今まで経験したことのないストレスが数多く存在するであろう。ストレスに対処することを、コーピングという。Lazarus&Folkman (1984) は、ストレスが生じるためには、まずその事態が個人にとって脅威だと判断されること、そしてその事態にどれくらいうまく対処できるかという個人の認知が関与していること、そして、対処と心身の健康とは大きく関係があることを述べている。実習生にとって実り多い実習となるための要因として、実習中のストレスに対して、それをどれくらい強いストレスと認知したか、そして、どれくらい効果的なコーピング方略でストレスに対処できたか、などが深く関与していると考えられる。

坂田ら (1999) は4年制大学の教育実習生が実習期間中に経験するストレスを測定し、ストレス尺度の項目を、「基本的作業ストレス」「実習業務ストレス」「対教員ストレス」「対児童・生徒ストレス」「対実習生ストレス」に分類している。望木 (2007) は保育専攻学生に対する調査において、実習未経験の学生が実習に関して不安や心配に感じることは、「対子ども」「対先生」が非常に多いということ、また、実習中強くストレスを感じるのは、「基本的作業 (日誌を書く) ストレス」で、その次に多いのは、「対子どもストレス」「対先生ストレス」、であることを示した。それらに加えて、保育専攻生の場合、「対保護者ストレス」という対人ストレスが存在する。このように、実習中に体験するストレスには対人関係に関するものが多く、それらのストレスに対し、

どのような対処を行うかが、実習を有意義なものとするかどうかの重要なポイントだと考えられる。本研究では、対人ストレスコーピング尺度（加藤、2000）を用いて、人間関係に起因した実習中のストレスフルなイベントに対する対処の仕方を測定する。加藤（2000）が作成した尺度は、ポジティブ関係コーピング、ネガティブ関係コーピング、解決先送りコーピングの3つの下位尺度からなっている。日常的に使用するコーピングのタイプは精神的健康に影響を与える（Lazarus&Folkman、1984）とされるが、加藤（2001）はLazarusらストレスモデルを発展させ、対人ストレスモデルを提唱している。このモデルは、先行条件としてのパーソナリティが媒介過程である認知的評価、コーピングの選択に影響を及ぼし、コーピングの結果として個人の精神的健康が決定すると仮定している。実習における認知的評価の一つに保育者効力感が含まれると仮定すると、保育者効力感是对人関係コーピングに影響を及ぼすと考えられる。

実習を肯定的にとらえることができるかどうかは、実習生の自己効力感の高さとの関連が予測される。Bandura（1977）は、人の行動変容には2つの予期機能が関係し、1つは結果予期、もう1つは力予期だと提唱している。結果予期とは、ある行動がどのような結果をもたらすかという予期、効力予期とは、ある結果をもたらす行動をどれだけうまく行えるかという予期であり、ある行動をこれからどれくらい効果的に遂行できるかという認知を「自己効力感（self-efficacy）」と呼んでいる。三木・桜井（1998）は保育の場面での自己効力感を「保育者効力感」と呼び、保育場面において子どもの発達に望ましい変化をもたらすことができるであろう保育的行為をとることができる信念だと定義している。本研究は、三木・桜井（1998）の方法に従って、保育者効力感への教育実習の効果を測定し、同時に対人ストレスコーピングとの関連を検討することを目的とする。

方 法

調査対象者

三重県私立保育者養成A短期大学1年生166名を対象に、質問紙調査を実施した。

調査手続き

平成19年6月、入学後初めての教育実習（6日間）が6月中旬に実施され、実習開始1週間前に実習前質問紙調査、実習終了日から2日後に実習後質問紙調査を実施した。質問紙と同時に、自由記述によるアンケート調査を行った。

質問紙

①対人ストレスコーピング：加藤（2000）の対人ストレスコーピング尺度34項目、を用いた。これは、人間関係に起因したストレスフルなイベントに対する対処の仕方、すなわち対人ストレスコーピングの個人差を測定するものである（加藤、2000）。下位尺度としては、ポジティブ関係コーピング（積極的にその関係を改善し、よりよい関係を築こうと努力するコーピング方略）、ネガティブ関係コーピング（関係を放棄・崩壊するようなコーピング方略）、解決先送りコーピング（ストレスフルなイベントを問題とせず、時間が解決するのを待つようなコーピング方略）の3つの下位尺度である。回答は4件法（0-3点）で求め、得点範囲は、ポジティブ関係コーピング（16項目）0-48点、ネガティブ

教育実習生の教育力向上に関する研究

関係コーピング（10項目）0－30点、解決先送りコーピング（8項目）0－24点であり、得点が高いほど各コーピングの使用頻度が高い。実習前の調査では、日頃の生活におけるストレス対処について回答し、実習後の調査では、実習中のストレス対処について回答するように求めた。

- ②保育者効力感：三木・桜井（1998）が研究の中で、最終的な保育者効力感項目として採用した10項目であり、保育者効力感とは、保育場面において子どもの発達に望ましい変化をもたらすことができるであろう保育的行為をとることができる信念である。回答は5件法（1－5点）で求め、得点範囲は、10－50点である。得点が高いほど、効力感が高い。

質問項目

実習前後で、次のような内容のアンケートを行った。

実習前：まもなく実習が始まります。実習に関して、不安や心配に思っていることを具体的にあげてください（自由記述）。

実習後：（1）実習中、あなたが一番ストレスを感じたことは、何でしたか。（2）今回の実習で、あなたが学んだことは何ですか。（3）今回の実習について、一番自分に近いと思うものはどれですか（5・とてもうまくいった 4・まあまあうまくいった 3・どちらでもない 2・あまりうまくいかなかった 1・まったくだめだった）。（1）（2）は自由記述、（3）は被検者が該当するところに○をつけた。

結 果

調査を実習前後で行ったため、結果を「実習前」「実習後」と表現しているが、「実習前」のコーピングは実習前までの日常生活における対人ストレスの対処方法、「実習後」は「実習中」の人間関係へのストレスの対処方法を尋ねた結果である。コーピングの下位尺度ごとに α 係数を求めたところ、「ポジティブ関係コーピング」実数前.89、実習後.91、「ネガティブ関係コーピング」実習前.78、実習後.84、「解決先送りコーピング」実習前.82、実習後.82、といずれも高い値が得られ、十分な信頼性をもつものといえる。

コーピングの下位尺度における実習前後の得点の比較を行った結果（Table 1）、ポジティブ関係コーピングは実習後得点が高くなり（実習前22.83→実習後31.29）、一方、ネガティブ関係コーピングは実習後得点の減少がみられる（実習前8.81→実習後3.50）。また、解決先送りコーピングは実習後減少している（実習前10.45→実習後8.41）。実習前後における下位尺度コーピング得点の平均値の差のt検定を行った結果、ポジティブ関係コーピング、ネガティブ関係コーピング、解決先送りコーピングの3つ

Table 1 実習前後におけるコーピング下位尺度の平均得点

	実習前		実習後		t値
	M	SD	M	SD	
ポジティブ関係コーピング	22.83	9.77	31.29	10.12	-11.07 ***
ネガティブ関係コーピング	8.81	4.96	3.50	4.20	11.25 ***
解決先送りコーピング	10.45	5.36	8.41	5.15	4.35 ***

注： *** p<.001

の下位尺度すべてにおいて0.1%水準で有意であった（ポジティブ関係コーピング： $t(156)=-11.07$, $p<.001$ 、ネガティブ関係コーピング： $t(150)=11.25$, $p<.001$ 、解決先送りコーピング： $t(161)=4.35$, $p<.001$ ）。本研究の被検者はほとんどが女子学生であるので、加藤（2003）が行った対人ストレスコーピングの女子大学生の結果（ポジティブ関係コーピング20.5、ネガティブ関係コーピング7.7、解決先送りコーピング11.8）と比較を行うと、実習後はポジティブ関係コーピングの頻度は非常に高まり、ネガティブ関係コーピング、解決先送りコーピングは、低下することが明らかである。

次に、保育者効力感尺度得点について、信頼性を検討するためにCronbachの α 係数を求めた結果、10項目全体で、実習前.87、実習後.87であり、十分な信頼性が確認された。10項目全体において実習前後で平均の差の検定を行うと、有意差はみとめられなかった。これは、三木・桜井（1998）が実習前後による効果をみとめた結果とは異なる。各項目における実習前後の平均値を示したのがTable 2であるが、1.「私は、子どもにわかりやすく指導することができると思う」、9.「私は、1人1人の子どもに適切な遊びの指導や援助を行えると思う」の2項目において、実習前後の平均値の差が5%水準で有意差

Table 2 実習前後における各保育者効力感得点の平均得点

		実習前		実習後		t値
		M	SD	M	SD	
保育者効力感尺度項目	1	2.84	0.92	3.00	0.93	-2.47 *
	2	2.81	0.86	2.88	0.88	-0.94
	3	2.73	1.00	2.79	0.97	-0.81
	4	3.11	1.04	3.04	1.02	0.88
	5	2.79	0.88	2.85	0.84	-0.80
	6	3.08	0.82	3.08	0.78	-0.10
	7	3.12	0.85	3.16	0.86	-0.65
	8	3.14	0.89	3.28	0.95	-1.86 †
	9	3.11	0.82	3.28	0.89	-2.48 *
	10	3.53	0.87	3.48	0.88	0.73

注：* $p<.05$, † $p<.10$

がみとめられた（1. $t(165)=-2.47$, $p<.05$ 、9. $t(162)=-2.48$, $p<.05$ ）。また、8.「私は、クラス全体に目むけ、集団への配慮も十分できると思う」の項目では、10%の傾向水準で差がみとめられた（ $t(165)=-1.86$, $p<.10$ ）。

実習に対する自己評価は、5段階評定で、「とてもうまくいった」が5点、順に4点、3点、2点、「まったくだめだった」が1点というように得点化し、その結果をTable 3に示した。70%近くの学生が「とてもうまくいった」、「まあまあうまくいった」と自己評価しており、実習を肯定的にとらえている学生が多かった。

次に、対人ストレスコーピング尺度の3つの下位尺度、保育者効力感、実習の自己評価、のそれぞれ実習

Table 3 実習後の自己評価

	N
とてもうまくいった	9
まあまあうまくいった	104
どちらでもない	26
あまりうまくいかなかった	17
まったくだめだった	5
未記入	5
	N=166

前後の得点について、相関係数を求めた結果がTable 4である。各尺度間の相関関係であるが、実習前

教育実習生の教育力向上に関する研究

Table 4 各尺度の α 係数と変数間の相関係数

	α 係数	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)
1)実習前のポジティブ関係コーピング	.89	.54***	-.11	.12	.27**	.16*	.40***	.33***	.11
2)実習後のポジティブ関係コーピング	.91		-.19*	-.23**	.10	-.05	.38***	.47***	.22**
3)実習前のネガティブ関係コーピング	.78			.21*	.15	.11	-.28***	-.30***	-.03
4)実習後のネガティブ関係コーピング	.84				.05	.42***	-.20**	-.23**	-.07
5)実習前の解決先送りコーピング	.82					.36***	.07	.03	-.02
6)実習後の解決先送りコーピング	.82						-.06	-.08	.03
7)実習前の保育者効力感	.87							.65***	.19*
8)実習後の保育者効力感	.87								.33***
9)実習の自己評価									

注: *** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

のポジティブ関係コーピングは、実習後のポジティブ関係コーピング ($r = .54, p < .001$)、実習前後の解決先送りコーピング (前: $r = .27, p < .01$ 、後: $r = .16, p < .05$)、実習前後の保育者効力感 (前: $r = .40, p < .001$ 、後: $r = .33, p < .001$) と有意な相関があった。実習後のポジティブ関係コーピングは、実習前後のネガティブ関係コーピング (前: $r = -.19, p < .05$ 、後: $r = -.23, p < .01$)、実習前後の保育者効力感 (前: $r = .38, p < .001$ 、後: $r = .47, p < .001$) 実習の自己評価 ($r = .22, p < .01$)、と有意な相関がみとめられた。次に、実習前のネガティブ関係コーピングは、実習後のネガティブ関係コーピング ($r = .21, p < .05$)、実習前後の保育者効力感 (前: $r = -.28, p < .001$ 、後: $r = -.30, p < .001$) と有意な相関があった。実習後のネガティブ関係コーピングは、実習後の解決先送りコーピング ($r = .42, p < .001$)、実習前後の保育者効力感 (前: $r = -.20, p < .01$ 、後: $r = -.23, p < .01$) と有意な相関があった。実習前の解決先送りコーピングは、実習後の解決先送りコーピング ($r = .36, p < .001$) と有意な相関がみとめられた。実習前の保育者効力感は、実習後の保育者効力感 ($r = .65, p < .001$)、実習の自己評価 ($r = .19, p < .05$)、と有意な相関がみとめられた。実習後の保育者効力感は、実習の自己評価 ($r = .33, p < .001$)、と有意な相関があった。

保育者効力感尺度得点10項目全体において、実習前後で平均値の差の検定を行うと有意差はみとめられなかったが、より詳しい分析を行うために、実習後の保育者効力感において得点高グループ (平均値 + 標準偏差以上)、得点低グループ (平均値 - 標準偏差以下) の2グループの実習生を選び出した。得点高グループ、得点低グループのそれぞれのグループで、コーピング得点と保育者効力感得点の実習前後での平均値の差についてt検定を行った結果が、Table 5である。ポジティブ関係コーピングでは、高グループのみ、実習前後に有意差がみとめられ ($t(16) = -3.63, p < .01$)、低グループではみとめられ

Table 5 保育者効力感得点の低群と高群における、コーピング得点の平均値

		保育者効力感					
		高 群			低 群		
		N	M	SD	N	M	SD
ポジティブ関係コーピング	実習前	17	29.29	10.55	20	18.55	9.59
	実習後		38.47	8.02		22.00	10.41
ネガティブ関係コーピング	実習前	18	6.39	4.49	19	11.74	6.03
	実習後		1.78	2.13		5.89	4.98
解決先送りコーピング	実習前	18	10.89	4.61	19	10.53	6.19
	実習後		7.56	5.16		8.37	4.78
保育者効力感	実習前	18	38.29	4.15	20	23.40	5.92
	実習後		41.41	3.16		20.05	4.22

注: *** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .10$

なかった。ネガティブ関係コーピングは、高グループ、低グループともに、実習前後で有意な差がみとめられた（高： $t(17)=4.52, p<.001$ 、低： $t(18)=3.04, p<.01$ ）。解決先送りコーピングは、高グループにおいて実習前後で10%の傾向差があった（ $t(17)=-3.63, p<.10$ ）が、低グループにはなかった。保育者効力感においては、高グループ、低グループともに、実習前後で有意な差がみとめられた（高： $t(17)=-2.37, p<.05$ 、低： $t(19)=2.63, p<.05$ ）が、高グループは実習後保育者効力感が高まるのに対して、低グループでは効力感が低下している。

アンケート調査の結果（Table 6）から、実習前に学生が不安や心配に思っていることの多くは、子どもへの接し方、先生、保護者への対応の仕方、または、各保育業務についてであることが分かる。また実習後の調査からは、実習中、学生が一番ストレスを感じたことは、日誌を書くことであり、次に、子ども、先生、保護者、他の実習生、との人間関係に関するストレスを多くの学生が報告している。また、実習で学んだことは、子どもへの接し方、保育に関するさまざまな知識・技術をあげる学生が多かった。

Table 6 実習前後のアンケート結果

実 習 前		実 習 後	
実習で不安や心配に思っていること(複数回答あり)	N	実習中、一番強くストレスを感じたこと(複数回答あり)	N
子どもへの接し方	75	日誌	67
先生への接し方	25	子どもとの関係	43
保護者への接し方	8	先生との関係	22
保育業務に関すること	55	保護者との関係	3
自分の能力や資質	29	他の実習生との関係	3
日誌	11	人間関係	2
すべて不安、自信がない	4	保育業務に関すること	19
なし	1	自分の力不足、体調	18
未記入	45	なし	7
	N=166	その他	2
		未記入	10
		実習で学んだこと(複数回答あり)	N
		子どもへの接し方	112
		保育における態度	35
		保育において大切なこと	22
		保育の内容	12
		保育の技術	9
		先生との接し方	4
		保護者との接し方	3
		日誌	4
		その他	17
		未記入	8
			N=166

考 察

実習中、多くの実習生が人間関係においてストレスを感じていることが確かめられた。対人ストレスを積極的に対処できるかどうか、学生の教育力、保育力の向上を左右するであろう。西坂（2002）は幼稚園教諭の精神的健康に影響を及ぼす要因の一つに、「園内の人間関係の問題」をあげている。対人ストレスへのコーピングのタイプを検討してみると、日常生活と比較して、実習中の対人ストレスに対しては、実習生はポジティブで、精神的健康へつながるコーピングの方略を取っていることが明らかになった。つまり、実習中の方が日常で行うコーピングよりも、ポジティブ関係コーピングの得点が有意に高く、ネガティブ関係コーピングと解決先送りコーピングの得点が有意に低くなっている。それは、加藤（2003）の対人ストレスコーピングの女子大学生の結果と比較しても明らかであった。日頃行われ

教育実習生の教育力向上に関する研究

るポジティブ関係コーピングは、実習中のポジティブ関係コーピングと、また、日頃行われるネガティブ関係コーピングは実習中のネガティブ関係コーピングと、それぞれ正の相関がみとめられたため、日頃のストレス対処の方略と同じのタイプの対処法を、実習中にも用いる傾向があると理解できる。

それに対し、保育者効力感の実習前後で有意な差がみとめられなかった。しかし、保育者効力感、実習前後のポジティブ関係コーピングと正の相関、また、実習前後のネガティブ関係コーピングと負の相関がみとめられ、したがって、保育者効力感とコーピング方略とは密接な関係にあるという結果が示された。実習後の保育者効力感において、得点の高い群と低い群に分けて分析を行ったところ、低い群では、日頃行われるポジティブ関係コーピングと実習中のポジティブ関係コーピング、日頃行われる解決先送りコーピングと実習中の解決先送りコーピングとの間で、有意な差はみられなかったが、高い群では傾向差をふくめて差がみとめられた。また、保育者効力感については、低い群で実習前より実習後の方が有意に低下するが、高い群では逆の結果をしめしている。したがって、保育者効力感の認知と、ストレス対処に用いるコーピング方略とは関連している、と考えられるが、保育者効力感が高いから効果的なコーピングを行えるのか、効果的なコーピングを行うから保育者効力感が高くなるのか、この点が疑問として残る。加藤（2001）のストレスモデルにおいて、パーソナリティは認知的評価を媒介としてコーピングに影響する、ということを実証しており、認知的評価を保育者効力感と置き換えると、本研究の結果は保育者効力感という認知的評価がコーピングに影響を及ぼしている、という結論になるであろう。以上の結果と、望木（2007）の結果から、教育実習は実習生にとってストレスの大きいイベントではあるが、日常で行うコーピングと比べより精神的健康をもたらすようなコーピング方略を用いること、一般的自己効力感・保育者効力感を高めること、達成動機を高めることなど、多くの側面において実習生に肯定的な影響を与えていることが明らかとなった。

教育実習における実習生の教育力を高めるための指導としては、まずは、保育者効力感を向上させるために、保育業務に関するスキルの向上があるだろう。たとえば、ピアノや読み聞かせ、手遊びなどのレパトリーを増やすことや、技術の向上による、保育への自信感を高める指導が重要である。また、人間関係に対するストレスマネジメントなどの心理教育などが有効であると思われる。嶋崎・森(1995)は、保育技術に対する自信感や円滑な人間関係能力への自信感などが、幼稚園教諭の健康を維持する要因である、と指摘している。ストレスが起きる機序の理解、ストレッサーをストレスとして認知しないようなスキル、ストレスを軽減するようなスキル、などを身につけるような実習事前教育の実施が望ましい。また、効果的な自己表現のために、アサーショントレーニングを導入することも考えられる。近年、健康者のストレスマネジメントにおいては認知行動療法が大いに活用されているが、そこで課せられるホームワークの一つであるセルフ・モニタリングの技法が実習には有効ではないだろうか。このようなストレスマネジメントを実際行った場合、はたして実習中のストレスを回避できるのか、また、保育者効力感を向上させ、教育力の向上をもたらすことができるのか、を検討することが今後の研究課題である。

引用文献

- Bandura, A. 1977 Self-efficacy : Toward a unifying theory of behavioral change. *Psychologicaal Review*, 84, 191-215.
- Lazarus, R. S., and Folkman, S. 1984 *Stress, appraisal, and coping*, New York : Springer Publishing Company.
- 加藤司 2000 大学生用対人ストレスコーピング尺度の作成 *教育心理学研究*, 48, 225-234.
- 加藤司 2001 対人ストレス過程の検証 *教育心理学研究*, 49, 295-304.
- 加藤司 2003 対人ストレスコーピング尺度の因子の妥当性の検証 *人文研究*, 52, 56-72.
- 三木知子・桜井茂男 1998 保育専攻短大生の保育者効力感に及ぼす教育実習の影響 *教育心理学研究*, 46, 203-211.
- 望木郁代 2007 教育実習が保育専攻短大生のコーピング、自己効力感、達成動機に及ぼす影響 *高田短期大学紀要*, 25, 99-109.
- 西坂小百合 2002 幼稚園教諭の精神的健康に及ぼすストレス、ハーディネス、保育者効力感の影響 *教育心理学研究*, 50, 283-290.
- 坂田成輝・音山若穂・古屋健 1999 教育実習生のストレスに関する一研究 *教育心理学研究*, 47, 335-345.
- 嶋崎博嗣・森昭三 1995 保育者の精神的健康に影響を及ぼす心理社会的要因に関する実証的研究 *保育学研究*, 33, 1751-84.

ワードプロセッサ科目の教授法について

The Teaching Method of “Word Processing” as a Subject

大 西 眞 純
Shinjun Ohnishi

川 喜 田 多 佳 子
Takako Kawakita

(要約)

高等学校で「情報」が必修となり、すべての入学生が、高校で情報の基礎と情報活用について学んでいる。入学生は何らかの形でパソコンを使用したり、インターネットを利用したりした経験を持って大学に入学している。しかし、大学では情報リテラシー科目として、1科目15回の授業の中で初歩的な体験をするだけの授業が少なくない。「ワードプロセッサ」科目というと、いかにも時代遅れの“ワープロ”の使い方だけを教える到底大学の講義とは思われないものと理解されがちであるかもしれないが、ワードプロセッサ科目を情報リテラシー科目の一つと捉えるだけでなく、入学時にしっかりと身に付けておかなければならない基本科目として、キャリア教育の第一歩と位置づける。効果的で魅力的な授業を学生に提供するための、開講方法、クラス編成、教科内容、授業支援体制について述べる。

(キーワード)

習熟度別クラス編成、クォータ制、文書処理技術

1. 習熟度別クラス編成について

1-1. 習熟度別クラス編成の必要性

1) どのような学生が入学してくるか

高等学校学習指導要領平成15年12月一部改正により、高等学校で「情報」が必修科目となった。すべての高校生が、情報の基礎と情報活用について学んでいる。入学生は何らかの形でパソコンを使用したり、インターネットを利用したりした経験を持って、平成19年度から大学に入学している。

普通科高校における情報関係科目は必修科目の「情報」であり、すべての生徒が授業を受ける。この1科目だけであることが多い。情報を集め、加工し、伝える情報活用を学ぶ中で、文書処理技術として文書処理ソフトウェアの利用についても体験するが、ワードプロセッサソフトウェアの機能を熟知し、これを企業活動に応用できるほどの内容ではない。

A商業高校では、「情報処理」「情報技術—ワープロ検定」2年、「商業技術—ワープロ検定」3年、「情報処理」3年の科目が有り、これらの科目の中で、ワープロ検定試験対策も含めて、生徒に積極的に文書処理技術を修得する機会を与えている。従って、短大に入学する時点で、既にワープロ検定1級の資格を取得しているものも少なくない。

平成19年度入学生のアンケート結果では、53名中18名が何らかのワープロ検定又は情報処理検定などの資格を取得していた。その内訳は、1級が3名、2級が9名、3級が6名であり、このうち初級シス

テムアドミニストレータ試験合格者が3名あった。

このように、情報リテラシー教育と言っても、経験の度合いに大きな開きがある学生を対象としなければならない。

2) 情報リテラシー科目

文科系の大学、短期大学では1年次に情報リテラシー科目を設置しているところが多い。例えば、B大学の「情報処理基礎」科目は、1年次に通年30回の中で、オリエンテーションから始まり、タッチタイピングなどを5回、Webブラウザの利用を1回、Webページの作成6回、ワードプロセッサ6回、表計算ソフト6回、前期中間試験、前期末試験、模擬試験、後期中間試験という授業計画になっている。

また、C大学の「情報科学基礎」科目では、入学直後の1年次前期に、コンピュータ入門2回、ワープロソフト2回、ネットワーク利用及び電子メールの利用等5回、表計算ソフト4回、プレゼンテーションソフト2回、計15回の授業計画となっている。

3) 「ワードプロセッサ」科目とは

「ワードプロセッサ」科目は、情報リテラシーの一端を担う科目であり、且つ、文科系短期大学学生が身に付けるべきキャリアとなりうる科目である。情報リテラシーの一科目として、教育を受けること、職に就くこと、生活を快適に送るための基礎的な能力を身に付ける科目といえる。

教育に対しては、大学・短大で教育を受けるために、情報の収集の道具として、各科目修得の文具として、課題やレポートの作成に、また、学生と教員間、学生と学生等の間のコミュニケーションの手段として必要とされる基礎能力を身に付ける科目である。

就業に対しては、コンピュータを使用しない事業所はなく、就職の第一番目の基礎能力といえる。厚生労働省「若年者就職基礎能力」の認定には情報技術の資格としてMicrosoft Office Specialist Wordが対象資格の一つとして含まれている。

生活に対しては、キーボードの操作能力・文書処理能力は、季節の挨拶状や、地域活動の印刷物作成をはじめ、インターネットを活用し、メールによるコミュニケーションを円滑にして、日常生活を豊にするものである。

4) どのような授業が求められるか

文書処理技能習得に関する授業の目的として次の点が求められる。

マンマシンインターフェースを良好に保ち、コンピュータ利用者の意思を円滑にコンピュータに伝えることができ、初めてコンピュータやネットワーク等を活用でき、システムを利用したコミュニケーションを保つことができる。

- ・タッチタイピングなど、キーボードを円滑に操作できること。
- ・MS-Wordなど一般的に多く利用されている文書処理ソフトウェアを使いこなすことができる能力を修得できること。
- ・企業等の事務処理において、通信文の作成ができるようになること。
- ・課題や卒業レポートを作成できるようになること。
- ・各種のワードプロセッサに関する検定や資格を取得でき、就業能力の一部として証明できること。

ワードプロセッサ科目の教授法について

このような内容を修得しようとするれば、前述の例に挙げた「情報処理基礎」のように、一つの科目の部分として学ぶのでは全く時間数が不足し、科目の目的も異なるため、独立した科目として「ワードプロセッサ」科目が必要となった。

次に、情報リテラシーの一科目であること、以後の各科目の受講に対する影響を考慮すればあれば、学生の到達度や高校までの授業経験に関わらず、一定レベル以上の能力を修得できるようにしなければならない。しかし、入学する学生の格差の存在は事実であり、その差も大きく、一つのクラスの中で解決できる問題ではない。ティーチングアシスタント（TA）を付け、授業についていけない学生の補助に当たらせるとか、学生によって課題を変えるだけでは到底吸収できる程度ではない。一方では、専門用語もたくさん有って授業についていけないという声があがるかと思えば、他方では、授業の内容はみんな高校でやってしまっただけで何も新しいことを学ぶことができない、つまらないという声上がり、終には寝てしまう始末であった。これらのことから、高校までの授業経験と到達度、ニーズに合わせたクラス編成を必要とした。その結果が“習熟度別クラス編成”となった。

1-2. 習熟度クラス編成

大学に於ける習熟度別クラス編成の例は、「英語」「数学」「国語」などの科目が多い。入学試験により選考されているはずであるが、近年、入学試験科目の科目数が少ない大学も目立ってきている。「特色ある大学教育支援プログラム」に採択されたD大学の英語カリキュラムの例は、全入学生にTOEICの点数で4レベルに分けそれぞれに適切な授業科目や教材を用意している。

筆者らが担当する「ワードプロセッサ」科目では、入学時に授業経験、取得資格、家庭PC環境、本人の希望等をアンケートによって聞き、点数化して習熟度別クラス編成を行っている。

1-3. 習熟度別クラス編成の例

1) 受講のためのアンケートを採る

文書処理技術「ワードプロセッサ」科目の習熟度別クラス編成の例を次に示す。

大学や短大の入学時には、個々の学生の習熟度による差が生じていることを前に述べたが、それ以上に、高等学校における課程のカリキュラムの違いに負う所が大きいと考える。

入学後、第1回目の授業時間に履修登録生全員を一堂に集めて「ワードプロセッサ」科目受講のためのオリエンテーションを行う。その内容は、①本科目の目的と必要性の説明、②本科目の内容（シラバスに書かれていることの説明）、③クォータ制の開講と日程（クォータ制については後述する）、④習熟度別クラス編成について、その必要性と、クラス分けの方法、⑤クラス分けアンケートの記入とクラス分け発表の方法である。クラス分けの発表については、集めたアンケートの入力、処理に若干の時間を要するため、当日はできないので、第2回目までに掲示して、第2回目からは習熟度別のクラスに分かれて授業を受ける。

収集したアンケートは次のようにパソコンを使って処理をする。受講アンケート質問用紙と回答用紙の二枚を用意する。

回答用紙は、手書き帳票OCRソフトウェアWinReaderHandsで読み込み可能なフォーマットを設計（MS-Wordを使用）しておき、パソコンに接続されたADF（オートドキュメントフィーダ）付きイメージスキャナを使って連続的に読み込ませる。パソコンに読み込ませたデータは表計算ソフトウェア（MS-Excel）によって処理をする。OCRソフトウェアを利用してデータ入力する理由は、アンケート調査からクラス分け発表までの時間が少なく、データの入力を速やかにかつ正確に行い、クラス分けの結果を発表しなければならないためである。

アンケートの質問項目は習熟度別クラス編成に必要な項目以外にも、学生の希望クラス、意識、家庭のPC環境、ワープロソフトに関する知識など「ワードプロセッサ」科目を受講するために参考となる項目も含まれている。これを基礎データとする。

4) クラス分けの手順

入力データが正しく行われたかチェックした上で、基礎データの各項目に対して、クラス分けに関係する重要性の度合いによってウェイトを変えて掛け、クラス分けに必要な項目を抽出する。これをクラス分け評価データと呼ぶこととし、学生毎の評価点、即ち経験度を算出する。

クラス分け評価データを評価点の順に並び替えて、点数の高い方を経験者クラス、低い方を初心者クラスの候補とする。次に、経験者クラス希望の回答に対して、これを採用するか否かの判定を行う。上記で算出した経験度が経験者クラスと初心者クラスの分岐点に充分近ければ学生の希望を採用し、経験度が充分でなければ希望があっても採用しない。

この結果は、高校でワープロ検定や情報処理検定に合格した人と、何も検定を取得していない人で分けた場合に非常に近いことが分かった。

5) 習熟度クラス編成の問題点と対策案

(1) 2クラスに分けて開講する場合の問題

経験者クラス、初心者クラスの2クラスに分けるときの、その人数は2分の1にはならない。必ず偏りが生じる。仮に在籍者数が60名の場合、ちょうど30名ずつとはなりにくく、20名と40名などと分かれる。次に、2クラスの開講方法であるが、時間をずらして1名の教員で開講する方法と、同時に2クラス2名の教員で開講する方法が考えられる。

前者は、PC教室が1教室有り、1クラスの受講生数に対して十分なPCの台数が設置されていれば可能である。しかし、時間をずらすことによって、不均衡に分かれたクラス編成でも成立する他の科目はほとんどなく受講生以外は

「ワードプロセッサⅡ」受講のためのアンケート【回答用紙】

学籍番号 B 0	名前
問1. はい ☐ いいえ ☐	問14. はい ☐ いいえ ☐
問2. はい ☐ いいえ ☐	問15. はい ☐ いいえ ☐
問3. はい ☐ いいえ ☐	問16. はい ☐ いいえ ☐ わからない ☐
問4. はい ☐ いいえ ☐	問17. (番号で答えてください)
問5. はい ☐ いいえ ☐	問18. はい ☐ いいえ ☐
問6. はい ☐ いいえ ☐	問19. はい ☐ いいえ ☐
問7. パソコンを習ったところ	問20. はい ☐ いいえ ☐
何を習ったか	問21. はい ☐ いいえ ☐
問8. はい ☐ いいえ ☐	問22. はい ☐ いいえ ☐
問9. ワープロ検定 級	問23. はい ☐ いいえ ☐
問10. はい ☐ いいえ ☐	問24. はい ☐ いいえ ☐
問11. 検定の名称	問25. はい ☐ いいえ ☐
合格の級 級	問26. はい ☐ いいえ ☐
問12. はい ☐ いいえ ☐	問27. はい ☐ いいえ ☐
問13. はい ☐ いいえ ☐	問28. はい ☐ いいえ ☐
	問29. はい ☐ いいえ ☐
	問30. はい ☐ いいえ ☐

図1 アンケート回答用紙

ワードプロセッサ科目の教授法について

時間割が空いてしまうことになる。後者では、同時開講ということから、もう1名担当教員が必要になることと、PC教室が2つ設置されていなければならない。但し、1時間で完結することから、時間割に空ができる学生は生じない。今回は、PC教室が2つ設置されていることから後者を採用している。

教員は、常勤教員と非常勤教員が綿密に打合せながら、それぞれのクラスを担当している。

(2) 希望が叶えられないことに対する学生の不満

学生が経験者クラスまたは初心者クラスを希望する場合に問題が生じることがある。学生本人が、経験が少ないが経験者クラスに入ってやっていこうと希望する場合は、本人に意欲があり自覚した上で受講するため概ね良い結果となる。また、経験はあるが、もう一度はじめてからキチンとやり直したい。確実にしたいと初心者クラスを選択する場合も同様である。しかし、女子学生の多い短大となると、友人と一緒に受講したい、友人と離れたくないために、無理に友人と同じ経験者クラスを希望する場合や逆に、経験は充分なのだが友人のために初心者クラスを希望する場合がある。友人はアシスタント役になって助けることが出来る場合もあるが、これも充分とはいえない。クラス分けに学生の自主性を取り入れようとするところのような問題も発生する。学生にはよく説明した上で選択させている。

(3) 習熟度別クラス分けでの、成績評価は不公平ではないか

経験者クラスと初心者クラスに分けた場合、授業内容は高校での経験を基に積み上げようとするので、内容は初心者クラスより高度になり、進度も速い。単に技術の修得度だけを比較すると、経験者クラスでは10段階の6評価であっても、初心者クラスであれば8評価ということも充分考えられる。学生から、「同じ科目なのに、なんで私は初心者クラスの人より評価が低い」という疑問が湧いてきてもおかしくないのではないかと心配であったが、幸いなことに学生からこのような言葉をまだ聞いていない。それぞれのクラスでベストを尽くしているからであろうか。

6) 習熟度クラス編成の効果

習熟度別クラス分けというより、経験度別クラス分けといったほうが良いかもしれないが、このクラス分けをする目的は、高校での過程によって、文書処理技術の経験度に差がでる。即ち、高校の過程によってカリキュラムが異なることが主な原因となって、全国商業高等学校協会ワープロ実務検定取得者が多数入学する一方で、普通科高校等では必修の「情報」科目だけを経験している学生も多数入学している。このような入学生の状況を前提として、それぞれの学生の状況から受け入れられる内容で始めて、授業に付いていけない人をなくすることが第一の目的である。

このクラス編成によって、経験の度合いが近い学生をグループ化できたので、毎回、的を絞った授業計画を立て、計画に従って授業を円滑に進めることができたことは、特に問題になる学生が出ず、その学生の問題を解決するためにだけ時間を費やすことがなかったことを示している。また、経験者クラスは高校で修得した技術の上に新たな技術を積み重ねて学ぶ機会を持つことが出来た。初心者クラスは基礎から丁寧に理解し、修得することができた。

2. 1クラス何名が適当か

現在ワードプロセッサは初心者・経験者で30名前後に人数を分けている。一人ひとりに行き届いた指

導もでき、学生は周りから適度な緊張感と競争感が持続できるように思える。他の科目に比べ、ワードプロセッサ授業の生徒の表情はいつも活気と自身に満ち溢れているように見える。短大のオフィス情報学科授業におけるワードプロセッサ授業の役割は、その後に続く表計算、データベースをはじめ、各種情報授業を円滑に受講できるようにする役割を担うものとして取り組んでいる。そのようなことから考えると現在の人数30名程度が適当と考える。

3. クォータ制の講座開講

3-1. クォータ制の講座開講とは

2学期制（セメスター制）を採用する授業が多い中で、「ワードプロセッサ」科目にクォータ制の開講を選択した。ここで言う、クォータ制とは本来のクォータ制とは異なるかもしれない。1学期（1セメスタ）を前半と後半に分け、1週間に2回の授業を開講して、 $\frac{1}{2}$ セメスタで90分15回の授業を開講するところから、クォータ制的と呼んだ。一般的なクォータ制を取り入れる計画もなければ、本来のクォータ制を意識して本科目を開講しようともしていない。ただ名称として、2学期制の1学期分を半分にしたからクォータ制的と呼んだだけである。

図2にクォータ制科目の授業日程例を示す。1学期間の前半に「ワードプロセッサⅠ」と、後半に「ワードプロセッサⅡ」の2科目を開講している。

3-2. クォータ制の講座開講の必要性と期待される効果

このような開講形態をとった理由は、以前、前期に「ワードプロセッサⅠ」、後期に「ワードプロセッサⅡ」という演習科目を開講していた時期があった。何れも、週1回90分で半期15回の開講である。このとき問題になったことは、学生が1週間前に学んだ内容や経験した技術を、次の週にはすっかり忘れていた。仕方がないので、前週の内容に戻って復習をしてから前に進むことになった。繰り返すことにより少しは身に付いてはいくのだが、余りにも効率が悪く、進度が遅いことが分かった。そこで、記憶が残っている間に、その記憶を足がかりに次に進むことを考えた結果が、週2回の開講であった。

この開講方法により、学生は集中的に授業に取り組むことができ、理解と経験を毎回積み重ねることができ非常に効果的である。

学生側からも、前回の記憶が残る中で、新たな内容に取り組むことができ、充実感、達成感を得ることができたと声を聞く。

平成19年度「ワードプロセッサⅠ・Ⅱ」日程 PC教室Ⅰクラス

前期前半

ワードⅠ		1	2	3	4	5
4月		4月10日	4月13日	4月17日	4月20日	4月24日 富治研修
5月	6	7	8	9	10	11
	5月1日	5月4日 みどりの日	5月8日	5月11日	5月15日	5月18日
						5月22日
						5月25日
						5月29日
6月	14	15				
	6月1日	6月5日 試験				

前期後半

ワードⅡ		1	2	3	4	5	6	7
6月		6月8日	6月12日	6月15日	6月19日	6月22日	6月26日	6月29日
7月	8	9	10	11	12	13	14	15
	7月3日	7月6日	7月10日	7月13日	7月17日	7月20日	7月24日	試験期間
							補講期間	試験

図2 クォータ制科目の授業日程

3-3. クォータ制の講義開講の問題点

1) 時間割に関して

時間割上で配慮しなければならない点は、大学の体制として全面的にクォータ制を取り入れていない中で特定の科目だけを1/2セメスタで開講する点にある。第一に、週2回の開講といっても、一日の内に2回または翌日に2回目などと、間隔の短い開講をしては意味がない。1週間の中の2回はできるだけ3～4日間の間隔を取ることが必要である。例えば月曜日に1回目を開き、2回目を翌日の火曜日に開くと、2回目から3回目まで、即ち次週の月曜日の開講まで6日の間隔ということになる。上述のように、学んだことを忘れないうちに次回を開くという目的から外れてしまうことになる。従って、1回目が月曜日であれば2回目は木曜日か金曜日という具合に、次回との間隔ができるだけ均等になるよう時間割を編成する時点で十分な考慮が必要となる。

2) 補講に関して

2学期制では、各期末に補講期間を日程に組み込むことをするが、このようなクォータ制的な開講では、後半の科目については、この補講期間を利用して補講をすることができるが、前半では、予め補講日を設定するか、普段の授業の中で適当な時間を探さなければならなくなることが問題点の一つといえる。実際は図2にあるように、15回の授業を確保するためには、前半の科目にあつては予め補講のための期間を準備することはできていない。また、後半にあつても補講期間として年間計画させている期間も補講としてではなく、15回の内の一回として授業をしなければならない状態のため、万一、休講にせざるをえない場合は、その都度、補講時間を確保しなければならない。

4. ティーチングアシスタント (TA) の採用

習熟度別クラスにしても、クラスの全学生が理解しながら授業を進めることはできない。何時でも補助を求めることができるTAを1クラス1名ずつ配置している。授業中に説明を聞き漏らしてしまったり先に進めない、操作を誤って抜け出せない、教員の説明が理解できなかったなど、授業中に付いていけなくなる原因はたくさんある。そのような時、個別対応はメイン講師一人では厳しい。TAの存在は取りこぼしのない指導ができるので大変心強い。それは学生も同じように感じていると思う。学生のキャラクターもさまざまで、積極的に手をあげて助言を求めてくる子もいれば、こちらから働きかけ背中を押してあげなければならないタイプなどさまざまである。TAとは授業の事前後に授業内容や学生の個別対応などを綿密に話しあう。メイン講師とTAのスムーズな連携で信頼関係が伝わる指導を心がけているので、学生も迷いなく取り組めるクラス環境を提供できている。

5. タッチタイピングの習得法

5-1 キーボード操作の基本と習得に必要なとされる条件

今後、どの分野でコンピュータに携わるにしてもタッチタイピングは大変重要なポイントである。企業の社員研修に向くと実務で長年キーボード操作をしている人でさえ、バラバラな指使いをしている人を多く見かける。

正しいタッチタイピングが習得されていれば仕事の効率は驚くほど違う。正しいタッチタイピングとはホームポジションをキープし、各指に割り当てられたキーを確実にタイプすることができる事である。「ワードプロセッサⅠ」では、キーボードになれていない生徒にはゼロから、自己流でキータッチを行ってきた生徒には正しいタッチタイピングができるよう徹底的に矯正まで行っている。すべての学生が他の情報科目をスムーズに履修するためにはタッチタイピングが大きく影響すると考える。「ワードプロセッサⅠ」では指導する上でも一番重点を置き、学生一人一人に根気よくきめ細かくチェックを入れている。これにより確実にすべての生徒から効果が上がっている。

5-2 キーボード操作練習ソフトウェアの利用について

授業で使用する教材として、日本データパシフィック社の「Type Quick」を購入させている。ゲームタイプのソフトが多い中、Type Quickは正しい打ち方と正確さを身につける事に重点を置いたプログラムになっている。インターネットで調べてみると、全国の高等学校や大学などが「Type Quick」に高い評価をし、導入している。「ワードプロセッサⅠ」では授業開始前、指ならしとして数十分使用しているが、学生達は皆集中して取り組んでいる。

5-1で述べたように、ここで生徒一人一人にチェックをいれ、徹底的に指導をすることが重要なタイピングと考える。スタート時、生徒はゲーム感覚で「ハイスコア」をねらおうとしてしまう。そのうち初心者はホームポジションを守りながらも、なかなか覚えられず、動かない指に悩み落ち込むが、パソコン経験者は自己流のタイピングをしはじめる。(元々正しいタッチタイピングができている生徒は別) タイピングソフトでの学習は、最終的に両者が同じ実力が付く指導をしている。正しい姿勢をとりマイペースで頑張る学生には「焦らずそのまま」と励まし、自己流の学生にはそれまでの特性はいかしつつ、正しい指使いを手取り指導する。そこまではじめてタイピングソフトを使用する意味があると考えからである。

5-3 10分間入力練習とグラフ化

「ワードプロセッサⅠ」受講期間中に「日本情報処理検定協会」の日本語ワープロ検定（以後ワープロ検定と表記）対策を行っている。申込日までの間、学生一人一人のタッチタイピングレベルをチェック、全員に適切な受験級のアドバイスをしている。さらに日々の結果を表計算ソフトで管理し、履修期間の中間時期と最終時にプリントアウトし、上達度を確認している。

打数をグラフ化することにより自分の実力を把握できるだけでなく、大きな自信にも繋がる。毎年ワードプロセッサの授業アンケートの自由記載欄には「これまで全くパソコンができなかったが、文字が早く打てるようになったので大き

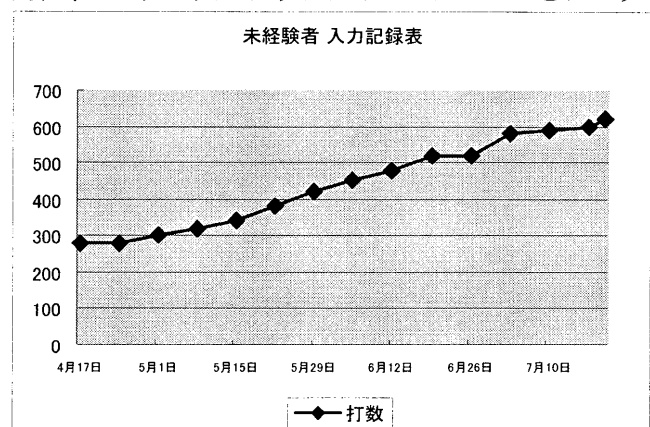


図3 未経験者の入力記録表

ワードプロセッサ科目の教授法について

な自信がついた」などの幸先の良い回答が多い。2年間続く情報授業に向かって前向きに取り組もうという意識を高めることにも繋がるだろう。

図3は初心者、図4は自己流経験者のグラフの例である。初心者は皆、なだらかな右上がり傾向になるのに対し、自己流経験者は高い数値からのスタートであるものの伸び悩み、後半は不安定になる傾向がある。

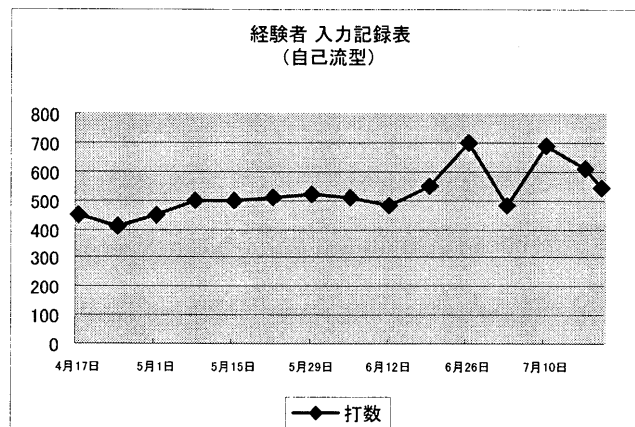


図4 経験者の入力記録表

この先、両者の差が出てくるところで、2年になり検定受検級で表すと1級以上の受験・合格できるのは初心者側で自己流経験者は2級から厳しい状況になってくるケースが多い。

5-4 検定対策と長文入力

検定対策としてだけでなく、正しい文字変換の学習指導をする部分である。生徒だけでなく一般の人でも“文字入力は誰でもできる”と考えているが、ここでは“自己流を捨てMS-IMEを知り、正しく使って変換する”ということが入力効率を上げ、延いては検定合格につながる、という事を理解させている。具体的に以下の内容は徹底指導している。

1) 日本語入力システムはMS-IMEスタンダードにする。

こちらについては7-1で解説しているのでそちらをご覧ください。

2) 長文は2文節程度で変換し、句読点は単独でいれない。

MS-IMEの学習機能を正しく働かせることを意識した変換をさせる。単漢字や単語変換の癖がついてしまうと入力の効率が大変悪くなる。どれだけキータッチが早くても計測の打数は伸びなくなる。そのような生徒には打数が減ってもよいので、まずは2文節変換することを身につけるよう指導している。

句読点は単独入力し、変換してしまうと「、。」が「, .」(カンマ・ピリオド)に、変換されてしまう。また厄介なことに学習機能が働き、以降句読点を入力すると変換しなくても入力ただけでカンマ・ピリオドに自動変換されることがあるからである。さらにワードの機能「入力オートフォーマット」と絡み合ってしまうと修正するのにも大変な事になる場合があるので特に注意をしたい所である。

3) 間違った変換は変換前に戻してから修正。

間違った変換をした後、すぐにBackSpaceキーを押してしまう人が多いと思う。するとどのようなことが起こるか。間違った所が消えずに思ってもいない文字から消去されていく。結局全部消去し再入力、という運びになっていくのではないだろうか。

文字の修正・消去にもMS-IMEの正しい操作を身につけなければこれも入力の効率が大変悪い。BackSpaceキーを押す前にESC(エスケープ)キーで誤って変換した文字を変換前に戻し、

次にBackSpaceキーを使うのが正しい方法である。何でもよいようなことだが、もたもたして計測すると間違いなく大きなロスタイムになる。

4) Enterキーの使用を減らす。

変換後の確定はEnterキーを押す。これが基本であるがEnterキーを多用する癖が付くと、2)で説明した単漢字や単語変換になりやすくなる。2文節変換をしていても、一度に正しい文章が変換できていればわざわざEnterキーを押す必要はない。Enterキーの回数を減らして計測をすると、驚くほど打数が増える。打数で伸び悩んでいる人の原因のほとんどこれが原因といってよいぐらいだ。キータッチの早い人なら10分間に200字前後の差が出る。10年以上ワープロ検定指導をしてきた中で数え切れない人たちにそれを指摘、矯正を経験してきた。

5) 手元を見ないで原稿に視線をおく。

ワープロ検定は入力・ビジネス科目共に手書き文書である。これはとても読みづらい。文書を作成する理想的な姿勢は「原稿から目を離さない」ということである。それに対し学生は「画面はいつ見るのか？正しく変換されていないかどうか？」と言う。

原稿を見、手元を見、画面を見る、という操作をすると原稿を見失う。そこで発生するミスは「脱行」である。目が飛んでしまうのである。

タッチタイピングが完璧になるとまず手元を見る必要はなくなるはずである。入力ミスを起こしたときには自分で「ミスをした」という手応えを感じるようになる。生徒には「そのときに画面を見ればよいのだ」とアドバイスをしている。それ以外は文章から判断して画面確認が必要なタイミングも分かるようになる。検定での脱行は大きな減点に繋がる。1級などでは「1字ミス＝－5点」で採点されるので脱行は大きな痛手となる。入力での不合格者の多くはそれが原因であるといってよい。

11111 高田 花子

受信者、発信者は
台紙の所に
やまだ清掃第10号
平成19年2月13日

ウエヤマ物産株式会社
代表取締役 堀内 慎二 様

1行あけ

本サービス開始のお知らせ

拝啓 晩冬の候、ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。投資家社
員による「プロの掃除」を特別価格にてご提供いたしますので、ぜひご利用ください
ようご案内申し上げます。なお、利用される場合は書き申込書に記入の上、2月23日（金）
までにFAXにて送信してください。→2行し、1字あけ

行頭揃え
3月1日（木）～30日（金）
電話にて見積もりをご依頼ください

名称	内容	割引率	特典
Aプラン	水周りの洗浄	5%	掃除道具を進呈
Bプラン	窓洗浄		
Cプラン	床面の洗浄と磨き	10%	次回窓洗浄半額料を進呈
Dプラン	水回り・窓・床の洗浄		

※特別価格は、見積価格に上記の割引率を乗じた金額になります。

4. 連絡先
やまだ清掃株式会社
TEL (055) 269-0478
FAX (055) 270-0452
至角に(文書内の至角・半角は統一する) 以上

きりとり線

清掃申込書

中込へ

会社名:
希望プラン:
電話番号:
実施希望日:

6. ビジネス文書について

6-1 ビジネス文書の構造

ビジネス文書の正しい作成方法を検定の文書作成科目を通じて身につけさせている。卒業後の実務でビジネス文書の作成は必須作業である。学生が受

ビジネス文書の構成を
もう一度しっかり石塚君に説明。
80点以上が合格ラインです。
がんばりましょう。

76

図5 ビジネス文書 添削の例

験するワープロ検定では3級までは配置など完成に近い内容のもの、準2級以上からはメモ書きから正しく清書する内容になっている。ビジネス文書の構造を理解していないと、ただ文字が早く打てるだけでは合格ができない。授業中の指導ではただ合格レベルにもってだけでなく、実務では一つのミスも許されなということを学ばせるために100点満点の文書作成を作らせている。毎回プリントアウトし自己採点したものを提出させ、さらに細かく添削指導を行っている。図5はビジネス文書の正しい構造に基づいて添削した例である。

6-2 作成時の注意点

ビジネス文書には原則があるが、図5で示したように、ワープロ検定のビジネス文書科目にはさらに細かい採点基準がある。手書き文書から起こすので生徒は最初のうち、原稿どおりのレイアウトにあわせて入力してしまう。段落の途中で強制改行をしてしまったり、受信者、発信者の配置を逆にしてしまったりする。問題集から様々なパターンで数をこなし、手書きレイアウトに惑わされぬよう前付、本文、別記、複文を正しく清書する力を身につけておく必要がある。

7. アプリケーションソフトの機能と習得 (MS-Word)

7-1 日本語入力

日本語入力システム「IME-2003」の入力方式に「ナチュラルインプット」と「IMEスタンダード」の2種がある。MS-Wordの規定値ではナチュラルインプットが選択されているが、「IMEスタンダード」を推奨している。

ユーザー側が文節変換を適切なタイミングで行っていく「IMEスタンダード」に対し、「ナチュラルインプット」はIME側が適切と判断したタイミングで自動変換していく方式をとっている。便利なようだが、結局後から再変換作業をして修正する必要がある。それではとても効率が悪い。企業での社員PC研修などに出向くと各アプリケーションをそれなりに使いこなしているユーザーでも日本語入力システムの設定にまでこだわる人は意外と少ない。キータッチができればそれで満足しているからである。普段から人名地名、話し言葉優先、カタカナ語英語の各種辞書の利用など、しっかり活用するよう、学生には指導をしている。

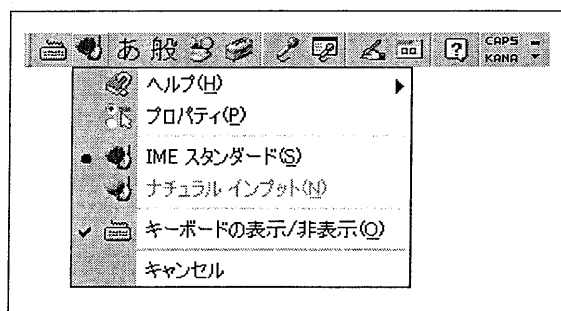


図6 IMEスタンダードとナチュラルインプット

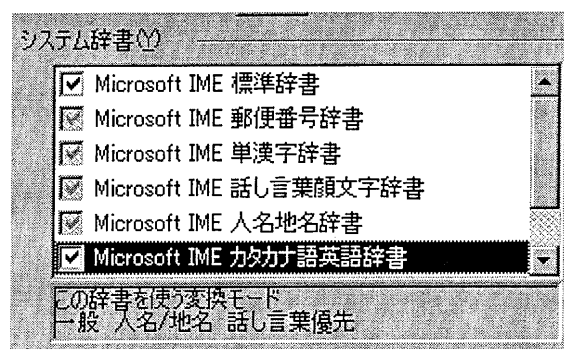


図7 IMEプロパティの辞書設定

7-2 単語登録

難しい単語や長い文字列などを毎回入力するのは困難である。そのようなときに便利なのが単語登録である。ワープロ検定のビジネス文書科目でも使用できそうなものは各自自由に登録させている。

表1 単語登録の例

読み	変換された文字
がくせき	B00000 高田 花子
かぶ	株式会社
だいてり	代表取締役
てる、ふぁ	T E L、F A X
ところ	三重県津市一身田豊野195
めーる	b00000@st. takada-jc. ac. jp.
あ	ありがとうございます。
よろ	よろしくお願い申し上げます。

7-3 ページ設定

個人的な意見として、MS-Wordのページ設定機能は「柔軟性に欠ける」、と感じる部分がある。それは余白の設定である。規定値であるA4版に基準をあわせた上下左右30mmの数値が用紙サイズを変更してもキープされたままになるのである。その結果用紙サイズの小さなハガキなどは字詰め・行詰めが極小になってしまうのでユーザーが余白をマニュアル設定する必要がある。出てくる。

用紙サイズ、文章の種類によって適切なページ設定の値を適用できるようにしたい。字詰め・行詰めにより文字、行ピッチ共に自動設定もされるので個人のセンスも必要である。学生には検定問題集のビジネス文書問題や、セクション区切りなどを自由に挿入し、DTPを意識したチラシやパンフレットなど高度な設定が必要な文章を作成させている。

教科書どおりでないページ設定を展開できることが、MS-Wordを自由自在に操作することに繋がる重要なポイントになるのである。

7-4 バージョン2003と2007対応

2003年秋から3年の時を経てOffice2007が登場した。2007バージョンは外観、操作性も大きく様変わりしている。平成19年度入学の学生が入学時にパソコン新規購入をしていれば、OSがVISTAでかつOffice2007プリインストールモデルであろう。

しかし現在、企業で導入されているOfficeのバージョンはほとんどが2003ではないだろうか。大手派遣会社2社の営業担当にリサーチしてみた所、2007年秋現在、取引企業の100%がそうであるということであった。

平成19年度前期授業アンケートの自由項目で「自宅P CのOfficeバージョンはいずれか？」の項目を設けてみた。実施クラスはワードプロセッサ初心者(24名)クラスと「インストラクタ演習I」(2年10名)を対象とした。図8のグラフはその結果であるが、すでに3割近い生徒が2007バージョンを所有していた。

ワードプロセッサ科目の教授法について

ここで出てくる問題は2007バージョン所有者が学校で学んだ2003バージョン操作法と自宅の2007バージョンでの操作法が異なってしまうということである。2003バージョンでは従来どおりメニューバーやツールバーを利用して操作できるが、2007バージョンでは見た目が全く違う「リボン」と呼ばれるメニューバーとツールバーを統合した操作画面に変わっている。2003バージョンで極めてきたパワーユーザーにもこれには困惑したことだろう。

しかし実際に2007バージョンを使い込んでみたところ、2003バージョンで確実なスキルが身につけていけば全く問題がない。特にMS-Wordに関してはむしろ操作が容易になり、シンプルになったように感じる。操作に迷ったら右クリックで対応すれば疑問も回避できるであろう。ただそう思えるようになるには逆に2003バージョンの経験は必要だ。短大でも受験指導を行っているMOS検定（マイクロソフトオフィススペシャリスト）も2007バージョン登場によりMCAS（マイクロソフト認定 アプリケーション スペシャリスト）に移行している。右クリックはMCAS対策ではお勧めできないが、「企業での活用」が第一優先と考えると当面2003バージョン重視の指導を続けていくことが望ましいであろう。

おわりに

習熟度別クラス分けによって、学生間に“できるクラス”“できないクラス”とか、“上のクラス”“下のクラス”という、差別的な考えで見られることを避けたい。このような意識でクラス分けをするのではないことを第一回目のオリエンテーションで十分に説明をしている。習熟度別クラス編成と表現したが、小中学校での習熟度別授業とは異なり、高校でのアプリケーションソフトウェア利用経験別にクラス分けをしているので経験別クラス分けと言うべきであろう。この経験別クラス編成は、入学時にアンケートを採ってクラス分けをしているが、クォータ制の開講と組み合わせて授業を行っている点に

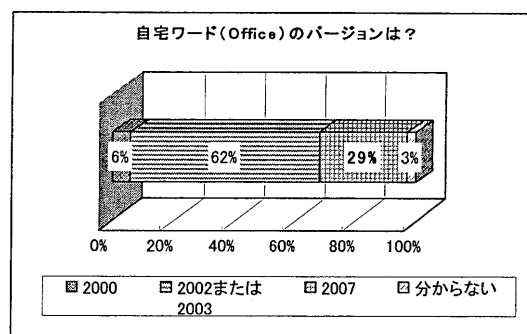


図 8 自宅 PC の office バージョン

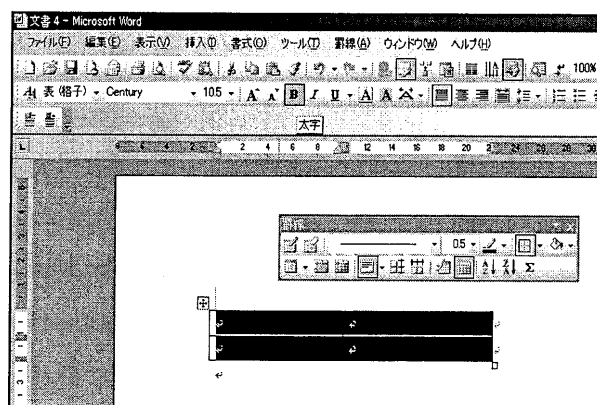


図 9 ツールバー操作のワード 2003

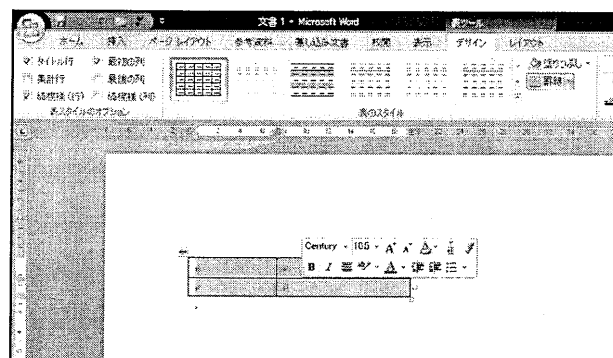


図 10 リボンとコンテキストualタブ操作のワード

特色がある。これにより、入学時に短期間で集中的に、かつ、学生のレベルに合った内容で授業を受けることができ、理解しやすく興味をもって授業に臨み、検定試験という目に見える成果を得ることで充実感を得ている。本科目以後の他科目への波及効果は大きいといえる。

今後の課題として、期の途中でのクラス分け再編の必要性和期待される効果について検討しようとしている。期の前半に「ワードプロセッサⅠ」後半に「ワードプロセッサⅡ」と2つの科目に分けて開講しているが、この前半と後半のクラス分けは、前半開始時にクラス分け1回のみであり、後半の開始時に改めて、「ワードプロセッサⅠ」の成果を踏まえてクラス分けをやり直していない。前半と後半の間にクラス分けをやり直す作業時間が確保出来ないことと、当初からクラス別に講義内容を変えていることから、途中での再クラス分けは、講義の連続性を維持できない学生も出てくる可能性があることがその理由である。

クラス分けのアンケート項目については、平成16年に作成したものを4年間使用した。この間の、情報に関する社会的な変化や学生、就職先の意識も常に変わり続けていることは明らかであり、アンケート項目を早期に見直し、授業内容についても、他の表現やコミュニケーション、文書作成関係などの科目と連携をとり、就職先のニーズを調査し対応しながら、ソフトウェアのバージョンアップを意識した講義形態と講義内容の改善を続けていきたいと考える。

参考文献

独立行政法人 国立印刷局 高等学校学習指導要領（平成11年3月）

佐藤学 「習熟度別指導の何が問題か」（2006）

梅原俊夫・小寺孝幸 『習熟度別授業で学力は育つか』（2006）

高田短期大学オフィス情報学科 『スキルワード2007』（2006）

井上香緒里・きたみあきこ・牧村あきこ 『Word&Excel&PowerPoint2007の疑問に答える本』（2006）

日本情報処理検定協会 『日本語ワープロ検定試験 模擬問題集2級』（2007）

短期大学におけるキャリアガイダンスプログラムの構築

The Construction of Career Guidance Programs in a Junior College

畠 山 義 啓

Yoshihiro Hatakeyama

手 嶋 慎 介

Shinsuke Tejima

真 弓 徳 光

Tokukou Mayumi

倉 田 充

Mitsuru Kurata

(要 約)

短期大学に限定したキャリアガイダンスプログラムのあり方について教育課程を中心にして検討する。本稿における「短期大学におけるキャリアガイダンスプログラム」とは、企業への就職を念頭に置いた就職支援教育のカリキュラムを中核に据えるものである。また、プログラムとはカリキュラムおよびワークシート等を含む授業内容を意味するものである。それは科目の連動によって構築されるものであり単独の科目のみで完成されない。

(キーワード)

教育課程としてのキャリアガイダンスプログラム、キャリア支援科目、科目の連動

1. はじめに

短期大学におけるキャリアガイダンスプログラムの構築は、入学者数減少という点と、短期大学の存在価値そのものの低下という二点から、存続が危ぶまれる短期大学にとっての重要な取り組み課題のひとつといえる。

本稿では、筆者らが所属する高田短期大学オフィス情報学科において平成19年度より開始した教育課程の「キャリア支援科目（資料1）」と「ビジネス実務科目」（とくにオフィスコミュニケーションと簿記会計）の連動をキャリア教育という視点から捉え「短期大学におけるキャリアガイダンスプログラムの構築」¹としている。そして、真弓・倉田・手嶋（2007）において論じたキャリア教育実践の課題を受け、本学科で新たに展開しつつある実践内容を中心にして論じるものである。

2. 短期大学に必要とされるキャリア教育の目標 ～YESプログラムの導入と活用～

2-1. キャリア教育プログラムの目指すもの

近年「キャリア教育」は、文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」においても「実践的総合キャリア教育の推進²」がテーマとされるように、大学・短期大学・高等専門学校において社会的要請の強い政策課題として積極的に取り組まれている。若年者雇用が社会的問題となるなかで、大学等における学生の高い職業意識・能力の育成を目的とし、実践的かつ体系的なキャリア教育

を学校として組織的に行う取組を選定し、支援を行うことが趣旨・目的とされている。

このようななかで、本学科は平成18年度より「YESプログラム (Youth Employability Support Program 若年者就職基礎能力支援事業)」を導入した。プログラム内容である「ビジネスマナー」「基礎学力 (計算・計数・数学的思考力)」「基礎学力 (社会人常識)」「基礎学力 (読み・書き)」「コミュニケーション能力」「職業人意識」の醸成に努めるべく、『ビジネスマナーⅠ』『基礎演習Ⅰ』『基礎演習Ⅱ』『国語表現』『言葉とコミュニケーション』『キャリアガイダンス』という科目を中心に教育を行うこととなったものであり³、この導入への背景は真弓・倉田・手嶋 (2007) において述べたとおりである。従来まで、各科目で目指してきたものを、YESプログラムとして再構築したわけである。以下では、この現状と課題について見ていきたい。

2-2. YESプログラムの現状と課題

平成18年度生のプログラム修了者数は40名であった。これは留学生を除く学生数から考えると約8割といえる。また、平成19年度生についても、留学生を除くすべての学生がプログラムの終了を目指す履修を行っている。平成18年度生に限っては、YESプログラムに対する認知度の低さなどによって約8割の修了者にとどまったものと考えられる。また、指定された資格を一つ以上取得することが条件となっているが、この資格取得を計画的に行うことが出来ていない等も影響しているように思われる。

プログラムの終了 (と就職基礎能力修得証明書の取得) が即、就職の決定につながるとはいいたいことは事実としてある。教育課程内に導入している点から予想されるが、総じて学生の取り組み方の実態は「科目を修得すること」に専念するのであって、「科目の目標を修得する」ことを目指すのではなく、本来の修得目標を達成したとはいいたいケースが少なくない (もちろんペーパーテスト等によって、単位修得が本来の目標を達成したと評価し、単位認定しているのであるが)。極論ではあるが、手段が目的化したままで終わってしまうのである。この点については、プログラムの具体的内容となる授業内容の改善を継続していくことは当然として、関連科目においても同様の意図をもってフォローしていくことも必要となろう。

2-3. キャリア教育目標としての資格取得支援の限界

以上の「就職基礎能力習得証明書」の取得は、資格取得支援の一環としてみることもできる。それはいわば約1年間の到達目標の設定と、その目標達成に向けた支援である。また、さきに指摘した通り、そもそもYESプログラムは指定された資格を一つ以上取得することが条件となっている。本学科の「スキルアワード」システム⁴を連動させることがプログラムそのものの価値を高めることにもなろう。指定された資格は「情報技術」「経理・財務」「語学力」等であり、主としてビジネス実務科目の「情報」や「簿記会計」での連動が容易であろう⁵。

「強化資格」では社会や学生のニーズにあわせたものを教育課程内に用意することが重要である。また、単なる到達目標としての資格取得ではなく将来的なキャリアに適応したものでなくてはならない。したがって、取得が容易ではない資格が対象となってくることによって、資格取得そのものが大きな目

短期大学におけるキャリアガイダンスプログラムの構築

的となり、キャリア教育目標として設定し到達度を確認するような指導はできなくなる。

3. 短期大学におけるキャリアガイダンスプログラムのあり方

3-1. 体験型ガイダンスの拡充

本学科の体験型学習については別稿（真弓・倉田・手嶋2007、真弓・倉田・林2004、真弓1999）で論じてきたとおりであり、『社会体験学習Ⅰ』→『社会体験実習』→『社会体験学習Ⅱ』という流れの、実習とその前後の学習を充実させていくという展開に変更はない。また、今後もキャリアガイダンスプログラムの中核として位置づけられるであろう。しかしながら、近年の小・中・高において「職場体験」等の名称で展開される「総合的な学習の時間」等を経験した学生を前提としてきたものではないことも事実である。鷲尾（2007）の指摘する「情報」必修化の影響と同様に、学生の現状を明確にするなどの対応が必須となろう。

平成19年度『社会体験学習Ⅰ』で行った簡易な学生アンケート⁶では、科目履修者45人中、高等学校までの「職場体験」等の経験者は38名、未経験者7名であった。経験者38名中7名が1週間（5日間）の経験があり、その他は1～3日であった。実習先を大きく2つにわけると、幼児教育・介護系（幼稚園・保育園・介護施設等）の実習経験者が22名、『社会体験実習』（企業・病院・官公庁）系の実習経験者が16名であった。『社会体験実習』系の実習経験者16名中、1週間（5日間）の経験者は4名のみであり全体の10%未満であることから『社会体験学習・実習』の当初から継続してきている「2週間（10日間）の企業への実習」の意義をうかがい知れる。

しかしながら、学生数が減少する傾向に反比例するような学生のニーズの多様化に対応し、実習先の多様化等を行わなければならない状況に変わりはない。これらの点についての改善策は大きくわけて二つである。第一に実習先の多様化であり、第二に事前・事後学習の充実である。第二については、「職場体験」は文字通り職場を体験するにすぎず、就業体験の段階までには至っていないことから、実習への準備段階の授業内容と事後の授業内容の意味づけを再構築することによる改善が可能と考えるからである。

例えば「ビジネスマナー」「コミュニケーション能力」「職業人意識」というYESプログラムで求められる能力要件について、実習を通してどの程度修得できたか等の確認を行うことによりYESプログラムの再確認・連動による充実等が考えられよう。

なお、以上のような明確な枠組みをもとにしたものではないものの、プレゼンテーションを行うことを目標とし、そのスライド作成時に自らの体験の内面化を強化していくような試みは平成19年度の『社会体験学習Ⅱ』において行った。平成18年度まで行ってきた発表会にPowerPointを用いることを条件としたに過ぎないが、今後の展開によっては実習時の取り組み方への良い影響を期待できると考えている。また、2年生の卒業研究レポートの発表会を意識して、学科全体の「実習発表会」として構築していく方向性も考えられるであろう。

実習先の多様化については、平成20年度より「ボランティア体験の導入」をすすめている。『社会体験学習Ⅰ』において、ボランティア活動において必要とされるリーダーシップやコラボレーションの演

習を授業内容に挿入することで、ボランティアへの意識を目覚めさせ、ボランティア体験としての実習先を予定している。また、これに連動する形で平成21年度より『現代社会とボランティア』（2年前期）を新規開講する。体験型学習は2年生向けとしては展開されておらず、夏季休暇等におけるボランティアへ誘導する科目を導入することによって、その教育効果をねらう意図もある。

3-2. キャリア教育の早期化 ～ビジネスリテラシー演習の導入～

平成19年度より「ビジネスリテラシー演習Ⅰ」を開講した。「キャリア支援科目」の新たな中核的科目として位置づけたこの科目は、学科の全教員が担当するものであり「基礎ゼミナール」「卒業研究ゼミナール」同様の少人数教育を行うことが出来るものである。「ビジネス実務を学ぶための基礎能力（リテラシー）を身につけることを」ねらいとし、具体的内容は、①自分を知ること、②社会を知ること、③文章を読む力と書く力を向上させること、④意見をまとめ発表する力を習得すること、⑤調査・研究・発表の基本を知ること、という5つに分けて授業の内容・計画を行った。

以降では、筆者らが中心にかかわった内容である①と②、すなわち他の科目との連動を意図した内容であり、非体験型のガイダンスとしての今後の展開が見込めるものと捉え、若干の考察を加えたい。

①自分を知る（主担当者：畠山義啓）

ここでは、主に強みの発見をめざし自分史の作成を行った。従来、1年後期の『キャリアガイダンス』の初期段階で作成を行った自分史であるが、入学から半年間の自分史が展開されていない学生が多かったこともあり、高等学校までの棚卸しをいち早く行うという意味も含めて早期化したものである。自分史の項目としては「得意・不得意科目」「学外活動」「趣味（好きなこと）」「努力したこと」等の一般的なものであり、小学校から高校時代までの時系列で記載する形式である。『キャリアガイダンス』において使用しているテキスト⁷のワークシートと同様のものである。このワークを通じ、自分を知ることだけではなく、関係が深まっていない段階での他の学生とのふれあいは、この科目の最終目標でもある協調性の向上の第一歩として相応しいものであったといえよう。

この「自分を知る」に連続する『キャリアガイダンス』では、「5年後の自分」を構想し、その実現に向けたデザインを行った。この科目では「自己PR」をできるところまで、自らを開拓することが評価の対象となっている。この点では、2年生の『プレゼンテーション』においても連続していくことが必要であり、就職活動時期に重なってくる点でも重要となろう。

②社会を知る（主担当者：真弓徳光）

ここでは、新聞を活用した授業内容としたが、初回にメディアアンケート⁸として学生の実態を調査した。

ある程度予想された結果であるが、52名中24名が「新聞を読まない」と答え、「毎日読む」が10名に過ぎなかった。過半数がほとんど新聞を読まないといえる結果であり、さらに、「どの欄を読むか」という質問に対しては「テレビ番組」「天気予報」が回答の1, 2番であった（複数回答あり）。また、最

短期大学におけるキャリアガイダンスプログラムの構築

もよく利用するメディアは37名が「テレビ」、14名が「インターネット」、1名が「新聞」であった。

以上から考えられる2つの教育内容の改善への方向性は「活字に慣れ親しむためにも新聞等の活字メディアを活用する」と「慣れ親しみやすい映像・インターネット（画像）を活用する」であろう。前者では、本授業内で各自が一部ずつ新聞を用意し、スクラップした記事をゼミナール別で発表した後、代表者が全員の前で発表するなどの演習を展開した。

後者では「NIE (Newspaper in Education)」(財団法人日本教育文化財団 <http://www.pressnet.or.jp/nie/nie.htm>)の映像教材や各新聞のホームページの活用方法などの紹介を行っている。

また、この「社会を知る」に連続する内容を含む『基礎演習Ⅱ』においては、インターネットを利用した勉強方法を紹介している。例えば、国会図書館内の「日本国憲法全文」、各省庁のページから白書・統計資料、世界文化遺産のホームページを紹介するなどである。語彙をキーボード入力し、ワンクリックするという簡単なプロセスで膨大な情報が入手できることを知っているにもかかわらず、残念ながら、自学自習を目的として有効に活用することができていないようである。この点は前章「キャリア教育教材の開発の必要性」において論じたとおりである。以上の点は2年生の関連科目である『現代社会事情』においても継続して取り組んでいく内容である。

③、④、⑤についても簡単に付記すれば「③文章を読む力と書く力を向上させること」は、テキストの選定基準の明確化を行うことが必要であろう。例えば、あくまでも慣れ親しむことを主目的とする場合と、名著・名文にふれるという目的とではテキストは大きく異なってくる。「④意見をまとめ発表する力を習得すること」についても同様であろう。「⑤調査・研究・発表の基本を知ること」については主にゼミナール別での活動が前提とされようが、調査・研究・発表についての共通テキストを活用することも考えなければならないだろう。

3-3. キャリア教育の部分的外部化の限界とその超克

以上のような内容に加え、それらの部分的な外部化を積極的に行ってきた。古くは『社会体験学習Ⅰ・Ⅱ』における実業人による講演会形式のものにはじまり、平成18年度には本格的なコーチング研修を導入するなど、その詳細は鷲尾・畠山・手嶋・真弓編(2007)のとおりである。コーチング研修全体として、実施前の打ち合わせを綿密に行ったこともあり、大変有意義な内容になったといえる。同時に、行動に結びつける技法といえる「コーチング」の研究・習得を教職員が行うことの必要性を強く感じ、平成19年度には教員向けコーチング研修をFDの一環として実施するにいたっている。

また、『キャリアガイダンス』において平成18年度より実施している「Career Approach」⁹についても、検査結果についてのフォロー研修をキャリアカウンセラーによって実施継続中であるが、きめ細かなフォローについては個別対応を行うべきものであり、継続的な対応が不可能である点からも外部化には相応しくない。

以上、外部化の限界として指摘できるのは、全面的な委託であったとしても、実施前の綿密な打ち合わせが肝要な点である。例えば山本(2007)のような科目自体を外部化(非常勤講師等として)する場合は別として、部分的外部化の場合、全体的なすり合わせを行わなければ、教育課程内における科目の

連動で目指すようなMECE (Mutually Exclusive collectively Exhaustive モレなくダブリなく) を実現することは不可能であり、安易に外部化することは多大なコスト (人的・金銭的側面) をはらう割には得られるものは少ないという事態になりかねない。

それでは、有効な外部化が行えたとして、理想的なプログラム構築が出来るものであろうか。それは可能であると机上で結論づけることはできるものの、同時に、現実的な実施の段階で多くの問題が発生することも予想できよう。いわばプログラムの補完的な何らかのものが必要とされよう。そのひとつとして考えられるのが、予習復習などの自学自習を支援する仕組みである。例えばOn-Demand就職情報提供としてプログラム内容を提供するキャリアガイダンスツールである。内容としては「就職活動を行うに当たって」というような初歩的なガイダンスから開始し「企業が求める人物像」「面接試験の評価ポイント」「面接時のマナー (お辞儀の仕方、表情の大切さ、身だしなみ、言葉遣いなど)」「面接時の基本動作 (ドアの開閉・入退室、椅子の座り方・立ち方、上席の知識など)」「面接のシミュレーション (訪問、面接時の挨拶・就職面接の実習など)」「電話のマナー (電話対応の心構え・電話のかけ方・電話の受け方など)」「履歴書・エントリーシートの書き方」といった就職活動に直結した実際的なものである。やや大げさではあるが「実践」と「理論 (プログラム内容)」の同時並行的な学びの環境整備によって内部と外部のミックスが整い、学生の主体的な自ら学ぼうとする行動によって完成することを期待するものである。

もちろん、そのようなプログラム修了者に対しては、就職活動支援機能をもつ学校組織 (進路課) によって支援 (適時適切なキャリアカウンセリングなど) されることによって、各学生の目標達成が可能となる。そのためのキャリアカルテ (「学生基本情報」「取得資格情報」「進路指導記録」「入社試験情報」「実習情報」など) の整備も重要な要素となろう。また、各大学生の悩みに回答している小島 (2007) に見られるようなQ & A形式による対応も、Webベースで提供することができよう。個別対応が基本とはいえ、実は、同様の時期に同様の悩み・疑問が生じることは予想されるし、その悩み・疑問をかかえたままにしまい、活動が鈍化しているようにも思われる。その活動とは教員にたずねてみる、という簡単なものも含んでいる。想像できる限りの手がかり、糸口を用意することが必要である。「学生が相談に来ない」のではなく、学生を相談に来させるような仕組み作りをしていない限り「学生が相談に来ない」という言説は、支援者の単なる「言い訳」にすぎないと肝に銘じたい。

4. おわりに ～キャリア支援科目とビジネス実務科目の連動～

近年、大学・短期大学において「キャリアセンター」等の設置が急速に進んだ。それらは従来から存在した進路室等の衣替えや組織変更に伴う名称変更に過ぎないようにも思われるが、優れたキャリア支援の実践事例の報告が増加していることも確かである (上西編著、2007等)。本稿では、主としてキャリアガイダンスプログラムを教育課程として論じてきており、学校組織的なキャリア支援は別物としてきたが、その連携の重要性を軽視するものではない。

小杉 (2007) においては、大学の行うキャリア形成支援の諸施策が初期キャリアに及ぼす影響について検討されている。そこでは、キャリア教育科目や大学のセミナーは受講者の中で「役立った」とする

短期大学におけるキャリアガイダンスプログラムの構築

者が、比較的少ないことが明らかにされている。また、卒業生からの評価も厳しく、今後、その内容について十分に吟味していく必要性が指摘されている。インターンシップは経験者は少ないが、経験した者の中では、役に立ったと評価する者は多いという。

小杉（2007）の分析を見る限り、本稿で論じてきた体験型ガイダンスを中核に考えるキャリアガイダンスプログラムのあり方は的を射たものであり、方向性も間違いはない。しかしながら、キャリア教育科目や大学のセミナーが役立たないとの評価が予想されるならば、各科目や就職講座等のセミナーの内容も検討しなければならない。現時点での最短の解決への道のりを本学科について言えば、キャリア支援科目とビジネス実務科目の連動にあるように思われる。キャリア支援科目を通した社会で必要とされる基礎力の養成と、それらを基礎とした上でのビジネス実務科目を通した専門力の基盤作り、という連動が重要となろう。

具体的には、役立つとの評価を得られやすいというインターンシップ（社会体験実習）を中心に考えると、その連続的内容を含むビジネス実務科目の構築である。キャリアガイダンスプログラムの最終目標が、学生の就職内定でないとすれば、急務の課題である。

<資料1> 新・教育課程（平成19年度～）「キャリア支援科目」

		1年		2年	
		前期	後期	前期	後期
キャリア支援科目	ビジネスリテラシー	国語表現			
			文書作成		
		言葉とコミュニケーション			
				プレゼンテーション	
		ビジネスマナーⅠ			
			ビジネスマナーⅡ		
		ワードプロセッサⅠ			
		ワードプロセッサⅡ			
		ビジネスリテラシー演習Ⅰ			
				ビジネスリテラシー演習Ⅱ	
		基礎演習Ⅰ			
			基礎演習Ⅱ		
				現代社会事情	
			キャリアガイダンス		
		社会体験学習Ⅰ			
			社会体験学習Ⅱ		
		社会体験実習			
	強化資格	医療事務Ⅰ			
			医療事務Ⅱ		
			医療事務Ⅲ		
			シスアドⅠ		
	ゼミ		シスアドⅡ		
				シスアド演習	
				ビジネスシステム演習	
				システム構築	
	ゼミ	基礎ゼミナールⅠ			
			基礎ゼミナールⅡ		
				卒業研究ゼミナールⅠ	
					卒業研究ゼミナールⅡ

(謝辞)

本研究は、平成19年度大学教育高度化推進特別経費（教養教育改革推進経費）による、高田短期大学オフィス情報学科研究プロジェクト「キャリア・アップグレードプロジェクト」として研究継続中の内容を含むものである。したがって、オフィス情報学科全体あるいは短大全体として考えるべき事を含むものと思われる。これまでも学科の各先生にも協力をいただいたことに感謝するとともに、今後もご支援いただかなければ成果を得られない企画・実践研究であることを付記しておきたい。

註

- 1 本稿でいう「キャリアガイダンスプログラム」とは、キャリア支援科目「キャリアガイダンス」のみを意味するものではない。小・中・高におけるキャリア教育の「進路支援を主たる内容とするキャリアガイダンス」の短期大学生向けのプログラムを意味している。
- 2 「実践的」とは、理論や方法を学ぶということだけではなく、学生一人一人の職業に対する意識や能力を直接的に高める取組を意味し、「総合」とは、正課教育及び正課教育以外の活動を含む大学等で展開されるキャリア形成のための総合的な取組が意味されている。本稿では正課教育を中心に論じているが、今後の展開として参考にするべき視点であろう。取組例として示されている内容も、「正課教育（一般教育・専門教育）と正課外教育（一人一人の学生にきめ細かく対応した就職相談・キャリアカウンセリング等）とを体系的に行うキャリア教育プログラムの開発と展開。」「正課教育を通じて職業意識醸成を行う取組や各種ガイダンス・特別講義・インターンシップ等の取組を合わせて総合的に行うキャリア教育プログラムの開発及び展開。」「地域社会や企業等との連携協力により、社会や経済の動き等を題材とした科目群を構成・実施し、自己の専門分野と社会との関係についての理解を深めるキャリア教育プログラム開発及び展開。」であった。
- 3 YESプログラム導入に伴い『言葉とコミュニケーション』を新設、『オフィスコミュニケーションⅠ』『オフィスコミュニケーションⅡ』をそれぞれ『ビジネスマナーⅠ』『ビジネスマナーⅡ』としてコミュニケーション関連科目の再構築を行っている。また、筆者らは各科目のうち以下のとおり担当してきている。
 - ・『基礎演習Ⅰ』『基礎演習Ⅱ』… 平成17年度まで、手嶋・真弓他がⅠ・Ⅱを連続して担当していたものを、平成18年度からⅠ・Ⅱの内容をそれぞれで完結させ『基礎演習Ⅱ』を手嶋他が担当。
 - ・『キャリアガイダンス』… 畠山・真弓・倉田・手嶋が科目担当。YESプログラム該当部分については真弓が担当。
- 4 平成17年度から実施しているこのシステムは、学生のSkill（技能）の向上を目指して、それぞれの実務科目で学生の技能の達成を認知し、スキルアワード対象科目では、実務科目の達成課題を設定し、達成できた科目を学科として公式的に認める。難易度に応じて獲得した結果に対して学科として表彰していくものであり、このことにより学生の明確な目標設定と着実な技能向上を図る。資格を取得した学生をほめることで、学生の学習に対するモチベーションを高めることも目的としている。
- 5 具体的には、Microsoft Office Specialistや日商簿記検定などであり、語学分野ではTOEICなどが指定されている。
- 6 質問項目は、希望実習先、実習経験の有無、その実習の具体的内容である。
- 7 テキストは株式会社ディスコの『Cue 短大生のための就職応援ブック』であり、学校行事である就職講座においても併用されている。YESプログラムのテキストとしては、富士通オフィス機器株式会社『ビジネス教材シリーズ職業人意識（YES－プログラム対応）』FOM出版、2005年、を採用している。

短期大学におけるキャリアガイダンスプログラムの構築

- 8 質問項目は、利用のメディア、新聞の利用度、新聞のどの欄を読むか、情報源の活用について等である。
- 9 ㈱ベネッセコーポレーションの就職適性検査であり、大学3年生・短大2年生向けの内容となっている。

引用文献

- 上西充子編著（2007）『大学のキャリア支援 ― 実践事例と省察』経営書院。
- 小島貴子（2007）『働く意味』幻冬舎新書。
- 小杉礼子編著（2007）『大学生の就職とキャリア ― 「普通」の就活・個別の支援』勁草書房。
- 真弓徳光・倉田充・手嶋慎介（2007）『短大におけるキャリア教育実践の課題と施策 ― 地元密着型短大の特性を前提として ― 』『高田短期大学紀要』第25号。
- 真弓徳光（1999）「社会体験学習導入経過と今後の展開」『高田短期大学紀要』第17号。
- 真弓徳光・倉田充・林眞義（2004）「「社会体験学習・実習」の検証：「社会体験実習」に関する実態調査と今後の課題」『高田短期大学紀要』第22号。
- 山本直人（2007）『実況中継 大学生のためのキャリア講義 ― 就活本を読む前に ― 』インデックスコミュニケーションズ。
- 鷺尾敦（2007）「短大のビジネス系情報教育における普通教科「情報」必修化の影響」『高田短期大学紀要』第25号。
- 鷺尾敦・畠山義啓・手嶋慎介・真弓徳光編（2007）「キャリアアップグレード支援プログラムの開発 ― 教養教育改革推進 ― 」高田短期大学オフィス情報学科『平成17年度・平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」による助成研究報告書』。

女子短大生の被服行動と衣服管理

Behavior and Repair of the Women College Students for Clothing

鷺 見 裕 子

Hiroko Sumi

(要約)

衣生活学習において衣服管理と購入・着用を関連づけて学習し、衣生活全体への関心を高めるための授業展開を検討するための資料を得ることを目的とし、女子短大生の「選択・購入」、「使用・着用」という被服行動の傾向を「被服行動尺度」をもちいて調査を行った。結果として、流行性を重視する傾向が強いほど、経済性にはマイナスの影響がある。機能性と適切性には相互に高い関連を示した。衣服管理のための取り扱い絵表示の理解や衣服購入時での衣服管理考慮の有無が機能性や適切性の行動様式に影響を与えていた。

(キーワード)

衣生活学習、被服行動、衣服管理

はじめに

現代の生活は家庭内だけで処理できることが少なくなり、家庭生活、つまり衣食住、保育・介護などは公私のサービスなしでは成り立たず、家庭生活は社会化・外部化が進展している。とくに被服は、戦後の合成繊維や縫製機器などの科学技術の進歩や寸法の規格化、既製服産業の躍進により、私たちが日常着る衣服はそのほとんどが購入した既製服であり、衣服を家庭内で製作するのは極少数派となっている。また、大量生産・大量消費により補修・修繕すら行われない家庭も多くなった。

一方、家庭科の中・高等学校の衣生活学習においても、社会の変化や男女共修の実施により、かつては技能習得の割合が多かった被服学習は見直され、結果として時間数の減少や選択化によりその学習内容が縮小されている現状がある。

そのような生活現状と教育環境にある学生に対して、介護福祉士として、高齢者・障害者の衣生活を総合的に理解し支援するための能力を養成すべき衣生活学習はその内容や展開の精査が必要となる。

筆者は前報¹で、介護福祉士養成教育における衣服管理の授業検討のために大学生の衣服管理の意識と実態を調査し、取り扱い絵表示への関心の育成が衣服管理の意識形成や実践への有効な手段となることを導き出した。さらに、課題として衣生活全体の関心・理解を深めるためには、衣服管理と着用や購入とのつながりを気づかせることの重要性も考慮しなければならないことを報告した。

そこで本報では、介護福祉士養成教育の衣生活分野での衣服管理を中心とした授業内容を構築するために、「選択・購入」、「使用・着用（消費）」の2つの側面に着目した被服行動尺度調査により、学生の被服行動の傾向を知ることを目的として行った。

方 法

1. 調査対象及び調査方法

本学子ども学科に在籍する1年女子学生（160名、平均年齢 18.3 ± 0.48 歳）に2007年6月、2年女子学生（112名、平均年齢 19.6 ± 0.55 歳）に2007年10月に調査を行った。その中の有効回答者（1年生157名、2年生109名、計266名）について分析対象とした。調査は授業時間を利用して、自記式で実施した。

2. 調査項目及び分析方法

質問紙には被服行動全般についての尺度を測定できる、永野（1994）²の「被服行動尺度」を用いた。これは4つの被服行動次元、衣服の流行に関する「流行性」、衣服の機能性、快適性に関する「機能性」、衣服の社会的な適切さに関する「適切性」、衣服の経済性に関する「経済性」から構成され、個人が示す恒常的な被服行動の傾向を測定することができるものである。4つの尺度に各5項目の計20項目に対して日常の衣服に関する行動傾向について「全くあてはまらない」から「非常によくあてはまる」の7段階の評定法により評定させた。調査に際しては、尺度名を削除し、ランダムに並べ替えて質問紙を作成した。なお、1年生に関しては衣服管理・購入に関する質問紙調査も行った。質問項目は「洗濯等の衣服の管理についての学習をしたか」（以下、学習経験）、「洗濯を自分でするか」（管理実践）、「取り扱い絵表示の内容を理解しているか」（表示理解）、「服の購入時に着用後の管理を考慮するか」（購入管理考慮）の4項目について2～3選択肢で、さらに、「流行・機能性・社会的適切さ・経済性・着用後の管理」の5項目で服の購入時に重視する順位を回答させた。

被服行動尺度調査の集計では、項目ごとに「全くあてはまらない」を1点、「非常によくあてはまる」を7点として、5つの項目の得点を単純合計し尺度の得点とした。各尺度の得点範囲は5～35点となる。さらに4尺度間の関連、および衣服管理との関連を分析した。なお、分析には統計ソフトSPSS11.5を用いた。

結果および考察

1. 被服行動尺度の結果

各尺度と項目の得点平均値と標準偏差の結果と学年の比較を表1に示した。20項目中で、5点以上の肯定的な回答結果は、「丈夫で長持ちする服がよい」の衣服の品質に関わる機能性と、「不謹慎だと思われる服装はしない」、「その場に合った服というものは必要であると思う」、「その時の仕事の内容にふさわしい服装をするようにしている」の着用に対する適切さや外見に関わる3項目が該当するとする得点であった。3点以下の否定的な回答結果は経済性の「百貨店やブティックよりはスーパーマーケットで服を買うことが多い」の購入で多くないとするものであった。特に衣服の身だしなみの適切さについての関心の高さがうかがえた。また、短期大学入学2ヶ月目の1年生と1年6ヶ月経た2年生での学年比較において、4つの尺度では有意差はみられなかったが、「その場に合った服装は必要」、「仕事の内容にふさわしい服装をする」の適切性尺度の2項目で2年生が有意に高い値を示した。小林³によると若者は性別や年齢、しきたりにこだわらず、自由に衣服を着こなす傾向が強く、高齢者は服装規範を重視する傾向にあり、服装規範の重視度は年齢による影響が大きい。また規範の受容は経験による着装的意識と行動の基準が大きな要因となることから、今回の着用行動の適切さへの重視の差は、教育実習や保

女子短大生の被服行動と衣服管理

育園・施設実習の経験を含む保育者養成教育によるところも大きいと考えられる。

表 1. 被服行動尺度と学年による比較

被服行動尺度・項目 ＜ n ＞	全体 ＜ 266 ＞	平均得点（標準偏差）		検定 ¹⁾
		1 年生 ＜ 157 ＞	2 年生 ＜ 109 ＞	
流行性尺度（5 項目）	20.2 (5.68)	19.9 (5.28)	20.6 (6.22)	n. s.
・最新ファッションを知るために多くの店をまわる	4.3 (1.55)	4.2 (1.38)	4.5 (1.75)	n. s.
・最新ファッションを着るよういつも心がける	3.8 (1.36)	3.7 (1.30)	3.8 (1.36)	n. s.
・今はやっているファッションについてよく知っている	3.9 (1.29)	3.8 (1.28)	3.9 (1.30)	n. s.
・ファッション雑誌をよく読む	4.8 (1.72)	4.7 (1.66)	4.8 (1.82)	n. s.
・人と区別する個性的な流行の服を着る	3.5 (1.30)	3.5 (1.22)	3.5 (1.41)	n. s.
機能性尺度（5 項目）	20.1 (4.29)	20.1 (4.26)	20.2 (4.37)	n. s.
・デザインより着用時の動きやすさ重視	3.7 (1.25)	3.8 (1.28)	3.7 (1.20)	n. s.
・保温性や通気性の良い服を選ぶ	3.7 (1.32)	3.7 (1.30)	3.8 (1.36)	n. s.
・華美より機能性を重視する	3.8 (1.00)	3.8 (1.15)	3.8 (1.26)	n. s.
・吸湿性の良い生地の服を選ぶ	3.8 (1.20)	3.8 (0.99)	3.9 (1.00)	n. s.
・丈夫で長持ちする服がよい	5.1 (1.22)	5.1 (1.21)	5.1 (1.24)	n. s.
適切性尺度（5 項目）	25.2 (4.00)	24.9 (4.21)	25.6 (3.66)	n. s.
・不謹慎だと思われる服装はしない	5.2 (1.40)	5.1 (1.40)	5.3 (1.39)	n. s.
・その場に合った服装は必要	6.1 (0.98)	6.0 (1.01)	6.2 (0.91)	*
・仕事の内容にふさわしい服装をする	5.4 (1.06)	5.2 (1.09)	5.7 (0.97)	**
・人が場違いな服装をしているのを見るのは耐え難い	4.6 (1.43)	4.7 (1.46)	4.6 (1.41)	n. s.
・着用する服が社会的にふさわしいものか考える	3.8 (1.57)	3.9 (1.34)	3.7 (1.29)	n. s.
経済性尺度（5 項目）	17.7 (4.08)	17.5 (4.38)	18.1 (3.58)	n. s.
・安ければ気に入らなくても買う	3.3 (1.57)	3.1 (1.60)	3.5 (1.51)	n. s.
・百貨店やブティックよりスーパーで服を買う	2.3 (1.50)	2.2 (1.40)	2.4 (1.62)	n. s.
・多少値段が高くても品質のよい衣服を選ぶ	4.1 (1.33)	4.0 (1.41)	4.2 (1.19)	n. s.
・高価な服は必要ない	4.2 (1.30)	4.1 (1.33)	4.2 (1.26)	n. s.
・どんなに気に入っても高ければ買わない	3.9 (1.57)	3.9 (1.61)	3.8 (1.50)	n. s.

¹⁾ t 検定 * P<0.05、** P<0.01、*** P<0.001

各尺度の得点合計平均値と標準偏差（（ ）内）は永野の女子大学生（n=431）の調査結果（1994年）²では、流行性20.7（5.31）、機能性23.8（3.98）、適切性26.7（4.16）、経済性14.5（4.09）とあり、今回の調査はそれより機能性が3.7点低く、経済性では3.2点高くなったが、大きく異なる結果ではなかった。

表 2. 被服行動尺度の平均値・標準偏差と相関関係

	平均値	標準偏差	α	機能性尺度	適切性尺度	経済性尺度
流行性尺度	20.2	5.68	0.843	0.004	0.125	-0.255**
機能性尺度	20.1	4.29	0.761		0.363**	0.224**
適切性尺度	25.2	4.00	0.638			0.059
経済性尺度	17.7	4.08	0.653			

注) 検定 * P<0.05、** P<0.01、*** P<0.001 n=266

各尺度の相関関係をみた結果を表 2 に示した。流行性と経済性には負の相関が認められ、機能性と適切性、および経済性に正の相関が認められた。適切性と経済性、流行性と機能性、適切性には相関はなかった。各尺度の特徴をみるため、平均得点の上位25%を高群、下位25%を低群として2群間の質問項目の結果を比較した結果を表 3～6 に示した。

流行性尺度では、機能性、適切性では有意な差は認められず、経済性尺度の「百貨店やブティックよりスーパーで服を買う（5%水準）」「高価な服は必要ない（0.1%水準）」「どんなに気に入っても高ければ買わない（5%水準）」の項目で高群のほうが低群より有意に低い値を示した。

機能性尺度の高い群は、適切性の5項目すべてで有意（0.1%水準）に高い得点を示した。また、経済性の「高価な服は必要ない（1%水準）」「どんなに気に入っても高ければ買わない（5%水準）」の2項目で有意差が認められた。

表 3. 流行性尺度の高群と低群の比較

被服行動尺度 <N>	平均得点 (標準偏差)		検定 ¹⁾
	高群 <56>	低群 <65>	
流行性尺度 (5項目)	27.4 (2.22)	12.3 (3.00)	***
・最新ファッションを知るために多くの店をまわる	5.8 (0.91)	2.6 (1.26)	***
・最新ファッションを着るよういつも心がける	5.4 (0.75)	2.3 (0.96)	***
・今はやっているファッションについてよく知っている	5.2 (0.66)	2.4 (0.99)	***
・ファッション雑誌をよく読む	6.4 (0.78)	2.7 (1.38)	***
・人と区別する個性的な流行の服を着る	4.6 (1.14)	2.3 (1.01)	***
機能性尺度 (5項目)	19.8 (5.01)	20.3 (5.01)	n. s.
適切性尺度 (5項目)	26.2 (3.33)	24.6 (5.33)	n. s.
・仕事の内容にふさわしい服装をする	5.8 (0.79)	5.3 (1.33)	*
経済性尺度 (5項目)	16.9 (4.67)	19.0 (3.90)	**
・百貨店やブティックよりスーパーで服を買う	1.9 (1.42)	2.6 (1.76)	*
・高価な服は必要ない	3.8 (1.35)	4.7 (1.33)	***
・どんなに気に入っても高ければ買わない	3.4 (1.68)	4.2 (1.69)	*

¹⁾ t 検定 * P<0.05、** P<0.01、*** P<0.001

表 4. 機能性尺度の高群と低群の比較

被服行動尺度 <N>	平均得点 (標準偏差)		検定 ¹⁾
	高群 <71>	低群 <69>	
流行性尺度 (5項目)	20.0 (6.30)	19.4 (6.52)	n. s.
機能性尺度 (5項目)	25.4 (2.34)	15.0 (2.76)	***
・デザインより着用時の動きやすさを重視	4.8 (1.08)	2.8 (0.98)	***
・保温性や通気性の良い服を選ぶ	5.1 (0.92)	2.5 (1.01)	***
・華美より機能性を重視する	4.6 (1.56)	2.9 (0.78)	***
・吸湿性の良い生地の服を選ぶ	4.9 (0.97)	2.6 (0.88)	***
・丈夫で長持ちする服がよい	5.9 (0.91)	4.3 (1.37)	***
適切性尺度 (5項目)	27.1 (3.66)	23.3 (4.55)	***
・不謹慎だと思われる服装はしない	5.6 (1.32)	4.7 (1.58)	**
・その場に合った服装は必要	6.4 (0.75)	5.8 (1.18)	**
・人が場違いな服装をしているのを見るのは耐え難い	5.0 (1.45)	4.4 (1.60)	*
・仕事の内容にふさわしい服装をする	5.9 (0.97)	5.1 (1.20)	***
・着用する服が社会的にふさわしいものか考える	4.3 (1.31)	3.2 (1.35)	***
経済性尺度 (5項目)	19.5 (4.29)	17.4 (4.07)	**
・高価な服は必要ない	4.7 (1.56)	3.9 (1.41)	**
・どんなに気に入っても高ければ買わない	4.4 (1.69)	3.8 (1.66)	*

¹⁾ t 検定 * P<0.05、** P<0.01、*** P<0.001

適切性尺度では衣服の適切さを重視すると、機能性や快適性を重視する傾向が高くなるが、流行への関心や経済性の重視には差がない。ただ、「百貨店やブティックよりスーパーで服を買う (1%水準)」では適切性の高い群が高得点となった。機能性では有意差 (0.1%水準) が認められ、「衣服のデザインより動きやすさを重視 (5%水準)」と他の4項目は0.1%水準で適切性の関心が高いほど機能性の重視が高くなった。

経済性尺度の高群は低群より「衣服のデザインより動きやすさを重視 (5%水準)」、「保温性や通気性の良い服を選ぶ (5%水準)」、「華美より機能性を重視 (0.1%水準)」の機能性尺度項目が有意に高い得点を示し、「はやっているファッションを知っている (1%水準)」、「ファッション雑誌をよく読む (0.1%水準)」の流行性尺度項目で有意に低い値を示した。また、経済性尺度の項目中で「多少値段が高くても品質のよい衣服を選ぶ」のみ高群と低群での有意な差は認められなかった。機能性よりも経済性が購入決定の大きな影響となっていることも考えられる。

これらより学生の被服行動の特徴は、衣服における流行について関心が高いほど、雑誌や店舗を見て回り情報を得ることの努力を惜しまず、新しい流行を取り入れることに積極的であり、衣服購入時に購

女子短大生の被服行動と衣服管理

入店舗や流行にあった衣服であることが優先され、経済性の重視度は下がる。一方、衣服の品質や機能性、快適性の重視傾向と衣服の身だしなみの適切さについての関心には高い関連がみられた。また、機能性を重視するものは購入時の経済性も重視する傾向がみられた。衣服の機能性を重視することは衣服に対する意識は高く、知識への関心も高いものと考えられる。中川⁴は社会性を気にする女子大生はしきたりを重んじ流行に消極的であるとしているが、今回の調査では身だしなみの適切性と流行への関心との関連は特にみられなかった。衣服の品質や機能・着用時の快適さに関する意識の高低が、衣服の選択・購入や着装に関連する行動のひとつの要因となっており、被服素材や機能性などの適切な知識・技術を学習により獲得することで被服行動の機能性次元のみでなく、社会性や経済性の傾向にも影響を与えるものと考えられる。

表 5. 適切性尺度と高群と低群の比較

被服行動尺度 ＜N＞	平均得点（標準偏差）		検定 ¹⁾
	高群 ＜69＞	低群 ＜60＞	
流行性尺度（5項目）	20.5 (6.22)	18.7 (5.43)	n. s.
機能性尺度（5項目）	22.2 (4.37)	17.6 (4.57)	***
・デザインより着用時の動きやすさ重視	3.9 (1.27)	3.5 (1.24)	*
・保温性や通気性の良い服を選ぶ	4.2 (1.38)	3.0 (1.31)	***
・華美より機能性を重視する	4.2 (1.12)	3.4 (1.14)	***
・吸湿性の良い生地の服を選ぶ	4.1 (1.33)	3.3 (1.22)	***
・丈夫で長持ちする服がよい	5.8 (1.13)	4.4 (1.32)	***
適切性尺度（5項目）	30.0 (1.91)	20.0 (2.76)	***
・不謹慎だと思われる服装はしない	6.5 (0.74)	3.9 (1.35)	***
・その場に合った服装は必要	6.7 (0.54)	5.4 (1.26)	***
・人が場違いな服装をしているのを見るのは耐え難い	5.8 (1.12)	3.4 (1.42)	***
・仕事の内容にふさわしい服装をする	6.2 (0.80)	4.6 (1.11)	***
・着用する服が社会的にふさわしいものか考える	4.9 (1.15)	2.9 (1.11)	***
経済性尺度（5項目）	18.3 (4.87)	17.6 (4.06)	n. s.
・百貨店やブティックよりスーパーで服を買う	2.29 (1.44)	1.55 (0.76)	**

¹⁾ t 検定 * P<0.05、** P<0.01、*** P<0.001

表 6. 経済性尺度と高群と低群の比較

被服行動尺度 ＜N＞	平均得点（標準偏差）		検定 ¹⁾
	高群 ＜65＞	低群 ＜72＞	
流行性尺度（5項目）	18.5 (6.62)	21.3 (5.11)	**
・今はやっているファッションについてよく知っている	3.5 (1.49)	4.1 (1.24)	**
・ファッション雑誌をよく読む	4.2 (1.95)	5.4 (1.46)	***
機能性尺度（5項目）	21.6 (4.94)	19.1 (4.36)	**
・デザインより着用時の動きやすさ重視	4.0 (1.35)	3.5 (1.32)	*
・保温性や通気性の良い服を選ぶ	4.0 (1.63)	3.4 (1.24)	*
・華美より機能性を重視する	4.2 (0.98)	3.5 (1.03)	***
適切性尺度（5項目）	26.0 (4.71)	25.4 (4.58)	n. s.
経済性尺度（5項目）	23.1 (1.84)	12.9 (2.35)	***
・安ければ気に入らなくても買う	4.5 (1.44)	2.0 (1.22)	***
・百貨店やブティックよりスーパーで服を買う	3.7 (1.79)	1.3 (0.62)	***
・多少値段が高くても品質のよい衣服を選ぶ	4.2 (1.48)	3.9 (1.62)	n. s.
・高価な服は必要ない	5.4 (1.10)	3.3 (1.24)	***
・どんなに気に入っても高ければ買わない	5.3 (1.31)	2.5 (1.27)	***

¹⁾ t 検定 * P<0.05、** P<0.01、*** P<0.001

2. 1年生の衣服管理の調査の結果

1年生の衣服管理に対する実態を知るために学習経験、管理実践、購入管理考慮、表示理解の4項目について調査を行った結果を図1に示した（n=135）。学習経験は80%が有るとしているが、洗濯等の

衣服管理を自分で行う者や衣服を購入するときに着用後の手入れなどの管理を考慮する者は半数であった。取り扱い絵表示への理解はあるとする者はそれに比べて85%と多かった。これまでの学校教育での衣服管理学習が現在の実践に結びついていないが、取り扱い絵表示に対する認知度は高いとした筆者の報告¹⁾と同傾向であった。

また、衣服購入時の考慮項目順位の結果を図2に示した。経済性を1位とする者が37.8%で最も高く、ついで流行と機能性が27.4%であった。この3項目で60%が1・2位を占めた。適切性は3位にあげたものももっとも多く45.9%であった。管理は5位にあげるものが65.2%で、購入時での考慮項目としての優先順位が低く、重視されていない現状がここでもみられた。

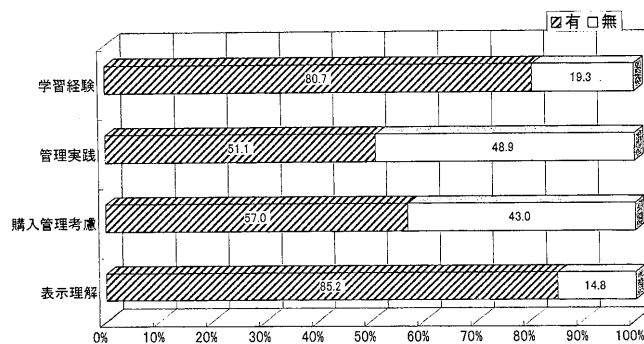


図1. 衣服管理調査の結果

n=135

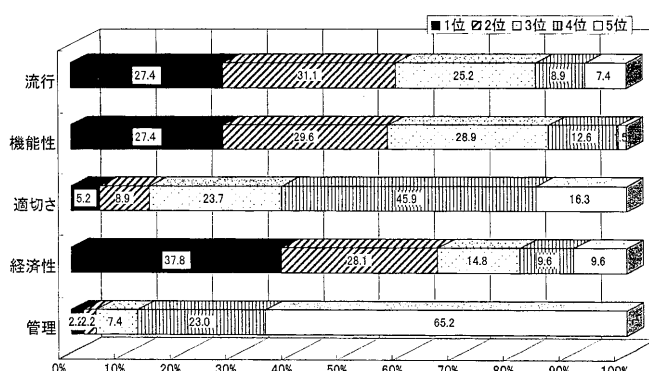


図2. 衣服購入時考慮項目の順位

n=135

3. 衣服の管理に関する現状との関連

2.での1年生の衣服管理の状況と被服行動の関連をみた結果を表7～10に示した。衣服管理の学習経験では、4尺度では経済性尺度にのみ有意差(5%危険率)があり、「安ければ気に入らなくても買う(5%危険率)」「どんなに気に入っていても高ければ買わない(1%危険率)」の2項目と機能性の「保湿性や通気性の良い服を選ぶ(5%危険率)」で学習有りが高くなっている。中・高等学校での被服学習が日常の被服行動にあまり生かされていないといえる。

衣服の管理実践については、実践者は「デザインより着用時の動きやすさを(5%危険率)」重視しているが、4尺度では有意な差はなかった。衣服の手入れを自己実践していることによる被服行動には関連がなく、衣服の選択・着用と衣服の管理が乖離していることがうかがえる。

衣服の購入管理考慮では、機能性尺度で有意な差(0.1%水準)が認められた。購入時に管理を考慮するものは「衣服のデザインより動きやすさ」を重視(1%水準)し、「保湿性や通気性の良い服」を選び(1%水準)、「華美より機能性を」重視(5%水準)する、「吸湿性のよい生地を」選んで(0.1%水準)いる。

取り扱い絵表示の理解との関連では、機能性尺度(0.1%水準)と適切性尺度(1%水準)で理解しているものに高い傾向が認められた。理解がある者は「衣服のデザインより動きやすさ」を重視(5%水準)し、「保湿性や通気性の良い服」を選び(1%水準)、「華美より機能性を」重視(5%水準)する、「吸湿性のよい生地を」選んで(0.1%水準)いる。また、「仕事の内容にふさわしい服装を」(5%水準)

女子短大生の被服行動と衣服管理

し、「着用する服が社会的にふさわしいものか」考えている（1%水準）。

衣服の品質や機能性を重視する傾向は、具体的な絵表示の理解度や購入するときに着用後の手入れを

表 7. 被服行動尺度と衣服管理の学習との関連

被服行動尺度 ＜N＞	平均得点（標準偏差）		検定 ¹⁾
	学習有 ＜109＞	学習無 ＜26＞	
流行性尺度（5項目）	20.2(5.18)	18.8(5.21)	n. s.
機能性尺度（5項目）	20.4(4.14)	18.9(3.77)	n. s.
・保温性や通気性の良い服を選ぶ	3.8(1.28)	3.2(1.14)	*
適切性尺度（5項目）	25.4(4.07)	24.0(3.91)	n. s.
経済性尺度（5項目）	17.9(4.22)	16.0(3.92)	*
・安ければ気に入らなくても買う	3.3(1.62)	2.6(1.47)	*
・どんなに気に入っても高ければ買わない	4.1(1.58)	3.2(1.42)	**

¹⁾ t検定 *P<0.05、**P<0.01、***P<0.001

表 8. 被服行動尺度と衣服管理の実践との関連

被服行動尺度 ＜N＞	平均得点（標準偏差）		検定 ¹⁾
	実践有 ＜69＞	実践無 ＜66＞	
流行性尺度（5項目）	20.2(4.81)	19.7(5.59)	n. s.
機能性尺度（5項目）	20.7(3.26)	19.4(4.76)	n. s.
・デザインより着用時の動きやすさ重視	4.0(1.19)	3.5(1.33)	*
適切性尺度（5項目）	25.17(4.09)	25.08(4.08)	n. s.
経済性尺度（5項目）	17.59(3.92)	17.38(4.53)	n. s.

¹⁾ t検定 *P<0.05、**P<0.01、***P<0.001

表 9. 被服行動尺度と購入時の管理考慮との関連

被服行動尺度 ＜N＞	平均得点（標準偏差）		検定 ¹⁾
	考慮有 ＜77＞	考慮無 ＜58＞	
流行性尺度（5項目）	19.9(4.97)	20.3(6.47)	n. s.
機能性尺度（5項目）	20.6(3.79)	17.2(4.66)	***
・デザインより着用時の動きやすさ重視	4.0(1.20)	3.5(1.34)	**
・保温性や通気性の良い服を選ぶ	3.9(1.28)	3.3(1.18)	**
・華美より機能性を重視する	3.9(1.37)	3.5(0.92)	*
・吸湿性の良い生地の服を選ぶ	4.2(1.16)	3.4(1.02)	***
適切性尺度（5項目）	25.2(3.91)	24.4(4.97)	n. s.
経済性尺度（5項目）	17.7(4.03)	16.2(5.05)	n. s.
・百貨店やブティックよりスーパーで服を買う	2.29(1.44)	1.55(0.76)	**

¹⁾ t検定 *P<0.05、**P<0.01、***P<0.001

表10. 被服行動尺度と取り扱い絵表示の理解との関連

被服行動尺度 ＜N＞	平均得点（標準偏差）		検定 ¹⁾
	理解有 ＜115＞	理解無 ＜20＞	
流行性尺度（5項目）	20.3(4.67)	19.5(5.83)	n. s.
機能性尺度（5項目）	21.2(4.00)	18.6(3.77)	***
・デザインより着用時の動きやすさ重視	3.8(1.24)	3.1(1.32)	*
・保温性や通気性の良い服を選ぶ	3.8(1.20)	3.0(1.40)	**
・華美より機能性を重視する	3.8(0.93)	3.4(0.88)	*
・吸湿性の良い生地の服を選ぶ	4.0(1.13)	3.0(1.05)	***
適切性尺度（5項目）	26.0(3.46)	23.9(4.53)	**
・仕事の内容にふさわしい服装をする	5.5(0.98)	5.0(1.20)	*
・着用する服が社会的にふさわしいものか考える	4.3(1.27)	3.6(1.33)	**
経済性尺度（5項目）	18.0(4.35)	16.9(3.98)	n. s.

¹⁾ t検定 *P<0.05、**P<0.01、***P<0.001

考えに入れていると高くなることから、衣服管理の学習により、衣生活への関心をもつことで被服行動を高めることができると考えられる。

被服行動を規定する要因は文化、社会、個人の3つの水準に分類されている⁵。文化の水準には、被服を構成する材料、冷暖房設備や自動車などの一般技術、規範などが、社会の水準には、社会的役割、ファッションの変化などの流行などが、そして、個人の水準には、パーソナリティ、態度、価値観、感覚、知覚などが含まれる。これらの要因は、相互に関連し合うので、被服行動はさまざまな要因により複雑に規定される。具体的な実習・経験学習だけでなく、衣服の着装、購入、選択などに関する社会との関わりや被服の嗜好や価値意識、感情などの社会・心理的機能を学習内容に結び付け、学生の被服行動にそくした学習内容や教材の検討が必要と考える。

まとめ

介護福祉士養成教育における衣服管理を中心とした衣生活の授業内容を検討する基礎知見を得るために、女子短大生の被服行動の傾向を調査した。衣服における流行についての関心が高いと衣服選択の際の決定要因としての経済性の重要度が低くなる。また、衣服の機能性や快適性の重視傾向と衣服の社会的な適切さへの関心が相互に高い関連を示した。

衣服の構成素材や機能、管理の知識や技術を獲得し、これらに対する意識や関心をもつことにより、被服行動の規定要因としての衣服の機能性次元が高まり、経済性次元や適切性次元をも向上しうることが示唆された。人が被服を着用する目的は、1つは「生理的目的」で皮膚の保護、体温調節、運動促進などの身体内部の生理的平衡状態を保ち、生命維持と健康増進を志向した目的であり、他は「社会・心理的目的」で自己表示・流行・礼儀・規則など自己顕示や社会的適応を志向した目的で、これは主に経験と学習によって培われるとされる⁶。日頃何気なく行っている着装、選択、購入などの衣服に関する行動はさまざまな社会的・心理的な要因の影響を受けており、年齢の異なる高齢者の衣生活を理解するためにもこれらの要因を学習内容に取り入れる検討が必要となる。実践例として、学生にお気に入りの服を持参させ、その嗜好理由や購入時の選択動機、着装時の感情、TPOによる適切さ、取り扱い絵表示を参考にしての手入れ法の確認などを、自分の1枚の衣服を通して学習させることにより、衣生活の社会的・心理的な要因に気づかせたい。また、高齢者の生活意識と被服行動を深く理解するためにも「心理学関連科目」と連携した授業展開の取り組みをも視野に入れて検討していきたい。

引用・参考文献

- 1 鷺見裕子：大学生の衣服管理に対する意識と実態、高田短期大学紀要、25、137－150、(2007)
- 2 永野光朗：被服行動尺度の作成、繊維製品消費科学、35、468－473、(1994)
- 3 小林茂雄：装いの心理、アイ・ケーコーポレーション (2003)
- 4 中川早苗：衣生活システムの理論的・実証的研究（第3報）女子大生の生活場面と着装基準に関する研究 家政学雑誌 37 397－403 (1986)
- 5 中川早苗編：被服心理学、日本繊維機械学会、(2004)
- 6 神山 進編：被服行動の社会心理学、北大路書房、(1999)

発話行為が他者にもたらす影響に関する研究

A Study of the Influence Speech Act Has on the Other

平 田 祐 子

Yuko Hirata

(要約)

日本文化は共有する情報量から鑑みるとハイコンテキスト文化と位置づけられているが、昨今の日本社会はハイコンテキストとローコンテキストが混在している。本稿では、日本人が遭遇する様々なコンテキストの中で想定の高いローコンテキストにおけるスキル修得の手法と語用論における第一義的発話行為に直視して疑似体験を試み、スキル修得の過程とその結果を言及する。

(キーワード)

コンテキスト、発話行為、コミュニケーションスキル

はじめに

対人コミュニケーションにおけるコンテキストは重要な役割を果たす。コンテキストには多種多様な変化パターンがあり、自国の文化や所属社会の状況によっても異なり、人間同士が共有する時間が長いと疑似体験の回数が多くなるため共通理解が可能となりやすい。そのため、同国民、同地方、同年代、同窓生、友人、家族等は同じコンテキストを共有していることが多いため意思疎通が円滑になりやすいのである。

さて、本稿では、日本人のコンテキストを考察して、日本人にとって難しいコンテキストにおけるスキル修得の取り組み過程を考察する。スキル修得における表現面では語用論の第一義的発話行為の重要性も認識しながら表現に要する時間にも焦点を当て、ローコンテキストにおけるスキル向上のための方法論を考察していく。

1. 本研究の目的

若年者のコミュニケーション不足については予てからも警鐘を鳴らされてきたが、平成16年1月29日に厚生労働省が行った「若年層の就職能力に関する実態調査」¹により事務、営業系の仕事に採用される可能性のなかでコミュニケーション能力修得の重要性が明らかになった。対人関係を円滑に保つためのスキルは、受信 (in-put) の際には「傾聴・観察・情報収集」のスキル、処理の際には「熟考・関連・優先づけ」のスキル、発信 (out-put) の際には「反射・言い換え・共感・質問・確認」のスキル²と考え、拙著 (2004)³においてコミュニケーションサイクルとしてスキル構成を立てた。平成16年度より筆者が担当している「言葉とコミュニケーション」の講義演習にも導入しているが、3年経過してフィードバックしてみると、これらのスキル以外にも修得すべきスキルの存在に気付いていたものの実践することが困難なため留保してきたものがある。しかしながら、今年度、初の課外学習として導入することができた。コミュニケーション概念からそれらを抽出して修得過程と結果をまとめることが本研究の目

的である。

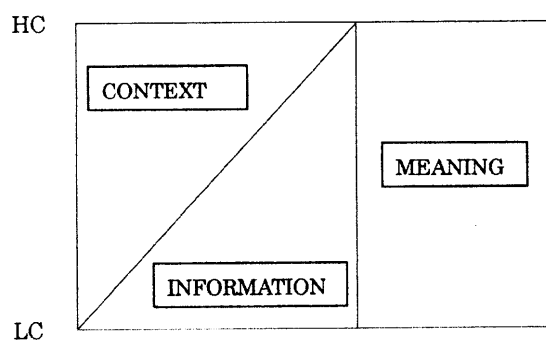
また、ここで問題になるのが「コミュニケーション能力とは何か」ということである。今年度の日本コミュニケーション学会シンポジウムでも問題になっていたが、広範なるコミュニケーションの捉え方によって求められるコンピテンスは変化する。長尾、田中（2006）は言語学分野、コミュニケーション学分野、社会学分野、医療分野、ビジネス分野での様々な概念化が試みられていることを述べている。⁴ 本稿では、本学オフィス情報学科の学生に不可欠なコミュニケーション能力をビジネス社会で人間同士が面对する際に必要な能力と考えている。2年後に日本の社会へ送り出す短期大学生を対象としたスキル向上を目的としながら多種多様なシーンで活用できるスキルを修得させるためのひとつの手法を考察する。

2. コンテキストの認識

コミュニケーションスキル修得のために必要な条件は混在するが、対人コミュニケーションにおけるスキル修得を問題とする場合には常にコンテキストを考慮しなければならない。コンテキストの認識を明確化することによりスキル向上に拍車がかかり、コミュニケーションを円滑におこなう上でも大きな影響を及ぼすであろう。

（1） HC（ハイコンテキスト）と LC（ローコンテキスト）

コンテキストはコミュニケーションにおける記号送受信の状況把握であり、Hall（1976）はコンテキストを文化の共有情報量により「ハイコンテキスト」と「ローコンテキスト」に区分した。次の図はHallが示したものであるが、ローコンテキスト文化の場合、共有する情報量が少ない中でコミュニケーションであるため言語による表現が不可欠となってくる。ローコンテキスト文化として考えられるのは欧米などである。それに比べて、アジアの国々（日本、中国など）はハイコンテキスト文化と考えられている。



〔図2〕 ハイコンテキストとローコンテキスト：Hall, E.T. (1976) ⁵

（2） 日本文化について

一般的な日本人社会はHC（ハイコンテキスト）文化と考えられる。服部（1997）の記述にもあるように、

「不言実行」、「沈黙は金…」、「男はだまって…」といった格言や諺は必ずしも日本固有のものでないにしても日本人の考え方をよく表している。日本では一般的に「沈黙の美德」とでも呼べるような倫理観が定着している。〔中略〕言葉を尽くした自己表現や、それを前提にしたコミュニケーションは不必要、場合によっては排除されるべきものという考え方がある。⁶

日本人同士のコミュニケーションには「沈黙」が重要なものとされている。黙っていてもそれが日本人のコミュニケーションには必要なものであり、ローコンテスト文化のようにインフォメーションしなければ伝わらない文化ではない。また、日本人のコミュニケーションに関して芳賀(1979)は欧米人との差異を次のように述べている。

日本人のコミュニケーションに対する態度の根本は、「語らぬ」ことであり、自己の立場を「わからせ、通す」ことではない。〔中略〕欧米人のように相手を何時間でもつかまえて「わからせずにはおかぬ」と闘志をむき出しにするようなことは少ない。〔中略〕日本人のコミュニケーションの最大の特徴は、伝える意志がないまま伝わる、ということである。⁷

日本人の文化は「察しの文化」ともいわれるように、「沈黙」を続けたままで相手が「察し」てくれることが全ての前提となる。対人コミュニケーションにおいては、「思いやり」「気配り」「気遣い」「心遣い」や「以心伝心」という言葉がその最たるものとして扱われていることから分かるように、心身の心の部分が強調されている言葉が多く、口頭表現面では敬意表現（敬語）などが日本人の人間関係を表す言語なのである。⁸ 古田（1990）は日本的集団主義と和の精神について、

日本には、人間を超越する絶対者の神がないのであるから、日本人のイデオロギーを決定するのは、お互い同士だということにもなる。この考えは、日本人論で論じられる。「間柄＝間人主義」に通じるものがある。⁹

と述べ、和を重視する民族でもあり、HC（ハイコンテキスト）文化の民族と考えられる。

（3）日本のビジネス社会（HC & LC文化）

コンテキストを林（1994）は「意味環境」¹⁰と述べ、日本はHC（ハイコンテキスト）文化であるがビジネス社会にはLC（ローコンテキスト）文化も存在すると述べている。更に林（1994）は文化によるコミュニケーションの違いを次のようにまとめている（「高コンテキスト」がハイコンテキスト、「低コンテキスト」がローコンテキストである）。

低コンテキスト	高コンテキスト
・ 言語への依存度大 ・ 貴方が言うことは貴方が意味すること ・ 非言語表現（ノンバーバル）への依存度小 ・ 情報はその大部分が、書かれるにせよ、口頭にせよ、特定言語によって伝達される ・ 異文化コミュニケーションで意味を十分斟酌しない（underscanning） ・ ホンネ、正直さ、内容を重んじる	・ 言語への依存度小 ・ 貴方の言葉に10通りの意味がある ・ 非言語表現（ノンバーバル）への依存度が大 ・ 情報は、特定言語によるよりも、より多く物理的状況や内部の知識によってその意味が導き出される ・ 異文化コミュニケーションで意味を斟酌し過ぎる（overscanning） ・ タテマエ、和、形を重んじる

〔表1〕 文化とコミュニケーション：林（1994）¹¹

また、長野（2000）は、

日本人は、きっぱりと「ノーと言えぬ」やさしき日本人なのである。〔中略〕日本人の生活において「暗黙の了解」というものが大きな役割を果たしているために、多くを語る必要がなく、同時に「他人への配慮」によって、イエスやノーを強調することもない。¹²

日本人は和に重きを置くため欧米人のように自らの意見を主張することは避け相手が納得するまで徹底的に向き合って話し合うという場面を設定することは少ないのだが、実際のビジネス場面ではローコンテキスト文化も存在するようである。自らの意見を主張することも必要ではあるが、拙稿（2006）でも述べたように、日本の場合は事前に「根回し」などの行為を行い、日常生活において相手の話に納得できない時にも鋭い手法の切り返しをせずに婉曲な表現を用いて、自らを低めながら自己を主張しなければならない。ハイコンテキストとローコンテキストの境目部分におけるスキル修得が必要となるのだが、社会へ出る前の学生がどのような場面でローコンテキストを体験できるのかということが問題になってくる。言語への依存度が高く、情報は特定言語によって意味がなされ、より多くの物理的状況や内部の知識によってその意味が導き出されないような状況をつくるのが急務になってくる。社会人ではない学生が全く知らない他者へ話しかける場面を設定することが必要なのである。他者への話しかけには発話行為の語用論が多なる影響を及ぼすため、次章では発話の持つ重要性和発話行為表現ならびに指導過程について述べる。

3. 語用論の導入

(1) 第一義的発話行為

知らない他者へ話しかける場面では、発話することにより他者へどのような意味合いをもたらすか、影響を与えるか、ということがその後の会話を継続する鍵となる。第一義的発話行為についてはVanderveken, D. (1998)が、語用論において日常会話での話し手の意味は文章で書き表した時の意味と同等でないことを示している。例えば、“Can you pass the salt?”と尋ねることで話し手が間接的に塩を回してくれるように聞き手に頼むことは、その発話の第一義的発話行為は間接的な要請であり聞き手の能力についての字義通りの質問ではないとしており、第一義的発話行為の大切さを強調し質の公準と量の公準を定め、次のように述べている。

Given their logical forms, certain speech acts are stronger than others, in the sense that they have more conditions of success, of non defective perfective performance or of satisfaction.¹³

ローコンテキストにおいて発話する際には、発話の受け手にこちらの意図するものを瞬時に汲み取るように促すスキルが必要となってくるのである。以上のようなことに基づき、学生がスキルを身につけるための前段階として第一義的発話表現作成のプロセスを次章で述べる。

(2) 第一義的発話行為の指導過程

一般的に他者へ依頼する場合はそれまでに築いてきた人間関係の影響が往々にあるので、見知らぬ他者への依頼の場合は第一声の発話表現が重要になってくるため、単に話しかけるだけではなく見知らぬ

発話行為が他者にもたらす影響に関する研究

他者への依頼表現を考えることがスキル上達の手段と推察する。

場面設定として見知らぬ他者への依頼表現（道順を聞く）という状況を想定した上で、先述の第一義的発話行為の大切さや日本人同士の人間関係を助ける敬意表現（敬語）を使用することも促しながら依頼文を考えさせた。学生が回答したいいくつかの依頼文は次のようなものであった。

- ①「ちょっといいですか。道順を教えることができますか。」
- ②「こんにちは。道順を教えてください。」
- ③「すみませんが、道順を教えてください。」
- ④「誠に申し訳ございませんが、道順を教えてください。」
- ⑤「誠に申し訳ございませんが、道順を教えていただけませんかでしょうか。」

①の表現は第一義的発話行為の間接的な要請であり、英語ならば“Can you tell me the way to～?”

でよいが、日本語の依頼表現では異なる。

②の表現は学生らしさが出ているものの依頼の部分は「教えてください」だけである。

③の表現は日本人的な表現（「すみません」という相手の気持ちを和らげる表現）が挿入されているので適切である。

④・⑤の表現は日本人的な表現（「誠に申し訳ございません」という相手の気持ちを和らげる表現）の中で最もへりくだった表現が挿入されているので更に良い。そして、④の表現「～道順を教えてください」という肯定文よりも⑤の表現「～道順を教えていただけませんかでしょうか」という疑問文のほうが、相手に選択権を委ねているので更に適切な表現である。

罫線枠内の答えを導き出すように、国語表現で教えた敬意表現の復習も兼ねて指導する。

4. スキル修得の方法

(1) 実施の背景

コミュニケーションにおけるローコンテキストを踏まえてのスキル修得なので、全く見知らぬ他者へのコミュニケーションと考えると学内での場面設定では難しくなる。そのため学外での課外学習となるが学生数やカリキュラムに縛りがあるため、ゼミ生（1・2年生）を対象に課外ゼミナール形式で学習させることにした。見知らぬ他者への発話場面を想定したものには数種類あるが、仮に道順や場所を尋ねるのでは結果として残るものや自らのスキルをフィードバックするものが少ないため、街頭アンケート調査を行なうことにした。2年生は卒業研究レポートに役立つアンケート項目を、1年生はコミュニケーションに関するアンケート項目をそれぞれ考えてマッチングさせた。実施状況は次のように決定してゼミ生に周知した。

【 目 標 】 ローコンテキストにおけるコミュニケーションスキル向上

【 日 時 】 平成19年7月20日（金） 午後3時～5時30分

【 場 所 】 三重県津市の津駅東口周辺

- 【 対象学生 】ゼミ生（17名）＝ 全員が「言葉とコミュニケーション」受講済み
日本人女子学生（16名）、留学生男子学生（1名）
- 【 共通理解 】・調査可能箇所は公共の場のみ（駅側との取り決めを守ること）
・一人当たり最低10部はとること

（2）事前練習（留意点）

事前練習として場面設定をした上でのバーバル（言語表現）、ノンバーバル（非言語表現）を用いての疑似体験をする。発話表現は、前述（P.155）の⑤の「誠に申し訳ございませんが、道順を教えてくださいませんか。」という表現の「～道順を教えてください～」を「～アンケート調査にお答え～」に置き換え「誠に申し訳ございませんが、アンケート調査にお答えいただけませんか。」という発問をする。自らの名乗りも忘れないようにして簡単な自己紹介（所属と名前）と目的も加えた依頼表現も加え時間を計る。歩行している人間を呼び止めて依頼表現を用いるため、歩数と時間、立ち止まってもらうまでのタイミングが非常に重要である。歩幅の個人差があるので、ゼミ生が実際に歩いて他者が話しかける限度の歩数を割り出した。歩数7歩までが限界であった。歩数7歩以上くつついて話しかけられると「不快を感じる」とのことであった。多少の個人差はあるが、歩数7歩に対して4～5秒かかる。発話してから言い終えるまでの所要時間を計ると下記ようになる。

依頼表現①【10秒】「お忙しいところ誠に申し訳ございません。高田短期大学の者ですがコミュニケーションに関するアンケート調査にお答えいただけませんか？」

依頼表現②【8秒】「申し訳ございません。高田短期大学の者ですがコミュニケーションに関するアンケート調査にお答えいただけませんか？」

依頼表現③【7秒】「すみません、高田短期大学の者ですがコミュニケーションに関するアンケート調査にお答えいただけませんか？」

依頼表現④【5秒】「すみません、コミュニケーションに関するアンケート調査にお答えいただけませんか？」

依頼表現⑤【4秒】「すみません、アンケート調査にお答えいただけませんか？」

依頼表現①は最も高い敬意表現を用いたものであるが、言い終えるまでの所要時間は10秒もかかるため長すぎる。②・③は相手の気持ちを和らげる表現を少し軽めのものにしたが、やはり8秒や7秒では長い。依頼表現④や⑤は自らの所属を明確にしていなかったため時間としてはマッチしているが適さない。そこで、所属を短縮してアンケート内容を省略すると依頼表現⑥・⑦のようになる。

依頼表現⑥【5秒】「すみません、高田短大の者ですがアンケート調査にお答えいただけませんか？」

依頼表現⑦【4秒】「すみません、高田短大の者ですがアンケート調査にお答えいただけますか？」

依頼表現⑥・⑦のどちらかの表現を用いて発話することに決定して、通行人役と依頼学生役に分かれて事前練習を行なわせた。非言語表現（ノンバーバル）の視線、表情、パラ言語、身振りにも注意して、通行人の歩く速度にも合わせながら練習する。

発話行為が他者にもたらす影響に関する研究

(3) 結果

学年と集計者	集計結果	成功に繋がる要因	失敗に繋がる要因
1-a	16	バスを待っている人に頼んだこと	バスが停車してからの時間帯
1-b	8	誰かを待っていきそうな人に頼んだこと	改札口を目指して歩いている人
1-c	7	バス乗り場に並んでいる人に頼んだこと	アンケート用紙が2枚あったこと
1-d	6	3～4人でゆっくり歩いている人達	足早に駅に向かって歩いている人
1-e	7	ペアで頼むと相手側に安心感を与えた為	用紙だけの質問（口頭質問にすべき）
1-f	7	自販機横の長椅子に座る人に頼むこと	歩行中に話しかけること
1-g	7	駅前から離れた所で頼んだこと	急いで駅に向かって歩いている人
1-h	6	おとなしそうな年下に頼むこと	中年女性
1-i	5	男性よりも女性に頼んだこと	外国人であったため言葉の壁があり失敗した
2-j	10	バス乗り場付近の人、年配の人に頼んだこと	同年代や3～4人のグループの人達
2-k	7	サラリーマン風の年配の人に頼んだこと	仕事帰りのOLへの依頼
2-l	7	「卒論」という言葉が効いた	アンケートの内容（不明だと不審がられる）
2-m	8	バス待ちの人が良かった	歩行中の人
2-n	8	声かけに慣れると上手いくようになる	最初、はっきり頼めなかったこと
2-o	5	「卒論のアンケート」という言葉が効いた	「～いいですか？」と尋ねる表現をしたこと
2-p	9	時間に余裕のありそうな人に頼んだこと	最初はなかなか話しかけられなかったこと
2-q	7	ペアを組んで行動したこと	ペアを組んだ友人と無駄話をしてしまったこと

当日の結果をまとめた表である。a～iが1年生（9名）、j～qが2年生（8名）である。所定区域内で2時間30分以内にアンケート依頼をするという条件で、各自10部のノルマーを課した。駅前という限られた範囲だが、成功要因と失敗要因を照らし合わせると「場所」「時間」「人物像」「状況」の具体的な事柄が浮かび上がってくる。

「場所」に関しては、駅前という場面にも様々な状況が混在することを認識できた。改札口から離れた所やバス停付近の回等率が高かった。「時間」に関しては、夕刻の仕事帰りの時間帯は難しく、バスが停車してからの時間帯も厳しいことが分かった。回答する「人物像」も、歩行中の他者に話しかけることは非常に困難であることを実際に確認することができた。一人で足早に駅に向かって歩いている人よりも3～4人でゆっくり歩いている人達、誰かを待っている人、バス乗り場に並んでバスを待っている人や自販機横の長椅子に座る人に頼むと回答率が高くなる。同年代には拒否される傾向が強く、サラリーマン風の年配の人やおとなしそうな年下（中・高生）に頼むと回答を得やすいようである。また、何のためのアンケートであるか明言することも不可欠であり、「卒論」という言葉は効くようである。「卒論のデータになるのならきちんと答えなければならない」という回答者もいたようだ。依頼側はペアを組んで頼むと回答者側に安心感を与え回答率も高くなったという体験談もあった。アンケート用紙が2枚あったことも障害となったため、用紙（文書質問）だけではなく口頭質問も各自の分担を決めて取り入れるという方法も今後は取り入れるべきであるという提案も出た。2年生は、キャリア教育のなかで第一印象についての講義を受けたことの振り返りにもなったと述べている。非言語表現（ノンバーバル）の大切さを講義で聴いていたものの、他者の非言語表現をみて改めて発話する以前の表現の重要度を学んだという。

最後に次の2つの結論を導き出すことができた。それは、「発話以前に相手の状況が察知できたこと」と「閉じた質問での依頼文では効果的でないこと」である。

①「発話以前に相手の状況が察知できたこと」

事前準備の時点では、「歩行中の見知らぬ他者に依頼する」という場面設定で時間を計りながら発話行為に取り組んでいたが、「すみません」という発話により相手の状況（ノンバーバルによるもの）が察知できたという結果が82%の割合（1年生は9名中7名、2年生は8名中7名）が得られた。発話することにより、非言語表現（ノンバーバル）で他者が反応を示す場合が多く、「手を用いて断わる（遮断する、申し訳なさそうに拝むポーズをとる）」行動や「全く無視する」行動に出る。言語表現（バーバル）で他者が反応を示す場合は、「ちょっと時間が無いので…」「すみません」という林（1994）が指摘していた「和、形を重んじる」発話が戻ってきた。

②「依頼文（閉じた質問）が効果的ではないこと」

こちらが準備した質問文についても新たな事実が確認できた。当初は、閉じた質問¹⁴形式の依頼文で事前練習をしていたが、見知らぬ他者への依頼の場合は「閉じた質問」ではインパクトが弱いため効果的ではないことが分かった。「開いた質問」では相手に負担をかけると予測していたが、「開いた質問」を用いた依頼文を作成する必要があるようである。

おわりに

ハイコンテクスト文化といわれている日本社会であるが、昨今ではハイコンテクストとローコンテクストが混在しているため、今年度、初めてローコンテクストにおけるスキル修得を試みた。第一義的発話行為から事前準備に取り組んだが、当初、考案したものと結果には差異が生じた。

ローコンテクストを想定して場面設定をしていたが、Hall, E. T. (1976) のいうハイコンテクスト文化のとおり、日本人文化は非言語表現（ノンバーバル）への依存度が高く、言語への依存度は低いことが分かった。発話により相手の状況が特に非言語表現（ノンバーバル）によるもので察知できたという結果が82%であった。発話することにより、非言語表現（ノンバーバル）で他者が反応を示す場合が多くまた、物理的状況によってその意味が導き出され、当初、準備した質問文についても新たな事実が確認できた。見知らぬ他者への依頼の場合は「閉じた質問」ではインパクトが弱いため有効的ではないことも判明した。「開いた質問」の使用方法も考慮していきたい。

今後は、日本人の「コミュニケーション」研究のなかで日本社会での効果的なスキル修得や円滑な人間関係が保持できるものを何らかの数値測定等の手法を用いて体系づける所存である。

註

- 1 平成16年1月29日に厚生労働省は「若年層の就職能力に関する実態調査」で、「コミュニケーション能力、職業人意識、基礎学力、資格取得、ビジネスマナーの五つの能力を修得すれば、事務、営業系の仕事に採用される可能性が66.5%になる」とまとめている。厚生労働省では、この五つの職業能力を、比較的短期間の訓練で向上させることができる「若年者就職基礎能力」と定義している。この結果、採用可能性は、コミュニケーション能力を修得した者が18.0%、職業人意識も18.0%、基礎学力は12.2%、資格取得11.3%、ビジネスマナー7.0%で五つの基礎的能力を合計すると66.5%になる。

発話行為が他者にもたらす影響に関する研究

- 2 厚生労働省も「若年者就職基礎能力支援事業団（YESプログラム＝Youth Employability Support-Program）」の対象となる教育訓練の認定基準領域のひとつに「コミュニケーション能力」を若年者層が習得すべきスキルとして位置づけている。コミュニケーション能力」として「傾聴する姿勢、双方向の円滑なコミュニケーション、意見集約、情報伝達、意見の主張、相手の尊重、組織・人間関係、明確な説明、図表を用いた表現」としている。
- 3 平田祐子他（2004）『ワークで学ぶビジネスコミュニケーション・スキル』西文社 p. 6－11
- 4 長尾素子、田中典子（2006）「教育訓練期間における『コミュニケーション能力』の開発－企業研修を行う講師へのアンケート・インタビューから見えてくるもの－」
Sietar Japan第21回年次大会、麗譚大学…長尾、田中は「コミュニケーション能力」について上記の発表をしている。その中で、コミュニケーション能力を言語学分野、コミュニケーション学分野、社会学分野、医療分野、ビジネス分野からの詳しい発表であった。
- 5 Hall, E. T. “Beyond Culture” New York, Doubleday, 1976, 102p
- 6 服部裕「プレゼンテーションとディベートの方法に関する諸問題」（1997）
秋田大学教育学部『秋田大学教育学部研究紀要』（人文科学・社会科学部門52） p. 90
- 7 芳賀綏（1979）『日本人の表現心理』中央公論社 p. 20－22
- 8 平田祐子「敬意表現指導上の留意点」『高田短期大学紀要』第25号 2006 p. 152
中世（室町末期）に來日した宣教師達が異文化の言語である日本語との遭遇により「日本人の敬意表現」の細やかさに気づき、それらの体系付けを余儀なくされた。生まれた時から母語として敬語を使用してきた日本人は気付かなかったが、異国人にとっては日本語の複雑な人間関係を表す「敬語」という言語体系の存在を知り、敬意が含まれた表現は日本語の習得に欠かせないものとして分析したのであった。
- 9 古田暁監修（1990）『異文化コミュニケーション・キーワード』有斐閣 p. 117
- 10 林吉郎（1994）『異文化インターフェイス経営』日本経済新聞社 p. 68
- 11 前掲書 p. 72
- 12 長野真理子（2000）「日本的コミュニケーションをととしての自文化理解」
日本秘書教育学会『研究集録』 第6号 p. 28
- 13 Vanderveken, D. (久保進訳) (1998)『発話行為理論の原理』松柏社 p. 98
第一義的発話行為の質の公準と量の公準は「一定の発話行為は、より多くの成功条件、欠陥なき遂行条件、或いは充足条件を持つという意味で他の行為よりも強力である」と述べている。
- 14 平田祐子他（2004）『ワークで学ぶビジネスコミュニケーション・スキル』西文社 p. 64－68
「開いた質問」よりも「閉じた質問」のほうが相手に与える負担が少ないため「お答えいただけませんか？」「お答えいただけますか？」という依頼文を考えていたが、今回のようなケースでは効果的ではなかった。

参考文献

- Bernstein, B. (1964) “Elaborated and Restricted Codes : Their Social Origins and Some Consequences”.
The Ethnography of Communication, 66 (6) (Part 2), p. 55－69
- Dance, Frank. E. X. (1970) The ‘Concept’ of Communication : Journal of Communication 20, p. 201－210

- Dance, F. E. X. and Larson, C. E. (1976) "The Functions of Human Communication" : Theoretical Approach.
New York: Holt, Rinehart & Winston. p. 171-192
- Garry P. F. (1990) "The Cultural Dimension of International Business" Prentice-Hall,
- Hall, E. T. (1976) "Beyond Culture" New York, Doubleday
- Vanderveken, D. (久保進訳) 『発話行為理論の原理』 松柏社 1998
- 風戸修子 (1996) 「コミュニケーション能力開発に関する一考察—系統的学習の視点から—」 全国大学・短期大学実務協会 『実務教育年報』2 p. 31-44
- 田中ゆき子 (2000) 「日本の短期大学におけるコミュニケーション教育の実態調査」
Speech Communication Education Vol. 13、日本コミュニケーション学会 p. 33-48
- 野村眞木夫 (2000) 『日本語のテキスト —— 関係・効果・様相 —— 』 ひつじ書房
- 芳賀綏 (1979) 『日本人の表現心理』 中央公論社
- 林吉郎 (1994) 『異文化インターフェイス経営』 東京 日本経済新聞社
- 三原健一、平岩健 (2006) 『新日本語の統語構造 —— ミニマリストプログラムとその応用 —— 』 松柏社

保育者養成校における「乳幼児の事故予防」に関する指導 — 基礎技能科目「幼児体育」の取り組み —

The Education for the Prevention of Young Children Accidents
in the Child Care Worker Training Institution
- The Approach in the Basic Skill Subject “Young Child Physical Education” -

榊 原 尉 津 子

Itsuko Sakakibara

(要約)

2004（平成16）年より「幼児体育」「小児保健」「小児保健実習」「保育内容・健康」の担当者が連携し共通課題として「乳幼児の事故予防」を取り上げ、関連科目間構造図の作成や文献研究、また三重県内の施設長と保育士を対象にした事故予防に関するアンケート調査や保育実習へ参加した学生を対象にしたアンケート調査等を実施し、関連科目担当者との連携による授業改善を試みた。本稿では、科目間の連携により得た情報や課題を筆者が担当する基礎技能科目「幼児体育」だけに絞り、授業改善を実際におこなった2005（平成17）年6月から2007（平成19）年10月までの実践内容を報告する。

(キーワード)

幼児体育、授業改善、乳幼児の事故

はじめに

1960（昭和35）年以降、わが国の小児の死亡原因の第1位は「不慮の事故」である。死亡数はこの10年間減少しているが、事故件数そのものはほとんど減少していない。子どもの健全育成の観点からも国や各自治体がそれぞれに事故対策事業を行っている。例えば「健康日本21」（21世紀における国民計画運動）の母子版である「すこやか親子21」においては公衆衛生の4つの課題の一つに乳幼児の事故への取り組みと目標値が示されている¹。

また、1985（昭和60）年頃から子どもの体力・運動能力の低下傾向が続くとともに、肥満などの生活習慣病の増加が社会問題とされるなか、文部科学省の指導により2003（平成15）年度から子どもの体力向上推進事業が実施された。文部科学省ホームページ上にも『子どもの体力向上ホームページ²』開設2004（平成16）年4月1日」が掲載されている。

そこで、保育者養成校においても将来保育者として活躍する学生たちに、乳幼児の事故防止に対する知識と技能を教授していく必要があると考え、主に乳幼児の健康に関係する科目「幼児体育」「小児保健」「小児保健実習」「保育内容・健康」の担当者が連携して「乳幼児の事故予防」を共通の課題として取り上げ、2003（平成15）年より関連科目間の連携による授業改善を試みた。本稿では、科目間の連携により得た情報や課題を筆者が担当する基礎技能科目「幼児体育」だけに絞り、乳幼児の事故予防に関して保育・保育指導³の実践能力を持つ保育者育成をめざして取り組んだ2005（平成17）年6月から2007（平成19）年10月までの授業改善の内容を報告する。

1. 研究目的

関連科目間担当者との共通の課題である「乳幼児の事故予防」について、改善に取り組んだ筆者が担当する基礎技能科目「幼児体育」での教授内容の整理と学生が保育者として現場のニーズに即した保育内容の展開と事故発生時に敏速に対応ができる知識と実践力を身につけさせることを目的に行う。

2. 研究方法

2003（平成15）年から得た情報（文献研究、関連科目間構造図から見る「幼児体育」の位置づけ、保育現場からの「幼児体育」に関する調査結果）の再確認を行う。次に2005（平成17）年6月～2007（平成19）年10月までに行なった授業改善（教授内容、幼児体育ノートからみる指導後の学生の反応）の報告をする。

3. 研究結果

(1) 文献研究

2003（平成15）年より以下に挙げる文献研究と関連科目のシラバスの検討を行なった。

- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針
- ・全国保育士養成課程検討委員会が示すシラバスの内容確認
- ・三重県健やか親子いきいきプランみえ
- ・三重県健康福祉部こども家庭チーム母子保健強化推進特別事業報告書
- ・健やか親子21と子どもの体力向上推進事業のサイト等

(2) 関連科目間構造図から見る専門科目「基礎技能『幼児体育』」について

「乳幼児の事故予防」関連科目間構造図⁴（図1）を作成し、共同研究者と定期的に研究会を持ち検討を行なった。

そこで、「幼児体育」では乳幼児の事故予防に関する内容として教授すべき内容は、①身体運動の楽しさ ②危険回避能力・運動能力を高める運動を身につけるということが分かった。

また、図1の中の関連科目「小児保健」の①に挙げられている『運動能力の低下』についても「幼児体育」の授業の中で教授していく必要があるということが明らかとなった。

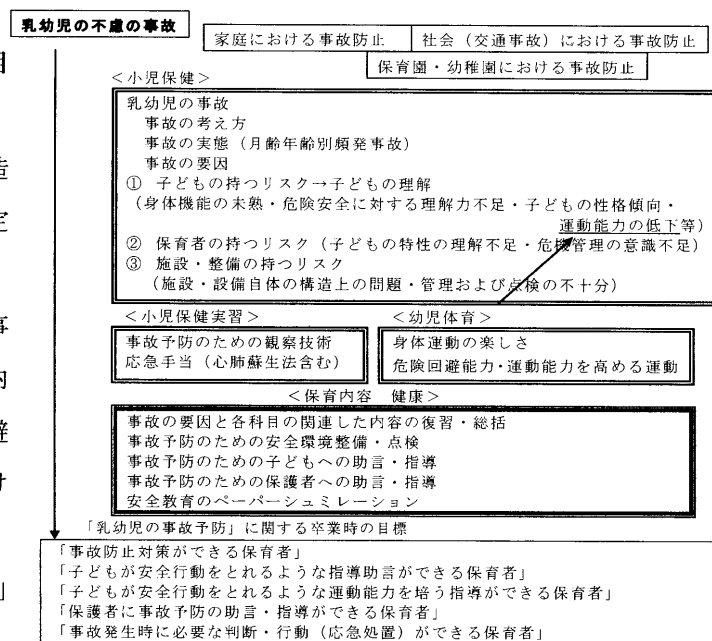


図1「乳幼児の事故予防」関連科目間構造図

（榎原・梶「乳幼児の事故予防」に関する保育者養成校の取り組み(3)―関連科目間の連携による効果的な授業改善をめざして―高田短期大学紀要第24号、p120図、梶作成）

保育者養成校における「乳幼児の事故予防」に関する指導

(3) 保育現場の調査

保育の現場における保育士の事故予防に対する取り組みの実態把握と保育現場におけるニーズ、必要な知識技術を検討することを目的に、施設長および低年齢児を担当している保育士2名を対象として、県内保育所（園）で市部と郡部より約100箇所を抽出し、郵送した（無記名質問紙法⁵による）。調査時期は、2004（平成16）年7月26日～8月6日。調査内容は、施設長対象は管理者の保育園での事故予防に対する取り組みと考えについて、保育士対象は乳児保育者の保育所（園）での事故予防に対する取り組みと考えについてである。

幾つかある質問項目の中で、「幼児体育」に関係する項目の結果は表1⁶のとおりである。「足腰の弱さ」「疲れやすい」「転びやすい」「手がつかない」【表1】保育における事故防止に関連して子ども自身の要因で気になること（複数回答）

などの身体面での弱さの回答が67%以上を占め、文部科学省が実施している「体力・運動能力調査」とも一致した結果となった。

また、学生自身が実習先で実際に体験してきた保育現場での乳幼児の事故予防に関する実態を把握することを目的に、共同研究者である「小児保健」担当者が1・2年生とも実習終了後となる2004（平成16）年から毎年10月に記名式質問紙法により199人に調査を実施。調査内容は、学生が実習において観察してきた「保育所（園）での安全配慮」と学生自身が経験した「ヒヤリ・ハッと」である。「保育所（園）での安全配慮」については、安全指導として①園舎内では走り回らない ②乳児が高い所に登らないよう注意する ③階段では順番に昇降する等の意見が多かった。固定遊具については、①使用中必ず保育士を配置する ②ルールを決め安全に使用できるよう子どもに指導 という意見が多かった。その他、環境整備、プール時の配慮、散歩時の配慮等であった。

身体面 50

- ・足腰の弱さ、疲れやすい、転びやすい、手がつかない子がいる 46
- ・骨折しやすい・午睡後になるとやっと元気になる子がいる
- ・身体機能が未熟な子どもが多い・食べた物のどにひっかかり易かったり嘔吐する子がいる 各1

行動面 19

- ・固定遊具を使えるまでの発達がまだ出来ていないのに、それで遊ぶとする 6
- ・イライラしやすい、予想外の行動、他の園児を押す、ひっかく、噛みつくなどの行為が見られる 5
- ・寝返り・つかまり立ち・伝い歩き・歩き始めの子への配慮 各2

生活面 5

- ・全て月齢で分けてしまうには保護者への理解を求める事が難しい 3
- ・快適に過ごす基本的な生活保障が完全でない（朝ごはん摂取、精神的な心の安定が得られない、イライラや十分な睡眠） 1
- ・家庭で柵など危険防止の用具がある中で生活している子が多く、階段や段差のある所など、経験不足の為、危険な事への意識が自然に育たなくなっている 1

(4) 授業改善

（1）文献研究 （2）関連科目間構造図から見る専門科目「基礎技能『幼児体育』」について （3）保育現場の調査 以上これらの結果から乳幼児の事故増加の要因として考えられることは、乳幼児自身の協応動作の低下等が指摘されていることや保育所（園）対象のアンケート調査結果から子どもの事故に対する内容が多種に渡って起きていることに改めて気づいた。そこで、基礎技能「幼児体育」では、2005（平成17）年6月から子ども学科1年生が6月実施の教育実習と8月実施の保育実習へ参加する直前の授業の中で実習中に発生するかもしれないけがや事故に対して敏速かつ落ち着いた対応ができるように2004（平成16）年に保育所（園）対象と学生対象に実施したアンケート調査結果を資料として配布し、乳幼児のけがや事故への対応の仕方や乳幼児によくある症状の対処方法を教授した。

また、2004（平成16）年7月26日～8月6日に保育者対象に調査した項目⁷の中に「保育における事故防止に関連して子どもたちの健康・体力づくりのための運動あそび等を実施されていますか」という質問に対して回答者の半数以上が「はい」と回答があり、具体的に挙げていた運動の種類は表2のとりであった。回答数が多いあそびを見ると全身運動を取り入れたあそびや小型や大型遊具、固定遊具等を使用した運動あそびであった。

そこで、調査結果を参考にして事故防止のための体づくりを意識したリズム体操（童謡や子どもたち

【表2】運動あそび(複数回答)

- ・体操（走ったり、とんだり等）や集合遊び、ボールやフープ遊びなど身体を動かすあそび 20
- ・戸外遊びで足腰を鍛え体力づくりをしている 17
- ・ホールや園庭で大型ブロックやジャングルジム、はんと棒、太鼓橋で遊ぶ 11
- ・牛乳パックで作った箱や手作り階段から飛んだりして楽しみながら足腰を鍛える 11
- ・リズム遊び（お遊戯、リトミック等） 10
- ・ハイハイを十分させる 9
- ・スプリングマットで跳んだり、マット、トランポリンでアスレチックごっこをしたりしている 8
- ・ゴーストゲーム、色探しゲームなど敏捷性や判断力を養う簡単なゲームを取り入れている（2～3歳児） 4
- ・保育士と一緒に手すりを持ち、階段の昇降をしている 3
- ・大型の積み木をつなぎ、その上を歩いたり、跳んだりしてバランス感覚を養っている 3
- ・プレイジムを使って斜面や階段を昇ったり降りたりして遊ぶ 3
- ・握ったり、つまんだり手の力がつくようなおもちゃを出している 3
- ・普段の遊びの中でいろんな遊びから体を動かしたりして、機敏さや体力をつけている 3
- ・プールに入る前には体をほぐす体操をする 2
- ・マジックテープがついたキルティングマットに動物や果物の人形を貼ったりして遊びながら手先の力を養う 2
- ・10月以降、マラソン、乾布摩擦 2
- ・運動発達、達成カードの作成
- ・スキンシップをかねてのふれあい遊びをしている
- ・おむつ交換時、できるだけ手足を動かし、発達を促すよう心掛けている
- ・溝での水遊び等自分のやりたい事を保育者が付き見守りさせる
- ・素足保育
- ・昔から伝わる伝承あそびを積極的に取り入れる
- ・すべり台の縄の所を一人で登れるようにしている
- ・水・土・砂等で遊ぶ機会を多く持つようにしている
- ・友だちと握手や手をつないだりして遊びの中で強くにぎる活動を行う

に人気のアニメソングにあわせて創作)、大型遊具を使用(マット、跳び箱、平均台等)した遊びの創作、安全に配慮しながらの器械運動の指導法について、大型遊具や固定遊具の使用(点検)について等、実習先で即活用できる内容を取り入れ授業改善を試みた。

例えば、写真1は実際に学生が補助を付けてマット運動をしている時の様子である。一見危険が無いように見えるが、回転をしている学生の周辺を見るとノートやペン、シューズ等が置いてあったり、補助者以外に順番を待つ学生が回転している学生の直ぐ側で待機している姿が見られる。『安全への配慮』という声掛けをしないと忽ち学生たちは列を乱して演技者に近寄ってってしまう。

滑り止めが付いていないマットについては写真2のマットストップを敷くよう指示しなければ、滑りやすいマットの上であっても平気で演技をしてしまうのである。また平均台を

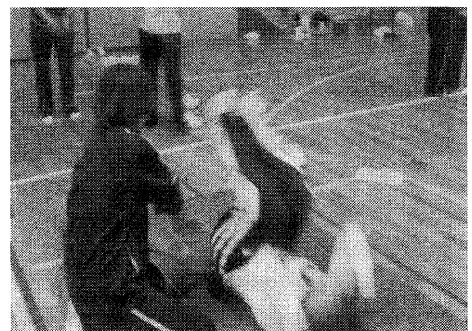


写真1 マット運動をしている様子

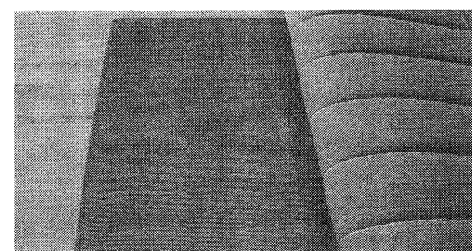


写真2 網目状のゴム製マットストップ
(滑り止めシート)

保育者養成校における「乳幼児の事故予防」に関する指導

使用した時は、平均台下に落下防止用としてマットを敷き詰めることさえ忘れてしまうという状態なのである。

このような状態を目の当たりにし、「けがをするかも…」「死に繋がるのでは…」という意識の無い学生には日々の指導の中で、大切な命を預かる保育者として「安全配慮」という文字を学生一人ひとりの頭の中に植えつけていくようにその都度言葉掛けしていくとともに、あくまでも子どもにとって身体運動は楽しいものでなければならないことを前提に、学生に安全で楽しく、発達段階に沿った運動遊びの実践を教授した。

このように実習に出かける前に事前指導として教授したが、前期授業の感想を尋ねると「乳幼児の事故予防」に関する内容の記述が目立ったので数名の記述を抜粋して表3に紹介する。この事故予防に関する記述は、筆者がこの件について記述を求めたものではなく事前指導を行った結果、学生自信が「乳幼児の事故予防」に関して興味関心を持ち、また現場に出たことで必要性を感じたため書き留めたものと推測される。

【表3】幼児体育ノートから抜粋

- ・事前に話を聞いて、本当にこのような事故があるのかなと思ったけど、実際行ってみて案外ヒヤッとすることがあるなと思った。子どもたちは、何が危ないとかがはっきり分かっていないので保育する側の注意や言葉掛けが大切だなと思った。
- ・ケガをしないよう、私たちがしっかり環境を整えておくことも大切ということが分かった。
- ・事故防止に関する知識を知っていることはとても大事な事だなと思った。
- ・子どもが日常生活の中でケガはつきものであるけれど、防ぐことのできる事故を保育者が未然に防がなければいけないと感じた。危険を予測し事故防止をしなくてはいけない。責任重大であると思った。大切な命を預かるのだから全体を見渡し、一人ひとり気をつけて見なければいけないと感じた。
- ・事故なんて起きないだろうと思って授業で配られた資料を読んでいたけど、実際に実習に行き、園児達は目を離すとすぐに事故に繋がるんだという危険性がよく分かりました。
- ・プリントを読んだことによって、気をつけることが頭に入った。
- ・プリントを見て、言葉がけの必要性を感じました。
- ・実習前にどういう場所がよく事故が起きているのかをよく読み、それに似た場面は特に気をつけて注意しながら子どもたちと接したりしました。実際に事故が起こりそうな場面では、子どもたちに「大丈夫？」などと声を掛けたりして余裕を持って対応することができました。
- ・保育者になったら、事故防止に積極的に努めたいと思った。
- ・実際その場になったら、パニックになって注意など忘れるかもしれないけど、最初に知っておいたら、その危険な状態になる前に防げるかもしれないから、沢山知ってみたいです。
- ・実習で、「ヒヤリ・ハッと」という思いはしたくないと思った。だけど実際実習中に鉄棒から落ちそうになったりしてあせった。事前に話を聞いていたおかげで前から注意ができた部分があったよかったです。

4. まとめ

- ・乳幼児の事故予防について「幼児体育」「小児保健」「小児保健実習」「保育内容・健康」の科目間で連携して授業展開をすることにより、学生の乳幼児の事故予防の意識の醸成を促すことができた。
- ・各アンケートの調査結果を授業時の資料として使用することは、学生記述表3からも分かるように具体的な事例として学生の関心を引きやすく効果的な授業となった。
- ・実習直前に乳幼児の事故予防について教授することで、無知なまま実習へ参加するよりも実際に事故を経験した時に園長や担当保育士に伝える等の余裕を持った対応ができる。

- ・事前指導を実施することで、学生の事故予防への関心が高まり知識を身に付けたいという気持ちが強くなった。
- ・学生の感想から、事前指導を受けたことにより、実習中事故が発生しても担任に報告するという落ち着いた対応をすることができた。
- ・今後は、関連する科目担当者と乳幼児の事故予防以外に新たなテーマを検討・研究し、授業改善を進めるとともに保育者養成校として質の高い保育者を育てていきたいと考えている。

註

- 1 榊原・梶「乳幼児の事故予防」に関する保育者養成校の取り組み（1）－関連科目間の連携による効果的な授業改善をめざして－高田短期大学紀要第22号、77頁。
- 2 子どもの体力向上ホームページ <http://www.recreation.or.jp/kodomo/>、2007.7.31閲覧。
- 3 榊原・梶、前掲第22号、2003、78頁。
- 4 榊原・梶、前掲第24号、2005、120頁。
- 5 榊原・梶、前掲第24号、2005、120頁。
- 6 榊原・梶、前掲第23号、2004、38頁。
- 7 榊原・梶、前掲第23号、2004、39頁。

研究活動の一覧表

1. 本一覧表は、本学が研究機関として教員の研究活動の成果を公にし、今後の研究の発展を期すとともに、教員各自の現時点の到達点を明らかにすることを目的としている。
2. 以下収録したものは、専任教員から提出および報告された資料に基づいて作成したものである。
3. なお、分類は学術研究者の専門部門の順序に従って、学科別に行った。
4. 記載の順序は、著者・論文・芸術活動（作品発表など）、学会・研究会（講演・口頭発表などを含む）の順で、それぞれ、著者名、論文名、発行所または発行機関（学会名、研究会名など）、発表時期を記載した。
5. なお、今回は、2005（平成17）年4月から2007（平成19）年3月までとした。

過去の研究活動については下記のとおり参照されたい。

1992（平成4）年4月から1995（平成7）年3月までは高田短期大学紀要第14号

1995（平成7）年4月から1997（平成9）年3月までは高田短期大学紀要第16号

1997（平成9）年4月から1999（平成11）年3月までは高田短期大学紀要第18号

1999（平成11）年4月から2001（平成13）年3月までは高田短期大学紀要第20号

2001（平成13）年4月から2003（平成15）年3月までは高田短期大学紀要第22号

2003（平成15）年4月から2005（平成17）年3月までは高田短期大学紀要第24号

子ども学科

〈心理学〉 望 木 郁 代

著書・論文

『見る』活動を取り入れた国語科授業づくりの可能性—絵図教材の創造的読み—（共著）

『年報いわみざわ』第27号 2006（平成18）年2月

「セルフ・モニタリングが児童の効力感や学習意欲に及ぼす影響」（単著）

『三重中京大学短期大学部論叢』第44号 2007（平成19）年3月

「教育実習が保育専攻短大生のコーピング、自己効力感、達成動機に及ぼす影響」（単著）

『高田短期大学紀要』第25号 2007（平成19）年3月

「子どもの言葉かけに関するカウンセリングの立場からの一考察」（単著）

『高田短期大学育児文化研究』第2号 2007（平成19）年3月

高田短期大学紀要第26号

『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』（共著）

『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
による助成研究報告書（第3報）ゼミテキストⅠ〈保育基礎ゼミ〉』

2007(平成19)年3月

学会・研究会等

「幼稚園における食育のあり方に関する研究－Ⅰ－」（学会発表、共同） 日本教育心理学会

2006(平成18)年9月

〈臨床心理学〉 橋 本 景 子

著書・論文

「親子関係の不協和とその影響」（単著）

『高田短期大学育児文化研究』紀要第2号

2007(平成19)年3月

学会・研究会等

「良き明日のために、今私たちにできること」（講演）

北勢地区消防士研修会

2005(平成17)年5月

事例検討会 助言指導1

亀山市関小学校主催

2005(平成17)年6月

事例検討会 助言指導2

亀山市関小学校主催

2005(平成17)年12月

「中学生、こどもの心は揺れてます」（講演）

亀山市中部中学校地区教育協議会

2005(平成17)年7月

「子の心、親知らず」（講演）

亀山市立中部中学校PTA教養部主催

2005(平成17)年10月

事例検討会 助言指導

日本心理

2006(平成18)年1月

「子の心、親知らず」（講演）

学童研究集会主催

2006(平成18)年2月

「21世紀の子育て」（講演）

南勢地区母親大会 伊勢市学童保育主催

2006(平成18)年7月

「子どもの心、現代の子育てのあり方について」（講演）

亀山市和田保育園主催

2006(平成18)年7月

「子どもの心、現代の子育てのあり方について」（講演）

津市立美杉保育園主催

2006(平成18)年8月

「21世紀の子育て」（講演）

鈴鹿市母親大会主催

2006(平成18)年9月

「子どもの心、現代の子育てのあり方について」

－カウンセリングの現場から思うこと－（講演）

志摩市立片田小学校主催

2006(平成18)年10月

「これからの幼稚園教育において大切なこと」（講演）

伊勢市立豊浜東幼稚園主催

2006(平成18)年11月

「子どもの心、現代の子育てのあり方について」（講演）

川越町立中部保育所主催

2006(平成18)年11月

研究活動一覧表

「子どもの心、現代の子育てのあり方について」(講演)	亀山市立第三愛護園主催	2007(平成19)年1月
「これからの保育で大切なこと」(講演)	伊勢市マリア保育園職員研修会	2007(平成19)年1月
家裁調査官事例検討会 助言指導	津地方家庭裁判所	2007(平成19)年3月
〈仏教学〉 栗 原 廣 海		
著書・論文		
『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』(共著) 『高田短期大学幼児教育学科 平成17年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」 による助成研究報告書(第2報)』		2006(平成18)年3月
「教育・保育の目的と仏教」(単著) 『高田短期大学子ども学科年報』創刊号(通巻第12号)		2006(平成18)年10月
『念仏信仰の諸相—法然上人とその門流Ⅱ—』(共著)	浄土宗宗務庁	2007(平成19)年3月
『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』(共著) 『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」 による助成研究報告書(第3報) ゼミテキストⅡ〈総合演習〉』		2007(平成19)年3月
学会・研究会等		
「仏教保育の根本精神」(講演)	三重県仏教保育協会総会(於:高田青少年会館)	2005(平成17)年5月
「御名を聞くということ」(講演)	春期婦人連合研修会(於:真宗高田派宗務院)	2005(平成17)年6月
「釈尊と親鸞聖人」(講演) 高田短期大学仏教文化研究センター公開講座(於:高田青少年会館)		2005(平成17)年6月
『『教行信証鈔』に見る高田惠雲の念仏思想』(研究発表) 真宗高田派教学院研究大会(於:真宗高田派宗務院)		2005(平成17)年10月
「ブツダと親鸞聖人」(講演)	津徳本会	2006(平成18)年6月
「大悲の願船」(講演)	真宗高田派仏教文化講座(於:真宗高田派宗務院)	2006(平成18)年8月
「円融至徳の嘉号」(講演) 真宗高田派仏教婦人連合大会(於:三重県総合文化センター三重県文化会館大ホール)		2006(平成18)年8月
「親鸞における慈悲観」(研究発表) 日本仏教学会平成18年度学術大会(於:愛知学院大学)		2006(平成18)年9月

7・8日

高田短期大学紀要第26号

〈児童福祉〉 植 木 存

著書・論文

- 「障害を持つ人と、ともに働くために」(単著)
『あしたをひらく』94号所収 三重県障害者雇用促進協会 2005(平成17)年6月
- 『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』(共著)
『高田短期大学幼児教育学科 平成17年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
による助成研究報告書(第2報)』 2006(平成18)年3月
- 「障害者自立支援法と障害者福祉」(共著) 『高田短期大学紀要』第24号 2006(平成18)年3月
- 『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』(共著)
『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
による助成研究報告書(第3報)ゼミテキストⅠ〈保育基礎ゼミ〉』 2007(平成19)年3月
- 『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』(共著)
『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
による助成研究報告書(第3報)ゼミテキストⅡ〈総合演習〉』 2007(平成19)年3月

学会・研究会等

- 「障害を持つ人と、ともに働くために」(講演) 三重県障害者雇用促進協会 2005(平成17)年5月
- 「障害者福祉論」(平成17年度介護福祉士国家試験予備講習会)(講義)
三重県社会福祉協議会 2005(平成17)年8月
- 「障害者自立支援法提案の背景について」(第40回三重県知的障害者福祉大会)(講演)
三重県知的障害者福祉連盟 2005(平成17)年9月
- 「子育て、子育てを支え合う地域づくり」(講演) 伊勢市北浜地区児童健全育成会議 2005(平成17)年11月
- 「介護と人権」シンポジスト(第一回三重県福祉セミナー) 三重県福祉セミナー実行委員会 2005(平成17)年12月
- 「地域で子育てを支え合う」(三重県いきいき親子サポート講座)(講演)
伊賀市夢が丘保育所 2006(平成18)年1月
- 「障害理解と支援」(三重県立神戸高校定時制人権学習特別講座)(特別講義)
三重県立神戸高校定時制 2006(平成18)年2月
- 「地域で支え合う子育て」(講演) 伊賀市山田地域住民自治協議会 2006(平成18)年3月

研究活動一覧表

「児童福祉論」(児童福祉司に関する指定講習会)(講義) 三重県健康福祉部子ども家庭室三重県中央児童センター	2006(平成18)年7月
「児童問題を考える」(講義) みえアカデミックセミナー2006	2006(平成18)年7月
「障害児の福祉」(児童福祉司に関する指定講習会)(講義) 三重県健康福祉部子ども家庭室三重県中央児童センター	2006(平成18)年8月
「障害者福祉論」(平成18年度介護福祉士国家試験予備講習会)(講義) 三重県社会福祉協議会	2006(平成18)年10月
「障害児の福祉と障害者自立支援法」(パネラー) 三重県児者福祉施設協議会	2006(平成18)年11月
「成人期障害者と障害者自立支援法」(共同研究者) 全国障害者問題研究会東海北陸地区研究集会	2007(平成19)年2月
〈教育学〉市田敏之	
著書・論文	
『つくってみよう“学校マニフェスト”』(共著) 教育開発研究所	2006(平成18)年3月
『教育行政学』(共著) ミネルヴァ書房	2006(平成18)年11月
「米国カリフォルニア州教員団体交渉法の意義と課題 —1975年教員団体交渉法施行実態の検討を通じて—」(単著) 『教育行政学研究』第26号(西日本教育行政学会)	2005(平成17)年5月
「米国における教員団体交渉に関する州法規定の分析」(単著) 『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部 (教育人間科学領域)第54号(広島大学大学院教育学研究科)	2006(平成18)年3月
『「能力開発型」教職員人事評価制度の運用実態とその課題 —「広島県内公立学校長悉皆調査」の分析を通して—』(共著) 『教育行政学研究』第27号(西日本教育行政学会)	2006(平成18)年5月
「実践的指導力の育成に向けた幼稚園教諭養成に関する一考察 —教職の意義等に関する科目『幼児教育者論』学生用図書の分析を中心に—」(単著) 『高田短期大学育児文化研究』第2号	2007(平成19)年3月
『「思いやり」と「表現力」のある保育者養成をめざす授業改善の試み』(共著) 『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」 による助成研究報告書(第3報)ゼミテキストⅠ〈保育基礎ゼミ〉』	2007(平成19)年3月

高田短期大学紀要第26号

- 『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』（共著）
『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
による助成研究報告書（第3報）ゼミテキストⅡ〈総合演習〉』 2007(平成19)年3月

学会・研究会等

- 『『能力開発型』教職員人事評価制度の運用実態とその課題（第一報）
ー「広島県内公立学校長悉皆調査」の分析を通してー』（共著）（研究発表）
西日本教育行政学会第28回大会 2006(平成18)年5月
- 『『能力開発型』教職員人事評価制度の運用実態とその課題（第二報）
ー「広島県内公立学校長悉皆調査」の分析を通してー』（共著）（研究発表）
日本教育経営学会第46回大会 2006(平成18)年6月
- 「広島県における教職員人事評価制度に関する事例研究
ー公立学校教員へのインタビュー調査の分析を中心にー」（共著）（研究発表）
中国四国教育学会第58回大会 2006(平成18)年11月

〈教育方法学〉内 藤 由佳子

著書・論文

- 「ドイツ新教育運動期におけるB. オットーの『協同体』概念に関する研究
ー対話に基礎を置く総合学習（Gesamtunterricht）の授業実践を中心にー」（単著）
『高田短期大学紀要』第24号 2006(平成18)年3月
- 『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』（共著）
『高田短期大学幼児教育学科 平成17年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
による助成研究報告書（第2報）』 2006(平成18)年3月
- 「保育における対話的關係に関する一考察」（単著）『高田短期大学育児文化研究』創刊号 2006(平成18)年3月
- 「幼児教育との接続を視野に入れた基礎学校カリキュラム
ー近代ドイツ国民学校との比較を中心にー」（単著）『高田短期大学紀要』第25号 2007(平成19)年3月
- 『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』（共著）
『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
による助成研究報告書（第3報）ゼミテキストⅠ〈保育基礎ゼミ〉』 2007(平成19)年3月

学会・研究会等

- 「絵本を通じた対話的關係」（発表） 育児文化研究センター第8回定例研究会 2005(平成17)年11月

研究活動一覧表

「ドイツ新教育運動期におけるベルトルト・オットー学校の授業実践に関する再評価」(発表) フォーラムドイツの教育全国大会 (於: 明治大学)	2006(平成18)年7月
「自己表現力・豊かな表現力を備えた保育士養成のあり方を目指して」(発表) 全国保育士養成協議会第45回研究大会	2006(平成18)年9月
「子どもの豊かな言葉を育む保育者の役割について」(講演) セントヨゼフ学園一日大学第二講座	2006(平成18)年4月
「子どもと本を結び付ける技・子どもに本を広める技」(シンポジウム・パネリスト) みえ生涯学習ネットワーク三重県子どもの読書推進会議主催 (於: 三重県立総合文化センター)	2007(平成19)年1月
〈小児の健康・健康教育・乳児保育・子育て支援〉 梶 美 保	
著書・論文	
「主体的な子育てを支援する助産師の取り組みー自宅出産・家族出産の事例からー」(単著) 『高田短期大学幼児教育学科年報』第11号	2005(平成17)年10月
『乳幼児の事故予防』に関する保育者養成教育の取り組み(3) ー関連科目間の連携による効果的な授業改善をめざしてー」(共著) 『高田短期大学紀要』第24号	2006(平成18)年3月
「育児文化研究センターにおける子育て支援の取り組み ー2005年度事業0・1・2歳児のための『子どもひろば』の事業紹介と考察ー」(共著) 『高田短期大学育児文化研究』創刊号	2006(平成18)年3月
「食援助のプログラム開発と実践改善ー乳児保育の質的向上をめざしてー」(共著) 『高田短期大学紀要』要第25号	2007(平成19)年3月
「子育て支援力を養う育児文化研究センターの活動実践 ー『パレーン応援隊』の活動とボランティア学生の学びー」(共著) 『高田短期大学育児文化研究』第2号	2007(平成19)年3月
「産育の内容・方法に関する実証的研究 ー戦前紀州地域における産婆の役割を中心にー」(単著) 『平成18年度名古屋大学生涯発達教育学研究科』	2006(平成18)年3月
『『思いやり』と『表現力』のある保育者をめざす授業改善の試み』(共著) 『高田短期大学幼児教育学科 平成17年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」 による助成研究書(第2報)』	2006(平成18)年3月

高田短期大学紀要第26号

- 『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』（共著）
『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
による助成研究報告書（第3報）ゼミテキストⅠ〈保育基礎ゼミ〉』 2007（平成19）年3月
- 『財団法人大同生命厚生事業団平成18年度「地域保健福祉研究助成」報告書』
「乳幼児期からの健全な食生活推進のための家庭と保育園における食の実態調査研究」
（共著）地域保健福祉研究会 2007（平成19）年3月
- 学会・研究会等
- 「乳児保育の質的向上をめざして（5）－0歳児の食援助－」（共著）
『日本保育学会第58回大会研究論文集』 2005（平成17）年5月
- 「保育基礎ゼミの取り組みと授業改善－保育者としての資質向上をめざして－」（共著）
『保育者養成協議会第44回研究大会研究発表論文集』 2005（平成17）年9月
- 「乳児保育の質的向上をめざして（6）－1歳児の食援助の意識調査とビデオ省察－」（共著）
『日本保育学会第59回大会研究論文集』 2006（平成18）年5月
- 「乳児保育の質的向上をめざして（7）－1歳児の食援助の実践改善－」（共著）
『日本保育学会第59回大会研究論文集』 2006（平成18）年5月
- 「保育者養成科目担当者の連携による授業改善－『乳幼児の事故予防』をテーマに－
－1歳児の食援助の意識調査とビデオ省察－」（共著）
『日本保育学会第59回大会研究論文集』 2006（平成18）年5月
- 『『自己表現力・豊かな表現力』を備えた保育者養成のあり方を目指して』（共著）
『全国保育士養成協議会第45回研究大会研究発表論文集』 2006（平成18）年9月
- 『『乳幼児の事故予防』に関する授業改善
－小児保健・小児保健実習・保育内容『健康』の科目間の連携－』（単著）
『日本乳幼児学会第16回大会研究発表論文集』 2006（平成18）年11月

〈幼児教育〉 豊 田 和 子

著書・論文

- 『テーマで学ぶ現代の保育』（共著） 保育出版社 2006（平成18）年4月
- 「ドイツ幼稚園教師職に関する研究動向と課題」（単著） 『高田短期大学紀要』第24号 2006（平成18）年3月
- 「幼保一体化・総合施設をめぐる動向と課題」 『高田短期大学育児文化研究』創刊号 2006（平成18）年3月

研究活動一覧表

『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』（共著） 『高田短期大学幼児教育学科 平成17年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」 による助成研究報告書（第2報）』			2006(平成18)年3月
『『高田短期大学育児文化研究センター』における子育て支援の取り組み』（共著）（レポート） 『チャイルドヘルス』1月号			2007(平成19)年1月
「食援助のプログラム開発と実践改善ー乳児保育の質的向上をめざしてー」（共著） 『高田短期大学紀要』第25号			2007(平成19)年3月
「乳幼児期からの健全な食生活推進のための家庭と保育園における食の実態調査研究」 （共著）『財団法人大同生命厚生事業団平成18年度「地域保健福祉研究助成」報告書』			2007(平成19)年3月
『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』（共著） 『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」 による助成研究報告書（第3報）ゼミテキストⅡ〈総合演習〉』			2007(平成19)年3月
「子育て支援力を養う育児文化研究センターの活動実践 ー『バルーン応援隊』の活動とボランティア学生の学びー」（共著） 『高田短期大学育児文化研究』第2号			2007(平成19)年3月
学会・研究会等			
「乳幼児の質的向上をめざして(5)ー0歳児の食援助ー」（共同）日本保育学会第58回大会			2005(平成17)年5月
「乳児保育の質的向上をめざして(6)ー1歳児の食援助の意識調査とビデオ省察ー」（共同） 日本保育学会第59回大会			2006(平成18)年5月
「乳児保育の質的向上をめざして(7)ー1歳児の食援助の実践改善ー」（共同） 日本保育学会第59回大会			2006(平成18)年5月
「ドイツ幼稚園教師職の確立過程における『精神的母性』」日本教育学会第64回大会			2005(平成17)年8月
「フレーベル主義幼稚園教師に関する歴史的研究ー養成カリキュラムを中心にー」 日本乳幼児教育学会第16回大会			2006(平成18)年11月
講演			
「子どもの発達と大人のかかわり」みえアカデミックセミナー			2006(平成18)年7月
「生き生きとした園・学校生活を送るために」いなべ市青少年育成会議			2006(平成18)年8月

高田短期大学紀要第26号

「早ね、早起き、朝ごはん」(コーディネーター)	子どもの生活リズム向上全国フォーラム三重実行委員会	2006(平成18)年8月
「保育・教育に活かす記録の活用法ー子どもの見方と保護者の援助を通してー」	三重県教育委員会	2006(平成18)年9月
「子どもとともに生きる喜びを」	福山市立女子短期大学市民講座	2006(平成18)年9月
「乳幼児の遊びの発達と大人のかかわり」	三重県教育委員会	2006(平成18)年10月
「早ね、早起き、朝ごはんー今からできる贈りものー」	津市PTA連合会	2006(平成18)年11月
「2歳児保育を学ぶー発達を踏まえた保育者のかかわりー」	津市保育所施設長連絡協議会	2006(平成18)年11月
「10年を経験した教諭に求められる力量・幼稚園教育の今日的課題」	三重教育委員会	2006(平成18)年12月
「子どもの見方と保育者の援助について」	東員町教育委員会	2007(平成19)年1月
「幼い子どもの心の発達とおとなのかかわり」	大台町子育てセンター	2007(平成19)年2月

〈立体造形・デザイン・美術史〉 采 罌 真 澄

著書・論文

『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』(共著) 『高田短期大学幼児教育学科 平成17年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」 による助成研究報告書(第2報)』	2006(平成18)年3月
『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』(共著) 『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」 による助成研究報告書(第3報)ゼミテキストⅠ〈保育基礎ゼミ〉』	2007(平成19)年3月

芸術活動

「個展」	三重画廊	2006(平成18)年7月
------	------	---------------

学会・研究会等

「保育基礎ゼミの取り組みと授業改善ー保育者としての資質向上をめざしてー」 全国保育士養成協議会第44回研究大会(於:ホテルアウィーナ大阪)	2005(平成17)年9月
「自己表現力・豊かな表現力」を備えた保育者養成のあり方を目指して(共同発表) 全国保育士養成協議会第45回研究大会(於:安田女子短期大学)	2006(平成18)年9月

研究活動一覧表

〈教科教育・音楽〉 三宅啓子

著書・論文

- 『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』（共著）
『高田短期大学幼児教育学科 平成17年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
による助成研究報告書（第2報）』 2006(平成18)年3月
- 「保育学生の音楽教育と子どもの音楽活動の指導援助力
ー本学学生のアンケート調査と実習経験に基づく課題検討ー」（共著）
『高田短期大学紀要』第24号 2006(平成18)年3月
- 『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』（共著）
『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
による助成研究報告書（第3報）ゼミテキストⅠ〈保育基礎ゼミ〉』 2007(平成19)年3月
- 「保育現場と連動した養成校の音楽教育内容・方法のあり方(1)
ー基礎技能科目〔幼児音楽〕の授業改善とその評価検討ー」（共著）
『高田短期大学紀要』第25号 2007(平成19)年3月
- 学会・研究会等
- 「保育者に求められる音楽的専門力量について(Ⅱ)
ーアンケート調査からみる授業改善方策ー」（共同）
日本保育学会第58回大会研究発表「発表論文集2005」 2005(平成17)年5月
- 「保育基礎ゼミの取り組みと授業改善ー保育者としての資質向上をめざしてー」（共同）
全国保育士養成協議会第44回研究大会研究発表「研究発表論文集2005」 2005(平成17)年9月
- 「保育者に求められる音楽的専門力量について(Ⅲ)
ーT短大における〔幼児音楽〕授業改善における取り組みー」（共同）
日本保育学会第59回大会研究発表「発表論文集2006」 2006(平成18)年5月
- 『自己表現力・豊かな表現力』を備えた保育者養成のあり方を目指して
ー保育基礎ゼミ『音楽劇』の取り組みから得たものー」（共同）
全国保育士養成協議会第45回研究大会研究発表「研究発表論文集2006」 2006(平成18)年9月
- 「音楽表現教育と保育 『子どもと音楽表現を楽しむ保育者と子どもの社会性の育ち』
ー楽しいリズム遊び・歌遊びを通してー」（講演） 津市保育所職員研修会 2005(平成17)年5月
- 「子育てと音楽教育『乳幼児のコミュニケーションと音楽遊び』」（講演）
あのつアカデミー家庭教育支援コーディネーター養成講座（於：津市） 2005(平成17)年10月

高田短期大学紀要第26号

- 「家庭での音楽教育『親子で楽しもうー楽しいコミュニケーションと表現遊びー』(講演)
 亀山市家庭教育力活性化支援事業講座 2005(平成17)年11月
- 「子どもの歌遊び・幼児のリズム教育」(講演) マリア保育園職員研修会 2006(平成18)年8月
- 「子どもの歌遊び・幼児のリズム教育
 『子どもの歌遊びと楽しいコミュニケーションと表現遊び』(講演) 志摩市保育士研修会 2006(平成18)年9月
- 「子育てと音楽教育『幼児の生活と音楽表現活動』(講演)
 あのつアカデミー家庭教育支援コーディネーター養成講座(於:津市) 2006(平成18)年10月

〈教科教育・音楽〉 福 西 朋 子

著書・論文

- 「保育学生の音楽教育と子どもの音楽活動の指導援助力
 ー本学学生のアンケート調査と実習経験に基づく課題検討ー」(共著)
 『高田短期大学紀要』第24号 2006(平成18)年3月
- 「『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み」(共著)
 『高田短期大学幼児教育学科 平成17年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
 による助成研究報告書(第2報)』 2006(平成18)年3月
- 「保育現場と連動した養成校の音楽教育内容・方法のあり方(1)
 ー基礎技能科目『幼児音楽』の授業改善とその評価検討ー」(共著)
 『高田短期大学紀要』第25号 2007(平成19)年3月
- 「『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み」(共著)
 『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
 による助成研究報告書(第3報)ゼミテキストⅠ〈保育基礎ゼミ〉』 2007(平成19)年3月

学会・研究会等

- 「保育者に求められる音楽的専門力量形成について(Ⅱ)
 ーアンケート調査結果からみる授業改善方策ー」(口頭発表・共同)
 日本保育学会第58回大会 2005(平成17)年5月
- 「保育基礎ゼミの取り組みと授業改善ー保育者としての資質向上をめざしてー」(研究発表)
 全国保育士養成協議会第44回研究大会 2005(平成17)年9月
- 「保育者に求められる音楽的専門力量について(Ⅲ)
 ーT短大「幼児音楽」授業改善における取り組みー」(口頭発表・共同)
 日本保育学会第59回大会 2006(平成18)年5月

研究活動一覧表

「親子の絆づくり・育児力育成支援事業『親と子のための音楽あそびひろば
 ー楽しい音楽あそびとコンサートー』（講演） 主催：お産・子育て環境を考える会みえ 2006(平成18)年8月
 2007(平成19)年3月

〈教科教育・音楽〉 山 本 敦 子

著書・論文

「保育学生の音楽教育と子どもの音楽活動の指導援助力
 ー本学学生のアンケート調査と実習経験に基づく課題検討ー」（共著）
 『高田短期大学紀要』第24号 2006(平成18)年3月

「子どもの『学び』と音楽教育に関する考察(1)ー『キラキラ星』の授業風景からー」（単著）
 『高田短期大学育児文化研究』創刊号 2006(平成18)年3月

「『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み」（共著）
 『高田短期大学幼児教育学科 平成17年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
 による助成研究報告書（第2報）』 2006(平成18)年3月

「保育現場と連動した養成校の音楽教育内容・方法のあり方(1)
 ー基礎技能科目『幼児音楽』の授業改善とその評価検討ー」（共著）
 『高田短期大学紀要』第25号 2007(平成19)年3月

「『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み」（共著）
 『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
 による助成研究報告書（第3報）ゼミテキストⅠ〈保育基礎ゼミ〉』 2007(平成19)年3月

芸術活動

「第16回三重バッハ合唱団定期演奏会」（出演） 三重県総合文化センター大ホール 2005(平成17)年5月

「第17回三重バッハ合唱団定期演奏会」（出演） 三重県総合文化センター大ホール 2006(平成18)年5月

学会・研究会等

「保育者に求められる音楽的専門力量形成について(Ⅱ)
 ーアンケート調査から見る授業改善方策ー」（研究発表） 日本保育学会第58回大会 2005(平成17)年5月

「保育基礎ゼミの取り組みと授業改善ー保育者としての資質向上をめざしてー」（研究発表）
 全国保育士養成協議会第44回研究大会 2005(平成17)年9月

「保育者に求められる音楽的専門力量について(Ⅲ)
 ーT短大『幼児音楽』授業改善における取り組みー」（研究発表）
 日本保育学会第59回大会 2006(平成18)年5月

高田短期大学紀要第26号

- 『自己表現力・豊かな表現力』を備えた保育者養成のあり方を目指して
 ー保育基礎ゼミにおける『音楽劇』の取り組みから得たものー」（共著）
 全国保育士養成協議会第45回大会 2006(平成18)年9月
- 第1回高田短期大学保育セミナー「保育に役立つリズム表現遊びと実践交流」（講師）
 高田短期大学主催 2005(平成17)年8月
- 高田短期大学育児文化研究センター出前講座
 「親子で楽しむふれあい歌あそびとミニコンサート」（講師）
 とういんファミリーサポートセンター主催、志摩市第3保育所主催 2007(平成19)年2月
- 〈保育体育学〉 榊 原 尉津子
 著書・論文
- 『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み」（共著）
 『高田短期大学幼児教育学科 平成17年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
 による助成研究報告書（第2報）』 2006(平成18)年3月
- 『乳幼児の事故予防』に関する保育者養成教育の取り組み（3）
 ー関連科目間の連携による効果的な授業改善をめざしてー」（共著）
 『高田短期大学紀要』第24号 2006(平成18)年3月
- 「育児文化研究センターにおける子育て支援の取り組み
 ー2005年度事業0・1・2歳児のための『子どもひろば』の事業紹介と考察ー」（共著）
 『高田短期大学育児文化研究』創刊号 2006(平成18)年3月
- 『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み」（共著）
 『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
 による助成研究報告書（第3報）ゼミテキストⅠ〈保育基礎ゼミ〉』 2007(平成19)年3月
- 『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み」（共著）
 『高田短期大学子ども学科 平成18年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
 による助成研究報告書（第3報）ゼミテキストⅡ〈総合演習〉』 2007(平成19)年3月
- 学会・研究会等
- 「育児文化研究センターにおける子育て支援の取り組み
 ー2005年度事業0・1・2歳児のための『子どもひろば』の事業紹介と考察ー」（共同発表）
 第10回高田短期大学育児文化研究センター定例研究会（於：高田短期大学） 2006(平成18)年3月
- 「親と子のふれあいあそび」（講演）
 多気町子育て支援センター主催（於：多気町地域福祉センター天啓の里） 2006(平成18)年1月

研究活動一覧表

『みんなであそぼう！』親子のふれあいあそび（講演） 志摩市ファミリーサポートセンター主催（於：志摩市阿児アリーナベイホール）		2006(平成18)年3月
「保育者養成科目担当者の連携による授業改善 ー『乳幼児の事故予防』をテーマにー」（共同発表） 日本保育学会第59回大会（於：浅井学園大学）		2006(平成18)年5月
子どもの『未来』を育む地域支援プロジェクト事業 「0・1・2歳児のための『子どもひろば』あそびにおいでよ！1・2歳児さん」（講演） 高田短期大学育児文化研究センター主催（於：高田短期大学育児文化室）		2006(平成18)年7月 9月・11月
「親子でたのしむ ふれあいあそび」（講演） 暁幼稚園主催（於：多気町暁幼稚園）		2007(平成19)年1月

人間介護福祉学科

〈心理学〉 千 草 篤 磨

著書・論文

「仏教福祉の視点からみた高齢者・障害者の介護と青年の意識」（共著） 『教学院紀要』第13号		2005(平成17)年5月
『いのちを考えるーその2ー』（共著） 真宗高田派教学院		2005(平成17)年7月
「ダウン症児の発達特徴ー乳幼児期の発達診断を通してー」 『高田短期大学紀要』第24号		2006(平成18)年3月
『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み』（共著） 『高田短期大学幼児教育学科 平成17年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」 による助成研究報告書（第2報）』		2006(平成18)年3月
『仏教社会福祉辞典』（共著） 法蔵館		2006(平成18)年4月
「回想法をめぐってー高齢者の心の理解ー」 『高田短期大学人間介護福祉学科年報』創刊号		2006(平成18)年11月
「福祉現場と連携した介護福祉教育充実への取り組み(1)」（共著） 『高田短期大学人間介護福祉学科年報』創刊号		2006(平成18)年11月
「重い障害のある子どもの発達と療育」 『高田短期大学紀要』第25号		2007(平成19)年3月

〈日本史〉 首 藤 善 樹

著書・論文

「親鸞の伝説」（単著） 『高田短期大学人間介護福祉学科年報』創刊号		2006(平成18)年11月
--------------------------------------	--	----------------

高田短期大学紀要第26号

学会・研究会等

「大和金峰の縁起」(講演) 日本山岳修験学三徳山学術大会 2006(平成18)年11月

〈法律学〉武 川 眞 固

著書・論文

憲法研究所編『図解 いま日本政治! (改訂版)』(共著) 大阪経済法科大学出版部 2005(平成17)年6月

「障害をもつ人の移動の権利と福祉まちづくりの課題」 『高田短期大学紀要』第24号 2006(平成18)年3月

「子どもの人権と児童虐待—二つの著書の紹介を通して—」
『高田短期大学育児文化研究』創刊号 2006(平成18)年3月

「障害者自立支援法と障害者福祉への影響」
『高田短期大学人間介護福祉学科年報』創刊号 2006(平成18)年11月

紹介

「国際法からみたイラク戦争—C. G. ウィーラマントリ・浦田賢治編訳—」
『日本の科学者』441号(日本科学者会議) 2005(平成17)年8月

学会・研究会等

「障害者自立支援法の論理と障害をもつ人の人権」(学会報告)
憲法理論研究会夏季研究総会報告 2006(平成18)年8月

「憲法改正の動向と日本国憲法のゆくえ—新憲法草案と障害者自立支援法を踏まえて—」
(講演会) 障害者の人権と地域生活を考える シンポジウムNPO障害者センター 2005(平成17)年11月

「憲法25条のルーツと福祉・労働の現実」(講演会) 愛知大学 平和講座第1回 2006(平成18)年11月

「憲法のこころと社会福祉の現実」(講演会) 名古屋市港区「社会館」九条の会 2007(平成19)年1月

〈社会福祉・社会保障〉山 田 亮 一

著書・論文

『ケアマネジメント用語辞典』(共著) ミネルヴァ書房 2005(平成17)年10月

「フィリピンの看護労働力のグローバルな移動とその課題」
『ビジネス レポートレンド』2006年4月号 独立行政法人労働政策研究・研修機構 2006(平成18)年4月

『社会福祉六法関係法事典』(共著) 晃洋書房 2006(平成18)年9月

研究活動一覧表

「グローバリゼーションと看護労働力移動ーフィリピン人看護師の国際的移動を視点としてー」		『高田短期大学紀要』第25号	2007(平成19)年3月
「グローバリゼーションとフィリピンの看護労働力移動」		『生活経済学会誌』第25号	2007(平成19)年3月
学会・研究会等			
「フィリピン看護師の労働力移動について」(研究会)		独立行政法人労働政策研究・研修機構 労働力移動に関する研究会	2005(平成17)年8月
「看護労働移動とフィリピンのグローバル戦略」(学会)		社会政策学会 第111回大会(於:北海道大学)	2005(平成17)年10月
「グローバリゼーションと看護労働力移動」(講演会)		金沢大学主催 重点研究プロジェクト	2005(平成17)年11月
「グローバリゼーションと看護労働力移動」(学会)		生活経済学会関西部会 平成18年度第1回研究代会(於:大阪市立大学)	2006(平成18)年5月
「看護労働力移動とフィリピンのグローバル戦略」(学会)		生活経済学会 第22回研究大会(於:小樽商科大学)	2006(平成18)年6月
〈福祉教育・社会福祉概論〉 佐 藤 完			
学会・研究会等			
「平成17年度 静岡フォーラム」		静岡県小規模授産所連合会(於:職員研究集会)	2005(平成17)年12月
「第4回 日本介護学会」		日本介護学会	2005(平成17)年12月
「日本ソーシャルワーカー協会 2006年度総会・記念セミナー」		日本ソーシャルワーカー協会	2006(平成18)年5月
第13回 福祉教育を考える会「福祉教育はいま子どもたちに何を伝えるか」(発表)		福祉教育を考える会(於:京都府)	2006(平成18)年7月
「第12回 地域福祉実践研究セミナー」		日本地域福祉研究所	2006(平成18)年8月
「第12回 日本福祉教育ボランティア学習学会」		日本福祉教育ボランティア学習学会	2006(平成18)年11月
〈介護福祉・看護学〉 森 和 子			
著書・論文			
「福祉現場と連携した介護福祉教育充実への取り組み(1)」(共著)		『高田短期大学人間介護福祉学科年報』創刊号	2006(平成18)年11月

高田短期大学紀要第26号

「介護学教育と看護学教育との比較－介護教員の視点から－」（単著）

『高田短期大学人間介護福祉学科年報』創刊号

2006(平成18)年11月

「介護学生の接遇に対するロールプレイの効果(1)」（共著）『高田短期大学紀要』第25号

2007(平成19)年3月

〈介護福祉〉 織 田 紀代子

著書・論文

『仏教福祉の視点から見た高齢者・障害者の介護と青年の意識』（共著）真宗高田派教学院

2005(平成17)年5月

「障害者自立支援法と障害者福祉」（共著）

『高田短期大学紀要』第24号

2006(平成18)年3月

『『思いやり』と『表現力』のある保育者養成をめざす授業改善の試み（第2報）』（共著）

『高田短期大学幼児教育学科 平成17年度「私立大学教育研究高度化推進特別補助」
による助成研究報告書』

2006(平成18)年3月

「介護実習Ⅰをふり返って！」

『高田短期大学人間介護福祉学科年報』創刊号

2006(平成18)年11月

「介護学生の接遇に対するロールプレイの効果(1)」（共著）『高田短期大学紀要』第25号

2007(平成19)年3月

〈介護福祉〉 長 岡 さとみ

著書・論文

「高齢者主体の自立支援に向けた入浴介護の一考察

－老人福祉施設における利用者と介護職者の意識調査を実施して－」（単著）

『高田短期大学人間介護福祉学科年報』創刊号

2006(平成18)年11月

「介護学生の接遇に対するロールプレイの効果(1)」（共著）『高田短期大学紀要』第25号

2007(平成19)年3月

「老人施設における入浴介護の意義と課題－利用者と介護職者の意識調査をおこなって－」

『第37回 日本看護学会論文集－地域看護－』

2007(平成19)年3月

学会・研究会等

「老人施設における入浴介護の意義と課題－利用者と介護職者の意識調査をおこなって－」
（発表） 第37回 日本看護学会 ー地域看護 富山ー

2006(平成18)年10月

〈介護福祉〉 鷺 見 裕 子

著書・論文

「大学生の衣服管理に対する意識と実態」（単著）

『高田短期大学紀要』第25号

2007(平成19)年3月

研究活動一覧表

オフィス情報学科

〈心理学〉 中 野 美 雅

著書・論文

「スキル・グレーディングによるコンピュータ・リテラシと『ワード』のスキル相関の検証」(単著) 『高田短期大学紀要』第24号 2006(平成18)年3月

『簡易データベースの一致検索を用いた、自己達成確認用教材開発』
私情協：大学情報化全国大会 大会論文集 2006(平成18)年9月

「インターネットを介在した廉価出席管理システムの開発および考察」(単著)
『高田短期大学紀要』第25号 2007(平成19)年3月

「キャリアアップグレード支援プログラムの開発－教養教育改革推進－」(共同)
『高田短期大学オフィス情報 学科平成17年度・平成18年度
「私立大学教育研究高度化推進特別補助」による助成研究報告書』 2007(平成19)年3月

学会・研究会等

「簡易データベースの一致検索を用いた、自己達成確認用教材開発」(口頭発表)
平成17年度 大学情報化全国大会 2005(平成17)年9月

〈経営学・キャリア教育〉 手 嶋 慎 介

著書・論文

「キャリア支援に関する経営学的考察
－経営学的アプローチによる若年者キャリア支援体制構築へ向けて－」(単著)
『高田短期大学紀要』第24号 2006(平成18)年3月

『入門グローバルビジネス』(共著) 学文社 2006(平成18)年9月

「短大におけるキャリア教育実践の課題と施策－地元密着型短大の特性を前提として－」
(共著) 『高田短期大学紀要』第25号 2007(平成19)年3月

「キャリアアップグレード支援プログラムの開発－教養教育改革推進－」(共同)
『高田短期大学オフィス情報学科 平成17年度・平成18年度
「私立大学教育研究高度化推進特別補助」による助成研究報告書』 2007(平成19)年3月

「就職支援教育プログラムの開発」(共著)
『2006年度教授法助成共同研究中間報告書』(日本ビジネス実務学会) 2007(平成19)年3月

学会・研究会等

「若年者キャリア支援策の現状についての一考察
－キャリア支援プログラムの開発と運用を巡って－」(発表) 日本労務学会中部部会 2006(平成18)年2月

高田短期大学紀要第26号

〈ビジネス実務〉 真 弓 徳 光

著書・論文

「短大におけるキャリア教育実践の課題と施策―地元密着型短大の特性を前提として―」
(共著) 『高田短期大学紀要』第25号 2007(平成19)年3月

「キャリアアップグレード支援プログラムの開発―教養教育改革推進―」(共同)
『高田短期大学オフィス情報学科 平成17年度・平成18年度
「私立大学教育研究高度化推進特別補助」による助成研究報告書』 2007(平成19)年3月

〈簿記実務〉 倉 田 充

著書・論文

「短大におけるキャリア教育実践の課題と施策―地元密着型短大の特性を前提として―」
(共著) 『高田短期大学紀要』第25号 2007(平成19)年3月

「キャリアアップグレード支援プログラムの開発―教養教育改革推進―」(共同)
『高田短期大学オフィス情報学科 平成17年度・平成18年度
「私立大学教育研究高度化推進特別補助」による助成研究報告書』 2007(平成19)年3月

〈情報処理・教育工学〉 大 西 眞 純

著書・論文

「キャリアアップグレード支援プログラムの開発―教養教育改革推進―」(共同)
『高田短期大学オフィス情報学科 平成17年度・平成18年度
「私立大学教育研究高度化推進特別補助」による助成研究報告書』 2007(平成19)年3月

学会・研究会等

「情報機器の個人情報はいかに守るべきか」(講演) 個人情報保護法に関する教職員研修 2007(平成19)年2月

〈教育工学・情報教育・教科教育〉 鷺 尾 敦

著書・論文

『『総合的な学習の時間』の実践検証と今後の展開』(共著)
『三重大学創造開発研究センター研究報告』第13号 2006(平成18)年3月

『『生きる力』を育む子どもパソコン教室の取り組み
―スクイークを使った『ゲーム作り』講座―』(単著)
『高田短期大学育児文化研究』第2号 2007(平成19)年3月

「短大のビジネス系情報教育における普通教科『情報』必修化の影響」(単著)
『高田短期大学紀要』第25号 2007(平成19)年3月

研究活動一覧表

『キャリアアップグレード支援プログラムの開発』—教養教育改革推進—」(共同)		
『高田短期大学オフィス情報学科 平成17年度・平成18年度 「私立大学教育研究高度化推進特別補助」による助成研究報告書』		
		2007(平成19)年3月
学会・研究会等		
「考える力を創造する子どもパソコン教室の取り組み—スクイークを使ったゲーム作り—」		
高田短期大学育児文化研究センター定例研究会		2006(平成18)年10月 12月
〈社会言語学〉 平 田 祐 子		
著書・論文		
『日本語表現法』(共著)		樹村房 2005(平成17)年6月
「コミュニケーション能力向上のための新たな教育プログラムについて」(単著)		
『高田短期大学紀要』第24号		2006(平成18)年3月
『ワークで学ぶビジネスマナー』(共著)		西文社 2006(平成18)年6月
『講義用指導書 ワークで学ぶビジネスマナー』(共著)		西文社 2006(平成18)年6月
「ビジネスコミュニケーション能力向上のための手法 —トライアングルメソッドの理論と実践—」(単著)		
『ビジネス実務論集』第25号(日本ビジネス実務学会)		2007(平成19)年3月
「敬意表現指導上の留意点と今後の課題」(単著)		
『高田短期大学紀要』第25号		2007(平成19)年3月
『キャリアアップグレード支援プログラムの開発』—教養教育改革推進—」(共同)		
『高田短期大学オフィス情報学科 平成17年度・平成18年度 「私立大学教育研究高度化推進特別補助」による助成研究報告書』		
		2007(平成19)年3月
学会・研究会等		
「ビジネスコミュニケーションに効果的なトライアングルメソッドについて」(発表)		
日本ビジネス実務学会・第25回全国大会		2006(平成18)年6月
「トライアングルメソッドを導入した教授法」		
日本ビジネス実務学会・第25回全国大会 (第3回「プレゼンター・オブ・ザ・イヤー賞」大会)		2006(平成18)年6月
「FDの観点から見た教員と学生のモチベーション向上を目指した教授法の研究 —実態調査の報告—」(共同)		
日本ビジネス実務学会・中部ブロック研究会(於：名古屋市)		2007(平成19)年1月

高田短期大学紀要第26号

〈英語教育〉 畠 山 義 啓

著書・論文

- 「英語学習のためのコンピュータとインターネット利用に関する参考資料」
『高田短期大学紀要』第24号 2006(平成18)年3月
- 「コンピュータとウェブを利用した英語学習」(単著) 『高田短期大学紀要』第25号 2007(平成19)年3月
- 『『キャリアアップグレード支援プログラムの開発』—教養教育改革推進—』(共同)
『高田短期大学オフィス情報学科 平成17年度・平成18年度
「私立大学教育研究高度化推進特別補助」による助成研究報告書』 2007(平成19)年3月

執筆者紹介（平成20年3月現在）

中 野 美 雅（オフィス情報学科准教授）
手 嶋 慎 介（オフィス情報学科講師）
武 川 眞 固（人間介護福祉学科教授）
佐 藤 完（人間介護福祉学科講師）
織 田 紀代子（人間介護福祉学科講師）
長 岡 さとみ（人間介護福祉学科助教）
橋 本 景 子（子ども学科助教）
梶 美 保（子ども学科准教授）
豊 田 和 子（子ども学科教授）
植 木 存（子ども学科准教授）
望 木 郁 代（子ども学科講師）
大 西 眞 純（オフィス情報学科教授）
川喜田 多佳子（オフィス情報学科非常勤講師）
畠 山 義 啓（オフィス情報学科准教授）
真 弓 徳 光（オフィス情報学科教授）
倉 田 充（オフィス情報学科教授）
鷲 見 裕 子（人間介護福祉学科講師）
平 田 祐 子（オフィス情報学科准教授）
桧 原 尉津子（子ども学科准教授）

編 集 委 員

栗原廣海 中野美雅 佐藤 完
植木 存 秋田晶子

高 田 短 期 大 学 紀 要 第 26 号

平成20年3月1日 発 行

発 行 者 高 田 短 期 大 学
三重県津市一身田豊野195
電 話 (059) 232-2310

印 刷 所 米 川 印 刷 所
三重県津市幸町5番2号
電 話 (059) 228-2685

BULLETIN OF TAKADA JUNIOR COLLEGE

VOL. 26

Research Papers

- Purchasing Behaviors in Net-Auction
- Needs & Reinforcer -
..... Yoshimasa Nakano (1)
- Consideration on Career Consulting Techniques
- Focusing on Problems in the Career Consulting for the Young People -
..... Shinsuke Tejima (15)
- The Act to Support the Independent Living for Disabled People and
the Structure of "Divided" "Poor" "Inequality" Society
..... Masataka Takekawa (27)
- The Significance of the Welfare Department and Education at the High School
..... Tamotsu Satou (37)
- The Preparations for Ageing
..... Tamotsu Satou・Kiyoko Oda・Satomi Nagaoka (51)
- Growth of Child and Child Care by Mothers (1)
..... Keiko Hashimoto (61)
- Consideration of the Possibilities of Baby Massage in Infant Care
..... Miho Kaji (73)
- A Study on the Curriculum of Fröbelism-Kindergarten-Teacher Preparation
- By the Comparison with Infantschool-Teacher -
..... Kazuko Toyoda (83)
- A Survey of Child-Raising - Findings from the Survey of the Mothers at Nursery Schools -
..... Tamotsu Ueki・Yoshimasa Nakano (99)
- A Study on Development of the Student's Educational Ability in Teaching Practice
..... Ikuyo Mochiki (111)
- The Teaching Method of "Word Processing" as a Subject
..... Shinjun Ohnishi・Takako Kawakita (119)
- The Construction of Career Guidance Programs in a Junior College
..... Yoshihiro Hatakeyama・Shinsuke Tejima・Tokukou Mayumi・Mitsuru Kurata (133)
- Behavior and Repair of the Women College Students for Clothing
..... Hiroko Sumi (143)
- A Study of the Influence Speech Act Has on the Other
..... Yuko Hirata (151)

Reports

- The Education for the Prevention of Young Children Accidents in the Child Care Worker Training
Institution - The Approach in the Basic Skill Subject "Young Child Physical Education" -
..... Itsuko Sakakibara (161)

Supplement

- A List of Academic Research Activities (167)
-